

男女共同参画の視点による
平成 28 年熊本地震対応状況調査
報告書

平成 29 年 3 月

内閣府男女共同参画局

目 次

はじめに	1
I. 熊本地震の概要	3
1 地震の概要	3
2 人的・物的被害の状況	4
3 避難の状況	4
II. 調査概要	7
1 検討会概要	7
2 アンケート調査概要	9
3 ヒアリング調査概要	11
III. 調査報告	13
1 調査結果概要	13
(1) 被災自治体	13
(2) 応援自治体	30
(3) 民間支援団体	37
2 課題と取組の方向性	42
(1) 事前の備え・予防体制	42
(2) 発災後の応急体制	43
(3) 避難所等での支援体制	46
(4) 復旧・復興体制	47
(5) 応援・受援体制	48
3 今後の災害対応に向けた提言	50
(1) 男女共同参画の視点からの災害対応の必要性	50
(2) 提言 ～今後の災害対応に向けて～	51
おわりに	59
IV. アンケート調査結果（詳細）	60
1 被災自治体	60
(1) 事前の備え・予防体制について	60
(2) 防災・災害対応に関する教育・啓発	78
(3) 発災後の支援体制と避難所等について	80
(4) 応急仮設住宅	107
(5) 復旧・復興について	108
(6) その他	114
2 応援自治体	118
(1) 職員の体制について	118
(2) 発災後の対応	127
(3) 避難所等での支援について	136

（４）その他	147
（５）事前の備え・予防体制について	158
（６）防災・災害対応に関する教育・啓発	178
３ 民間支援団体	194
（１）普段の活動状況について	194
（２）発災後の対応	198
（３）避難所等での支援について	202
（４）その他	209
V. ヒアリング調査結果（詳細）	214

<参考資料>

1. 被災自治体向け調査票
2. 応援自治体向け調査票
3. 民間支援団体向け調査票
4. 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針
5. 備蓄チェックシート、避難所チェックシート、応急仮設住宅チェックシート
6. 男女共同参画の視点からの避難所運営等の災害対応について（依頼）
7. 第4次男女共同参画基本計画（抜粋）
8. 女性活躍加速のための重点方針 2016
9. 都道府県防災会議の委員に占める女性の割合
10. ～平成28年熊本地震～ 避難所運営から見た課題、女性職員による支援の必要性について（岐阜県）
11. 男女共同参画の視点に立った避難所づくりについて（宮城県仙台市）
12. 安心・安全な避難所運営のために ～多様な意見を取り入れた避難所運営のお願い～（宮城県仙台市）

※「男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査事業」受託事業者として、みずほ情報総研株式会社がアンケート調査、ヒアリング調査の実施・とりまとめ、検討会の運営及び報告書の作成等を受託した。

はじめに

この報告書は、平成28年4月に発生した熊本地震における、被災地の地方公共団体、被災地において支援を行った地方公共団体、民間団体等の対応状況や各種事例について調査を行い、男女共同参画の視点について分析・検討した結果を取りまとめたものである。

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられており、災害時には平時における社会の課題が一層顕著になって現れる。

その際、性別、年齢や障害の有無等、様々な社会的立場によって災害から受ける影響は異なることから、これらの視点を通して、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要となる。

例えば、これまでの災害の経験から、災害時には、

- ①男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける意識（固定的性別役割分担意識）から、家事や子育て、介護等の増大する家庭的責任が女性に集中し、ストレスや心身の不調を抱えやすい一方、家族を経済的に支え、守るのは自分の役割であるとの意識が強い男性が、その責任を抱え込み追い詰められやすいこと
- ②男女のニーズの違いや子育て家庭、介護を必要とする家庭の事情などが十分配慮されず、必要な支援や物資が提供されないこと
- ③意思決定の場への女性の参画割合が低く、予防（平時）、応急、復旧・復興の各場面において女性の意見が反映されにくいこと
- ④女性や子どもに対する暴力が、災害時には避難所や仮設住宅等で顕在化する懸念
- ⑤女性はパート・アルバイト等の非正規雇用が多く、災害時に解雇・雇止めされるおそれがあること

などの問題が明らかになっているが、これらは全て平時の男女共同参画の課題が災害時に表出したものである。また、女性（男性）に傾向として認められる問題においては、男性（女性）が同様に問題を抱えている可能性にも留意すべきである（例：男性で介護を担っている人、男性の非正規雇用者、父子家庭などの困難）。

このような災害時の課題を解決、もしくは未然に防ぐために、男女で異なる災害から受ける影響に配慮することや、防災・復興の主体的な担い手として女性を位置づけることなどを通じて、地域における生活者などの多様な視点から、防災対策を考え、実施し、地域の防災力を高めていくことが、男女共同参画の視点からの防災である。

その具体的な取組としては、例えば以下のような取組が挙げられる。

- ①性別によって、困難傾向やニーズの違いがあるという事実に対する認識を深める
- ②衛生・栄養・育児・介護といった複雑かつ広範な生活ニーズを、多様な被災者の立場から把握する
- ③家庭・地域・組織において人々が担っている役割・責任の違いがあり、発言力にも格差が存在しているという事実を前提に、災害対応に従事する人員の配置、被災者ニーズの把握及び災害対応に関する意思決定を行う

④復興期における働き方、家庭・地域の経済格差、地域における女性・若者の定着などの問題に正面から向き合う

⑤予防、応急、復旧・復興のいずれの場面においても、女性の意思決定の場への参画が、災害対応と支援の質を上げるために重要であるということを認識する

このように男女共同参画の視点からの防災に取り組むことで、被災者の多様なニーズに対応することが可能となり、大規模災害による避難生活の改善にもつながるなど、被災者支援の質が全般的に高まることで、より多くの命や暮らしが守られることとなる。さらに、様々な視点に配慮するためには、多様な主体が連携することが求められるため、被災者支援に関わる各主体間の連携の強化にもつながる。生活者である多様な被災者の立場から対応を続けていくことにより、生活再建・住宅再建・復興まちづくりなどの、復興局面における諸課題への効果的な対策にもつながっていくものと考えられる。

こうしたことを踏まえ、本調査においては、今後我が国で起こりうる災害への対応において解決すべき課題を明らかにするとともに、今後、災害対応において男女共同参画の視点を反映させるために特に必要であることについて提言を取りまとめた。調査結果を踏まえ、関係各所による災害対応に、男女共同参画の視点がより一層反映されることを期待する。

I. 熊本地震の概要

内閣府「平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について（平成28年12月14日18時00分現在）、（平成28年5月16日15時00分現在）、（平成28年4月22日7時45分現在）」等より一部抜粋。

1 地震の概要

（1）4月14日21時26分に発生した地震

ア 発生日時

- ・平成28年4月14日21:26

イ 震源地（震源の深さ）及び地震の規模

- ・場所：熊本県熊本地方（北緯32度44.5分、東経130度48.5分）、深さ11km（暫定値）
- ・規模：マグニチュード6.5（暫定値）

ウ 最大震度

- ・震度7 熊本県：益城町宮園

（2）4月16日1時25分に発生した地震

ア 発生日時

- ・平成28年4月16日1時25分

イ 震源地（震源の深さ）及び地震の規模

- ・場所：熊本県熊本地方（北緯32度45.2分、東経130度45.7分）、深さ12km（暫定値）
- ・規模：マグニチュード7.3（暫定値）

ウ 最大震度

- ・震度7 熊本県：益城町宮園、西原村小森

（3）地震活動の状況

【4月14日21:26以降に発生した震度6弱以上の地震】

4月14日	21:26	震度7	熊本県熊本
	22:07	震度6弱	熊本県熊本
15日	0:03	震度6強	熊本県熊本
16日	1:25	震度7	熊本県熊本
	1:45	震度6弱	熊本県熊本
	3:55	震度6強	熊本県阿蘇
	9:48	震度6弱	熊本県熊本

※12月13日24時現在、震度1以上を観測する地震が4,191回発生。

（震度7：2回、震度6強：2回、震度6弱：3回、震度5強：5回、震度5弱：12回、震度4：116回、震度3：406回、震度2：1143回、震度1：2502回）

2 人的・物的被害の状況

(1) 人的被害（消防庁情報12月14 日18:00現在）

(人)

都道府県名	死亡	重傷	軽傷
福岡県		1	17
佐賀県		4	9
熊本県	161	1,068	1,552
大分県		11	22
宮崎県		3	5
合計	161	1,087	1,605

(2) 建物被害（消防庁情報：12月14日18:00現在）

都道府県名	住宅被害			非住家被害		火災 棟
	全壊	半壊	一部破損	公共建物	その他	
	棟	棟	棟	棟	棟	
山口県			3			
福岡県		1	230		1	
佐賀県			1		2	
長崎県			1			
熊本県	8,360	32,261	138,224	325	4,262	15
大分県	9	214	7,903		62	
宮崎県		2	20			
合計	8,369	32,478	146,382	325	4,327	15

3 避難の状況

(1) 避難所の状況

【熊本県】

- ・11月18日をもって、県内全避難所を閉鎖
- ・避難所への避難者最大数：183,882名（4月17日、855箇所開設）

【大分県】

- ・5月16日をもって、県内全避難所を閉鎖
- ・避難所への避難者最大数：12,443名（4月17日、311箇所開設）

(2) 発災後1週間後の避難所の状況

【福岡県】

- ・19箇所 78名（4月21日 15:00現在）

【長崎県】

・ 5 箇所 13名（4月21日 16:00現在）

【熊本県】

・ 650箇所 89,513名（4月21日 13:30現在）

	市町村名	避難所数	避難者数		市町村名	避難所数	避難者数
1	熊本市	255	52,883	24	産山村	5	38
2	宇土市	14	1,211	25	高森町	8	187
3	宇城市	20	3,827	26	南阿蘇村	8	1,358
4	美里町	5	273	27	西原村	6	1,407
5	御船町	25	2,476	28	八代市	60	3,482
6	嘉島町	14	1,908	29	氷川町	5	329
7	益城町	11	7,346	30	水俣市	2	9
8	甲佐町	11	461	31	芦北町	20	82
9	山都町	8	190	32	津奈木町	3	0
10	菊池市	16	99	33	人吉市	3	13
11	合志市	11	575	34	錦町	1	2
12	大津町	18	1,528	35	あさぎり町	1	0
13	菊陽町	14	2,318	36	多良木町	0	0
14	荒尾市	3	10	37	湯前町	0	0
15	玉名市	4	74	38	水上村	1	2
16	玉東町	5	8	39	相良村	0	0
17	和水町	2	0	40	五木村	0	0
18	南関町	1	1	41	山江村	0	0
19	長洲町	0	0	42	球磨村	5	9
20	山鹿市	6	76	43	上天草市	6	189
21	阿蘇市	44	6,274	44	天草市	17	15
22	南小国町	5	396	45	苓北町	1	0
23	小国町	6	457		計	650	89,513

【大分県】

・ 68箇所 637名（4月21日 13:30現在）

(3) 発災後1カ月後の避難所の状況

【熊本県】

・235箇所 10,434名（5月15日 13:30現在）

	市町村名	避難所数	避難者数
1	熊本市	87	3,305
2	宇土市	8	79
3	宇城市	6	542
4	美里町	5	8
5	御船町	18	648
6	嘉島町	5	524
7	益城町	15	3,299
8	甲佐町	6	27
9	山都町	2	25
10	菊池市	5	78
11	合志市	3	10
12	大津町	11	225
13	菊陽町	6	137
14	荒尾市	0	0
15	玉名市	1	5
16	玉東町	1	1
17	和水町	0	0
18	南関町	0	0
19	長洲町	0	0
20	山鹿市	1	0
21	阿蘇市	3	159
22	南小国町	1	1
23	小国町	7	0

	市町村名	避難所数	避難者数
24	産山村	5	0
25	高森町	3	0
26	南阿蘇村	6	589
27	西原村	5	674
28	八代市	23	78
29	氷川町	2	20
30	水俣市	0	0
31	芦北町	0	0
32	津奈木町	0	0
33	人吉市	0	0
34	錦町	0	0
35	あさぎり町	0	0
36	多良木町	0	0
37	湯前町	0	0
38	水上村	0	0
39	相良村	0	0
40	五木村	0	0
41	山江村	0	0
42	球磨村	0	0
43	上天草市	0	0
44	天草市	0	0
45	苓北町	0	0
	計	235	10,434

【大分県】

・1箇所 3名（5月15日 13:30現在）

Ⅱ. 調査概要

1 検討会概要

(1) 調査目的

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられており、災害時には平常時における社会の課題が一層顕著になって現れる。その際、性別、年齢や障害の有無等、様々な社会的立場によって災害から受ける影響は異なることから、これらの視点を通して、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要となる。

昨年4月に発生した平成28年熊本地震（以下、「熊本地震」という。）は、最大震度7を観測した2度の地震と、その後も繰り返し続く大きな余震により、熊本県を中心に甚大な被害をもたらした。こうした中で、発災直後から授乳室等の女性専用のスペースや男女別更衣室の確保等、男女共同参画の視点に配慮した運営に取り組む避難所が認められる一方、プライバシーの確保等については必ずしも十分な取組がされていないとの報告がなされるなどの状況があった。

こうしたことを踏まえ、本調査は、熊本地震において災害対応に当たった地方公共団体等の事前の備えや発災時の対応、これまでの復旧・復興の対応状況の把握や各種事例の収集を男女共同参画の視点から実施するとともに、男女共同参画の視点から、今後解決すべき課題等を明らかにすることを目的として実施する。

(2) 検討会の設置

本調査の実施方針等について検討するため、本分野に精通した有識者、地方公共団体職員から構成される検討会を設置した。検討会の構成は以下の通り。

（検討会委員）

氏 名	所属・役職
◎ 浅野 幸子	減災と男女共同参画 研修推進センター 共同代表
宇田川真之	公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 人と防災未来センター 研究部研究主幹
後藤 至功	佛教大学 福祉教育開発センター 講師
中園三千代	くまもと県民交流館「パレア」館長
藤井宥貴子	熊本市男女共同参画センター「はあもにい」館長

五十音順、敬称略、◎は座長

（オブザーバー）

氏 名	所属・役職
小林 大介	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官補佐（避難所担当）
佐谷 説子	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）
田中 克尚	総務省消防庁国民保護・防災部防災課災害対策官（併）課長補佐

五十音順、敬称略

(3) 検討会の開催

調査の実施及び報告書作成に当たり、検討会を3回開催し、アンケート調査票の内容、現地ヒアリング調査先の選定、調査報告書の審議等を実施した。

回	開催日時	議事内容
第1回	平成28年12月12日	・調査概要説明 ・委員報告 ・アンケート調査項目案について ・現地ヒアリング調査について
第2回	平成29年2月20日	・アンケート調査結果の速報について ・現地ヒアリング調査結果の概要について ・論点整理・調査報告書構成案について
第3回	平成29年3月21日	・現地ヒアリング調査（応援団体）結果の概要について ・報告書案について

2 アンケート調査概要

(1) 調査期間

平成28年12月27日～平成29年 1 月23日

(2) 調査方法

電子メールまたは郵送による配布・回収

(3) 調査対象

① 被災自治体（2 県、58市町村）

熊本県、大分県及び熊本地震に伴い避難所を開設した熊本県内の市町村（水上村を除く。）及び大分県内の市町村（津久見市・豊後高田市・杵築市・姫島村を除く。）

② 応援自治体（45都道府県、1,683市区町村）

熊本地震の被災地に職員を派遣し、被災者の生活支援や避難所運営に関する支援等を実施した地方公共団体（熊本県水上村、大分県津久見市・豊後高田市・杵築市・姫島村を含む。）

③ 民間支援団体

熊本地震の被災地支援を行ったNPO等の民間支援団体のうち、被災者の生活支援や避難所運営に関する支援等を実施した団体

(4) 調査項目

① 被災自治体向け調査

- ア．事前の備え・予防体制について
- イ．防災・災害対応に関する教育・啓発
- ウ．発災後の支援体制と避難所等について
- エ．応急仮設住宅
- オ．復旧・復興について
- カ．その他

② 応援自治体向け調査

- ア．職員の体制について
- イ．発災後の対応
- ウ．避難所等での支援について
- エ．その他
- オ．事前の備え・予防体制について
- カ．防災・災害対応に関する教育・啓発

③ 民間支援団体向け調査

- ア．普段の活動状況について
- イ．発災後の対応
- ウ．避難所等での支援について
- エ．その他

(5) 回答結果

回答数は以下の通りであった。

① 被災自治体向け調査

調査対象	発送数 (件)	有効回答数 (件)	有効回答率 (%)
県	2	2	100.0%
市町村	58	37	63.8%
全 体	60	39	65.0%

② 応援自治体向け調査

調査対象	発送数 (件)	有効回答数 (件)	有効回答率 (%)
都道府県	45	39	86.7%
市区町村	1,683	820	48.7%
全 体	1,728	859	49.7%

※応援自治体向け調査においては、日本国内の全ての地方公共団体に調査票を送付しているが、被災地に職員を派遣していない地方公共団体や、被災者の生活支援や避難所運営等、男女共同参画の視点が求められる支援を実施していない地方公共団体に対しては回答を求めている。

③ 民間支援団体向け調査

調査対象	発送数 (件)	有効回答数 (件)	有効回答率 (%)
全 体	—	50	—

※民間支援団体においては、直接調査票を発送した93団体の他に、ボランティアネットワーク（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク、防災・減災日本CSO-ネットワーク）から幅広く全国の団体に調査票を発送しているため、発送数及び有効回答率を算出することは困難であった。

3 ヒアリング調査概要

(1) 調査期間

平成29年 1 月23日～平成29年 3 月16日

(2) 調査対象候補の選定

ヒアリング調査では、以下に示す①～③のいずれかの条件に合致する団体から候補を選定した。

- ① 熊本地震に伴い、避難所を開設した市町村（熊本県内の市町村及び大分県の一部市町村）
- ② 熊本地震の被災地に職員を派遣し、被災者の生活支援や避難所運営等に関する支援等、男女共同参画の視点が求められる支援を実施した都道府県・市町村
- ③ 熊本地震の被災地支援を行ったNPO等の民間支援団体のうち、被災者の生活支援や避難所運営等に関する支援等、男女共同参画の視点が求められる支援を実施した団体

(3) ヒアリングの実施状況

ヒアリング調査の実施状況について、以下に示す。

日時		ヒアリング先	ヒアリング対応者 (敬称略)	実施委員
1 月23日	10:00 ～11:45	熊本県益城町役場	益城町役場 総務課 (男女共同参画センター)	宇田川委員
	13:30 ～14:50	益城町総合体育館 (指定管理者：Y M C A)	公益財団法人熊本 Y M C A 益城町総合運動公園	宇田川委員
	15:30 ～16:50	益城中央小学校	益城だいすきプロジェクト きままに	宇田川委員
1 月24日	10:00 ～12:20	熊本県御船町役場	御船町役場 ・ 総務課地域・防災係 ・ 福祉課福祉係 ・ こども未来課	後藤委員
	14:00 ～15:45	御船町スポーツセンター (指定管理者：Y M C A)	公益財団法人熊本 Y M C A 御船町スポーツセンター	後藤委員
1 月25日	10:00 ～12:20	熊本学園大学	熊本学園大学 ・ 水俣学研究センター ・ 社会福祉学部	宇田川委員 後藤委員
	13:00 ～14:40	熊本県助産師会	熊本県助産師会	後藤委員
	15:00 ～16:00	マザーズハローワーク熊本	マザーズハローワーク熊本	後藤委員

日時		ヒアリング先	ヒアリング対応者 (敬称略)	実施委員
2月1日	10:00 ～12:00	熊本県南阿蘇村役場	南阿蘇村役場 ・ 総合調整課 ・ 健康推進課 ・ 住民福祉課 ・ 人権対策課	中園委員
	13:30 ～14:50	社会福祉法人順和会 (特別養護老人ホーム 陽ノ丘荘)	社会福祉法人順和会	中園委員
	15:00 ～16:30	南阿蘇村久木野総合福祉セ ンター (指定管理者:南阿蘇村社会 福祉協議会)	南阿蘇村社会福祉協議会	中園委員
2月7日	10:00 ～11:45	熊本県熊本市役所	熊本市 ・ 男女共同参画課	藤井委員
	14:00 ～15:45	さくらんぼ保育園	さくらんぼ保育園	藤井委員
3月15日	13:30 ～15:10	岐阜県庁	岐阜県 ・ 被災地において避難所運営 支援業務に携わった女性 職員2名 (派遣期間:4/25～4/29) ・ 女性の活躍推進課 ・ 人事課 ・ 健康福祉課 ・ 防災課	
3月16日	10:30 ～12:00	宮城県仙台市役所	仙台市 ・ 危機管理課 ・ 防災計画課 ・ 減災推進課	
	15:00 ～15:45		仙台市 ・ 男女共同参画課	
	16:00 ～17:00		仙台市 ・ 被災地において避難所運営 支援業務に携わった女性 職員1名 (派遣期間:5/4～5/12)	

Ⅲ. 調査報告

1 調査結果概要

(1) 被災自治体

① 事前の備え・予防体制

(防災担当主管課、男女共同参画担当主管課の状況)

アンケート調査において、防災担当主管課の職員体制は、被災県（熊本県及び大分県をいう。以下同じ。）では、常勤の職員数の平均は43.0人であり、そのうち女性は2.0人（5%）であった。被災市町村（被災自治体のうち、熊本地震に伴い避難所を開設した熊本県内の市町村及び大分県内の市町村をいう。以下同じ。）においては、常勤の職員数の平均は7.2人であり、そのうち女性は0.8人（11%）であった。＜Q1＞

また、男女共同参画担当主管課の職員体制は、被災県では、常勤の職員数の平均は16.0人であり、そのうち女性は9.5人（59%）であった。被災市町村においては、常勤の職員数の平均は5.8人であり、そのうち女性は1.8人（31%）であった。＜Q2＞

(地方防災会議の状況)

アンケート調査において、被災県の都道府県防災会議の委員数の平均は54.0人であり、そのうち女性は5.5人（10%）であった。また、被災市町村の市町村防災会議の委員数の平均は37.9人であり、そのうち女性は2.7人（7%）であった。、都道府県防災会議の委員に占める女性の割合の全国平均14.0%（平成28年）及び市町村防災会議に占める女性委員の割合の全国平均8.0%（平成28年）より低く、女性委員の割合を平成32年までに30%とすることとしている国の第4次男女共同参画基本計画（以下、「4次計画」という。）の成果目標よりもかなり低い状況となっていた。＜Q3＞

一方、平成23年度以降女性委員の割合が増えていると回答している被災自治体は、39団体中25団体（64%）であり、全体に女性委員は増加の傾向にある。＜Q5＞

女性委員の比率が10%以上と高い被災自治体においては、首長がその職員から指名する委員（5号委員）と自主防災組織又は学識経験者から首長が任命する委員（8号委員）の任命が進んでいる（5号委員は10%未満の団体より平均0.9人多く、8号委員は10%未満の団体より平均1.9人多い。）。＜Q3＞

(地域防災計画の状況及び「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等の活用状況)

アンケート調査によると、地域防災計画について、平成23年度以降、男女共同参画の視点から改正した被災自治体は14団体であった。主な改正内容は、男女のニーズに配慮した備蓄や男女共同参画の視点からの避難所運営など防災対応マニュアル等の作成であり、男女共同参画の視点からの研修・訓練や女性防災リーダーの育成を追加しているところもあった。なお、避難所運営等において、計画等があったため、今回の地震に際して、男女共同参画の視点からの対応等ができたと回答した被災自治体は、14団体あった。＜Q6、Q16＞

また、被災自治体の男女共同参画担当主管課においては、被災県（100%）及び22市町村（59%）

が「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」やこれに基づく「チェックリスト」を認識していた一方、これらを活用している団体は1県（50%）及び11市町村（30%）となり、認識度合と比して低い状況であった（ただし、活用していないと回答した1県は、独自のパンフレットを作成しており、これを活用していると回答）。被災自治体の防災担当主管課においては、同指針やチェックリストを認識している団体は、1県（50%）及び15市町村（41%）で、これらを活用している団体は1県（50%）及び7市町村（19%）と半減していた。＜Q7＞

取組事例1 平成23年以降、地域防災計画に男女共同参画の視点から新たに書き加えた事項がある市町村の避難所における取組の実施状況

平成23年以降で男女共同参画の視点からの避難所運営のニーズの高かった市町村、地域防災計画に男女共同参画の視点から新たに書き加えた事項がある被災市町村における、今回の災害対応における避難所での男女共同参画の視点を反映した取組の実施状況は、以下の通り。

男女共同参画の視点を反映した取組	熊本県				
	熊本市	八代市	菊池市	嘉島町	芦北町
①間仕切りによるプライバシーの確保	○		○	○	
②女性用更衣室	◎	◎	◎	○	○
③授乳室	◎	◎	◎	○	○
④女性専用の物干し場	○			△	
⑤男女別トイレ	◎	◎	◎	◎	○
⑥女性のトイレを男性よりも多めに設置					
⑦避難所の運営体制への女性の参画	◎	◎	◎	◎	◎
⑧女性用物資（生理用品や下着等）の女性による配布	◎		◎	◎	
⑨女性のニーズの把握	◎		○	◎	
⑩女性に対する暴力を防ぐための措置	◎		○	◎	
⑪女性に対する相談窓口の開設・周知	◎			○	
⑫乳幼児のいる家庭用エリアの設定	○		○		○
⑬女性や母子専用エリアの設定	◎		○		○
⑭女性は炊事のみ担当など性別や年齢による固定的役割分担に基づく運営とならないような取組	◎			△	

◎：1週間以内にできたもの、○：半月以内にできたもの、●：1か月以内にできたもの、△：1か月目以降にできたもの

（男女共同参画の視点を踏まえた防災研修の実施状況）

アンケート調査において、防災関係の研修（防災訓練も含む。）に関しては、職員向け・住民向け共に8割以上の被災自治体の実施しているが、男女共同参画の視点を踏まえた研修は、4市町村（14%）のみが職員向けに実施、1県（50%）及び7市町村（22%）が住民向けに実施と、実施割合が低くなっていた。＜Q9＞

ヒアリング調査から、現場の実態に即してその場で考えて取り組んだ結果、男女共同参画の視点が反映されていたという声がある一方、特段意識しなかったためニーズを把握してから男女共同参画の視点を踏まえた対応が後回しになったという事例もあった。

一方、男女共同参画の視点を踏まえた研修等を地域防災計画に位置付けている自治体も認められた。

（自治会や町内会等を基礎とする自主防災組織における女性の参画）

アンケート調査において、自治会や町内会等を基礎とする自主防災組織（住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）に対して、女性の参画促進に向けた取組を行っている被災自治体は、2 県（100％）及び10市町村（27％）であり、女性防災リーダーの育成を行っている被災自治体は、6 市町村（16％）のみであった。＜Q8＞

ヒアリング調査では、住民主体の避難所運営において、女性の視点を活かした例や女性リーダーによる男女共同参画の視点を踏まえた対応がなされるなどの好事例も見られた。

取組事例 2 益城町中央小学校の取組

益城町の中央小学校は、比較的地縁関係が薄い人の集まった避難所であったが、吉村静代氏（益城だいすきプロジェクト きままに 代表）を中心に、以下に示すような取組を実施し、発災 2 か月後から住民自治による運営を行った。

①女性の視点からの避難所自主運営

女性だからこそできたことが多い。男性は組織的にやろうとし、そこに負担を感じる人がでてくる。「できる人が、できることを、できた分をする」という雰囲気になっていった。この方針について男性からの反対もなかった。

住民活動を促すタイミングは発災後 2 週間頃まで。1 ヶ月経過すると支援を受けることに慣れて自発的に活動しなくなる恐れがある。「布団畳み」「掃除」「挨拶」といった日常生活に返る取組を実施しただけで避難者も元気になっていった。

②固定的性別役割分担意識の解消

トイレも含めた掃除や食事配りなど、男女が共にやるような雰囲気づくりを行った。

③女性・子ども専用スペースの確保

乳幼児のいる世帯（8 世帯）の専用スペース、女性専用スペース（シャワールーム、着替えや清拭ができるスペース）を常に確保した。

④働く女性への互助的サポート

3 人の子どもがいる共働き家庭に対して、周りの避難者がサポートしていた。

避難所としてコミュニティが形成されていたため、仮設住宅への移動に際し、中央小避難者で当選した人が近隣にまとまって居住できるような配慮を役場と交渉した。顔見知りで隣同士になったことで、仕事で不在にしている家庭の洗濯物を雨のときに取り込んであげるなどの活動が自然になされている。

② 発災後の災害対応体制・被災者支援の状況等

ア. 被災自治体の災害対応体制

（災害対策本部の状況）

アンケート調査において、被災県では、災害対策本部会議の構成員の数（最大時）の平均は17.0

人であり、そのうち女性は1.0人（6％）であった。被災市町村では、平均20.9人であり、そのうち女性は0.9人（4％）であった。＜Q10＞

避難所運営において、男女共同参画の視点からの取組が実施できた理由として、17％の被災自治体が「災害対策本部等からの指摘があった」と回答しており、「自治体内部の職員の議論で意見があり、取り組んだ」と回答した被災自治体は、33％であった。＜Q16＞

（発災時における男女共同参画担当部局の状況）

アンケート調査において、発災から1カ月以内に男女共同参画担当部局が男女共同参画の視点から災害対応を行うよう、庁内や関係機関等に要請を行った被災自治体は、1県（50％）及び4市町村（11％）であった。男女共同参画の視点から災害対応を行うよう、庁内や関係機関等に要請しながら、自らも避難所を回るなどして直接的に働きかけた団体は、熊本県と玉名市の2団体であった。＜Q11＞

取組事例3 熊本県男女共同参画センターの取組

熊本県男女共同参画センターは、4月26日から29日にかけて、熊本県内8市町村において100人以上の避難者がいる避難所31か所を巡回。避難所内外の設備等について、男女共同参画の視点から、内閣府作成のチェックシートに沿って確認し、必要に応じて避難所を管理している市町村職員等にインタビューを行い、改善の提案を実施。

5月9日、調査のフィードバックとして、熊本市を除く全市町村に、避難所設備等の優良事例と改善案を通知、男女共同参画視点に基づく配慮を求めた。

上記以外の熊本県男女共同参画センターの被災後の取組は以下の通り。

- ①避難所ポスター掲示（性暴力被害防止）
- ②熊日新聞「女性の悩み相談 熊本地震」連載
- ③男女共同参画 inパレア ロビー展（平成28年6月）・ワークショップ（平成28年7・11月、平成29年2月）
- ④被災地訪問相談事業（平成28年8月～、6市町村）
- ⑤ガールズ支援シンポジウム（協力事業）（平成28年9月）
- ⑥DV防止講演会（平成28年11月）
- ⑦男女共同参画推進員・地域リーダー研修（男女共同参画視点の防災・復興）
- ⑧女性活躍推進講演会（災害復興）（男女課共催）（平成28年10月）
- ⑨男女共同参画の視点からの防災研修プログラム（内閣府公募事業・男女課）（平成29年1月）
- ⑩防災・復興シンポジウム（男女課共催） H29.1

取組事例4 熊本市男女共同参画センターの取組

平成28年4月14日、16日の熊本地震発生後、「熊本市男女共同参画センターはあもにい」には、阪神淡路大震災や新潟県中越地震、東日本大震災など過去の震災での経験や報告書などについて、全国の女性会館、男女共同参画センターなどのアドバイスが寄せられた。それを受け、熊本市内各地の避難所を回って、男女共同参画の視点からアドバイス等を行う「避難所キャラバン」等を実施した。具体的な取組は次の通り。

①男女共同参画の視点からの環境改善活動

- ・内閣府チェックシートによる、避難所スタッフヒアリング
- ・更衣室や授乳室などの表示配布
- ・意見箱「みんなの声」の設置・意見の回収
- ・避難所入所者個別ヒアリング
- ・女性やこども向けの支援物資提供の呼びかけおよび配布

②性暴力・DV防止啓発運動

- ・性暴力・DV防止ポスター・チラシ、カード、HPによる啓発

③避難者自立支援講座

- ・防災ミニ講座（平成28年7～8月）
- ・防災食講座避難者支援（平成28年6～8月）
- ・足湯&茶話会 ・防災食クッキング（平成28年9月～平成29年3月）

④支援者支援

- ・自己メンテナンスシートの作成
- ・支援者ストレスケア研修（平成28年8・9・11月）

⑤若者支援

- ・ガールズ支援シンポジウム（主催）（平成28年9月）

⑥防災基礎講座・避難所運営実践講座（平成28年10月）

⑦親子支援

- ・「子育ておしゃべり会」（平成28年6～12月）
- ・親子メンタルケア講座（市内5か所 保育園・養護施設など）（平成28年8～9月）
- ・LADY・トーク（共催）（平成28年11月）
- ・防災食を使った 父子料理教室（平成28年11月）

⑧被災者支援講座

- ・「私が私のベストフレンド」（平成28年9月）（北九州市立男女共同参画センタームーブ協力）

⑨熊本地震活動集会（共催）（平成29年3月）

⑩ミモザフェスティバル 防災パネル展示（平成29年3月）

（「避難所キャラバン中間報告書」（熊本市男女共同参画センターはあもにい）より引用）

イ. 災害対応職員の状況

（女性職員の宿直勤務の状況）

アンケート調査において、女性職員等が避難所や庁舎に宿直等して災害対応業務を行った被災自治体は1県（50%）及び33市町村（89%）であり、そのうち、女性職員の宿直等に当たり配慮や工夫をしていたとの回答があった被災自治体は、16市町村（43%）であった。＜Q13＞

女性職員の宿直等の際の配慮や工夫には、「女性のみでの宿直は行わない（夜間の避難所対応には男性職員を配置）」、「女性職員が1人にならないように配慮（必ず男性職員が同席）」、「女性職員の宿直等に当たり、宿泊の際は女性同士ペアで宿泊するように配慮した」、「仮眠室や専用の部屋を別に設けた」、「子育てや介護中の職員に対しては極力、宿直から外すようにし、やむを得ず宿直勤務をさせる場合でも、日程の調整を行うなど、宿直が可能かどうか聞き取りながら配置した」等の回答があった。＜Q13＞

また、大分県日田市では、「災害対応が長期化したため、職員体制を3班体制で7時間勤務のローテーション」とする取組を行っていた。＜Q13＞

（育児、介護を行っている職員の状況）

子育てや介護に携わっている職員が災害対応業務を行った例があるとの回答があった被災自治体は1県（50%）及び27市町村（73%）であった。このような職員がどのようにして育児や介護を行っていたかについての回答は、「夫または妻など家族に依頼した」（86%）、「保育所や介護施設に預けていた」（79%）、「両親や兄弟姉妹、親戚等の親族に依頼した」（75%）であった。＜Q12＞

ヒアリング調査によると、益城町では3世代同居も多く、家族での対応ができていたとの声があり、御船町においては、首長のリーダーシップにより、約4日で乳幼児がいる世帯対象の一時避難所を開設し、保育が再開されたとの回答があった。さらに、アンケート調査における熊本県の回答からは、「県職員連合労働組合本部が職員の子ども（幼稚園～小中学生）の預かりを実施。（4月末から5月の連休明けまでの計5日間で述べ50名の子どもを預かり）」という回答があった。

取組事例５ 御船町における保育環境の早期整備に関する取組

御船町では、乳児がいる世帯が夜泣きのために避難所に居づらく車中泊しているという情報があり、災害対策本部において課題とされた。災害対策本部から乳児世帯専門避難所開設が必要との報告を受け、こども未来課において乳児世帯専門避難所の早期開設に取り組んだ。

- ・乳児世帯専用避難所は、元々幼稚園だった施設の半分を利用して開設していた「子育てふれあい館」内に４月１９日～２８日まで設置。館内の２部屋（１００㎡（２０畳）程度）で、最大２５世帯収容できるようスペースを区切った。ピーク時は１１世帯・４８人が生活した。
- ・乳児世帯専用避難所の支援スタッフは全て町役場職員（休園中の公立保育園３園の保育士等職員、こども未来課職員）。町の正規職員の保育士をローテーションで常時２名配置した。
- ・保護者もゆっくりでき、子どもも保育士と遊べるなど好評だった。避難者同士の交流もでき、保健センターの沐浴サービス中止に伴い、外部から沐浴だけのために通う人もいた。
- ・世帯ごとの利用期間は長短様々であったが、保育園再開までのつなぎの場として専用避難所は有効だった。

また、公立保育園３園のうち、山間部で断水中の１園以外の２園を４月２５日に再開し、民間保育所もほぼ同時期に再開した。４月１８日時点で１週間以内の再開を目指す方針をこども未来課で決定し、災害対策本部に報告。事前に町長とも協議を行った。

- ・４月２５日の早期再開により、子どものストレスが比較的少なかったと感じる。
- ・保育所再開により子どもの昼間の預け先ができたことで、保護者も仕事復帰や避難所を出てからの居住先の目途をつけることができ、結果として乳児世帯専用避難所の閉所も早期にできた。乳幼児専用避難所は希望者がいれば延長検討の余地はあったが予定通り閉所できた。
- ・再開当初は延長保育無し（１８時まで）で、５月９日から延長保育（１９時まで）を再開したが当初は利用が少なかった。６月からは通常の運営に戻った。

また、熊本子ども・女性支援ネット、日本財団及びシビックフォースが共同して、日本福祉大学の塩崎教授コーディネートの下、被災自治体の保育園に保育士を派遣したという事例もあり、派遣を受け入れた保育園からは、職員の休息や子どもたちの気分転換等の観点から大変ありがたかったとの声も聞かれた。

取組事例6 保育園ころ及びちょうよう保育園への保育士派遣の取組（日本福祉大学）

<保育園ころ（熊本県益城町）>

保育園ころは認可外の保育園で、4月18日から保育を再開した。近隣の小学校の再開が遅かったことから、4月下旬から学童保育の受入も開始し、園児も徐々に人数が増えていたため、慢性的に人手不足であった。

保育士の派遣については11月14日～16日（保育士2名）と11月24日～26日（保育士1名）の2回に渡り、受入を行い、日本福祉大学の塩崎准教授が派遣に関する調整を実施。震災から半年が過ぎ、園児が増えてくる一方、職員の数不足気味で、新人の育成もできず、困っていたところに派遣の話が来た。

派遣受入期間中は、交代で職員を休ませたり、園長や経験のある職員が新人に付いたりすることによりサポートを行うことができた。園の子どもたちも派遣で来た先生とすぐに打ち解け、職員、園児ともに良い気分転換になった。

保育園ころからは、「こういった取組は今後も続けていただけると被災地の保育園は助かる」との声が聞かれた。

<ちょうよう保育園（熊本県南阿蘇村）>

ちょうよう保育園は村営の公立保育園であり、南阿蘇村からの指示により4月26日から保育園を再開、保育士の派遣については、10月18日～19日の2日間で、4名の保育士（男性2名、女性2名）を受け入れ、保育園ころと同様、日本福祉大学の塩崎准教授が間に入り、中堅の職員を派遣するよう調整を実施。経験のある保育士を派遣してくれたことで、その間、ちょうよう保育園の保育士に休暇を与えることができ、また、全く地域特性の異なる場所から（名古屋3名、東京1名）保育士が派遣に来たことで、保育のやり方等にも違いがあり、双方の保育士にとって勉強となった。園の子どもたちも派遣で来た先生とすぐに打ち解け、違和感なく馴染んでいた。

ちょうよう保育園からは、「このような取組は今後もあると保育園は大変助かると考えている。派遣する側の立場に立ったとしても今回くらいの期間（2日、3日程度）ならば、何とか派遣は可能だと思う。」との声も聞かれた。

ウ. 被災者に対する支援の状況

（避難所運営の状況）

アンケート調査において、指定避難所の設置・運営を行った34市町村のうち、被害が軽微であったため避難所の数や運営期間が短く、男女共同参画の視点を反映した取組に対するニーズが少

なかったと思われる市町村を除く24市町村¹のうち、男女共同参画の視点を反映した取組を、「1週間以内」に少なくとも1箇所以上で実施、「半月以内」に少なくとも1箇所以上で実施、「1か月以内」に少なくとも1箇所以上で実施、と回答した市町村数は以下の通りとなった。

男女共同参画の視点を反映した取組	(上段:市町村数、下段:%)						
	1か月以内までに実施				1か月の合計以降等	無	わからない
	1週間以内	半月以内	1か月以内	合計			
①間仕切りによるプライバシーの確保	2 8.3%	7 29.2%	4 16.7%	13 54.2%	1 4.2%	10 41.7%	0 0.0%
②女性用更衣室	5 20.8%	5 20.8%	1 4.2%	11 45.8%	3 12.5%	10 41.7%	0 0.0%
③授乳室	7 29.2%	3 12.5%	1 4.2%	11 45.8%	2 8.3%	10 41.7%	1 4.2%
④女性専用の物干し場	0 0.0%	1 4.2%	0 0.0%	1 4.2%	4 16.7%	16 66.7%	3 12.5%
⑤男女別トイレ	17 70.8%	2 8.3%	1 4.2%	20 83.3%	0 0.0%	4 16.7%	0 0.0%
⑥女性のトイレを男性よりも多めに設置	3 12.5%	1 4.2%	0 0.0%	4 16.7%	0 0.0%	15 62.5%	5 20.8%
⑦避難所の運営体制への女性の参画	14 58.3%	1 4.2%	0 0.0%	15 62.5%	0 0.0%	7 29.2%	2 8.3%
⑧女性用物資(生理用品や下着等)の女性による配布	7 29.2%	1 4.2%	0 0.0%	8 33.3%	2 8.3%	13 54.2%	1 4.2%
⑨女性のニーズの把握	4 16.7%	4 16.7%	0 0.0%	8 33.3%	3 12.5%	12 50.0%	1 4.2%
⑩女性に対する暴力を防ぐための措置	2 8.3%	2 8.3%	0 0.0%	4 16.7%	1 4.2%	14 58.3%	5 20.8%
⑪女性に対する相談窓口の開設・周知	1 4.2%	4 16.7%	1 4.2%	6 25.0%	3 12.5%	12 50.0%	3 12.5%
⑫乳幼児のいる家庭用エリアの設定	3 12.5%	4 16.7%	1 4.2%	8 33.3%	0 0.0%	12 50.0%	4 16.7%
⑬女性や母子専用エリアの設定	2 8.3%	3 12.5%	1 4.2%	6 25.0%	0 0.0%	15 62.5%	3 12.5%
⑭女性は炊事のみ担当など性別や年齢による固定的役割分担に基づく運営とならないような取組	3 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	3 12.5%	1 4.2%	17 70.8%	3 12.5%

避難所運営における男女共同参画の取組については、取組ごとに実施状況にばらつきがあるが、男女別トイレや避難所の運営体制への女性の参画、間仕切りによるプライバシー確保、女性用更衣室、授乳室の整備等は5割前後の自治体で1か月以内と早期に実施されており、女性用物資(生理用品や下着等)の女性による配布、乳幼児のいる家庭用エリアの設定、女性のニーズの把握も3割以上の自治体で1か月以内に行われていた。なお、周辺のコインランドリーが使用できる状況などから、女性の物干し場の取組が少なかったと考えられる。

男女共同参画の視点を反映した取組が上記期間内に実施できた理由には、「避難住民のニーズなどを聞き取って取り組んだ」(47%)

¹ 指定避難所を1箇所以上開設し、中長期的に運営を行った市町村を対象とした。(自主避難所のみ、家屋被害等少なく運営期間が短かった避難所のみ、などと回答した市町村を除く。)

「地域防災計画、防災マニュアル等に規定してある通り、取り組んだ」(47%)

「自治体内部の職員の議論で意見があり取り組んだ」(33%)

「災害対策本部等からの指摘があった」(17%)

が主なものとして挙げられていた。＜Q16＞

これに対し、男女共同参画の視点を反映した取組が上記期間内に実施できなかった理由としては、

「避難住民のニーズがあまりなかった」(57%)

「発災直後は避難者が多くて対応できなかったが、避難住民の減少や避難所の集約などを機にできるようになった」(31%)

が主なものとして挙げられていた。＜Q17＞

(指定避難所ではない避難所の状況)

アンケート調査において、熊本地震において被害が甚大であった地域では、指定避難所のみでは被災者を収容しきれなかったなどの理由から、被災市町村のうち24団体が指定避難所ではない避難所が立ち上がったことを認識していたとの回答が得られて、ヒアリング調査も含め、一部の大学や保育園等が自発的に避難所を運営していたといった事例が得られた。＜Q14＞

男女共同参画の視点からは、男女共同参画センターがシングルマザーや高齢女性等、女性を積極的に受け入れていた事例や福祉系大学における医療体制の充実した福祉避難所、保育園で開設された日常に近い自主避難所などが挙げられる。

また、指定避難所ではない避難所が立ち上がったことを認識していた24の被災自治体では、多くの指定避難所ではない避難所は住民が運営の担い手であるが、施設管理者や市町村職員によるものも1/3程度の団体に存在していた。

(母子避難所、女性専用避難所等の開設状況)

アンケート調査において、指定避難所の設置・運営を行った34市町村のうち、母子等（母子、妊産婦、新生児及び乳幼児をいう。以下同じ。）を対象とする避難所や女性専用の避難所を設置、運営した団体は5市町村（15%）であった。指定避難所ではない避難所において、同避難所の設置・運営を把握していた24市町村のうち、母子等を対象とする避難所や女性専用の避難所が設置、運営されていたことを把握していた団体は2市町村（8%）であった。＜Q14＞また、避難所において、「乳幼児のいる家庭エリアの設定」、「女性や母子専用エリアの設定」といった取組が3割前後の市町村で実施されていた。＜Q15＞

一方、ヒアリング調査によると、熊本県助産師会及び熊本市男女共同参画センター「はあもにい」が「女性専用の避難所」を設置したが、それ程利用されなかった事例も見られた。利用に至らなかったのは、「女性や乳幼児のみ」しか入所できないなどの条件があった場合等、他の家族と別々に避難生活を送ることに不安を感じる人が多かったようだとの声が挙げられていた。

このほか、熊本県助産師会が、熊本市内の小学校に母子支援拠点を設置したところ、沐浴や検診のために多くの母子が訪れたといった事例も見受けられ、熊本県助産師会は各避難所へ母子世帯への配慮を呼びかけたり、震災後の母子のメンタルケア等の様々な支援を行っていた。

取組事例 7 熊本県助産師会の母子支援拠点設置の取組

熊本県助産師会は、4月18日から29日まで母子支援拠点を熊本市立砂取小学校の特別支援教室に設置した。

- ・砂取小学校の校長（男性）は、男女共同参画に非常に理解があり、特別支援教室の提供だけではなく、物資等も支援してもらった。
- ・母子支援拠点としてケアを行うことによって、児童福祉施設や他団体から支援物資が集まってきた。
- ・乳幼児のケア（沐浴や検診等）、母親のおっぱいのケア、母親の癒やしなどの助産師のケアを実施した。
- ・熊本県助産師会の会員が複数名のローテーションで母子支援にあたった（昼間のみ）。
- ・沐浴や検診等のために98人の母親が来訪した。

母親たちは、SNS等で母子の支援拠点の情報を得ていたようである。

＜母子の支援拠点に関する熊本県助産師会の意見＞

- ・母子の支援拠点は、宿泊型でなくても良いが、小学校区単位にいくつかずつあることが重要である。
- ・厚生労働省が地域における包括母子支援センターの開設を働き掛けおり、助産師がいて、そこで母子支援が継続的に受けられるという形になれば、今回のような災害時には母子支援拠点として繋がっていくのではないかと。
- ・単に行政で交通整理するのでは無く、フィンランドのネウボラの組織のように、切れ目なく、そこで母子支援が受けられるという施設を平常時から作っていくことが必要である。

（福祉施設における災害対応）

ヒアリング調査によると、ある被災地の特別養護老人ホームにおいて、介護スタッフの男性の割合が増え（災害派遣で派遣される職員は男性が多く、女性職員は、交通事情等から出勤できない人が多かった）、介護者と被介護者の性別が異なり、同性による介護ができない状況になったという事例があった。これは被災時の福祉においては重要な課題である。

（ニーズの把握及びニーズへの対応状況）

アンケート調査において、指定避難所での育児、介護、女性等の多様なニーズの把握方法については、「保育士、介護士、看護師、保健師など専門職員を配置した」（57%）、「避難所の担当職員や避難所の運営体制に女性を配置した」（46%）、「地元をよく知る市町村職員を担当とするようにした」（27%）などの回答が多かった。＜Q19＞

育児、介護、女性用品等の物資に対するニーズを把握し、対応するための工夫としては、「女性職員やボランティアによるニーズ調査」、「相談窓口を設置し、地震による困り事などの把握に努めた」、「保健師が血圧測定等一般的な問診をする中でニーズの聞き取りを行った。その都度関係機関と連携し対応した」、「運営スタッフ（市職員）による聞き取りを毎日行い、在庫物資の残

高を毎日本部へ報告し、補充する物資を把握した」、「震災後10日後くらいから、物資の供給にあたっては、各避難所が支援物資配送依頼票を提出し、必要な物資を毎日配送した」といった回答があった。＜Q22＞

ヒアリング調査によると、「集約後の避難所のトイレ（男女別）に意見箱を設置した」（熊本市）、「発災後、看護師・理学療法士等の専門職を非常勤職員として臨時雇用し、避難所の巡回相談や要支援者のリストアップを行った。」、結果として「女性が話しやすいため、保健医療以外のニーズ把握や要配慮世帯の発見にも役立った」（益城町）といった取組があった。さらに、早期の保育環境の整備に対するニーズも一定数あったことが指摘された。早期に保育を再開した保育園には他被災市町村から利用者が来たとの事例もあった。

取組事例 8 さくらんぼ保育園の保育園による避難所開設・運営の取組

熊本市のさくらんぼ保育園（保育士45人、子どもの定員130人）では、発災後、建物の状態を園長が確認し、被災者の受け入れを開始した。施設が築3年で比較的強固に作られていたこと、地下水、プロパンガス等の確保ができたことが、避難施設としては良かったとのことであった。

- ・職員に連絡をとり、可能な人に招集をかけた。近隣と日頃からのつながりもあり、炊き出し、受け入れの体制を整えた。
- ・ホール、乳児室、1階の教室を全部開放。益城町の被災者からも相談があり、共働き家庭の保育を受け入れた。
- ・「保育園」という、元々が子どもと保護者を対象とした施設であるため、授乳、沐浴など子育て中の母親に必要なスペースがスムーズに確保できた。また、支援にあたった職員自身に、子育て中の者、子育て経験者がおり、自然に女性に対する配慮が行われた。
- ・発災後は休園していたが、両親共働き、消防、公務員等、出勤の必要性がある家庭について、4月16日から子どもの預かりを実施した。朝連れてきて、夕方両親どちらかが迎えに来る。その間、食事も提供した。
- ・近隣の高齢者の日中の預かり、宿泊対応なども行った。
- ・避難者及び近隣住民への炊き出しを実施。対応した給食室の職員も保護者であり、園に2、30年勤務しており、かつ近隣の住人でもある。炊き出しは、毎日100から120食ぐらい。
- ・園の保護者も夫婦共働きで、小学校よりも保育園の再開が早かった。そのため小学校の子どもの居場所が無くて困るため、小学生についても受入を行った。
- ・避難者名簿は作成していない。困った人が、来たいときに来て、食べて帰れば良いというスタンス。近所のお年寄りに対し、帰宅後食事だけを職員が届けるケースもあった。
- ・4月24日まで避難所として運営し、25日から保育所として再開した。
- ・保育関係のボランティア、職員の友達等の受入も行った。また乳児室、ベビーバスもあるので、沐浴を受け入れた。そういうケアは、小学校よりも保育園の方が適している。

その他にも、民間支援団体向けのアンケート調査において、避難所以外の支援で、育児・介護・女性・男性等の多様なニーズへの配慮を行った事例として、「地震後、保育園や学校が休校・休園

となり、子どもを預ける施設がなく、多くの子育て中の先生方が医療現場に向かうことができない状態が懸念されたため、会員の先生からの発案で、熊本市医師会館内に併設している、一時預かり保育所「メディッククラブ」において、医師の子どもを対象に、4月21日から5月9日までの12日間（日曜・祝日を除く）、保育所の臨時無料開放を実施した。また、開放の際、昼食・おやつも無料提供した。」との回答や、「熊本市民病が被災したため、児童発達・障がい児の預かりが不可能となり、熊本市内にある民間の「おがた内科・小児科」が、トレーラーハウスを用いて、預かり場所を設置した。そこへ有資格者（保育士、社会福祉主事、サービス管理士、相談支援専門員など）を派遣した。」といった回答があった。

取組事例9 ピースボート災害ボランティアセンター（PBV）の児童発達・障がい児支援の取組

震災から2カ月あまりが経った2016年7月1日、熊本市内にある医療施設、おがた小児科・内科内に、児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所「ぱんぷきんクラブ」が誕生しました。これは、医療的な支援を必要とする、発達障害のある子どものための通所施設です。

医療的ケアが必要な子どもたちは、震災後さまざまな場面で苦難を強いられます。

震災直後、避難所に非難したものの綺麗な水が手に入らず、器具の消毒ができずに胃ろうチューブを詰まらせてしまう子どももいました。また別の家庭では、人工呼吸器をつけているため電源の確保が必要不可欠となります。いつ起こるか分からない余震への不安の中、家屋から電源を車まで引き、2週間車中泊をしていたそうです。

電源の確保、衛生的な環境が確保されないことが、様態の悪化に直結してしまう可能性もあります。保護者への精神的、身体的負担は計り知れません。

そんな中で子どもを安心して預けることができる居場所作りが早急に必要となり、この「ぱんぷきんクラブ」が開設されました。現在は、約9組のお子さんが利用されており、保護者の方からは、「子どもが早くぱんぷきんに行きたいとせがむ」、「夜間はケアで眠れない分、昼間に休憩することができる」、「ぱんぷきんに行きはじめてから子どもの成長を感じる」といった声も頂くようになりました。

PBVでは、医療関連を専門とする支援団体と協力しながら、その立ち上げを支援するとともに、有資格者のボランティアスタッフを派遣し、約5ヶ月あまり継続的なサポートを行いました。

（「2016年 熊本地震 支援活動報告書」（ピースボート災害ボランティアセンター（PBV）より引用）

（物資のニーズについて）

また、男女共同参画の視点から必要と思われる物資に関しては、発災後のニーズが高かったものは、「簡易間仕切り」（男性：22%、女性：30%）、「段ボールベッド」（男性：27%、女性：27%）、「生理用品」（女性：27%）、「粉ミルク」（女性：30%）、「小児用紙おむつ」（女性：32%）、「おしりふき」（女性：32%）、「離乳食」（女性：24%）、「成人用おむつ」（男性：24%、女性：24%）であった。

ヒアリング調査において、発災直後に食料や水の不足があったが、発災から数日が経過し、支

援物資が届き始め、商店等の営業が比較的早く再開した地域も多かったことから、物資の充足度はあまり問題にはならなかったとの指摘があった。特に、男女共同参画の視点から必要と思われる物資に関しては、東日本大震災の時と異なり、津波で家屋等が流されたりすることがなく、必要な物資や使い慣れた物資を自宅に取りに戻ったりしていることも多かったようである。

取組事例10 熊本市男女共同参画センター「はあもにい」の支援物資の受入の管理等の取組

発災直後、熊本市男女共同参画センター「はあもにい」（以下単に「はあもにい」という。）は指定避難所ではなかったこともあり、館内には備蓄も支援物資もない状況であった。4月14日の最大震度7を観測した地震の翌日から、全国的女性団体や個人・企業から、支援物資を送りたいというメールや電話が相次いだ。

全国女性会館協議会が構築していた広域災害を想定した「相互援助システム」のつながりで、東北の全国女性会館協議会の会員館（男女共同参画センター）から「支援物資を受け過ぎると、そこに人手をかなり取られてしまう」「必要なものを自分たちからオーダーし、物資の種類や数量、配送ルートや到着日時などを管理した上で受け入れた方がよい」などのアドバイスを受けた。そのおかげで、ほとんどの支援物資については、必要なものを必要なタイミングでこちらからオーダーする形で送っていただくことができた。最初に送ってもらったのは、ライト付きの防犯ブザー、洗濯ネット、ウェットティッシュ、女性用下着、アレルギー用の離乳食・ミルク等であった。館内に避難所を開設した5月以降は、女性や子ども用品に限って支援物資の受入を行った。全国女性会館協議会の会員館からは、こちらからリストした物資をそれぞれに時期や数量等も重複のないように送ってもらうことができ、とても助かった。

また、各地の避難所を集約し、はあもにいが集約された拠点避難所となった際、急遽被災者の食事用に電気ポットが複数台必要になったが、ネットワークの連絡網で翌日には福岡県から届くという迅速な対応もしていただくことができた。

集まった物資は、SNSや関係団体への連絡網を駆使して情報を流し、必要な団体等に受取に来てもらったり、はあもにいのスタッフが避難所の環境改善のために巡回する際に届けたりした。その他企業等から大量に届いた物資については、他県からのボランティアや研究者、視察の方々のはあもにいに立ち寄られた時に、益城町や南阿蘇村の避難所にも届けてもらうよう依頼した。

その他、福岡在住の女性がSNS上に『はあもにい 香りのプロジェクト』を立ち上げていただいたことにより、全国からたくさんの香りの支援物資（アロマオイル・アロマスプレー・ハーブティー・ハーブ石鹸など）が届き、避難所生活が長引く中で疲弊していた避難者や支援者の疲れを癒やしてくれた。

取組事例11 保育問題研究会（玉川大学 鈴木教授）の物資の立替払い支援の取組

御船町立高木保育園は、地震により園舎が被災したため、近隣施設を仮設園舎にして運営を行っていた。そこに、熊本学園大学の宮里教授の仲介により、保育問題研究会（玉川大学 鈴木教授）の支援が入った。

保育問題研究会から物資の支援について、高木保育園で必要な物資を発注し、その請求書を保育問題研究会の事務局に送付すれば、その品物を寄付する（支払は保育問題研究会が義捐金等で肩代わりする）との申出を受けた。

高木保育園では、ビニールプールとオルガンを発注し、自分たちが必要とする物資の支援を受けることができ、大変助かったとのことであった。

（在宅避難、テント泊避難、車中泊避難の状況）

アンケート調査からは、熊本地震において多く見られた在宅避難、テント泊避難及び車中泊避難に対して、「男女共同参画の視点からニーズの把握が困難だった」（92%）、「男女共同参画の視点から支援情報の提供が困難だった」（58%）、「男女共同参画の視点から支援物資の提供が困難だった」（42%）という結果が得られている。

被災した自宅の敷地内等にテント泊を行っている場合や夜間のみ車中泊を行っている避難者等も多かったため、在宅避難、テント泊避難、車中泊避難の実態を把握することも困難な状況であったようである。

車中泊避難については、エコノミークラス症候群のリスクが高まるため、特にリスクが高いとされる女性への健康配慮が重要であるが、熊本市で生後約3週間の新生児が震災関連死と認定された²ということや熊本県助産師会へのヒアリング調査からも、妊婦、乳幼児においては、特にリスクが高まるという結果が得られた。

③ 復旧・復興期の取組

（復興計画作策定に関する状況）

アンケート調査結果において、被災県では、復興計画の策定に向けた委員会等の委員の男女比は、男性5人に対して女性は2人（29%）であった。被災市町村のうち、復興計画を策定する7団体の委員数の平均では、男性17.7人に対して女性は2.3人（12%）であった。

また、復興計画の中に男女共同参画の視点を反映させるための工夫には、「計画策定委員に女性委員を積極的に任命した」（31%）、「パブリックコメントを活用し、多様な意見を反映した」（39%）が挙げられており、今後の復興上の課題としては、「平時以上に仕事と育児等と仕事の両立が困難

² 新生児は、母親が妊娠5ヵ月で被災。4月14日の最大震度7を観測した地震から車中泊を約10日間続けている中で腹痛が起き、かかりつけの病院が被災していたため、県外の病院に新幹線と救急車で移動して入院。切迫早産の危険性と、羊水内に菌も発生したため、5月上旬に帝王切開で出産したが、体重は466グラムの超未熟児で、約3週間後の5月24日に敗血症で亡くなったという。（2016年9月29日 朝日新聞DIGITAL）

になる」(41%)、「生活再建支援に携わる関係者に男女共同参画の視点を持っている者が少ない」(28%)といったものが挙げられていた。

(応急仮設住宅における男女共同参画の視点からの取組の状況)

アンケート調査において、応急仮設住宅における男女共同参画の視点からの取組は被災自治体の半数で行われており、「応急仮設住宅の計画・設計の段階において、意思決定の場に女性が参加した」(8%)、「応急仮設住宅の敷地内での死角や暗い場所への対応など安全への配慮」(8%)、「応急仮設住宅の入居者選定の際に、乳幼児のいる家庭、単身女性や母子世帯等の入居先や優先度について配慮」(10%)、保健師等による巡回訪問(保健指導等)(21%)、広報誌等による定期的な情報提供(26%)、住民同士の交流の場の設置・運営(26%)、生活上の不具合や不便を聞くための戸別訪問(26%)といった回答が得られた。

ヒアリング調査において、熊本県の応急仮設住宅の入居者選定の際の優先世帯の基準は、「障害者」、「乳幼児」、「妊産婦」及び「高齢者(一部)」であり、「一人親世帯」は基準に含まれていなかった。また、みなし仮設(民間の仮設住宅を地方公共団体が借り上げて被災者に提供される住宅をいう。)の入居者に対しては、みなし仮設が被災自治体の区域外に設置され、広範囲にわたって被災者が点在することとなったため、入居者の状況把握等が難しかったとのことであった。

取組事例12 熊本県の「被災地訪問相談事業」に関する取組

熊本県では、内閣府の支援も得ながら、「被災地訪問相談事業」に重点的に取り組んでいる。

「被災地訪問相談事業」は、平成28年8月から翌年3月(予定)まで、平均月5～6日のペースで被災地の避難所や仮設団地を訪問。個別相談やおしゃべり会などを実施し、主として女性を対象に、抱えている課題解決、心身の負担軽減、自身のエンパワーメント等を図っている。

(発災後の女性の就業状況)

ヒアリング調査において、特に被害の大きかった地域では、仕事がなくなり離職を余儀なくされたとの相談が寄せられていたが、女性からの相談がやや多かったとの意見があった。また、地震による転倒等で親が入院や介護施設へ入所したり、要介護となり自身で介護を行うこととなった女性が解雇されたり、休職を余儀なくされた事例が報告されたとのことであった。

被災自治体の職員には、仕事で自分が家を不在にしている際に何かあった場合、精神的な面から子どものことが心配であり、仕事を辞めるという選択を考えていた人もいた。

また、熊本県と熊本市の共同実施による「ひとり親家庭における熊本地震後の現況確認調査結果(最終)」によると、回答したひとり親家庭の9割が母子家庭で、かつ回答者の4割が非正規雇用であった。加えて、同調査では平成28年8月末時点において、ひとり親家庭で就業形態に変化があった者は正規雇用4.8%(うち失職1.5%)に対し、非正規雇用17.2%(うち失職3.2%)と3倍以上の開きが出ている。被災前より収入が減少したひとり親家庭は県全体で16.4%、被災前より収入が減少したひとり親家庭のうち、5割以上収入が減少したひとり親家庭は県全体で17.3%という結果も得られており、非正規雇用の失業や収入の減少といった課題が発生していると考えられる。

④ 応援自治体及び民間支援団体との連携状況

（男女共同参画の視点からの被災者支援等のために連携した団体の状況）

アンケート調査において、他団体との連携状況について回答を求めたところ、「女性の支援ニーズへの対応」に当たっての連携先は、被災県では、「地方公共団体」、「警察」、「男女共同参画センター」、「ボランティアネットワーク」、「ボランティア団体（個別）」、「社会福祉協議会」及び「NPO等民間支援団体」と回答があり、被災市町村では、「地方公共団体」（27%）、「社会福祉協議会」（16%）、「警察」（14%）、「男女共同参画センター」（11%）、「NPO等民間支援団体」（8%）、「病院・診療所・医師会等」（8%）といった回答が多かった。＜Q39＞

「母子支援」の課題への対応に当たっての連携先は、被災県では、「地方公共団体」、「男女共同参画センター」及び「NPO等民間支援団体」と回答があり、被災市町村では、「地方公共団体」（22%）、「社会福祉協議会」（16%）、「男女共同参画センター」（8%）、「ボランティア団体（個別）」（8%）、「NPO等民間支援団体」（8%）、「病院・診療所・医師会等」（8%）、「保育所・幼稚園」（11%）といった回答が多かった。＜Q39＞

「DV・虐待」の課題への対応に当たっての連携先は、被災県では、「地方公共団体」、「警察」、「男女共同参画センター」、「配偶者暴力相談支援センター」、「ボランティアネットワーク」、「NPO等民間支援団体」、「弁護士・司法書士等」、「病院・診療所・医師会等」、「保育所・幼稚園」、「小学校」、「中学校」及び「高等学校・専門学校・大学等」との回答があり、被災市町村では、「地方公共団体」（22%）、「警察」（16%）、「男女共同参画センター」（11%）、「NPO等民間支援団体」（8%）といった回答が多かった。＜Q39＞

（被災自治体と応援自治体及び民間支援団体との連携状況）

アンケート調査において、被災自治体職員と応援自治体からの派遣職員及び民間支援団体との連携状況に関して、被災県からは「民間支援団体と概ね円滑に情報共有ができた」、「民間支援団体と概ね円滑に役割分担ができた」及び「災害派遣職員及び民間支援団体へ概ね円滑に適切な指示ができた」との回答があった。＜Q39＞

被災市町村からは、「災害派遣職員と概ね円滑に情報共有ができた」（24%）、「民間支援団体と概ね円滑に情報共有ができた」（19%）、「災害派遣職員と概ね円滑に役割分担ができた」（16%）、「民間支援団体と概ね円滑に役割分担ができた」（16%）といった回答があった。ただし、「災害派遣職員との情報共有に難しい面があった」（11%）と回答した市町村も一部あった。＜Q39＞

（２）応援自治体

① 職員の体制

（男女共同参画担当主管課、防災担当主管課の状況）

アンケート調査において、応援自治体の防災担当主管課の職員体制は、都道府県では常勤の職員数の平均は44.9人であり、そのうち女性は4.0人（9％）であった。市区町村では、常勤の職員数の平均は7.9人であり、そのうち女性は0.9人（11％）であった。＜Q1＞

男女共同参画担当主管課の職員体制は、都道府県では常勤の職員数の平均は11.7人であり、そのうち女性は5.9人（50％）であった。市区町村では常勤の職員数の平均は6.8人であり、そのうち女性は2.4人（35％）であった。＜Q2＞

② 発災後の対応状況

（職員の派遣の状況）

アンケート調査において、応援自治体のうち都道府県では、被災地に派遣した平均職員数180.9人のうち女性は27.8人（15％）であり、市区町村では、被災地に派遣した平均職員数31.6人のうち女性は3.4人（11％）であった。＜Q3＞

派遣職員の女性割合が3割以上となった応援自治体は、職員の派遣を行った696団体中88団体（13％）であった。＜Q3＞

なお、派遣職員のうち保健師や看護師に関しては、女性職員の割合が元々高いため、派遣職員の女性割合も高くなっている（保健師：都道府県18.7人中女性17.5人（93％）、市区町村1.5人中女性1.3人（86％）、看護師：都道府県5.0人中女性2.7人（55％）、市区町村0.24人中女性0.18人（75％））。

派遣職員から保健師・看護師・土木・建築職員を除く派遣職員の女性割合が3割以上となった応援自治体は、696団体中26団体（4％）であった。＜Q3＞

派遣職員の女性割合が3割以上となった理由としては、「派遣先に求められている要件に合う女性職員が多いから」（7.1％）、「派遣の公募に女性職員が応募したため」（2.9％）が多く挙げられており、「男女問わず派遣できるよう研修しているため」（0.7％）のように、積極的に女性職員を派遣するための取組を行っている団体は少なかった。女性職員の派遣が3割未満となった理由として、「派遣職員は原則自主的に手を挙げた人の中から選定していたが、手を挙げる女性職員が少なかった」（37％）、「防災や災害対応の経験がある女性職員が少ない」（24％）という結果も出ていた。また、派遣団体の方針として、男性職員のみ派遣するとしている団体も見られ、そうした県が市町村職員の派遣を調整し、市町村職員の派遣も男性職員のみとするという例もあった。＜Q3＞

取組事例13 女性職員を積極的に派遣した自治体の取組（岐阜県）

岐阜県では、東日本大震災における支援職員の派遣に際し、女性の被災者から気軽に相談を受けたり、目につきにくい場所の清潔を保つよう心掛けるなど、女性ならではの気配りが必要になると考え、女性職員を派遣した。その結果、女性職員の活躍により避難所運営が円滑に行えたことや、女性職員の視点によるノウハウの蓄積が本県の防災対策を考える上でも有意義であったことから、熊本地震においても支援職員を派遣するに当たり、女性職員を積極的に派遣した。

避難所運営の支援のために派遣した職員は36名で、そのうち女性は21名（58.3%）であった。女性職員を積極的に派遣する方針のもとで募集を行った結果、21名もの職員を派遣することができた。職員派遣は、1チーム5名程度として、男女バランスよく編成し、南阿蘇中学校や南阿蘇村役場白水庁舎（南阿蘇村）において支援活動を実施した。派遣者の中には、東日本大震災の際に支援活動を行った経験を有する者も一部含まれており、ヒアリングを実施した女性職員からは、効果的な災害対応にはこうした経験も重要ではないかといった声もあった。

避難所運営は、食料、物資、衛生等、運営の統括部門も含めて9班で構成されていた。他の自治体からの派遣職員が男性中心であったこともあり、女性職員は、女性による支援が必要な班に優先的に配置された。

また、ヒアリングを実施した職員が派遣されていた時期には、避難所において、感染症対策のため、24時間体制でトイレに職員を数名配置して、消毒等の衛生指導を積極的に行っていた。女性職員の派遣により、男性用、女性用トイレとも人員を配置することができたため、十分な感染症対策を実施することができた。

加えて、派遣された女性職員は、高齢女性の介助や女性被災者からの更衣室や姿見の設置といった要望を受け止め、被災自治体の職員と相談して設置を実現するなど、きめ細やかなニーズを把握し、対応することができた。

派遣された女性職員からは、女性だからこそ気づける面もあり、女性職員の派遣は重要であること、また、避難所運営の中心となった被災自治体の職員にも女性が複数いたこともあり、女性であることを理由に相談しにくかったり、災害対応を行いつらかったりしたことはなく、避難所運営に女性が参画することは重要だという声もあった。

なお、派遣された女性職員によると、被災自治体の女性職員から、自分も被災者であり、片付けや家事や育児など、家のことが気になるといったことを聞き、災害対応に当たる職員の支援体制も考える必要があるのではないかといった声もあった。

（災害派遣に関する説明会の実施、派遣者用のマニュアル等の作成の状況）

アンケート調査結果において、災害派遣に関する説明会を実施していると回答した応援自治体は、都道府県で39団体中33団体（85％）であり、市区町村では820団体中190団体（23％）であった。派遣者用のマニュアル等を作成していると回答した応援自治体は、都道府県では39団体中25団体（64％）であり、市区町村では820団体中97団体（12％）であった。

災害派遣に関する説明会や派遣者用のマニュアルの内容に、男女共同参画の視点を踏まえた事項が含まれていたと回答した応援自治体は、都道府県では35団体中6団体（17％）であり、市区町村では208団体中13団体（6％）であった。＜Q4＞

取組事例14 職員派遣に当たり、事前に男女共同参画の視点からの避難所運営について、資料配布・説明を実施した取組（仙台市）

仙台市では、避難所運営の支援への職員派遣に先立ち、防災担当課が、事前の説明会を実施している。説明会においては、男女共同参画担当課が、東日本大震災の経験も踏まえ、避難所運営における男女共同参画の視点からの配慮事項を記載した資料を配布、講義を実施し、職員に対し、男女共同参画の視点から活動に当たるよう指導を依頼した。

こうした説明を受けて派遣された女性職員からは、女性として役に立てることがあると意識はしていたが、男女共同参画の視点についての事前説明は有効で、こうした研修は大切だと感じたとのことであった。実際に派遣先においても、生理用品を物資として配布するよりもトイレに置いた方がよいと考え、もう1人の女性職員とも相談してトイレに配置することとしたり、女性避難者からの「避難所に履物を脱ぐスペースがない」との意見を受け、避難所の入口付近に履物を脱ぐスペースを設置するといった、男女共同参画の視点から多様な被災者のニーズに配慮した活動が実施されている。

なお、仙台市では、平常時も含めて、男女共同参画の視点を踏まえた様々な取組が実施されている。東日本大震災の後、指定避難所の担当課を割り振ることとしたが、毎年4月に避難所担当職員を集めて避難所運営に当たっての説明会を実施している。この説明会においても、男女共同参画の視点からの対応について、男女共同参画担当課から説明するなど、全庁的に職員へ男女共同参画の視点からの避難所運営について講義を行っている。また、外郭団体の（公財）せんだい男女共同参画財団は、実際に避難所で起こった問題などを題材にして、多様性に配慮した避難所運営について考えるワークショッププログラム「仙台版防災ワークショップ みんなのための避難所作り」を開発し、地域の町内会等からの要望を受けワークショップを開催するなどの取組を実施している。このほか、防災担当課では熊本地震における物資支援に際し、女性職員の意見を採用して哺乳瓶の洗浄用具等を支援物資として送っている。防災業務に直接従事する女性職員の配置は平成19年度から始まったとのことであった。

（女性職員の被災地派遣に関する対応の状況）

アンケート調査において、女性職員の派遣に当たり、女性職員のための対応を講じていた応援自治体は、都道府県では39団体中24団体（62％）であり、市区町村では820団体中65団体（8％）であった。＜Q5＞

具体的な対応には、「安全な宿泊施設の手配（個室や女性部屋）」や「女性職員は二人一組で行動するようにした」、「防犯ブザー等の携帯」といった回答があった。＜Q5＞

女性職員の派遣に当たり女性職員のための対応を講じていた応援自治体における派遣職員の女性割合は、都道府県では17.4％であり、対応を講じていなかった都道府県（16.3％）よりも1.1％多かった。対応を講じていた市区町村では19.0％であり、対応を講じていなかった市区町村（11.6％）よりも7.4％多かった。

③ 避難所での支援状況

（育児、介護、女性等の多様なニーズの把握の状況）

アンケート調査において、応援自治体が職員を派遣した多くの避難所において、育児、介護、女性等の多様なニーズの把握が行われたが、「特に行っていない」、あるいは無回答の団体は、都道府県では29団体中5団体（17％）、市区町村では294団体中99団体（34％）であった。＜Q8＞

ニーズの把握方法としては、「保育士、介護士、看護師、保健師など専門職員を配置した」（57％）、「避難所の担当職員や避難所の運営体制に女性を配置した」（46％）、「地元よく知る市町村職員を担当とするようにした」（27％）、「ニーズ調査を行う際に、同性が調査を行うよう配慮した」（11％）、「育児、介護、女性等の分野で活動する民間団体と連携した」（11％）などの回答があった。＜Q8＞

④ 被災自治体及び民間支援団体との連携状況

（応援自治体職員と被災自治体職員及び民間支援団体の職員との連携に関する課題の状況）

アンケート調査において、応援自治体職員と被災自治体職員及び民間支援団体の職員との連携状況に関して、都道府県では、「被災自治体職員と概ね円滑に情報共有ができた」（33％）、「民間支援団体と概ね円滑に情報共有ができた」（18％）、「被災自治体職員と概ね円滑に役割分担ができた」（26％）、「民間支援団体と概ね円滑に役割分担ができた」（15％）との回答があった。一方、「被災自治体職員との情報共有に難しい面があった」（18％）、「被災自治体職員との役割分担に難しい面があった」（15％）、「民間支援団体との役割分担に難しい面があった」（13％）と回答した団体も一部あった。＜Q11＞

市区町村では、「被災自治体職員と概ね円滑に情報共有ができた」（30％）、「民間支援団体と概ね円滑に情報共有ができた」（9％）、「被災自治体職員と概ね円滑に役割分担ができた」（25％）、「民間支援団体と概ね円滑に役割分担ができた」（9％）との回答があった。一方、「被災自治体職員との情報共有に難しい面があった」（10％）と回答した団体も一部あった。＜Q11＞

被災自治体職員と応援自治体職員又は民間支援団体との連携に関する課題として、以下のような

回答があった。＜Q9＞

- ・被災自治体職員等は、オーバーワークの状況にあり、連携に関しては限界が認められた。
- ・専門職（保健師等）と一般職員との間の連携が上手くいってなかったように思う。一般職員間でも、どこからの指示なのか現場の職員が知らないことが多々あった。
- ・災害対策本部等の情報が周知されないこともあった。」「被災自治体の受援体制が十分でなく、地域との連携等、避難所運営についての平常時からの準備等も十分でなかった。
- ・大変多くのボランティア及び他自治体職員がいたため、指示を出す被災自治体職員側に余裕がない様子であった。
- ・支援物資に関しても避難所のニーズとのミスマッチがあった。本部でどの程度の支援物資を持っているのか情報をつかめなかった。
- ・被災自治体の職員が日替わりで派遣されていたため、引き継ぎ等、情報共有が難しい面があった。
- ・避難所において避難者を正確に把握できていなかったため、民間支援団体が訪れた場合でも、女性のニーズをうまく吸い上げられなかった。
- ・大まかな内容や流れは把握できたが、細かいところやタイムリーな情報共有が難しかった。また、同じ応援自治体職員間で引き継ぎが上手くいかず混乱する場面もあった。どちらも体制整備や経験の不十分からくるものではないかと感じた。
- ・ニーズの伝達手段や体制が未整備だった。支援のやり方が未確立だった。
- ・指定管理者（民間団体）が中心となって避難所運営していたため、自治体職員との指示系統で難しい面があった。

ヒアリング調査において、一部被災自治体では、大きな被害を受け、十分に職員が出勤できず、受援体制が整わない状況や、大規模災害対応のノウハウが不足しているような状況にあった事例や応援自治体からの派遣職員の指導の下で災害対応を行った市町村もあった。

⑤ 事前の備え・予防体制

（地方防災会議の状況）

アンケート調査において、応援自治体における都道府県防災会議の委員数の平均は59.9人であり、そのうち女性は8.8人（15％）であった。また、市町村防災会議の委員数の平均は、30.4人であり、そのうち女性は2.8人（9％）であった。＜Q15＞

平成23年度以降女性委員の割合が増えていると回答している都道府県は、39団体中38団体（97％）であり、市区町村では、820団体中452団体（55％）であった。応援自治体における地方防災会議の委員に占める女性の割合は増加の傾向にある。＜Q17＞

女性委員の比率が高い都道府県（14％以上）においては、首長がその職員から指名する委員（5号委員）、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから首長が任命する委員（7号委員）及び自主防災組織又は学識経験者から首長が任命する委員（8号委員）からの女性の任命が進んでいる。（女性委員比率が高い（14％以上）団体は、女性委員比率の低い団体と比して、5号委員は平均3.6人、7号委員は平均2.0人、8号委員は平均4.4人多い。）、

女性委員比率の高い市区町村（10％以上）においても、5号委員、7号委員及び8号委員に相当

する女性委員の任命が進んでいた（５号委員に相当する女性委員は10%未満の団体より平均0.5人、7号委員に相当する女性委員は10%未満の団体より平均0.4人、8号委員に相当する女性委員は10%未満の団体より平均1.7人多い）。＜Q15＞

（地域防災計画の状況及び「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等の活用状況）

応援自治体のうち、地域防災計画に平成23年度以降で男女共同参画の視点から新たに改正を行った都道府県は35団体（90%）であり、市区町村では470団体（57%）であった。主な改正内容は、地方防災会議等への女性の参画促進（31%）、男女のニーズに配慮した備蓄（53%）、男女共同参画の視点からの避難所運営など防災対応マニュアル等の作成（61%）であり、男女共同参画の視点からの研修・訓練（25%）や女性防災リーダーの育成（26%）を追加しているところもある。

＜Q18＞

応援自治体のうち、都道府県の男女共同参画担当主管課では、39団体中36団体（92%）が「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」やこれに基づく「チェックリスト」を認識しており、これらを活用している団体は約3分の2の24団体（62%）という状況であった。市区町村の男女共同参画担当主管課では、認識している団体は820団体中547団体（67%）であり、活用している団体は約3分の1の181団体（22%）であった。

応援自治体のうち、都道府県の防災担当主管課では、本指針やチェックリストを認識している団体は39団体中34団体（87%）であり、活用している団体は25団体（64%）という状況であった。市区町村の防災担当主管課では、認識している団体は820団体中498団体（60%）であり、活用している団体は253団体（31%）であった。＜Q19＞

なお、地域防災計画の改正状況及び「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」や「チェックリスト」の認識・活用状況を見ると、概ね被災自治体と比して応援自治体においては、男女共同参画の視点からの取組が進んでいる傾向にある。

（男女共同参画の視点を踏まえた防災研修の実施状況）

アンケート調査において、防災関係の研修（防災訓練も含む。）に関しては、職員向け・住民向け共に8割以上の応援自治体の実施しているが、男女共同参画の視点を踏まえた研修は、38団体中7団体（18%）の都道府県及び677団体中141団体（21%）の市区町村が職員向けに実施、36団体中20団体（56%）都道府県及び、747団体中233団体（31%）の市区町村が住民向けに実施しているとの回答であった＜Q21＞

また、こうした男女共同参画の視点を踏まえた研修などを地域防災計画に位置付けている応援自治体もあり、当該自治体からは、次のような支援を行ったとの回答があった。＜Q9、Q10、Q18＞

- ・避難所内に授乳室を作った
- ・健康相談、お風呂・トイレドアの衛生チェック、熱中症予防啓発
- ・男性用仮設トイレが多数配置されたが、障害者や高齢者は洋式便器の方が利用しやすい人も多く、男性も使用できる洋式便器の配置を申し入れた

- ・女性等のプライバシーを確保するため、会議室等の比較的小さな部屋を活用した
- ・女性教員を災害地域に派遣した場合の住環境、特にプライバシー配慮を重視した
- ・DVケースに対し、避難所での見守り支援を行った
- ・発災後一ヶ月で、避難所運営をできるだけ住民に任せるようにしたが、清掃、食事の配膳等を当番制にし、性別を限定することなく、「できるひとが、できるときに」と定めた
- ・派遣された女性保健師が、健康上の問題や育児・介護等の問題で避難所や仮設住宅で生活できない世帯への戸別訪問を実施
- ・家庭訪問ではチームで対応し、場合によっては男性保健師だけではなく女性保健師も同席する

（自治会や町内会等を基礎とする自主防災組織における女性参画）

アンケート調査において、自治会や町内会等を基礎とする自主防災組織に対して、女性の参画促進に向けた取組を行っている応援自治体は、都道府県では39団体中22団体（56%）、市区町村では820団体中263団体（32%）であった。また、女性防災リーダーの育成を行っている団体は、都道府県では9団体（23%）、市区町村では85団体（10%）であった。

(3) 民間支援団体

民間支援団体向けのアンケート調査の回答団体の種別は以下の通り。

	調査数	NPO	社会福祉法人	公益社団・公益財団法人	一般社団・一般財団法人	医療法人	学校法人	宗教法人	営利法人	その他の法人	個人	無回答
全体	50 100.0	17 34.0	14 28.0	6 12.0	6 12.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 4.0	1 2.0	2 4.0	2 4.0

また、熊本県内の団体は35団体、県外の団体は15団体であった。(県内・県外の別は、電話番号等による推定。)

① 平時の活動状況

(男女共同参画の視点からの防災・復興についての認識と実践の状況)

アンケート調査において、男女共同参画の視点からの防災・復興についての認識があると回答した団体は、50団体中42団体(84%)であった。一方、男女共同参画の視点を踏まえた防災・復興の実践があると回答した団体は、26団体(52%)であった。＜Q3＞

取組事例15 男女共同参画の視点を踏まえた防災・復興の実践の取組

男女共同参画の視点からの防災・復興についての認識と実践ともにあると回答した団体の具体的な取組は以下の通り。

＜熊本での対応＞

—県内団体

○地震で傷ついた心のケアについて子供の活動や親の会など相談活動(NPO法人フリースクール地球寺子屋)。

○熊本地震後、被災地支援に出向き、現地で声をきき、母親・子育て中の方・子どもの様子などを伺った。そこから得たことで現在、天草地域のお母さん向け防災パンフレットを作成中。また、被災地での現状や避難所の注意点を天草の行政や市議に報告(NPO法人子育てネットワークわ・わ・わ(話・和・輪))。

○平成28年4月14日の熊本地震発災以降、これまで当会の相談を通じて連絡していた外国籍など移住女性への安否確認、当会ホームページでの9か国語の多言語による災害関連情報の提供、とりわけDV被害者やシングルマザー等のへの外国人向け避難所(熊本市国際交流会館)の案内、同行、相談等に取り組む。

中長期の支援活動として集まった寄付金を財源に、転居を余儀なくされたり、休職や解雇により生活費を失った外国籍のDV被害者やシングルマザーを対象とした緊急融資、外国籍のシングルマザー被災者へのインタビュー調査を実施。

「熊本地震！ 外国人被災者救援活動の取り組みと課題を考えるシンポジウム」を開催。

- くまもと県民交流会館パレアの男女共同参画ワークショップ公募企画として、「DVをなくすために！ 加害者対策を考える」シンポジウムを開催（コムスタカー外国人と共に生きる会）。
- 東日本大震災・福島原発事故から熊本に避難した避難者を男性・女性・子どもの区別なく支援。交流会開催時に子供を預かるコーナーに担当者を置いて対応。
- 熊本地震の仮設住宅で実施した、「おしゃべり」カフェの開催に際して、男性・女性・子どもの区別なく参加できる環境を整備（一般社団法人ACTくまもと）。
- 支援おんぶ紐の配布：熊本地震直後、SNS等を通して、無料おんぶ紐「もっこ」を貸出。
- 交流会開催：育児中の被災者のママたちを交流会に無料で招待。無料おんぶ紐を配布。地震でのつらい体験、震災での問題点、育児の問題を共有し、みんなで解決。専門家のお話、わらべうた等ママと赤ちゃん向けイベント等（株式会社 グランモッコ）。
- 多世代に向けた男女共同参画視点での防災啓発活動の講演会や子育て世代向けの防災講座、イベント（歌うママ防災士 柳原志保）。
- 男女共同参画の視点から次の取組を実施。
- ・避難所における性犯罪・DV被害の防止への取組の呼びかけ、SNS等による発信。
 - ・女性や母子向けの支援物資の窓口となり、必要な方々へ配布。
 - ・県外からの女性や母子に関する支援団体のご案内や情報のシェアを行い、団体と地元の支援者・被災者をつなげる役割を果たした。
 - ・自ら被災者であり支援者でもある方々（保育者、親御さん、子どもに関する支援者等）に向けた、すぐに実践できる心のケアセミナー（ハグプロジェクト）を実施。
 - ・現状として、女性が職員として多く関わる保育園への被災後の社会的保育実践者の派遣。
 - ・県内のNPO、一般社団・財団法人、任意団体に向け、震災後の支援活動に関するアンケートを実施（熊本こども・女性支援ネット）。

—県外団体

- 「こどもひろば」の開設・運営、「子どものための心理的応急処置（PFA）」、「避難所でできる遊び」に関する特設サイトの開設（公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）。
- 大規模災害時における男女共同参画センターの相互支援システムを利用して情報交換し、被災の現地が必要としている紙おむつ、お尻ふき、離乳食等を熊本市男女共同参画センター「はあもにい」へ提供（公益財団法人福岡県女性財団 福岡県男女共同参画センターあすばる）。
- 避難所の調査活動を行った際に、スフィアスタンダード等に基づいてジャパンプラットフォームが独自に作成したチェック表に基づいて男女のトイレの数等を検証し、個別に改善をお願いした（特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（JPF））。
- 熊本地震対応にあたって、避難所などの避難生活において、女性や子どもなどへの配慮（トイレ、洗濯スペース、授乳スペース、子どものスペース）等が行われているか、行政の協力のもとNPO等の有志で調査を行い、環境改善に努めた。（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（略称： JVOAD））

＜熊本以外での一般的取組＞

―県外団体

○男女共同参画の視点から次のような取組を実施。

- ・「震災が女性のライフコースに与える影響に関するパネル調査」を継続。
- ・「仙台版防災ワークショップ「みんなのための避難所づくり」に講師を派遣し、実施。
- ・財団広報誌「パンジー ～あの日うまれたもの」（東日本大震災からの復興と男女共同参画がテーマ）を発行。
- ・女性管理職育成プログラム及び地域リーダー育成プログラムを実施。
- ・災害時のセンター同士の相互支援システムを構築し、全国女性会館協議会全国大会分科会において、システム運用の疑似体験を実施。
- ・男女共同参画センター防災復興全国キャンペーンのポスターを作成し、全国のセンターに配布。（公益財団法人せんだい男女共同参画財団）

○女性による元気な地域づくり応援講座事業：市町村、男女共同参画センター、関係団体と連携し、地域活動に積極的に関わっている女性を対象に、講義、グループワーク等の講座を実施（熊本の避難所運営を实践された方を招いて話を聞き災害時の避難所運営の体験をする講座など）。（公益財団法人福岡県女性財団 福岡県男女共同参画センターあすばる）

○男女共同参画の視点から次の取組を実施。

- ・若年女性のリーダーシップトレーニング（岩手、宮城、福島）
- ・助産師による妊産婦及び乳児の包括的支援（福島）
- ・男性介護者に対する介護教室（宮城）
- ・ひとり親家庭（主にシングルマザー）の居場所づくり（岩手）
- ・ジェンダー・多様性の視点の防災研修（福島）（特定営利活動法人ジェン）

○バングラデシュ、ネパールでの緊急救援時に女性および女性が世帯主の世帯へ適切な物資配布ができるようなリスト作り、配布方法の工夫。

福島県いわき市での復興支援活動を行う際、女性の意見が多くなりがちな被災地において、男性が参加しづらくなならないような居場所づくりに配慮した。（特定非営利活動法人シャプラインール＝市民による海外協力の会）

② 発災後の対応状況

（職員の派遣の状況）

アンケート調査において、被災地に派遣した職員の平均延べ人数129.5人のうち女性は54.5人（42%）であり、被災地に派遣したボランティア等の平均延べ人数184.2人のうち女性は102.3人（56%）であった。この割合は、応援自治体が派遣した職員の男女比率よりも高い。＜Q4＞

この理由としては、「災害担当者の中に女性職員がいた」（38%）、「被災地の状況から女性職員を派遣する必要性があった」（28%）、「平時から、男女問わず被災現場に派遣できるよう研修している」（41%）、「男女両方の視点から支援が可能となるよう、あえて男女両方の職員を現地に派遣するようにした」（28%）、「災害担当者ではないが、過去の災害で現場経験のある女性職員を（も）

派遣した」(31%)などが挙げられた。＜Q4＞

一方、「防災や災害対応の経験がある女性職員がいない・少なかった」(9%)、「派遣職員は原則自主的に手を挙げた人の中から選定していたが、手を挙げる女性職員がいない・少なかった」(6%)、「育児や介護等を担っている職員が男性と比較して多く、女性職員を派遣できなかった」(9%)という回答もあった。＜Q4＞

（災害派遣に関する説明会の実施、派遣者用のマニュアル等の作成の状況）

アンケート調査において、災害派遣に関する説明会を実施していると回答した団体は、50団体中10団体(20%)であり、派遣者用のマニュアル等を作成していると回答した団体は、50団体中12団体(24%)であった。また、災害派遣に関する説明会や派遣者用のマニュアルの内容に、男女共同参画の視点を踏まえた事項が含まれていたと回答した団体は、15団体中5団体(33%)であった。＜Q5＞

③ 避難所等での支援状況

（支援を行った避難所における男女共同参画の視点からの課題）

アンケート調査において、民間支援団体が支援を行った避難所について、男女共同参画の視点から課題が発生した事例として、以下の回答があった。＜Q9＞

- ・「各リーダー（例：地域の防災リーダーや行政職員など）が女性視点や意見を受け入れず、反映させなかった。」
- ・「避難所には行ってませんが、12月に母親向けワークショップを熊本市東区で行い、ママたちの声を聞きました。その際に30人くらいの参加がありましたが、避難所に行ったのは数名でした。妊婦や、赤ちゃんがいる人たちは他人に迷惑をかけることを恐れて避難所が活用できなかったとのこと。実家や親せき宅に疎開していた人が多かったです。」
- ・「指定避難所である小学校では、避難所運営に関わる町職員、学校長、区長、支援に入った外部団体による委員会のようなものが存在し、朝夕に定期会議を行い、課題や活動内容、スケジュールなどを共有、検討した。外部団体（避難所運営サポートに入った団体（当会）、医療専門NPO、子どもケア専門NPO）などは結果として職員が全員女性だった一方で、地元の代表者（町職員、区長、校長・校長）はすべて男性だった。日頃からの地域での活動の代表が男性に偏っているため、それが表れたのだと思う。急に女性を引っ張り出してきても、おそらくうまく活躍できないので平時から地域の活動に女性が参加し、時に代表役になる必要があると感じた。」
- ・「避難所運営に女性が関わっているところが少ない。女性更衣室を設置しているだけで、女性に対する配慮が出来ているとし、それ以外の対応をしようとししない避難所も多い（特に男性が運営責任をもっているところ）」
- ・「避難所の運営を自治会がされている場合、男性の割合が極端に多く、女性の意見が通りにくい。また、悪気はないが、例えば男性が生理用品を配布するなどがみられる。女性も障害者も「みんな困っているから」と遠慮して意見を言えないので、支援する側に配慮が必要。避難所運営のマニュアルが文字だけで作られないことがないよう、誰が見てもわかりやすいように図解や絵などで

女性や要援護者に配慮したことをまとめておくべき。マニュアル軽視の傾向は、一生に一度レベルの経験値しか積めない各地の自治会自主防災会にとって課題の一つ。」

- ・「避難所の生活環境調査において、女性の着替えスペース、授乳専用スペース、女性専用の物干しスペースなどの項目も含めて調査を行った結果、避難所の物理的なスペースが不足していたことなどから、配慮に必要な十分なスペースを確保している避難所は少なく、避難所内の優先順位の問題などからも（生活スペースを割り当てることが重要だったため）、課題を発見した後も改善に向けた対応が難しいケースもあった。」

④ 被災自治体及び応援自治体との連携状況

（民間支援団体と被災自治体職員又は災害派遣職員との連携に関する課題の状況）

アンケート調査において、民間支援団体の職員・ボランティアと被災自治体職員及び応援自治体からの派遣職員との連携状況に関して、「被災自治体職員と概ね円滑に情報共有ができた」（40%）、「民間支援団体と概ね円滑に情報共有ができた」（44%）、「被災自治体職員と概ね円滑に役割分担ができた」（20%）、「民間支援団体と概ね円滑に役割分担ができた」（34%）との回答があった。一方、一部団体からは、「被災自治体職員との情報共有に難しい面があった」（24%）、「被災自治体職員との役割分担に難しい面があった」（12%）という回答もあった。＜Q11＞

また、被災自治体職員又は災害派遣職員との連携状況に関する背景、要因についての自由記述回答の中に、「避難所や仮設住宅への支援を行う上で、行政職員ではない住民のリーダーが必要と感じた。行政職員だと即決できない。臨機応変な対応ができず、たらい回しにされることもあった。住民のリーダーが取りまとめを行っているところは受援体制が整っており、支援活動もスムーズに行える。そうでないところには支援が行き届かないため、不公平に感じている被災者も多いと感じた。」という意見があった。＜Q12＞

また、ヒアリング調査において、「女性リーダーが主導し、被災者が中心となった避難所運営が行われていた」事例や「保育園の園長が自発的に避難所を開設し、親子が安心して避難でき、限りなく日常に近い自主避難所を運営していた」事例などがあった。

アンケート調査において、被災自治体職員又は災害派遣職員との連携状況に関する背景、要因についての自由記述回答の中に、「被災自治体職員とは概ね良好な情報交換ができたが、中には民間の派遣職員へ不信感を抱いている職員もおられた。」という意見があった。＜Q12＞

さらに、被災自治体職員又は応援自治体からの派遣職員との連携状況に関する背景、要因についての自由記述回答の中に、「被災自治体職員は、本人や家族が被災者であるため、男女共同参画以前に緊急救援を行うこと自体が難しいというのが現状で、その中で心身ともにギリギリのところまで踏ん張って活動している。よって、事前の受援体制までいかなくてもシミュレーションをしておく、他の被災自治体職員から受援時の話を聞いておくなどする中で、男女共同参画の視点も聞いておくことが重要だろう。」といった指摘もあった。＜Q12＞

2 課題と取組の方向性

調査結果を踏まえ、熊本地震における男女共同参画の視点から見た課題や成果について整理するとともに、今後の取組の方向性について検討した。

(1) 事前の備え・予防体制

① 男女共同参画担当主管課、防災担当主管課の体制及び役割の明確化

調査の結果、被災自治体においては、災害時に男女共同参画担当主管課の多くが他部局と同様の災害対応業務に携わっていた。一方で、避難所などにおける男女共同参画の視点での対応が十分でない面も見られたことから、災害時における男女共同参画担当主管課の役割（男女共同参画の視点の注意喚起、情報提供等）をあらかじめ明確にしておくとともに、防災担当主管課との連携（全庁的に認識を共有化、災害対応に男女共同参画の視点を導入）についても明確にしておくことが必要である。

また、熊本地震のように、大規模な災害が発生した場合には、全庁を挙げて避難所運営を始めとする災害対応業務を行う必要がある。そのような事態でも男女共同参画の視点からの対応が適切に実施できるよう、平時から災害対応等に関する連携について庁内で検討を行い、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針を踏まえ、庁内の計画やマニュアル等の見直しや、男女がともに参画し、性別や年齢等により役割を固定しない訓練といった、同指針の内容を浸透させるための研修等を行うべきである。特に、市区町村においては、男女共同参画担当が専任で担当することが難しい面もあることから、事前の計画・マニュアル、訓練・研修などにおいて、男女共同参画の視点からの災害対応が可能となるように取り組むべきである。

被災自治体以外にも、指定避難所となる学校や公共施設（指定管理者）、応援自治体や民間支援団体等との連携も必要となるため、これらの連携が想定される外部の団体に対しても、災害対応について、男女共同参画の視点も踏まえて事前に情報共有や調整等を行っておくことが望ましい。

さらに、防災担当主管課においては、防災対策における男女共同参画の視点についての重要性を認識することが求められている一方、被災自治体、応援自治体とも、女性職員の比率は1割程度と職員の男女比は男性に偏っている。男女共同参画の視点を施策に反映させるという点からも、防災担当主管課に女性職員の配置を促進し、経験を積むことができるよう留意すべきである。

② 地域防災計画の状況及び「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等の活用

アンケート調査では被災自治体、応援自治体ともに「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の活用状況は3割程度と低い状況にある。一方で、地域防災計画等に定められていたことから男女共同参画の視点での対応ができた地方公共団体もある。発災後に初めて男女共同参画の視点からの災害対応を考え、実行することは極めて困難であることから、平時から本指針を活用し、男女共同参画の視点から防災計画・マニュアルの見直しを進めるべきである。

また、男女共同参画の視点を踏まえた防災・復興の実践ができる民間支援団体を増やすため、熊本地震において本指針を活用して男女共同参画の視点からの取組を実践していた団体等の具

体的な取組や事例などを普及・啓発する必要がある。

③ 地方防災会議への女性の参画

地域防災計画の見直しに当たっては、多様な視点を取り入れることが必要であるため、地方防災会議において、首長がその職員から指名する委員（５号委員）や自主防災組織又は学識経験者から首長が任命する委員（８号委員）への女性の任命や、関係団体への女性委員の推薦を要請することで、男女共同参画の意識をもつ委員を増やすことが重要と考えられる。

④ 男女共同参画の視点を踏まえた防災研修の実施

ヒアリング調査では、現場の実態に即してその場で考えて取り組んだ結果、男女共同参画の視点が反映されていたという声がある一方、男女共同参画の視点を特段意識しなかったため、ニーズが顕在化してからの対応となり、男女共同参画の視点からの対応が後回しになったという事例もあることから、平時から男女共同参画の視点を踏まえた研修・訓練の重要性を認識し、実施すべきである。また、こうした男女共同参画の視点を踏まえた研修・訓練等を地域防災計画に位置付けている地方公共団体もあり、地方公共団体としてその重要性を位置づけることも取組を進めるために有効であると考えられる。

⑤ 自治会や自主防災組織等における女性の参画

ヒアリング調査では、住民主体の避難所運営において、女性の視点を活かし、性別や年齢による役割の固定化の解消や女性・子ども専用スペースの確保といった女性リーダーによる男女共同参画の視点からの運営の好事例も見られたが、こうした対応は、災害時に急にできるものではなく、平時から自治会や自主防災組織等における女性リーダーの育成や女性の参画の促進等に取り組む必要がある。

（２）発災後の応急体制

① 災害対策本部会議に対し、男女共同参画の視点の導入

アンケート調査によると、避難所運営における男女共同参画の視点からの取組が実施できた理由として、「自治体内部の職員の議論で意見があり、取り組んだ」（36%）、「災害対策本部等からの指摘があった」（14%）、も挙げられており、災害対策本部会議に女性を配置するなど、女性の意見を意思決定の場に届ける工夫を行うことで多様性を確保することも、災害対応の質を上げる観点から重要である。ただし、災害対策本部会議の構成員は、自治体幹部等をあて職で指定していることが多いため、本部会議の事務局や防災担当課に女性職員を配置するなどの工夫が必要である。

また、災害対策本部会議構成員となる幹部職員が、研修等を通じて男女共同参画の視点からの取組の重要性について認識を深めておくことも重要である。

② 発災時における男女共同参画担当部局の役割の明確化

災害対応全体の規模にもよるが、男女共同参画の視点を欠くことが、女性や子どもに対する暴力や、妊産婦や高齢者に対する感染症等をはじめとする健康被害の発生といった女性をはじめ様々な立場の人のリスクを顕在化させる一方、男女共同参画の視点を持つことで様々な災害対応が迅速化することから、災害時の男女共同参画担当部局の役割や防災担当主管課との連携を、明確にしておくことが必要である。

③ 女性職員の宿直勤務への対応

災害対応業務においては、男女問わずその任務を円滑に遂行できるよう、例えば女性職員について、「女性のみでの宿直は行わない（夜間の避難所対応には男性職員を配置）」、「女性職員が1人にならないように配慮（必ず男性職員が同席）」、「女性職員の宿直等に当たり、宿泊の際は女性同士ペアで宿泊するように配慮した」、「仮眠室や専用の部屋を別に設けた」、「子育てや介護中の職員に対しては極力、宿直から外すようにし、やむを得ず宿直勤務をさせる場合でも、日程の調整を行うなど、宿直が可能かどうか聞き取りながら配置した」といった事例を参考に、女性職員の宿直勤務に関するマニュアルや手引等の作成を進めるべきである。

④ 育児、介護等を行っている職員等災害対応従事者への対応

アンケート調査によると、8割の自治体で女性職員が庁舎、避難所での宿直勤務を行っており、現状では家庭において家事・育児・介護等を主に担いながら仕事を続ける女性が多い中で、家庭と業務の両立が必要な人が安心して様々な災害対応に携われるようにするために、保育施設、介護施設等の早期再開が重要であり、そのための支援が必要である。これは、災害対応従事者だけでなく、被災住民で家事・育児・介護等と仕事や被災した住居等への対応との両立が必要な人も含めた問題である。

また、ヒアリング調査の事例からは、発災直後には保育施設の早期再開に一定の日数がかかることも見込まれるため、乳幼児世帯専用の避難所が有効である。さらに、普段は保育施設に子どもを預けていなくても、復旧作業等で子どもを預かってもらえるところが無い家庭を対象とした、乳幼児の一時預りを行った自治体もある。

なお、被災地の保育施設からは、被災のストレスや人手不足から保育士等、職員に疲弊が見られ、それを心配する声が上がっていた。こうした事例から、保育施設、介護施設等の早期再開を行う場合には、その多くが被災者でもある職員の心身へのサポートに配慮し、一般行政職員と同様に保育職員に関しても被災地ではない地域の地方公共団体から保育士を派遣するなど、保育環境を維持する対策を検討する必要があると考えられる。

介護施設においては、施設の女性職員は交通事情等から出勤できず、被災後に災害派遣で派遣される介護職員は男性が多かったとの理由から、同性介護の実施が難しかったとの事例もあるため、災害派遣においては男女のバランスを意識した派遣を実施することが重要である。

⑤ 応援派遣職員への男女共同参画の視点の導入

ヒアリング調査によると、避難所運営への応援に女性の視点が加わることで、女性被災者ニーズを把握しやすくなり、トイレでの消毒指導に男女双方から対応することによって感染症対策等の健康被害への抑止にもつながることから、保健師や看護師が行うような専門的な支援に加え、特に支援対象者に女性や子ども等が含まれる避難所運営支援等には女性職員が加わることが有効であることから、被災地に職員派遣を行う際には、派遣職員に女性を含めるよう積極的に取り組むべきである。また、復興支援の場面などで都市計画等、土木職など女性割合の低い専門職員の派遣が必要とされる場合にも、復興計画などにおいて住民の交流促進や復興後に女性が再び住みたくなるまちづくりなどにも男女共同参画の視点が重要であることなどからも、女性職員の派遣を積極的に検討すべきである。

その際に、女性職員の被災地への派遣に関する対応として、「安全な宿泊施設の手配（個室や女性部屋）」や「女性職員は二人一組で行動するようにした」、「防犯ブザー等の携帯」、「避難所等の宿直業務を割当てない」などの対策を講じている団体においては、派遣職員の女性割合も比較的高い傾向にあり、女性職員の派遣に際して男女共同参画の視点から女性が活動しやすい環境整備等の対応を講じることは、女性職員が被災地応援業務に参加しやすくなると考えられる。加えて、派遣職員の確保にもつながるため、応援体制の強化、職員の負担の軽減や経験の蓄積にも資すると考えられる。

被災自治体の職員は、自らが担う災害対応業務の他、派遣職員や民間支援団体との連携等も行う必要があることに加え、自らも被災者である場合には肉体的にも精神的にも余裕が持ちにくく、男女共同参画の視点を反映した取組にまで気を配れない場合もある。このため、応援自治体からの派遣職員が男女共同参画の視点を反映した取組を働きかけたり、自ら実施することが望ましい。被災自治体向けのアンケート結果においても、男女共同参画の視点を反映した取組を早期（1ヶ月以内）に実施できた理由として、「応援自治体職員のサポートや指摘を受けて取り組んだ」（18%）という回答もあった。派遣職員が男女ともにそのような対応を適切にできるように、災害派遣に関する説明会や派遣者用のマニュアルの内容に、男女共同参画の視点を踏まえた事項を含めるなどの工夫等を広く進めることが必要である。

また、こうした取組は、経験として応援自治体自身が被災した場合の災害対応の質の向上に寄与するものであり、平時からの取組として、通常、派遣要員に予定される防災担当部署の職員だけでなく、ローテーション等で派遣されることが多い他部署の職員に対しても、継続的、定期的に男女共同参画の視点も取り入れた防災研修等を実施することも重要である。

⑥ 民間支援団体の職員及びボランティアスタッフへの男女共同参画の視点の導入

民間支援団体においても、男女共同参画の視点を反映した取組を適切に行えるように、災害派遣に関する説明会や派遣者用のマニュアルの内容に、男女共同参画の視点を踏まえた事項を含めるなどの工夫等を広く進めることが必要である。

(3) 避難所等での支援体制

① 避難所運営への男女共同参画の視点の導入

避難所運営における男女共同参画の視点からの取組については、取組ごとにばらつきがあるが、男女別トイレの設置は約7割の自治体で、避難所の運営体制への女性の参画は約6割の自治体で行われており、間仕切りによるプライバシー確保、女性用更衣室、授乳室、女性のニーズの把握などは約3割の自治体で行われていた。女性の物干し場の取組が少なかったなどの状況が認められたが、周辺のコインランドリーが使用できる状況などから、被災地の状況に応じて取組が進められているとも考えられ、それぞれの取組を認識しながら、被災状況に応じた取組が必要となる。

熊本県においては、男女共同参画の視点からの防災担当部局の役割が明確でなかったなど、十分な対応ではない面もあったが、発災後の対応については、国や全国の自治体及び民間支援団体、特に東北地方からの助言や応援により、男女共同参画の視点からのニーズを想定できたため、それらに対する取組には東日本大震災時の状況と比べると比較的早く着手し、実施できていた。今後は男女共同参画担当主管課だけでなく、防災担当主管課等の関係部局や住民全体に男女共同参画の視点が備わるような平時からの取組が重要である。

また、今回の熊本地震は、4月の発災であったが、もし冬場に発災していた場合、インフルエンザ等の感染症のリスクは高くなる。それらのリスクに備えて、妊産婦や高齢者等が感染症から避難できるようなスペースの設置も考慮する必要がある。

今回の震災において多くの自治体で指定避難所ではない避難所が立ち上がったことから、そのような施設を指定避難所として、事前に指定しておくことや避難所の責任者への男女両方の配置や育児・介護・女性等、多様なニーズの把握といった男女共同参画の視点からの運営を推進していくことが必要である。

② 母子避難所、女性専用避難所等の開設

ヒアリング調査結果によると、「女性専用の避難所」を設置しても、それ程利用されない事例が見られたとのことだったが、「女性や乳幼児のみ」しか入所できない場合、父親等の家族と別々に避難生活を送ることに不安を感じる人が多かったことが利用の進まなかった原因と考えられるため、妊産婦や乳幼児のいる世帯には、校区単位など身近な地域に家族で入れるような乳幼児世帯専用の避難所を設けることや通常の避難所に母子、乳幼児や女性専用エリアを設けることが有効である。ただし、ヒアリング調査によるとDV被害者やシングルマザー、独居の高齢女性等から安心して避難できる避難所へのニーズもあったことから、状況に応じて母子避難所、女性専用避難所等、女性のみが対象の避難所の設置も検討すべきである。

③ 男女共同参画の視点からのニーズの把握

男女共同参画の視点から避難者に対して適切な取組を行うためには、男女共同参画の視点から多様なニーズの把握を行うことが必須である。ヒアリング調査によるとそれらのニーズを把握するための対応として、「トイレ（男女別）への意見箱の設置」や「発災後、看護師・理学療法士等の専門職を非常勤職員として臨時雇用し、避難所の巡回相談や要支援者のリストアップを行う」

といった事例も見られたが、まずは「避難所の管理責任者や、物資配布の担当者に男女両方を配置する」など、避難所の運営に女性が参画し、多様な視点を反映させることで、避難者の様々なニーズを把握するとともに、避難者からもニーズを伝えやすくなるような環境整備を進めることが重要である。こうした視点を踏まえた実践的な避難所運営マニュアル等の整備を進めるべきである。

なお、今回の調査では検証できなかったが、過去の大規模災害の実情を踏まえれば、育児・介護に伴う諸事情から（泣き声・オムツ替え・徘徊・生活環境の問題など）、在宅避難を余儀なくされたケースも多いと考えられる。そうした世帯の衛生・栄養・育児・介護や女性のニーズの把握や支援についても、今後は検討する必要がある。

④ 指定避難所以外で避難生活を送る被災者のニーズ把握と支援

アンケート調査結果によると、在宅避難、テント泊、車中泊避難を行っている人たちのニーズの把握、物資や情報の提供、病気等の緊急時の対応及び防犯対策の実施が困難であったことがわかった。

特に、要配慮者とされる体が不自由な高齢者、障害者、乳幼児世帯などは、避難所に移動ができない、周囲に迷惑を掛ける、集団生活では落ち着かないなどの理由で、こうした避難形態をとることも多いため、在宅避難、テント泊、車中泊避難を行っている人たちへの衛生・栄養・育児・介護などに対するニーズの把握と支援のあり方については指定避難所、民生委員、地域組織、ボランティアなどとの連携も視野に入れ、あらかじめ検討しておく必要がある。

⑤ 車中泊避難者への対応

車中泊避難については、エコノミークラス症候群のリスクが高まるため、特にリスクが高いとされる女性への健康配慮が重要であるが、熊本市における生後約3週間の新生児が震災関連死と認定された³ケースや熊本県助産師会からのヒアリング結果で女性等のリスクが高いことも分かったことから、止むを得ず車中泊が発生する場合にも高齢者や妊産婦等、リスクの高い女性の車中泊が減るように、間仕切り、エリア分けなどプライバシーに配慮した女性や子どもが気兼ねなく避難所に避難できるような環境整備を進めるとともに、そういったリスクや対応策について、事前の周知や情報発信に努める必要がある。

（４）復旧・復興体制

① 復興計画への男女共同参画の視点の導入

復興計画の策定においては、住民の交流促進や復興後に女性や子どもが再び住みたくするまち

³ 新生児は、母親が妊娠5ヵ月で被災。4月14日の最大震度7を観測した地震から車中泊を約10日間続いている中で腹痛が起き、かかりつけの病院が被災していたため、県外の病院に新幹線と救急車で移動して入院。切迫早産の危険性と、羊水内に菌も発生したため、5月上旬に帝王切開で出産したが、体重は466グラムの超未熟児で、約3週間後の5月24日に敗血症で亡くなったという。（2016年9月29日 朝日新聞 DIGITAL）

づくりなど男女共同参画の視点が重要であることから、復興計画に関わる委員会における女性の割合を高め、多様な視点を復興計画に取り入れる必要がある。

また、今後の課題として「平時以上に仕事と育児等と仕事の両立が困難になる」(38.9%)、「生活再建支援に携わる関係者に男女共同参画の視点を持っている者が少ない」(25%)といったことが挙げられている。男女共同参画の視点的な重要性を十分認識し、復興計画策定における検討会等について、女性委員の登用や男女共同参画の視点からの研修を行う必要がある。

② 発災後の就業支援

ヒアリング調査において、特に被害の大きかった地域では、仕事が無くなり離職を余儀なくされたとの相談が寄せられており、女性からの相談がやや多くなる傾向にあった。このほか、地震による転倒等で親に介護の必要性が生じた女性が解雇や休職を余儀なくされた事例が生じている。また、熊本県と熊本市の共同実施による「ひとり親家庭における熊本地震後の現況確認調査結果(最終)」からは、発災後には、9割が母子家庭である非正規社員のひとり親家庭の雇用、大きな影響が生じることが判明した。さらに、被災自治体の職員の中には、子どものケアを心配し仕事を辞めるという選択を考えていた人もいた。こういった事例や調査を踏まえ、女性やひとり親家庭の就業を支援する仕組みを構築していく必要がある。

③ 相談支援体制の整備

ヒアリング調査において、女性の悩み相談の相談件数や産後うつになる危険性の高い女性の割合が前年度や平常時と比較して増加しているということがわかった。また、地震後の対応にあたった自治体職員の自殺のケースも認められる⁴。過去の大規模災害を踏まえても、被災による生活環境の変化と心身の健康問題については、男女共同参画の視点も踏まえた中長期的な視点で取り組む必要があり、相談支援体制の整備が求められる。

(5) 応援・受援体制

① 応援・受援体制の整備

応援自治体において防災担当部署の職員は、自らが被災地に赴くなど、被災地支援に大きな影響を与えられと考えられることから、女性、妊産婦、高齢者等の多様なニーズの把握、多様な視点を配慮した避難所運営等、男女共同参画の視点での災害対応を十分に行うためにも、女性職員の比率を現状よりもより高くし、男女双方の視点で支援できるようにする必要がある。また、応援に当たっては、女性職員の派遣環境(安全性の確保など)にも留意すべきである(参考:取組事例13・14の岐阜県・仙台市による職員派遣)。

⁴ 今回の調査では、自殺に関する統計は把握していないが、公務災害と認定された以下のケースがある。熊本地震後の対応にあたり、自殺した熊本県阿蘇市役所の50代男性職員について、地方公務員災害補償基金熊本県支部が公務災害と認定していたことがわかった。地震関連の業務で負荷がかかったと判断した。熊本地震後の対応業務が原因で自殺し、公務災害と認定された自治体職員は初めてという。(2017年2月15日 朝日新聞DIGITAL)

また、育児、介護、女性等の多様なニーズの把握に関しては、本来は、被災自治体が主体的に行うことが基本であるが、被災から日が浅い混乱期の中では、それらの対応が難しい場合があるので、応援自治体としては、それらをサポートするために、まず避難所運営に女性が参画する体制を促すなど、ニーズを把握しやすく、被災者からニーズを伝えやすい環境整備を第一とすべきである。加えて、応援派遣職員自身も機会を捉えて、これらのニーズの把握を積極的に行うことを基本とするよう、男女共同参画の視点を災害派遣に関する説明会や派遣者用のマニュアルの内容に組み込むべきである。

これに加えて、応援職員が被災自治体の災害対策本部のトップマネジメントの支援に入ることにも想定されるが、被災自治体において、災害対策本部や災害派遣職員の指摘で取組が行われた場面もあったことから、より責任ある立場の応援職員についても、男女共同参画の視点からの防災対応について、研修等を行っておくことが重要である。

今回の調査において、被災自治体職員と応援自治体からの派遣職員及び民間支援団体の職員との連携状況は、概ね良好のようであったが、応援自治体からの職員との情報共有や指示に難しい面があったとする被災自治体もあった。また、ヒアリング調査において、一部被災自治体では、大きな被害を受け、十分な職員も出勤できず、受援体制が整わない、大規模災害への対応のノウハウが不足しているような状況にあった。こうしたことを踏まえ、地方公共団体においては、男女共同参画の視点を踏まえた受援体制の準備、応援側の準備がそれぞれ必要である。

② 多様な主体との連携の整備

被災者の多様なニーズを的確に把握し、被災者支援の質を上げるためには、それぞれ専門性を有する多様な主体との連携が重要であるが、男女共同参画の視点は様々な分野における課題を顕在化・可視化させる横断的な視点である。また、男女共同参画の視点はどの分野にも共通し、この視点を通じて、多様な主体が連携できるという点を強調しておきたい。そのためには、災害時の連携が想定される外部の団体についても、男女共同参画の視点を取り入れる形で事前に情報共有や調整等を行っておくことが望ましい。例えば、妊産婦であれば医療、子育てであれば保育、高齢者であれば介護、あるいは感染症対策においては保健衛生など、多様な主体が男女共同参画の視点を反映することによって、災害対応の質の向上が図られることから、男女共同参画の視点からの防災を推進する上で、有効と考えられる団体との連携体制の構築・強化を検討すべきである。また、男女共同参画センターにおいて、他地域の男女共同参画センターとの防災面での連携が応急対応に活かしたことから、平時からこうした男女共同参画センターとの災害時の対応、連携を図っておくことが重要である。

3 今後の災害対応に向けた提言

調査の結果、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針及び各地における過去の災害対応の経験を踏まえ、改めて防災・復興における男女共同参画の視点の重要性について確認するとともに、今後の災害対応において重要と考えられる取組について具体的に示す。

(1) 男女共同参画の視点からの災害対応の必要性

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられているが、性別、年齢や障害の有無、家族形態や経済力等、様々な社会的立場によって災害がもたらす影響は異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要であるとされている。

その取組の具体例や背景、理由については、1頁の「はじめに」に記載されているため、参照されたい。

熊本地震においても、直接死50名に加えて、災害関連死も150名を超え（平成29年3月時点）、熊本県と熊本市の共同実施による調査では一人親家庭の中でも非正規雇用者（特に母子家庭）の経済再建が遅れているといった実態が浮かび上がっている。一方で、女性の地域リーダーや女性の自治体職員が活躍することで効果の高い支援につながった例や、救援関係者向けの子どもの一時預かり支援、乳幼児世帯専用避難所の開設など、現場のニーズに応じて、過去の災害では見過ごされがちだった課題に取り組んだ例も見られた。

以上から、高齢化、核家族化、非正規雇用者の増加と格差拡大、働く女性の増加といった社会の変化、多様化に伴う問題に、従来の災害対応体制が十分に追いついていないという側面も、改めて顕在化したと言うこともできる。

男女共同参画の視点を持ち、また、その視点を個人のみでなく、組織として確保する観点から、組織や地域の意思決定者やリーダー層の中に男女バランスよく人材が配置されると、複雑化する被災者支援、復旧・復興における諸課題に対して、以下のような点で効果をもたらすと考えられる。

（防災対策において男女共同参画の視点を取り入れるメリット・効果）

①被災者の命と暮らしが守られる

- ・災害時に、女性、男性それぞれに傾向として現れる困難やニーズに対して適切な対応ができるようになる。

（衛生・プライバシー・安全・心身の健康問題等）

- ・衛生・栄養・育児・介護などの、生活に関する災害時の多様なニーズを適切に把握し、必要な支援を迅速に行うことができる。

（特に、支援者や地域のリーダー層に女性が複数入ると、被災女性たちが相談しやすくなり、的確な判断に貢献する。結果として、男性で育児・介護にあたる人の支援も充実する。要配慮者支援も、対象者だけでなく、ケアする家族の状態や支援者側の体制と併せて考えることができるようになることで支援の効果が上がる）

- ・緊急時の避難行動について、より現実的な対策を検討することができる。

(平日昼間に地域にいる住民は女性の方が多い、要配慮者のケアを行っている人は女性が多い)

②被災者の避難生活の質が上がる

- ・災害対応従事者たちの託児支援等の必要性について気付き、対策を講じることができるようになる。

(特に、自治体職員、医療・介護・保育・教育関係者等)

- ・避難所における女性や弱い立場におかれがちな方々の声を反省することにより、少しでも快適な避難所生活をおくることができるようになる。また女性の性被害など、犯罪対策にも貢献できる。

③多様な主体がつながるきっかけになる

- ・応援・受援関係、多様な支援関係者間の連携を、より実質的で効果のあるものにできる。

(被災者ニーズに対する想像力や把握スピードが上がる。必要な支援や人材のイメージに深まりや広がりを与え、かつ支援関係者が相互にその内容を共有できるようになる)

④復旧・復興対策が促進される

- ・防災基本計画(平成28年5月31日中央防災会議決定)においても、「地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」とされているが、前述のように、男女共同参画の視点を災害対策に反映させることは、女性のためだけではなく、災害対策・被災者支援全般の質の向上と、家庭・地域の経済再建を含めた早期復興に直結する、重要かつ不可欠な要素であるといえる。

(2) 提言 ～今後の災害対応に向けて～

都道府県・市町村の災害対応において、男女共同参画の視点から求められる取組については、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」に示した通りだが(概要は57～58頁、本文は参考資料4を参照のこと)、今回の熊本地震の対応状況調査の結果とその考察(「2 課題と取組の方向性」42～49頁)を踏まえた上で提言をまとめた。考察の内容と併せて提示するものである。

① 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針を活用しての、各地方防災会議、地域防災計画等を見直しと、実効性ある体制づくり・取組の推進

「2 課題と取組の方向性」の全般にわたって言及した通り、被災自治体・応援自治体ともに、防災・復興のあらゆる場面で、実効性のある形で男女共同参画の視点を取り入れることが、被災者支援、復旧・復興において重要であることが明らかとなったが、アンケート調査によると「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」やチェックシートを平常時から活用している市町村は3割にとどまっている。

一方で、被災自治体の中でも、早期に避難所における環境改善について男女共同参画の視点を含めた取組を迅速に行うことができた自治体の挙げた理由をみると、「地域防災計画・防災マニュアル等に規定してある通り、取り組んだ」「避難住民のニーズなどを聞き取って取り組んだ」(各

46.7%)、「自治体内部の職員の議論で意見があり取り組んだ」(33.3%)という回答が多いものの、「自治体の災害対策本部等から指摘があった」は16.7%と相対的に低くなっている。

以上から、防災計画や防災マニュアルの内容を充実させることの重要性とともに、災害対策本部における認識及び議論に男女共同参画の視点が反映されるような体制を構築することが急務であること、職員研修の重要性等が浮かび上がってきた。

なお、「IV. アンケート調査結果(詳細)」の中で、地方防災会議における女性委員の割合を高める具体的な取組についての自由記述の内容がまとめられているので、参考とされたい(被災自治体71ページ、応援自治体160ページ)。

＜具体策＞

- ア. 地方防災会議において、首長がその職員から指名する委員(5号委員)や自主防災組織又は学識経験者から首長が任命する委員(8号委員)として女性を任命したり、関係団体に女性委員を要請することを通じて、男女共同参画の意識をもつ委員を増やす。
- イ. 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針を活用し、地域の実情に応じた具体的な取組を地域防災計画に定める。
- ウ. 計画に記載するだけに留まらないよう、定期的に実行状況を検証する仕組み作りや、より効果的なマニュアル、研修等を通じて、計画の内容を災害対応従事者が災害時に実践できるよう、周知徹底する。
- エ. 災害対策本部において、男女共同参画の視点が反映されるよう、本部員となる部長級職への研修や、災害対策本部の意思決定に女性が一定割合入るよう工夫を行う。
- オ. 以上のような男女共同参画の視点による防災施策を実施していることを、広く市民、特に災害対応関係者(消防団、自主防災組織、災対ボランティア団体、災害対応を行う医療・福祉団体など)に周知し、施策への理解を広める。

② 平時からの男女共同参画の視点による防災等関係部局間の連携及び男女共同参画担当部局の役割の明確化

男女共同参画の視点による災害対応は、施策横断的な視点であり、男女共同参画担当部局のみが担うものではない。防災、福祉、土木等様々な施策分野における災害対応にこの視点が活かされなければ、災害対応の質の向上を図ることは難しい。

被災自治体の男女共同参画担当部局は、本来、災害対応の各現場・各部局の取組について男女共同参画の視点から情報収集・分析し、必要な助言・情報発信を行ったり、求められる資源(女性団体、子育て家庭や暴力被害者の支援を行っている専門家・団体等)を各部門に結び付けるといった役割が期待されるが、今回の調査では、災害時に他の部局と同様の災害対応に従事していた自治体が半数を占めた。一方で、被災自治体・応援自治体ともに、男女共同参画部局や男女共同参画センターが積極的な働きかけを行ったことで、質の高い支援につながった事例も見られた。

多様なニーズに配慮するといった男女共同参画の視点から物事を考えるためには様々な主体との連携が欠かせない。

また、地域防災力の向上を図る上でも、女性の参画や女性防災リーダーの増加が求められてい

るが、防災部門だけでそうした人材の掘り起しや育成を行うのは難しい。

そのため、防災担当主管課と男女共同参画担当主管課の平常時及び災害時の円滑な連携体制が求められる。

＜具体策＞

- ア．男女共同参画の視点を盛り込んだ災害対応について、関係部局が地域防災計画、各種マニュアルに位置付け、各部局が共通認識を持ち、実践的な研修プログラムを連携して活用するなど、平時から部局横断的な連携を図る。
- イ．災害対策において、男女共同参画部局や男女共同参画センターが平常時及び災害時に果たす役割を地域防災計画等に明記するなど、防災施策に積極的に参画することができる体制を各自治体において構築する。
- ウ．災害発生時は、災害対策本部において、男女共同参画の視点が反映されるよう、男女共同参画担当部局が状況に応じて、必要な情報提供を行うなど工夫する。
- エ．男女共同参画担当部局ならびに男女共同参画センターは、災害時に取り組むべき業務内容についてあらかじめ整理し、マニュアルなどを整備しておく。

③ 応援・受援体制における男女共同参画の視点の導入（トップマネジメントも含む）

大規模災害時の外部のから応援職員の派遣は、被災自治体にとって大いに助けとなるが、同時に、被災自治体側の対応の負荷を増大させ、しばしば混乱を引き起こす側面もあるため、受援体制・応援体制いずれの場合も事前に検討を行っておく必要がある。

特に、要配慮者のニーズの把握や、衛生・栄養・生活環境など避難生活全の課題改善のためにも、女性が必要な場所への人員配置や、被災女性も相談しやすいよう、女性の職員もバランスよく支援現場に配置する必要がある。

また、ヒアリング結果では、被災自治体において、災害対策本部や災害派遣職員の指摘で男女共同参画の視点による取組が行われた場面もあった。特に、災害派遣職員が被災自治体の災害対策本部といったトップマネジメントの支援に入ることも想定されるため、このようなより責任ある立場の応援職員についても、男女共同参画の視点からの災害対応について、研修等を行っておくことが重要である。

＜具体策＞

- ア．被災自治体となった場合を想定して、他の地方公共団体や民間団体からの支援をより効果的に受けるための受援体制を構築する際に、男女共同参画の視点を導入することで、一定の質が担保された支援を、早期から円滑に行うことができるようにする。
(男女共同参画の視点も踏まえた避難所運営マニュアル・要配慮者支援マニュアル等の整備、応援自治体へ支援を依頼する際の人員や業務の内容の整理等)
- イ．災害派遣を行う際には、男女の比率に配慮するとともに、派遣に関する説明会や派遣者用のマニュアルを整備し、その内容にも男女共同参画の視点を盛り込むといった工夫を行う。
- ウ．トップマネジメントの支援に関わる可能性がある職員についても、男女共同参画の視点を踏ま

えた研修や派遣前の情報共有を実施する。

④ 自治体職員向けの防災研修・訓練に男女共同参画の視点を導入

本調査において、男女共同参画の視点を取り入れた防災研修を行っている被災自治体は少なく、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の認知度、活用状況はいずれも高いものではなかった。

③で指摘した通り、応援・受援体制においても、被災者ニーズの把握や支援体制に求められる要素についてどのように認識しているかが、支援の質を左右する。

平常時からの災害対策の質の向上と、災害時の迅速な体制づくりに向けて、平常時及び災害時の庁内の各部門における横断連携を前提とした研修も重要であり、特に、男女共同参画の視点を反映したテーマ設定を行うとより高い効果が期待できる（例：職員の非常参集や現場派遣体制と職員の性別・育児・介護状況、避難所における衛生・栄養・育児・介護問題への対応と避難所運営支援における人員配置・部門間連携、仮設住宅の建設に当たっての育児・介護ニーズの把握、失業した子育て世帯における子どもの貧困・就学問題と親の再就職問題の両方に対する効果的な支援）。

<具体策>

ア．男女共同参画の視点を導入した研修による、自治体内の各部門への災害対応に関する認識の共有。

イ．男女共同参画の視点を導入した研修による、自治体内の各部門間の連携の促進。

また、内閣府では、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の内容も踏まえ、「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」を作成し、活用についてのアドバイスを行っている。内閣府としても、このように自治体の研修プログラムの活用を促進するとともに、先進・先駆的な男女共同参画の視点からの災害対応に関する取組を支援することが重要であり、本調査等を踏まえた研修プログラムの継続的な充実を図る必要がある。

URL http://www.gender.go.jp/policy/saigai/bosai_kenshu.html

⑤ 自助・共助における、平時からの男女共同参画の視点による啓発と女性リーダーの育成

公助による支援を効果的に進めるためには、被災者の側の共助の体制や質も重要となる。平日昼間に災害が発生した場合、女性・高齢者・中学生以下の子どもが主体とならざるを得ない。避難生活においては、特に衛生・栄養・育児・介護等の気づきや要望のとりまとめが効果的に行われなければ、必要な支援が被災者の元へ十分には届かないためである。

今回の調査でも、地域の男性リーダーに男女共同参画の視点での支援の必要性を理解してもらうことが難しかったという意見や、逆に、女性の地域リーダーが活躍することで早期に質の高い避難所運営が行われたケース、応援自治体が男女両方の職員をバランスよく避難所に派遣したことで、被災女性が相談しやすかったと思われるケース等が認められた。

共助活動の基盤となっている地域組織も、担い手の高齢化や若い世代の自治会・町会離れなどにより弱体化が進んでおり、高齢男性を中心とした組織運営により、役割の固定化や若い世代が近づき難い雰囲気となっているのも事実である。こうした地域組織に女性が参画することは、若者や福祉・子育て活動等の多様な背景を持った人が関わりやすい雰囲気にもつながり、地域組織の持続可能性に寄与する可能性を持っている。

なお、熊本地震の被災地では、災害への備えの意識が低い傾向にあったとして、自助の取組をさらに進める必要があるとの反省の声も関係者から上がっている。

＜具体策＞

ア．女性の地域リーダー、防災リーダーを育成する。

イ．女性リーダーが地域で活動できるよう環境整備を行う。

（特に、地域の男性リーダーに、女性リーダーの必要性に対する理解の浸透を図ることが重要）

ウ．地域を主体とした共助活動の活性化を図るに当たっては、防災部門だけでなく、自治会等を担当する部門、男女共同参画部門、福祉部門や社会福祉協議会、教育委員会等と連携することで、多様な層への参加の呼びかけを行い、女性・子育て世代・子どもなども関心を持ちやすい学習・訓練メニューを用意する。

エ．地域の防災訓練に、自治体職員も参加する機会を設け、災害時の円滑な連携につなげるようにする。その際、男女バランスを考慮し、男女共同参画の視点からも学習できるようにする。

⑥ 災害対応全般の底上げにつながる、被災後の保育・介護環境の早期再開や連携

女性の就業が進み、様々な災害対応業務にも携わるようになってきているが、子育てや介護等、家庭的責任の多くを女性が担っている現状も踏まえ、また、災害対応従事者の力を最大限に発揮するためにも、保育や介護を理由に災害対応が困難とならないよう、災害時に早期に保育施設や介護施設が再開できるようにすることが重要である。

また、保育施設に預けていない乳幼児や児童を抱えた家庭でも、避難生活や自宅の片づけなどによる一時預りニーズが生じることから、そうした子どもたちの保育施設や学童保育、子育てNPOやボランティアとの連携による一時預りについても柔軟に対応する必要がある。

なお、東日本大震災後の専門家による調査⁵によると、津波被災地で被害に遭った母親の約3割に産後うつになっている可能性があり、産科的因子よりも社会的要因の影響のほうが大きいとの指摘もなされていることから、中長期的な支援の視点も必要である。

＜具体策＞

ア．各地方公共団体において、災害対応業務に携わる人の保育ニーズに対する計画的な対応の準備を進める。

イ．保育・介護人材の応援派遣等の連携支援について検討する（国・都道府県を含む）。

⁵ 「東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 Annual Review 2012-2013」（42-43 頁）
<http://www.megabank.tohoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2014/03/annualreview.pdf>

その際に介護施設については、同性による介護の確保という観点も踏まえ、性別にも配慮した応援派遣等の支援を検討する。

⑦ 男女共同参画の視点からの防災・復興に関する統計の整備・活用

被災状況を適切に把握し対策を講じるには、統計による現状把握が重要であるが、その際、より正確に実態や課題を明らかにするためにも、男女共同参画の視点を踏まえて調査を実施すべきである（例：熊本県と熊本市が共同で実施した「ひとり親家庭における熊本地震後の現況確認調査結果（最終）」）。男女別統計や世帯類型など、男女共同参画の視点から統計の活用は、災害の各段階において有効であることから、平常時の災害対策はもちろん、発災後も速やかに統計を活用できるよう、あらかじめ指標を定めておくことも重要である（例：緊急時の避難行動計画や地区防災計画の策定に際しての、昼夜間人口における男女比や世帯類型に関する統計の活用、復興支援事業の受益者の男女別統計など）。なお、今後の防災・復興に対する取組の質の向上及び災害対応の進捗確認のため、継続的に調査を行うべきものは国を含め取り組んでいく必要がある。

<具体策>

ア．予防段階における男女共同参画の視点からの統計の整備・活用

（例：自主防災組織の活性化、避難訓練、地区防災計画策定、自治体職員の非常参集や職員配置計画等）

イ．応急対応段階における男女共同参画の視点からの統計の整備・活用

（例：避難所運営、在宅避難・車中泊等の避難形態、物資、支援メニュー等）

ウ．復旧・復興段階における男女共同参画の視点からの統計の整備・活用

（例：仮設住宅・復興公営住宅の建設、雇用・労働、子育て世帯・介護世帯の実態把握）

＜参考＞「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（概要）」（一部抜粋）

1 事前の備え・予防

- －防災担当部局の担当職員について、その男女比率を少なくとも庁内全体の職員の男女比率に近づけることや管理職への登用等、女性職員の採用・登用の促進に取り組むこと。
- －防災対策に男女共同参画の視点を反映するため、地方防災会議における女性委員の割合を高めること。
- －地域防災計画の作成、修正に際し、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を反映すること。
- －女性用品、乳幼児用品等の必要とされる物資について、あらかじめ一定度を備蓄するとともに、倉庫業者、運送業者、コンビニエンスストア、スーパー等の関係団体・事業者等と協定を締結し、災害発生時に速やかに調達・輸送できるようにすること。
- －男女共同参画の視点からの災害対応について、参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、性別、年齢等にかかわらず、多様な住民が自主的に考える機会を設けること。
- －自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図ること。

2 発災直後の対応

- －妊産婦や乳幼児を連れた保護者は、避難に時間と支援を要することが多いため、関係機関、自主防災組織、近隣住民等の協力を得て、安全を確保できる場所への避難誘導・避難介助を行うこと。
- －救助・救援、医療及び消火活動、ライフラインの復旧等に係る業務が、子育てや介護等の家庭的責任を有する職員または社員等も参画して速やかに実施されるよう、災害直後から子育て・介護支援を実施すること。
- －帰宅困難者が大量に発生することが想定されている地域においては、平常時に協定等を締結した駅周辺の商業施設や大学等に対して、男女共用のスペースだけでなく、男女別のスペースを確保するよう要請すること。

5 復旧・復興

- －復興計画の作成に際し、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を反映すること。
- －住民の意見集約に当たっては、必要に応じて女性だけの話し合いの場を設けるなど、生活者の視点に立った具体的な提案を出しやすい環境を整備すること。
- －災害公営住宅を整備するに当たっては、計画・設計の段階において意思決定の場に女性が参画するとともに、これらの意見を踏まえた住宅を建設すること。住宅には、入居者同士の交流等が図れるよう、集会等に利用するための施設を設置することが望ましい。
- －被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策や、職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期的な安定的な雇用創出策を実施するに当たっては、女性の雇用機会を確保すること。
- －男女共同参画センターは、平常時から行っている相談事業、情報提供事業、広報・啓発事業等に加え、地方公共団体の関係機関や地域の人材・団体との連携等を通じて、男女共同参画の視点からの情報提供や相談対応、男女共同参画に関する課題に取り組むNPOやボランティアの活動拠点等の被災者支援を行うことが考えられる。

6 広域的避難の支援

- －大規模災害等において被災者が広域的な避難を行う場合、特に、女性は子どもとともに母子で避難することが多いと想定されることから、実態やニーズを把握し、必要な対策を講じること。

7 各段階における支援者への啓発と支援

- －民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援の在り方等について周知・伝達するよう努めること。

8 男女別統計の整備

- －防災・復興の施策を推進する際に男女共同参画の視点を反映するためには、男女が置かれている状況をデータ等により客観的に把握することが重要であることから、災害発生時は、被災者及び災害対応を行う者に関して、男女別統計の整備に努めること。

3 避難所

- ―開設当初から、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設けること。仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにすることが望ましい。
- ―避難所の管理責任者には、男女両方を配置すること。
- ―避難者による自治的な運営組織には、男女両方が参画するとともに、責任者や副責任者等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にすること。
- ―生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど、配布方法を工夫すること。
- ―女性や子どもに対する暴力等を予防するため、就寝場所や女性専用スペース等を巡回警備したり、防犯ブザーを配布するなど、安全・安心の確保に配慮すること。また、暴力を許さない環境づくりや、被害者への適切な対応を徹底すること。

4 応急仮設住宅

- ―入居者が孤立せず、入居者同士の交流等が図れるように、集会施設を設置するとともに、その運営を支援すること。
- ―応急仮設住宅団地を設置した場合には、自治会等の育成を図り、自治会長や副会長等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にすること。
- ―プレハブ型の応急仮設住宅や民間賃貸住宅を活用したみなし仮設住宅の入居者に対し、保健師等の専門職や男女両方の生活支援員等が巡回訪問等を行い、問題の把握及び解決に努めること。
- ―生活環境の変化により、女性が様々な不安や悩み、ストレスを抱えることや、女性に対する暴力等が懸念されることから、男女共同参画センターや民間支援団体等と積極的に連携を図りながら、相談窓口や女性に対する暴力等の予防の方法について周知すること。
- ―男性としての重圧や他人に弱音を吐くことを避ける傾向にある男性の精神面での孤立が課題となってくることから、男性に対する相談体制を整備するとともに、相談窓口の周知方法を工夫すること。

おわりに

本調査によると、熊本地震発災後の男女共同参画の視点からの災害対応の状況は、国や全国の自治体及び民間支援団体、特に東北地方からの助言や応援により、男女共同参画の視点からの取組には東日本大震災時の状況と比べると比較的早く着手し、実施できていたとの声がある一方、女性、高齢者、障がい者、乳幼児等への配慮が十分でない避難所が存在していたり、特段男女共同参画の視点を意識しなかったため、多様なニーズを上手く把握できなかったなどの課題も生じていたことがわかった。

災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、男女共同参画の視点を踏まえた災害対応体制の構築はもちろんのこと、平常時からの男女共同参画の社会の実現が、防災・復興を円滑に進める基盤となる。

よって、本報告書の内容が、男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立に寄与することを期待する。

最後に、被災後のご多忙の中、アンケート調査及びヒアリング調査にご協力いただいた被災自治体、応援自治体、民間支援団体の皆様に、心より感謝を申し上げます。

Ⅳ. アンケート調査結果（詳細）

1 被災自治体

（１）事前の備え・予防体制について

① 職員の体制

問１ 貴自治体における防災を担当している部署の職員体制について （※平成 28 年 12 月 1 日時点）

防災を担当している部署の職員体制について、常勤の職員数については、県（熊本県、大分県）（以下同じ）では、43.0 人のうち、「男性」は 41.0 人（95%）、「女性」は 2.0 人（5%）となっている。

市町村では、7.2 人のうち、「男性」は 6.5 人（90%）、「女性」は 0.8 人（11%）となっている。

図表 1-1-1 職員数【常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	39 100.0	9.1	9.5	2.0	47.0
県	2 5.1	43.0	5.7	39.0	47.0
市町村	37 94.9	7.2	5.3	2.0	30.0

図表 1-1-2 職員数【常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	39 100.0	8.2	9.1	2.0	45.0
県	2 5.1	41.0	5.7	37.0	45.0
市町村	37 94.9	6.5	4.9	2.0	30.0

図表 1-1-3 職員数【常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	39 100.0	0.8	1.3	0.0	5.0
県	2 5.1	2.0	0.0	2.0	2.0
市町村	37 94.9	0.8	1.3	0.0	5.0

非常勤の職員の実人数については、県では、3.0 人のうち、「男性」は 2.5 人（83%）、「女性」は 0.5 人（17%）となっている。

市町村では、0.8 人のうち、「男性」は 0.3 人（38%）、「女性」は 0.5 人（63%）となっている。

常勤と非常勤の職員について、女性が一人もいない市町村は、15 市町村（41%）となっている。

図表 1-1-4 職員数【非常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	38 100.0	0.9	1.3	0.0	6.0
県	2 5.3	3.0	0.0	3.0	3.0
市町村	36 94.7	0.8	1.2	0.0	6.0

図表 1-1-5 職員数【非常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	38 100.0	0.4	0.8	0.0	3.0
県	2 5.3	2.5	0.7	2.0	3.0
市町村	36 94.7	0.3	0.6	0.0	3.0

図表 1-1-6 職員数【非常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	38 100.0	0.5	0.7	0.0	3.0
県	2 5.3	0.5	0.7	0.0	1.0
市町村	36 94.7	0.5	0.7	0.0	3.0

問2 貴自治体における男女共同参画を担当している部署の職員体制について （※平成 28 年 12 月 1 日時点）

男女共同参画を担当している部署の職員体制について、常勤の職員数については、県では、16.0 人のうち、「男性」は 6.5 人（41%）、「女性」は 9.5 人（59%）となっている。

市町村では、5.8 人のうち、「男性」は 4.1 人（71%）、「女性」は 1.8 人（31%）となっている。

図表 1-2-1 職員数【常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	39 100.0	6.4	4.4	1.0	23.0
県	2 5.1	16.0	9.9	9.0	23.0
市町村	37 94.9	5.8	3.6	1.0	15.0

図表 1-2-2 職員数【常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	38 100.0	4.2	3.1	0.0	12.0
県	2 5.3	6.5	3.5	4.0	9.0
市町村	36 94.7	4.1	3.1	0.0	12.0

図表 1-2-3 職員数【常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	39 100.0	2.2	2.2	0.0	14.0
県	2 5.1	9.5	6.4	5.0	14.0
市町村	37 94.9	1.8	1.0	0.0	4.0

常勤の男女共同参画専任職員数については、県では、4.5 人のうち、「男性」は 1.5 人（33%）、「女性」は 3.0 人（67%）となっている。

市町村では、0.7 人のうち、「男性」は 0.2 人（29%）、「女性」は 0.6 人（86%）となっている。

図表 1-2-4 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	36 100.0	0.9	1.3	0.0	5.0
県	2 5.6	4.5	0.7	4.0	5.0
市町村	34 94.4	0.7	1.0	0.0	4.0

図表 1-2-5 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	36 100.0	0.3	0.6	0.0	2.0
県	2 5.6	1.5	0.7	1.0	2.0
市町村	34 94.4	0.2	0.5	0.0	2.0

図表 1-2-6 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	36 100.0	0.7	1.0	0.0	4.0
県	2 5.6	3.0	1.4	2.0	4.0
市町村	34 94.4	0.6	0.8	0.0	2.0

常勤の男女共同参画兼任職員数については、市町村では、1.7 人のうち、「男性」は 1.1 人（65%）、「女性」は 0.6 人（35%）となっている。

図表 1-2-7 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	39 100.0	1.6	1.5	0.0	7.0
県	2 5.1	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	37 94.9	1.7	1.5	0.0	7.0

図表 1-2-8 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	38 100.0	1.0	1.3	0.0	5.0
県	2 5.3	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	36 94.7	1.1	1.3	0.0	5.0

図表 1-2-9 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	39 100.0	0.6	0.7	0.0	2.0
県	2 5.1	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	37 94.9	0.6	0.7	0.0	2.0

非常勤の職員の実人数については、市町村では 1.4 人のうち、「男性」は 0.4 人（29%）、「女性」は 1.0 人（71%）となっている。

図表 1-2-10 職員数【非常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	35 100.0	1.4	2.0	0.0	7.0
県	1 2.9	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	34 97.1	1.4	2.0	0.0	7.0

図表 1-2-11 職員数【非常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	35 100.0	0.4	1.0	0.0	5.0
県	1 2.9	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	34 97.1	0.4	1.0	0.0	5.0

図表 1-2-12 職員数【非常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	35 100.0	1.0	1.6	0.0	6.0
県	1 2.9	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	34 97.1	1.0	1.6	0.0	6.0

非常勤の職員の実人数の男女共同参画専任職員数は、市町村では、0.4 人のうち、「女性」は 0.4 人となっている。

図表 1-2-13 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	34 100.0	0.4	1.4	0.0	7.0
県	1 2.9	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	33 97.1	0.4	1.5	0.0	7.0

図表 1-2-14 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	34 100.0	0.0	0.2	0.0	1.0
県	1 2.9	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	33 97.1	0.0	0.2	0.0	1.0

図表 1-2-15 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	34 100.0	0.4	1.3	0.0	6.0
県	1 2.9	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	33 97.1	0.4	1.3	0.0	6.0

非常勤の実人数の男女共同参画兼任職員数は、市町村では、0.3 人のうち、「女性」は 0.3 人となっている。

図表 1-2-15 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	34 100.0	0.3	1.1	0.0	6.0
県	1 2.9	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	33 97.1	0.3	1.1	0.0	6.0

図表 1-2-15 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	34 100.0	0.0	0.2	0.0	1.0
県	1 2.9	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	33 97.1	0.0	0.2	0.0	1.0

図表 1-2-16 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	34 100.0	0.3	1.1	0.0	6.0
県	1 2.9	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	33 97.1	0.3	1.1	0.0	6.0

○男女共同参画センターが設置されている場合

男女共同参画センターの職員体制について、常勤の職員数については、県では、12.5 人のうち、「男性」は 4.5 人（36%）、「女性」は 8.0 人（64%）となっている。

市町村では、10.0 人のうち、「男性」は 5.4 人（54%）、「女性」は 4.6 人（46%）となっている。

図表 1-2-17 職員数【常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	7 100.0	10.7	15.3	0.0	41.0
県	2 28.6	12.5	13.4	3.0	22.0
市町村	5 71.4	10.0	17.4	0.0	41.0

図表 1-2-18 職員数【常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	7 100.0	5.1	8.3	0.0	23.0
県	2 28.6	4.5	4.9	1.0	8.0
市町村	5 71.4	5.4	9.9	0.0	23.0

図表 1-2-19 職員数【常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	7 100.0	5.6	7.3	0.0	18.0
県	2 28.6	8.0	8.5	2.0	14.0
市町村	5 71.4	4.6	7.5	0.0	18.0

常勤の男女共同参画専任職員数については、県では、4.0人のうち、「男性」は1.0人（25%）、「女性」は3.0人（75%）となっている。

市町村では、1.2人のうち、「男性」は0.4人（33%）、「女性」は0.8人（67%）となっている。

図表 1-2-20 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	7 100.0	2.0	2.0	0.0	5.0
県	2 28.6	4.0	1.4	3.0	5.0
市町村	5 71.4	1.2	1.6	0.0	4.0

図表 1-2-21 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	7 100.0	0.6	0.8	0.0	2.0
県	2 28.6	1.0	0.0	1.0	1.0
市町村	5 71.4	0.4	0.9	0.0	2.0

図表 1-2-22 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	7 100.0	1.4	1.4	0.0	4.0
県	2 28.6	3.0	1.4	2.0	4.0
市町村	5 71.4	0.8	0.8	0.0	2.0

常勤の男女共同参画兼任職員については、市町村では、2.2人のうち、「男性」は1.2人（55%）、「女性」は1.0人（45%）となっている。

図表 1-2-23 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	7 100.0	1.6	2.9	0.0	8.0
県	2 28.6	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	5 71.4	2.2	3.3	0.0	8.0

図表 1-2-24 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	7 100.0	0.9	1.5	0.0	4.0
県	2 28.6	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	5 71.4	1.2	1.6	0.0	4.0

図表 1-2-25 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	7 100.0	0.7	1.5	0.0	4.0
県	2 28.6	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	5 71.4	1.0	1.7	0.0	4.0

非常勤の職員の実人数については、県では、16.0人のうち、「男性」は5.0人（31%）、「女性」は11.0人（69%）となっている。

市町村では、3.6人のうち、「男性」は0.8人（22%）、「女性」は2.8人（78%）となっている。

図表 1-2-26 職員数【非常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	6 100.0	5.7	5.8	0.0	16.0
県	1 16.7	16.0	0.0	16.0	16.0
市町村	5 83.3	3.6	3.0	0.0	7.0

図表 1-2-27 職員数【非常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	6 100.0	1.5	2.1	0.0	5.0
県	1 16.7	5.0	0.0	5.0	5.0
市町村	5 83.3	0.8	1.3	0.0	3.0

図表 4-2-28 職員数【非常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	6 100.0	4.2	4.0	0.0	11.0
県	1 16.7	11.0	0.0	11.0	11.0
市町村	5 83.3	2.8	2.4	0.0	6.0

非常勤の男女共同参画専任職員の実人数については、県では、5.0人のうち、「男性」は2.0人(40%)、「女性」は3.0人(60%)となっている。

市町村では、非常勤の男女共同参画専任職員の実人数 3.4人のうち、「男性」は0.8人(24%)、「女性」は2.6人(76%)となっている。

図表 1-2-29 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	6 100.0	3.7	3.0	0.0	7.0
県	1 16.7	5.0	0.0	5.0	5.0
市町村	5 83.3	3.4	3.3	0.0	7.0

図表 1-2-30 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	6 100.0	1.0	1.3	0.0	3.0
県	1 16.7	2.0	0.0	2.0	2.0
市町村	5 83.3	0.8	1.3	0.0	3.0

図表 1-2-31 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	6 100.0	2.7	2.3	0.0	6.0
県	1 16.7	3.0	0.0	3.0	3.0
市町村	5 83.3	2.6	2.6	0.0	6.0

非常勤の男女共同参画兼任職員の実人数については、市町村では、0.2 人のうち、「女性」は 0.2 人となっている。

図表 1-2-32 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	6 100.0	0.2	0.4	0.0	1.0
県	1 16.7	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	5 83.3	0.2	0.4	0.0	1.0

図表 1-2-33 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	6 100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
県	1 16.7	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	5 83.3	0.0	0.0	0.0	0.0

図表 1-2-34 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	6 100.0	0.2	0.4	0.0	1.0
県	1 16.7	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	5 83.3	0.2	0.4	0.0	1.0

② 地方防災会議

問3 貴自治体の地方防災会議の状況について記入してください。

地方防災会議の状況について、地方防災会議の委員については、県では、54.0 人のうち、「男性」は 48.5 人（90%）、「女性」は 5.5 人（10%）となっている。

市町村では、37.9 人のうち、「男性」は 35.2 人（93%）、「女性」は 2.7 人（7%）となっている。

図表 1-3-1 委員の人数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	39 100.0	38.7	14.7	15.0	87.0
県	2 5.1	54.0	2.8	52.0	56.0
市町村	37 94.9	37.9	14.6	15.0	87.0

図表 1-3-2 委員の人数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	39 100.0	35.9	13.6	15.0	82.0
県	2 5.1	48.5	2.1	47.0	50.0
市町村	37 94.9	35.2	13.6	15.0	82.0

図表 1-3-3 委員の人数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	39 100.0	2.8	2.0	0.0	8.0
県	2 5.1	5.5	0.7	5.0	6.0
市町村	37 94.9	2.7	2.0	0.0	8.0

地方防災会議の女性委員の選出区分については、県では、「7号」が3.0人と最も多く、次いで「8号」が1.5人、「3号」が1.0人となっている。

市町村では、「8号」が1.3人と最も多く、次いで「5号」が0.7人、「6号」、「7号」が0.3人となっている。

図表 1-3-4 女性委員の選出区分_1号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	32 100.0	0.2	0.8	0.0	4.0
県	1 3.1	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	31 96.9	0.2	0.8	0.0	4.0

図表 1-3-5 女性委員の選出区分_2号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	31 100.0	0.2	0.4	0.0	1.0
県	1 3.2	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	30 96.8	0.2	0.4	0.0	1.0

図表 1-3-6 女性委員の選出区分_3号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	31 100.0	0.1	0.3	0.0	1.0
県	1 3.2	1.0	0.0	1.0	1.0
市町村	30 96.8	0.1	0.3	0.0	1.0

図表 1-3-7 女性委員の選出区分_4 号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	31 100.0	0.1	0.3	0.0	1.0
県	1 3.2	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	30 96.8	0.1	0.3	0.0	1.0

図表 1-3-8 女性委員の選出区分_5 号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	34 100.0	0.7	1.3	0.0	6.0
県	2 5.9	0.5	0.7	0.0	1.0
市町村	32 94.1	0.7	1.4	0.0	6.0

図表 1-3-9 女性委員の選出区分_6 号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	31 100.0	0.3	1.1	0.0	6.0
県	1 3.2	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	30 96.8	0.3	1.1	0.0	6.0

図表 1-3-10 女性委員の選出区分_7 号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	33 100.0	0.5	1.1	0.0	5.0
県	2 6.1	3.0	0.0	3.0	3.0
市町村	31 93.9	0.3	0.9	0.0	5.0

図表 1-3-11 女性委員の選出区分_8 号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	34 100.0	1.4	1.7	0.0	8.0
県	2 5.9	1.5	0.7	1.0	2.0
市町村	32 94.1	1.3	1.8	0.0	8.0

問4 貴自治体の地方防災会議において、女性委員の割合を高める具体的な取組があれば以下に記入してください。

地方防災会議において、女性委員の割合を高める具体的な取組として、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・地域婦人会連絡協議会会長へ委員を委託している。
- ・従来の団長に加え、消防団女性部も委員に加えるなど定員範囲での女性委員の追加を行っている。

- ・役職に女性が就任するまたは女性団体の代表者を任命している。
- ・男女共同参画推進団体のメンバーを民間団体代表者として、複数委員として登用している。
- ・市の総合計画において、市の審議会等の総員数に占める女性委員の割合を定めている。
- ・指定公共機関や指定地方公共機関（7号委員、8号委員）の選任に対して、女性職員の選出を依頼している。
- ・防災会議委員の改選を行う。

問5 女性委員の割合が平成 23 年度以降増えている、もしくは減っている場合該当する番号 1 つを選択。

平成 23 年度以降の女性委員の割合について、県では、「増えている」が 2 県となっている。

市町村では、「増えている」が 23 市町村（62%）、「減っている」が 6 市町村（16%）となっている。

図表 1-5-1 平成 23 年度以降の女性委員の割合

	調査数	増えている	減っている	無回答
全体	39 100.0	25 64.1	6 15.4	8 20.5
県	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
市町村	37 100.0	23 62.2	6 16.2	8 21.6

女性委員の数が変化したことによる影響・効果があれば以下にその内容を記入してください。

女性委員の数が変化したことによる影響・効果について、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・女性ならではの視点による意見が増えた。
- ・女性の視点から防災対策に関する意見等をいただくことにより、防災会議の多様性の向上や活性化のほか、地域防災計画や防災活動への多様な視点の反映等に結びついている。
- ・避難所運営や災害救助活動において、女性の視点から貴重な提言をいただくことができてきている。
- ・地域婦人会の代表を委員に追加した。

③ 地域防災計画

問6 貴自治体の地域防災計画において、平成 23 年以降に、男女共同参画の視点から新たに書き加えたことがありますか。

地域防災計画において、平成 23 年以降に、男女共同参画の視点から新たに書き加えたことの有無について、県では、「有」が 1 県（50%）、「無」が 1 県（50%）となっている。

市町村では、「有」が 13 市町村（35%）、「無」が 24 市町村（65%）となっている。

図表 1-6-1 男女共同参画の視点から新たに書き加えた内容の有無

	調査数	有	無	無回答
全体	39 100.0	14 35.9	25 64.1	0 0.0
県	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0
市町村	37 100.0	13 35.1	24 64.9	0 0.0

② ①で「1. 有」と回答した場合、具体的な内容（該当するものすべてに○）

新たに書き加えたことが有ると回答した自治体の具体的な内容として、県では、「男女のニーズに配慮した備蓄」が 1 県、「男女共同参画の視点からの避難所運営など防災対応マニュアル等の作成」が 1 県となっている。

市町村では、「男女のニーズに配慮した備蓄」、「男女共同参画の視点からの避難所運営など防災対応マニュアル等の作成」が 8 市町村（62%）と最も多く、次いで「女性防災リーダーの育成」、「女性防災リーダーの育成」が 3 市町村（23%）となっている。

図表 1-6-2 男女共同参画の視点から新たに書き加えたこと

	調査数	進地方 防災会 議など への女 性の参 画促	男女の ニーズ に配慮 した備 蓄	男女共 同参画 の視点 からマ ニユア ルの避 難所作 成運	男女共 同参画 の視点 から防 災・訓 練を実 施	女性防 災リー ダーの 育成	その他	無回答
全体	14 100.0	2 14.3	9 64.3	9 64.3	1 7.1	3 21.4	3 21.4	0 0.0
県	1 100.0	0 0.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
市町村	13 100.0	2 15.4	8 61.5	8 61.5	1 7.7	3 23.1	3 23.1	0 0.0

【その他（主な内容）】

・災害復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。

- ・避難所運営を担当する職員は男女ペアで対応する。
- ・避難場所の運営体制については、地域住民と連携した訓練の実施に留意し、その際、男女共同参画の視点に配慮するとマニュアルに明記する。
- ・災害時の市職員の配備について、女性職員は、防災業務の配備態勢（情報収集、広報活動、その他）での役割を明確にしたうえで災害活動に当たらせるものとする職員配備計画に定めている。

問7 内閣府男女共同参画局では、平成25年に過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防（平時）、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」やこれに基づくチェックリストを作成・公表しています。貴自治体の男女共同参画主管課及び防災・危機管理主管課はこの取組指針・チェックリストを認識・活用していましたか。

男女共同参画主管課及び防災・危機管理主管課の取組指針・チェックリストの認識・活用状況において、男女共同参画主管課については、県では「認識有」が2県（100%）、また「活用有」が1県（50%）、「活用無」が1県（50%）となっている。

市町村では、「認識有」が22市町村（60%）、「認識無」が14市町村（38%）、また「活用有」が11市町村（30%）、「活用無」が25市町村（68%）となっている。

防災危機管理主管課については、県では「認識有」が1県（50%）、「認識無」が1県（50%）、また「活用有」が1県（50%）、「活用無」が1県（50%）となっている。

市町村では、「認識有」が15市町村（41%）、「認識無」が22市町村（60%）、また「活用有」が7市町村（19%）、「活用無」が30市町村（81%）となっている。

図表 1-7-1 取組指針・チェックリストの認識・活用状況

			調査数	有	無	無回答
【男女共同参画主管課】	認識の有無	全体	39 100.0	24 61.5	14 35.9	1 2.6
		県	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
		市町村	37 100.0	22 59.5	14 37.8	1 2.7
	活用の有無	全体	39 100.0	12 30.8	26 66.7	1 2.6
		県	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0
		市町村	37 100.0	11 29.7	25 67.6	1 2.7
【防災・危機管理主管課】	認識の有無	全体	39 100.0	16 41.0	23 59.0	0 0.0
		県	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0
		市町村	37 100.0	15 40.5	22 59.5	0 0.0
	活用の有無	全体	39 100.0	8 20.5	31 79.5	0 0.0
		県	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0
		市町村	37 100.0	7 18.9	30 81.1	0 0.0

活用している団体はどのように活用しているか、活用していない団体はその理由をこちらに記入してください。

取組指針・チェックリストを活用している理由として以下のような回答が挙げられた。

○男女共同参画主管課

- ・男女共同参画センターのイベント等で周知。資料として、また資料等作成時に活用している。
- ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の内容を地域防災計画にも反映。
- ・地震があったときに、主な各避難所をまわり、チェックリストをもとにチェック、改善等を行った。
- ・市町村等に対し、機会を捉え周知していた。
- ・熊本地震発生後、県内全市町村に取組指針及びチェックリストを送付し、避難所運営の際に活用するよう求めた。また、県内の主な避難所を訪問し、取組指針及びチェックリストをもとに運営状況の確認を行い、優良事例と改善案をまとめて市町村に提供した。
- ・熊本地震により避難所を開設した際に、男女共同参画主管課から危機管理主管課へ指針などの情報提供を行った。
- ・現在策定中の「第2次の市男女共同参画基本計画」（平成29年3月施行予定）において、男女共同参画の視点に配慮した防災・災害復興に関する取組を盛り込む予定である。
- ・第3次の市男女共同参画計画（平成29～33年度）素案の作成にあたり、「男女共同参画の視点からの

防災・復興の取組指針」を参考に、防災分野における男女共同参画の推進を重点課題として掲げた。

○防災・危機管理主管課

- ・平成 26 年 4 月に策定した市の避難所開設運営マニュアルの基本方針に男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりに取り組むことを掲げ、示している。
- ・女性・妊産婦及び乳幼児が必要としている備蓄品を参考にしている。
- ・備蓄計画、避難所運営マニュアル策定時に活用している。
- ・取組指針や、チェックリストに記載されている各項目の内容を踏まえながら、県が主催する防災講座や、自主防災組織の活動事例集などにおいて、女性の防災活動への参画等の重要性について啓発を実施。
- ・避難所の運営（仮設トイレの照明、男女別パーテーション、授乳室等）において活用している。

取組指針・チェックリストを活用していない理由として以下のような回答が挙げられた。

○男女共同参画主管課

- ・防災担当者との連携が取れていないため。
- ・男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興の取組については、理解していたが、単なる部署間の情報共有にとどまっていたため。
- ・取組指針について認識（計画等への記載）しておらず、活用できていなかった。
- ・男女別々の避難所を開設したため。
- ・平成 19 年 2 月に、災害の被害を受けやすい女性、防災・災害復興の担い手としての女性の双方の立場から避難所生活での工夫や日頃の備えについてまとめた「女性の視点からの防災対策のススメ」を作成し、活用している。

○防災・危機管理主管課

- ・男女共同参画担当者との連携が取れていないため。
- ・地域防災計画の変更等については、各担当課に照会し作成を行い、その計画の推進については担当課を中心として進めており、全ての案件について防災担当課が所管しているわけではない。
- ・認識不足のため。
- ・各種防災研修で教わることもなく、事務引継ぎで教わる項目ではないので、存在自体を知らなかった。
- ・特に男女共同参画を意識せずとも、必要な施策等は随時取り入れ対応しているため。
- ・委員については、各種団体の代表者をあてており、男女を問わない。
- ・活用はしていないが、防災計画の内容については男女隔たりなく、役割を分担している。
- ・避難所運営を担当する職員選定をするにあたり、女性を必ず配置するなどの配慮はしているが、活用しているとまでは言えない。今後の検討課題である。

④ 自主防災組織の育成等

問 8 貴自治体の自治会や町内会等を基礎とする自主防災組織について、女性の参画促進や女性防災リーダーを育成するための取組を行っていますか。 （該当する番号 1 つ）
--

自主防災組織について、女性の参画促進のための取組については、県では、「行っている」が 2 県となっている。

市町村では、「行っている」が10市町村（27%）、「行っていない」が27市町村（73%）となっている。

図表 1-8-1 女性の参画促進

	調査数	行っている	行っていない	無回答
全体	39 100.0	12 30.8	27 69.2	0 0.0
県	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
市町村	37 100.0	10 27.0	27 73.0	0 0.0

女性防災リーダーを育成するための取組については、県では、「一般的なリーダー研修の中で行っている」が2県となっている。

市町村では、「行っている」が6市町村（16%）、「一般的なリーダー研修の中で行っている」が9市町村（24%）、「特に行っていない」が22市町村（60%）となっている。

図表 1-8-2 女性防災リーダーの育成

	調査数	行っている	修一般的 中での 行っている 研修	特に 行っていない	無回答
全体	39 100.0	6 15.4	11 28.2	22 56.4	0 0.0
県	2 100.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
市町村	37 100.0	6 16.2	9 24.3	22 59.5	0 0.0

※上記取組を行っている自治体は、以下にその内容を記入してください。

女性の参画促進や女性防災リーダーを育成するための取組については以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

○女性の参画促進

- ・地域の女性防災士や一般女性を対象にした、防災についての講座を実施している。
- ・自主防災組織から推薦された方を対象に防災士の養成事業を実施しているが、女性に関しては、受講料を免除している。
- ・避難所運営訓練への女性スタッフの参加推進、女性防災士の養成推進、女性消防団員の加入推進を行っている。
- ・校区や自主防災組織から出前講座の要請があった際に女性の参画の必要性を説明している。
- ・防災士養成に関し、女性消防団や女性団体に対して啓発活動を行っている。
- ・平成 25 年 8 月 28 日に、市に在住又は勤務する女性防災士をもって構成する「女性防災士連絡協議会」を設立し、女性防災士相互の連携を深め、地域防災力の向上を図っている。
- ・市において活動している「女性防災士連絡協議会」の活動を県全体に広げるよう、研修会等で紹介している。
- ・防災士養成研修の受講者を募集する際、各自治区等に受講者の募集依頼を行っているが、特に女性防災士の育成について推進をしている。

○女性防災リーダーの育成

- ・消防団に女性分団を設立し、女性団員には防災についての講習会や救命講習を受講してもらうなどして、女性ならではの視点から地域防災リーダーとしての役割を担ってもらうようにしている。
- ・自主防災組織の各班の班長として、女性も訓練に参加しているケースが多い。
- ・防災リーダー養成研修「火の国ぼうさい塾」において託児所を設置することにより、子育て世代の女性が参加しやすい環境を整えている。また、講師についても、全 10 名中 3 名が女性であり、女性が参加しやすく、家庭や地域の防災活動に女性の視点を反映させることができるようなカリキュラムとなっている。
- ・市政だよりによる啓発、女性リーダーの育成、女性人材バンク制度の活用を行っている。

（２）防災・災害対応に関する教育・啓発

問 9 貴自治体における職員及び住民に対する防災関係の研修（防災訓練も含む。）の実施状況について

① 研修実施の有無

防災関係の研修（防災訓練も含む。）の実施状況において、職員向けの研修の実行状況については、「実施有」が、県では 2 県（100%）、市町村では 29 市町村（78%）となっている。一方「実施無」が、8 市町村（22%）となっている。

住民向けの研修の実行状況については、「実施有」が、県では 2 県（100%）、市町村では 32 市町村（87%）となっている。一方「実施無」が、市町村では 5 市町村（14%）となっている。

② 男女共同参画の視点を踏まえた研修の実施有無

男女共同参画の視点を踏まえた防災関係の研修（防災訓練も含む。）の実施状況において、職員向けの研修の実行状況については、「実施有」が、市町村では 4 市町村（14%）となっている。一方「実施無」が、県では 2 県（100%）、市町村では 25 市町村（86%）となっている。

住民向けの研修の実行状況については、「実施有」が、県では 1 県（50%）、市町村では 7 市町村（22%）

となっている。一方「実施無」が、県では1県（50%）、市町村では25市町村（78%）となっている。

図表 1-9-1 防災関係の研修の実施状況について

			調査数	有	無	無回答
①研修の実施の有無	職員向け	全体	39 100.0	31 79.5	8 20.5	0 0.0
		県	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
		市町村	37 100.0	29 78.4	8 21.6	0 0.0
	住民向け	全体	39 100.0	34 87.2	5 12.8	0 0.0
		県	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
		市町村	37 100.0	32 86.5	5 13.5	0 0.0
②男女共同参画の視点を踏まえた研修の実施有無	職員向け	全体	31 100.0	4 12.9	27 87.1	0 0.0
		県	2 100.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0
		市町村	29 100.0	4 13.8	25 86.2	0 0.0
	住民向け	全体	34 100.0	8 23.5	26 76.5	0 0.0
		県	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0
		市町村	32 100.0	7 21.9	25 78.1	0 0.0

③ 男女共同参画の視点を踏まえた研修の内容・頻度及びその効果等 《②で「1. 有」を選択した場合に回答》

男女共同参画の視点を踏まえた研修の内容・頻度及びその効果等として、以下のような回答が挙げられた。

○職員向け

- ・防災計画を踏まえ各部各課で取り組んでいる。梅雨の時期に一斉に、毎年行っている。
- ・男女共同参画センターと男女共同参画推進室の職員を対象に実施している。また実際の避難所運営や長期の避難所生活で見えてくる女性の悩み等を考え、今後取り組むことについての気付きを与える内容の研修を行っている。
- ・年1回の防災訓練時に避難所運営訓練を行っており、女性も避難所運営や避難誘導に参加している
- ・職員参画により避難所開設運営マニュアルを策定している。

○住民向け

- ・平成 28 年 9 月 30 日、「ママ目線での今からできる備え」を開催している。講師：柳原志保さん。講師の被災体験からの話。防災ゲーム「クロスロード」を通じ、自分自身でできる備え、地域でできる備え、人とのつながりの大切さなどを学ぶ。
- ・年 1 回程度、「火の国ぼうさい塾」において、女性が家庭でできる防災の取組等についても講話の中に盛り込んでおり、女性も防災活動に参加しやすくなることが期待される。
- ・避難所生活で女性が抱える問題点や悩みなどに気付いてもらおうと共に、女性が自ら声を出し行動する必要性について考えてもらう機会を提供。4 月以降 2 回開催。
- ・「市民フォーラム：女性目線での日ごろの備えから災害時の対応まで」1 回：防災や災害時に関して、どちらにも男女共同参画の視点の必要性を認識できた。
- ・男女共同参画視点での地域の防災講座を実施し、意識啓発を行った。
- ・男女共同参画の視点から考える防災講演会を平成 28 年度中に 1 回開催した。
- ・避難所開設運営マニュアルを用いた避難所運営訓練の実施。平成 27 年度はワーキンググループを 3 回、訓練を 1 回行った。

（３）発災後の支援体制と避難所等について

① 災害対策本部の設置等

問 10 貴自治体の災害対策本部会議の状況について

災害対策本部会議の状況について、災害対策本部設置の有無については、県では「有」が 2 県（100％）となっている。

市町村では、「有」が 32 市町村（87％）、「無」が 4 市町村（11％）となっている。

図表 1-10-1 災害対策本部設置の有無

	調査数	有	無	無回答
全体	39 100.0	34 87.2	4 10.3	1 2.6
県	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
市町村	37 100.0	32 86.5	4 10.8	1 2.7

常勤の最大時の構成員の数については、県では、17.0 人のうち「男性」は 16.0 人（94%）、「女性」は 1.0 人（6%）となっている。

市町村では、20.9 人のうち「男性」は 20.0 人（96%）、「女性」は 0.9 人（4%）となっている。

図表 1-10-2 構成員の数（最大時）【常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	34 100.0	20.6	12.0	9.0	70.0
県	2 5.9	17.0	2.8	15.0	19.0
市町村	32 94.1	20.9	12.3	9.0	70.0

図表 1-10-3 構成員の数（最大時）【常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	34 100.0	19.8	11.1	8.0	65.0
県	2 5.9	16.0	2.8	14.0	18.0
市町村	32 94.1	20.0	11.4	8.0	65.0

図表 1-10-4 構成員の数（最大時）【常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	34 100.0	0.9	1.5	0.0	7.0
県	2 5.9	1.0	0.0	1.0	1.0
市町村	32 94.1	0.9	1.5	0.0	7.0

問 11 発災時、貴自治体の男女共同参画担当部局の業務状況は、おおむねどのような状況にありましたか。発災から 1 か月以内、1 か月以降に分けて、最も近いものを 1 つずつ選択してください。

○発災から 1 か月以内

発災時の貴自治体の男女共同参画担当部局の業務状況について、県では、「男女共同参画の視点から災害対応を行うよう、全庁や関係機関等に要請しながら、自らも避難所を回るなどして直接的に働きかけた」が 1 県、「通常の男女共同参画業務を継続した」が 1 県となっている。市町村では、「男女共同参画関連業務でなく、主に他の災害対応業務に従事した」が 19 市町村（51%）と最も多く、次いで「通常の男女共同参画業務を継続した」が 11 市町村（30%）となっている。

○発災から 1 か月以降

県では、「男女共同参画関連業務でなく、主に他の災害対応業務に従事した」が 1 県、「通常の男女共同参画業務を継続した」が 1 県となっている。市町村では、「通常の男女共同参画業務を継続した」が 23 市町村（62%）と最も多く、次いで「男女共同参画関連業務でなく、主に他の災害対応業務に従事した」が 7 市町村（19%）となっている。

図表 1-11-1 発災時の貴自治体の男女共同参画担当部局の業務状況

		調査数	男女共同参画の視点から災害対応を行うよう、全庁や関係機関等に要請した	男女共同参画の視点から災害対応を行うよう、全庁や関係機関等に要請	男女共同参画関連業務でなく、主に他の災害対応業務に従事した	通常の男女共同参画業務を継続した	その他	無回答
発災から1カ月以内	全体	39 100.0	2 5.1	3 7.7	19 48.7	12 30.8	1 2.6	2 5.1
	県	2 100.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0
	市町村	37 100.0	1 2.7	3 8.1	19 51.4	11 29.7	1 2.7	2 5.4
発災から1カ月以降	全体	39 100.0	0 0.0	4 10.3	8 20.5	24 61.5	1 2.6	2 5.1
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0
	市町村	37 100.0	0 0.0	4 10.8	7 18.9	23 62.2	1 2.7	2 5.4

② 災害対応に携わる者への支援

問 12 貴自治体において災害対応に携わる職員（行政職員や医療従事者等）の状況について、把握している範囲で、記入してください。

災害対応に携わる職員（行政職員や医療従事者等）の状況について、子育てや介護に携わっている職員が災害対応にあたった例の有無については、「子育てや介護に携わっている職員が災害対応にあたったことのある例」が、県では1県（50%）、市町村では、27市町村（73%）となっている。

一方、「子育てや介護に携わっている職員が災害対応にあたったことのない例」が、市町村では、9市町村（24%）となっている。

図表 1-12-1 子育てや介護に携わっている職員が災害対応にあたった例の有無

	調査数	有	無	無回答
全体	39 100.0	28 71.8	9 23.1	2 5.1
県	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
市町村	37 100.0	27 73.0	9 24.3	1 2.7

子育てや介護に携わっている職員が災害対応にあたったことのある職員が円滑に災害対応業務を行えるようにするために行った支援については、県では、「保育所や介護施設に預けていた」、「夫または妻など家族に依頼した」、「両親や兄弟姉妹、親戚等の親族に依頼した」、「近隣住民、友人等に依頼した」、「子ども等と一緒に出勤した」との回答があった。

市町村では、「夫または妻など家族に依頼した」が 23 市町村（85%）と最も多く、次いで「保育所や介護施設に預けていた」が 21 市町村（78%）、「両親や兄弟姉妹、親戚等の親族に依頼した」が 20 市町村（74%）となっている。

【その他内容】

- ・熊本地震発災後、県職員連合労働組合本部が職員の子ども（幼稚園～小中学生）の預かりを実施している（4月末から5月の連休明けまでの計5日間で述べ50名の子どもを預かっている）。

図表 1-12-2 育児や介護方法

	調査数	て保育所や介護施設に預けた	頼夫または妻など家族に依頼した	の両親や兄弟姉妹、親戚等に依頼した	した隣住民、友人等に依頼した	た避難所での対応に依頼した	た子ども等と一緒に出勤した	その他	無回答
全体	28 100.0	22 78.6	24 85.7	21 75.0	6 21.4	0 0.0	5 17.9	1 3.6	0 0.0
県	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0
市町村	27 100.0	21 77.8	23 85.2	20 74.1	5 18.5	0 0.0	4 14.8	0 0.0	0 0.0

③ 子育てや介護に携わっている職員が円滑に災害対応業務を行えるようにするためには、どのような支援があればよいと思いますか。

子育てや介護に携わっている職員が円滑に災害対応業務を行えるようにするための支援として以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・日頃からの職員の生活環境を把握し、災害対応業務を円滑に行うための長期計画を毎年作成する（預けられる環境か、昼夜問わず業務に関わることが可能か等）。
- ・どうしても子育て中の職員が業務を要する場合、子どもを預けることが不可能な場合に対応する職員用保育スペースを設ける。
- ・施設への優先的な受け入れ。
- ・夜間業務の免除、短時間勤務、長期にわたる勤務表を提示し計画を立てやすくする。
- ・帰宅可能な時間の確保のため、事前に災害業務の分担やシフト化をしておく。
- ・子ども等を安心して預けられる環境を整えるまでの、業務に携わるまでの猶予期間の提供。
- ・勤務時間帯のローテーションを構築する。
- ・各部署内で、職員の家庭状況把握を行っておく。
- ・通常から、子育て中の職員が同じ部署に複数にならないよう考慮する。
- ・災害対応業務に配置する時には、事前に聞き取りなどを行い、配置の計画を立て、急な配置・変更をしない。
- ・通常業務と災害対策業務を同時に行うことは困難なので、通常業務をどの程度行うか、管理職（上層部）からの指示をきちんと行う。
- ・ボランティア等を活用した託児施設等の支援を行う。
- ・子どもや介護している家族を優先的に預けられる場所をつくる。
- ・既存の保育所等が通常運営が出来るまでの間、臨時の保育所等の開設。
- ・支援対応にあたる職員の子どもを預かってくれる施設の開放を行う（保育所等が被災した場合など）。

問 13 女性職員等が避難所や庁舎に宿直等して災害対応業務を行った際の対応状況について

女性職員等が避難所や庁舎に宿直等して災害対応業務を行った際の対応状況について、職員が宿直等をする災害対応の有無については、県では、「庁舎」が1県（50%）、「避難所」が1県（50%）となっている。市町村では、「庁舎」が36市町村（97%）と最も多く、次いで「避難所」が33市町村（89%）となっている。

女性職員が宿直等をする災害対応の有無については、県では、「庁舎」が1県（50%）、「避難所」が1県（50%）となっている。市町村では、「避難所」が29市町村（78%）と最も多く、次いで「庁舎」が28市町村（76%）となっている。

図表 1-13-1 女性職員等が避難所や庁舎に宿直等して災害対応業務を行った際の対応状況

		調査数	庁舎	避難所	その他	無	無回答
①職員が宿直等をする災害対応の有無	全体	39 100.0	37 94.9	34 87.2	4 10.3	0 0.0	2 5.1
	県	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	36 97.3	33 89.2	4 10.8	0 0.0	1 2.7
②うち女性職員が宿直等をする災害対応の有無	全体	39 100.0	29 74.4	30 76.9	2 5.1	3 7.7	2 5.1
	県	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	28 75.7	29 78.4	2 5.4	3 8.1	1 2.7

その理由 《②で「4. 無」を選択した場合に回答》

女性職員が宿直等をする災害対応の有無について、「無」と回答した自治体の理由として以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・避難所情報収集班に女性が含まれていないため。
- ・一次体制の防災担当者に女性が含まれていないため。
- ・宿直する場合は負担が大きいため。
- ・災害対応が長期化したため、職員体制を3班体制で7時間勤務のローテーションとした。

③ 女性職員の宿直等に当たり配慮や工夫をしていたか。（該当する番号1つを選択）

女性職員宿直時の配慮や工夫について、「配慮や工夫をしている」が、市町村では17市町村（46%）となっている。

「配慮や工夫をしていない」が、県では1県（50%）、市町村では19市町村（51%）となっている。

図表 1-13-2 女性職員の宿直等に当たる配慮や工夫

	調査数	有	無	無回答
全体	39 100.0	17 43.6	20 51.3	2 5.1
県	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
市町村	37 100.0	17 45.9	19 51.4	1 2.7

具体的にどのような配慮や工夫等を講じていましたか 《③で「1. 有」を選択した場合に回答》

女性職員宿直時の配慮や工夫について、「配慮や工夫をしている」と回答した自治体が行っていた配慮や工夫として以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・女性職員が1人にならないように配慮した（必ず男性職員が同席）。（3件）
- ・女性職員の宿直等に当たり、宿泊の際は女性同士ペアで宿泊するように配慮した（2人体制、2人以上）。（4件）
- ・1人で不安にならないよう、顔見知りの職員と複数人で対応するよう配置した。
- ・夜間の避難所対応には男性職員を配置した。
- ・避難所へは男性職員を優先的に配置し、女性職員は休日昼間のみ配置した。
- ・宿直は、できるだけ男性職員にお願いするように配慮したが、どうしても人手が足りないため、女性職員でも役職が上の人には宿直をやっていただいた。
- ・看護師、保健師を除き、女性職員の宿直はできるだけ避けるよう努めた。
- ・男性職員のみで対応できる場所（支援物資の受入所）については、夜遅い勤務について男性職員のみで対応した。
- ・災害対応が長期化したため、職員体制を3班体制で7時間勤務のローテーションとした。
- ・宿直担当職員の勤務時間を区切り、交代制とした。
- ・仮眠室を別に設けた。
- ・専用の部屋を準備するなどした。
- ・子育て中や介護中の職員の場合、極力宿直から外すようにし、やむを得ず宿直勤務をさせる場合でも日程の調整を行うなど、宿直が可能かどうか聞き取りながら配置した。
- ・回数を減らす。

③ 避難所の開設

問 14 熊本地震発災後に、設置・運営された避難所について、把握している避難所の数（最大時）と実際の運営の担い手についてご記入ください。

熊本地震発災後に、設置・運営された避難所について、指定避難所の設置・運営数については、市町村では、35市町村の平均が26.0箇所となっている。

図表 1-14-1 指定避難所の設置・運営数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	35 100.0	26.0	37.9	0.0	184.0
県	0 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	35 100.0	26.0	37.9	0.0	184.0

○指定避難所

一般住民対象の指定避難所の設置・運営の有無について、市町村では、「設置・運営している」は 34 市町村（92％）となっている。「設置・運営していない」は、1 市町村（3％）となっている。

図表 1-14-2 指定_一般（一般住民対象）

	調査数	有	無	無回答
全体	39 100.0	34 87.2	1 2.6	4 10.3
県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
市町村	37 100.0	34 91.9	1 2.7	2 5.4

一般住民対象の指定避難所の運営の担い手について、市町村では、「市町村職員（応援職員含む）」が 33 市町村（97％）と最も多く、次いで「施設管理者」が 14 市町村（41％）、「住民」が 5 市町村（15％）となっている。

図表 1-14-3 指定_一般（一般住民対象）_運営の担い手

	調査数	市町村職員 （応援職員含む）	施設管理者	住民	その他 （民間支援団体等）	無回答
全体	34 100.0	33 97.1	14 41.2	5 14.7	4 11.8	1 2.9
県	—	0	0	0	0	0
市町村	34 100.0	33 97.1	14 41.2	5 14.7	4 11.8	1 2.9

母子を対象とした女性専用の指定避難所について、市町村では、「設置・運営している」は 5 市町村（14％）、「設置・運営していない」は、30 市町村（81％）となっている。

図表 1-14-4 指定_母子を対象、女性専用

	調査数	有	無	無回答
全体	39 100.0	5 12.8	30 76.9	4 10.3
県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
市町村	37 100.0	5 13.5	30 81.1	2 5.4

母子を対象とした女性専用の指定避難所の運営の担い手について、市町村では、「市町村職員（応援職員含む）」が5市町村（100%）と最も多く、次いで「施設管理者」、「住民」がそれぞれ1市町村（20%）、となっている。

図表 1-14-5 指定_母子を対象、女性専用_運営の担い手

	調査数	市町村職員 （応援職員含む）	施設管理者	住民	その他 （民間支援団体等）	無回答
全体	5 100.0	5 100.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0
県	—	—	—	—	—	—
市町村	5 100.0	5 100.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0

その他の指定避難所の設置・運営の有無について、市町村では、「設置・運営している」は19市町村（51%）、「設置・運営していない」は、16市町村（43%）となっている。

図表 1-14-6 指定_その他

	調査数	有	無	無回答
全体	39 100.0	19 48.7	16 41.0	4 10.3
県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
市町村	37 100.0	19 51.4	16 43.2	2 5.4

その他の指定避難所の運営の担い手について、市町村では、「施設管理者」が15市町村（79%）と最も多く、次いで「市町村職員（応援職員含む）」が6市町村（32%）、その他（民間支援団体等）が2市町村（11%）となっている。

図表 1-14-7 指定_その他_運営の担い手

	調査数	市町村職員 （応援職員含む）	施設管理者	住民	その他 （民間支援団体等）	無回答
全体	19 100.0	6 31.6	15 78.9	0 0.0	2 10.5	1 5.3
県	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —
市町村	19 100.0	6 31.6	15 78.9	0 0.0	2 10.5	1 5.3

○未指定避難所

一般住民対象の未指定避難所の設置・運営の有無について、市町村では、「設置・運営している」は24市町村（65%）、「設置・運営していない」は、9市町村（24%）となっている。

図表 1-14-8 未指定_一般（一般住民対象）

	調査数	有	無	無回答
全体	39 100.0	24 61.5	9 23.1	6 15.4
県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
市町村	37 100.0	24 64.9	9 24.3	4 10.8

一般住民対象の未指定避難所の運営の担い手について、市町村では、「住民」が17市町村（71％）と最も多く、次いで「施設管理者」は9市町村（38％）、「市町村職員（応援職員含む）」が7市町村（29％）となっている。

図表 1-14-9 未指定_一般（一般住民対象）_運営の担い手

	調査数	市町村職員 （応援職員含む）	施設管理者	住民	その他 （民間支援団体等）	無回答
全体	24 100.0	7 29.2	9 37.5	17 70.8	2 8.3	0 0.0
県	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —
市町村	24 100.0	7 29.2	9 37.5	17 70.8	2 8.3	0 0.0

母子を対象とした女性専用の未指定避難所について、市町村では、「設置・運営している」は2市町村（5％）となっている。「設置・運営していない」は、30市町村（81％）となっている。

図表 1-14-10 未指定_母子を対象、女性専用

	調査数	有	無	無回答
全体	39 100.0	2 5.1	30 76.9	7 17.9
県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
市町村	37 100.0	2 5.4	30 81.1	5 13.5

母子を対象とした女性専用の未指定避難所について、市町村では、「市町村職員（応援職員含む）」、「施設管理者」、「住民」がそれぞれ1市町村（50％）となっている。

図表 1-14-11 未指定_母子を対象、女性専用_運営の担い手

	調査数	市町村職員 （応援職員含む）	施設管理者	住民	その他 （民間支援団体等）	無回答
全体	2 100.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0
県	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —
市町村	2 100.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0

その他の未指定避難所について、市町村では、「設置・運営している」は2市町村（5％）、「設置・運営していない」は、30市町村（81％）となっている。

図表 1-14-12 未指定_その他

	調査数	有	無	無回答
全体	39 100.0	2 5.1	30 76.9	7 17.9
県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
市町村	37 100.0	2 5.4	30 81.1	5 13.5

その他の未指定避難所の運営の担い手について、市町村では、「施設管理者」が2市町村（100％）と最も多く、次いで「住民」が1市町村（50％）となっている。

図表 1-14-13 未指定_その他_運営の担い手

	調査数	市町村職員 （応援職員含む）	施設管理者	住民	その他 （民間支援団体等）	無回答
全体	2 100.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0
県	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —
市町村	2 100.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0

④ 避難所の運営管理

問 15 貴自治体が設置・運営した指定避難所について、避難所運営の際に、男女共同参画の視点を反映した次のような取組が行われていましたか（1 か所でもあれば有として回答してください）。また、その取組は最短でいつ頃から実施できていましたか。把握している範囲でお答えください。

指定避難所運営について、間仕切りによるプライバシーの確保については、市町村では、「半月以内」が7市町村（19％）と最も多く、次いで「1 か月以内」は5市町村（13％）、「1 週間以内」は2市町村（5％）となっている。

女性用更衣室については、市町村では、「1 週間以内」が7市町村（19％）と最も多く、次いで「半月以内」は5市町村（14％）、「1 か月以内」「1 か月目以降」はそれぞれ1市町村（3％）となっている。

授乳室については、市町村では、「1 週間以内」が 11 市町村（30％）と最も多く、次いで「半月以内」は 3 市町村（8％）、「1 か月以内」「1 か月目以降」はそれぞれ 1 市町村（3％）となっている。

女性専用の物干し場については、市町村では、「1 か月目以降」が 2 市町村（5％）と最も多く、次いで「半月以内」は 1 市町村（3％）となっている。

男女別トイレについては、市町村では、「1 週間以内」が 24 市町村（65％）と最も多く、次いで「半月以内」は 3 市町村（8％）、「1 か月以内」は 1 市町村（3％）となっている。

女性のトイレを男性よりも多めに設置については、市町村では、「1 週間以内」が 3 市町村（8％）と最も多く、次いで「半月以内」は 1 市町村（3％）となっている。

避難所の運営体制への女性の参画については、市町村では、「1 週間以内」が 19 市町村（51％）と最も多く、次いで「半月以内」は 1 市町村（3％）となっている。

女性用物資（生理用品や下着等）の女性による配布については、市町村では、「1 週間以内」が 8 市町村（22％）と最も多く、次いで「半月以内」は 1 市町村（3％）となっている。

女性のニーズの把握（聞き取り、意見箱等）については、市町村では、「1 週間以内」が 7 市町村（19％）と最も多く、次いで「半月以内」は 6 市町村（16％）となっている。

女性に対する暴力を防ぐための措置については、市町村では、「1 週間以内」が 4 市町村（11％）と最も多く、次いで「半月以内」は 2 市町村（5％）となっている。

女性に対する相談窓口の開設・周知については、市町村では、「半月以内」が 4 市町村（11％）と最も多く、次いで「1 か月目以降」、「1 週間以内」はそれぞれ 2 市町村（5％）となっている。

乳幼児のいる家庭用エリアの設定については、市町村では、「1 週間以内」が 5 市町村（14％）と最も多く、次いで「半月以内」は 4 市町村（11％）、「1 か月以内」は 1 市町村（3％）となっている。

女性や母子専用エリアの設定については、市町村では、「1 週間以内」が 4 市町村（11％）と最も多く、次いで「半月以内」は 3 市町村（8％）、「1 か月以内」は 2 市町村（5％）となっている。

女性は炊事のみ担当など性別や年齢による固定的役割分担に基づく運営とならないような取組については、市町村では、「1 週間以内」が 3 市町村（8％）と最も多く、次いで「1 か月以降」は 1 市町村（3％）となっている。

図表 1-15-1 避難所運営時の男女共同参画の視点を反映した取組

		調査数	1週間以内	半月以内	1か月以内	1か月目以降	時期不明	無	わからない	無回答
①間仕切りによるプライバシーの確保	全体	39 100.0	2 5.1	7 17.9	5 12.8	0 0.0	1 2.6	20 51.3	0 0.0	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	2 5.4	7 18.9	5 13.5	0 0.0	1 2.7	20 54.1	0 0.0	2 5.4
②女性用更衣室	全体	39 100.0	7 17.9	5 12.8	1 2.6	1 2.6	2 5.1	18 46.2	1 2.6	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	7 18.9	5 13.5	1 2.7	1 2.7	2 5.4	18 48.6	1 2.7	2 5.4
③授乳室	全体	39 100.0	11 28.2	3 7.7	1 2.6	1 2.6	1 2.6	16 41.0	2 5.1	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	11 29.7	3 8.1	1 2.7	1 2.7	1 2.7	16 43.2	2 5.4	2 5.4
④女性専用の物干し場	全体	39 100.0	0 0.0	1 2.6	0 0.0	2 5.1	2 5.1	27 69.2	3 7.7	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	0 0.0	1 2.7	0 0.0	2 5.4	2 5.4	27 73.0	3 8.1	2 5.4
⑤男女別トイレ	全体	39 100.0	24 61.5	3 7.7	1 2.6	0 0.0	0 0.0	7 17.9	0 0.0	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	24 64.9	3 8.1	1 2.7	0 0.0	0 0.0	7 18.9	0 0.0	2 5.4
⑥女性のトイレを男性よりも多めに設置	全体	39 100.0	3 7.7	1 2.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	26 66.7	5 12.8	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	3 8.1	1 2.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	26 70.3	5 13.5	2 5.4
⑦避難所の運営体制への女性の参画	全体	39 100.0	19 48.7	1 2.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	11 28.2	4 10.3	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	19 51.4	1 2.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	11 29.7	4 10.8	2 5.4
⑧女性用物資(生理用品や下着等)の女性による配布	全体	39 100.0	8 20.5	1 2.6	0 0.0	0 0.0	2 5.1	23 59.0	1 2.6	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	8 21.6	1 2.7	0 0.0	0 0.0	2 5.4	23 62.2	1 2.7	2 5.4
⑨女性のニーズの把握(聞き取り、意見箱等)	全体	39 100.0	7 17.9	6 15.4	0 0.0	1 2.6	2 5.1	17 43.6	2 5.1	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	7 18.9	6 16.2	0 0.0	1 2.7	2 5.4	17 45.9	2 5.4	2 5.4
⑩女性に対する暴力を防ぐための措置	全体	39 100.0	4 10.3	2 5.1	0 0.0	0 0.0	1 2.6	22 56.4	6 15.4	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	4 10.8	2 5.4	0 0.0	0 0.0	1 2.7	22 59.5	6 16.2	2 5.4
⑪女性に対する相談窓口の開設・周知	全体	39 100.0	2 5.1	4 10.3	1 2.6	2 5.1	2 5.1	20 51.3	4 10.3	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	2 5.4	4 10.8	1 2.7	2 5.4	2 5.4	20 54.1	4 10.8	2 5.4
⑫乳幼児のいる家庭用エリアの設定	全体	39 100.0	5 12.8	4 10.3	1 2.6	0 0.0	0 0.0	20 51.3	5 12.8	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	5 13.5	4 10.8	1 2.7	0 0.0	0 0.0	20 54.1	5 13.5	2 5.4

図表 1-15-2 避難所運営時の男女共同参画の視点を反映した取組

		調査数	1週間以内	半月以内	1か月以内	1か月目以降	時期不明	無	わからない	無回答
⑬女性や母子専用エリアの設定	全体	39 100.0	4 10.3	3 7.7	2 5.1	0 0.0	0 0.0	23 59.0	3 7.7	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	4 10.8	3 8.1	2 5.4	0 0.0	0 0.0	23 62.2	3 8.1	2 5.4
⑭女性は炊事のみ担当など性別や年齢による固定的役割分担に基づく運営とならないような取組	全体	39 100.0	3 7.7	0 0.0	0 0.0	1 2.6	0 0.0	27 69.2	4 10.3	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	3 8.1	0 0.0	0 0.0	1 2.7	0 0.0	27 73.0	4 10.8	2 5.4
⑮その他	全体	39 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	17 43.6	2 5.1	20 51.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	17 45.9	2 5.4	18 48.6

問 16 その取組がその期間に実施できた理由（該当するものすべてに○）《問 15 で行われた取組のいずれかに「1. 1 週間以内」「2. 半月以内」「3. 1 か月以内」を選択した項目がある場合に回答》

問 15 で挙げられた取組が 1 週間から 1 か月以内に実施できた理由について、市町村では、「地域防災計画、防災マニュアル等に規定してある通り、取り組んだ」、「避難住民のニーズなどを聞き取って取り組んだ」がそれぞれ 14 市町村（47%）と最も多く、次いで「自治体内部の職員の議論で意見があり取り組んだ」は 10 市町村（33%）、「支援物資等や避難所の集約などにより、取り組めるようになった」は 8 市町村（27%）となっている。

図表 1-16-1 その取組がその期間に実施できた理由

	調査数	地域防災計画、防災マニュアル等に規定してある通り、取り組んだ	避難住民のニーズなどを聞き取って取り組んだ	国や県などから情報提供された避難所の整備や運営に係るチェックリストに基づいて取り組んだ	自治体の災害対策本部等から指摘があった	自治体内部の職員の議論で見があり取り組んだ	応援自治体職員のサポートや指摘を受けて取り組んだ	民間支援団体のサポートや指摘を受けて取り組んだ	支援物資等や避難所の集約などにより、取り組めるようになった	対応に要する費用ねん出の目途が立ったため取り組んだ	課題の優先順位として高かったから	その他	無回答
全体	30 100.0	14 46.7	14 46.7	5 16.7	5 16.7	10 33.3	5 16.7	5 16.7	8 26.7	1 3.3	3 10.0	7 23.3	2 6.7
県	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —
市町村	30 100.0	14 46.7	14 46.7	5 16.7	5 16.7	10 33.3	5 16.7	5 16.7	8 26.7	1 3.3	3 10.0	7 23.3	2 6.7

問 17 その取組がこの時期になったことやできなかったことの背景・要因（該当するものすべてに○）《問 15 で行われた取組のいずれかに「4. 1 か月目以降」「5. 時期不明」「6. 無」を選択した項目がある場合に回答》

問 15 で挙げられた取組がこの時期になったことやできなかったことの背景・要因については、市町村では、「避難住民のニーズがあまりなかった」が 20 市町村（57%）と最も多く、次いで「発災直後は避難者が多くて対応できなかったが、避難住民の減少や避難所の集約などを機にできるようになった」は 11 市町村（31%）、「他に課題の優先順位が高いものが多かった」は 5 市町村（14%）となっている。

図表 1-17-1 取組がこの時期になったことやできなかったことの背景・要因

	調査数	が、発災直後は避難者が多くて対応できなかったが、避難住民の減少や避難所の集約などを機に	避難住民のニーズがあまりなかった	避難所、国・県などから情報提供がされなかった	避難所の整備や運営に係るチェックリストが避	自治体の災害対策本部等から指摘がなかった	外部からの応援自治体や民間団体のサポートや指摘がなかった	民間支援団体からのサポートや指摘がなかった	支援物資等の到着が遅れた	対応に要する費用ねん出の目的が立たなかった	二都府県や市町村が作成している災害対応マニュアル等に記載されていなかった	他に課題の優先順位が高いものが多かった	その他	無回答
全体	35 100.0	11 31.4	20 57.1	2 5.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 5.7	1 2.9	3 8.6	5 14.3	8 22.9	2 5.7
県	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —
市町村	35 100.0	11 31.4	20 57.1	2 5.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 5.7	1 2.9	3 8.6	5 14.3	8 22.9	2 5.7

問 18 取組状況がわからない背景・要因 （該当するものすべてに○） 《問 15 で行われた取組のいずれかに「7. わからない」を選択した項目がある場合に回答》

取組状況がわからない背景・要因について、市町村では「他に課題の優先順位が高いものが多かったから」、「人員が不足していた、または職員に余裕がなかったこと等により、これらの取組に対する認識ができていなかった」が 7 市町村（50%）と最も多く、次いで「避難住民のニーズなどがあまりなかった」は 5 市町村（36%）、「避難者が多数に上り、支援物資もないなどこうした取組を行う環境になかったため」は 4 市町村（29%）となっている。

図表 1-18-1 取組状況がわからない背景・要因

	調査数	他に課題の優先順位が高いものが多かったから	人員が不足していた、または職員の余裕がなかったこと等により、これらの取組に対する認識ができていなかった	避難者が多数に上り、支援物資もないなどこうした取組を行う環境になかったため	避難住民のニーズなどがあまりなかった	こうした取組についての必要性を感じなかった	国、県、他の応援自治体や民間団体等からの指摘もなかったため	こうした取組に要する費用ねん出の目的が立たなかった	都道府県や市町村が作成している災害対応マニュアル等に記載されていなかった	その他	無回答
全体	14 100.0	7 50.0	7 50.0	4 28.6	5 35.7	1 7.1	0 0.0	1 7.1	1 7.1	2 14.3	1 7.1
県	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —
市町村	14 100.0	7 50.0	7 50.0	4 28.6	5 35.7	1 7.1	0 0.0	1 7.1	1 7.1	2 14.3	1 7.1

問 19 貴自治体が設置・運営した指定避難所について、育児、介護、女性等の多様なニーズをどのように把握しましたか。(該当するものすべてに○)

設置・運営した指定避難所について、育児、介護、女性等の多様なニーズの把握方法については、市町村では、「保育士、介護士、看護師、保健師など専門職員を配置した」が 21 市町村（57%）と最も多く、次いで「避難所の担当職員や避難所の運営体制に女性を配置した」は 17 市町村（46%）、「担当を決め、ニーズの聞き取りを行った」は 7 市町村（19%）となっている。

図表 1-19-1 育児、介護、女性等の多様なニーズについて

	調査数	避難所の担当職員や避難所の運営体制に女性を配置した	保育士、介護士、看護師、保健師など専門職員を配置した	担当を決め、ニーズの聞き取りを行った。	ニーズ調査を行う際に、同性が調査を行うように配慮した	育児、介護、女性等の分野で活動する民間団体等と連携した	ノウハウを有する派遣職員を担当とするようにした	地元をよく知る市町村職員を担当とするようにした	地域の女性リーダーに協力してもらった	その他	特に行っていない	無回答
全体	39 100.0	17 43.6	21 53.8	7 17.9	4 10.3	4 10.3	1 2.6	10 25.6	2 5.1	5 12.8	7 17.9	4 10.3
県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
市町村	37 100.0	17 45.9	21 56.8	7 18.9	4 10.8	4 10.8	1 2.7	10 27.0	2 5.4	5 13.5	7 18.9	2 5.4

問 20 その他、貴自治体が設置・運営した指定避難所について、男女共同参画の視点を反映させるために行った工夫（行われていた工夫）

設置・運営した指定避難所について、男女共同参画の視点を反映させるために行った工夫（行われていた工夫）については、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・保健師や支援ボランティアの巡回、相談会を開催した。
- ・今回の避難所は自主避難所であり、公的に避難所を開設してはいない。当町の場合は最大震度が4で、それ以上の大きな地震はなかったが、地震の回数が多かったため、不安になった住民が自主的に一時的に避難をした状況である。自主的な避難所であったため、避難者が各自必要な物品は持ってきており、行政からは毛布以外の物資は提供していない。
- ・自主避難であったので、基本的には寝具・食事等は持参してもらうよう告知した。過去に例の無い地震での避難所開設であったので、避難所運営には市職員が従事し、併せて相談窓口も開設し、地震の被害状況等も調査した。
- ・小さい子どもを連れた母親からの要望により、乳幼児がいる家族用に一般の避難者とは別の部屋を確保した。
- ・個別の部屋があるところについては、授乳室の設置を行った。
- ・畳の部屋があるところには、体の不自由な人や、乳児を抱えている女性を優先した。
- ・男女別室の避難所を開設した。
- ・独身女性と男性を別の部屋にした。
- ・保健師が血圧測定等一般的な問診をする中でニーズの聞き取りは行った。その都度関係機関と連携し対応した。

問 21 貴自治体管内において臨時的に立ち上がった未指定避難所について、男女共同参画の視点から特徴のある避難所はありましたか。また、男女共同参画の視点から課題が発生した避難所はありましたか。ある場合は、以下に把握している範囲で結構ですので、その避難所の対象・特徴や課題等を記入してください。

臨時的に立ち上がった未指定避難所について、男女共同参画の視点から特徴のある避難所や課題が発生した避難所の対象・特徴や課題等について以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

○男女共同参画の視点から特徴のある未指定避難所

- ・大学の講堂を開放して障害者や高齢者を受け入れ、医療体制の整備や男女を分ける仕切りの設置等を実施。（熊本学園大学）
- ・女性専用避難所ではないが、シングルマザーや高齢女性等、女性を積極的に受け入れた。（熊本市男女共同参画センターはあもにい）

○男女共同参画の視点からの未指定避難所の課題

- ・水や食料の支給場所等の情報が入りにくく、女性用品等の物資の支給がなかった。

⑤ 物資の供給

問 22 育児、介護、女性用品等の物資に対するニーズを把握し、対応するために何か工夫をしましたか。あれば、その内容を具体的に以下に記入してください。（例：意見箱の設置、女性によるニーズの調査等）

育児、介護、女性用品等の物資に対するニーズを把握し、対応するための工夫について、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・保健師や支援ボランティアの巡回、相談会の開催。
- ・相談窓口を設置し、地震による困り事などの把握に努めた。
- ・保健師が血圧測定等一般的な問診をする中でニーズの聞き取りは行った。その都度関係機関と連携し対応した。
- ・女性職員やボランティア等によるニーズ調査の実施。（6件）
- ・市町村がニーズを把握し、国・県へ物資を要請していた。なお、市町村では、避難者が必要物資を受け取る際に躊躇しないよう、避難所での物資対応に女性職員を配置したり、生理用品は紙袋に入れて渡すなどの工夫を行っていた。また、避難所を訪問した際にはトイレに女性用品が設置してある等の工夫が行われていた。
- ・運営スタッフ（市職員）による聞き取りを毎日行い、在庫物資の残高を毎日本部へ報告し、補充する物資を把握した。
- ・震災後 10 日後くらいから、物資の供給にあたっては、各避難所より支援物資配送依頼票を提出いただき、必要な物資を毎日配送した。物資集積所に在庫がなく不足する物資については購入して対応した。

問 23 熊本地震発災後の物資のニーズ及び備蓄の状況について

○発災後のニーズの有無

簡易間仕切りについて、市町村では、「発災後の物資のニーズ有」については、「男性」は 8 市町村（22%）、「女性」は 11 市町村（30%）となっている。「発災後のニーズなし」については、20 市町村（54%）となっている。

段ボールベッドについて、市町村では、「発災後の物資のニーズ有」については、「男性」は 10 市町村（27%）、「女性」は 10 市町村（27%）となっている。「発災後のニーズなし」については、22 市町村（60%）となっている。

簡易トイレについて、市町村では、「発災後の物資のニーズ有」については、「男性」は 8 市町村（22%）、「女性」は 8 市町村（22%）となっている。「発災後のニーズなし」については、24 市町村（65%）となっている。

生理用品について、市町村では、「発災後の物資のニーズ有」については、「女性」は 10 市町村（27%）となっている。「発災後のニーズなし」については、22 市町村（60%）となっている。

粉ミルクについて、市町村では、「発災後の物資のニーズ有」については、「男性」は 4 市町村（11%）、「女性」は 11 市町村（30%）となっている。「発災後のニーズなし」については、21 市町村（57%）となっている。

小児用紙おむつについて、市町村では、「発災後の物資のニーズ有」については、「男性」は4市町村（11%）、「女性」は12市町村（32%）となっている。「発災後のニーズなし」については、20市町村（54%）となっている。

おしりふきについて、市町村では、「発災後の物資のニーズ有」については、「男性」は4市町村（11%）、「女性」は12市町村（32%）となっている。「発災後のニーズなし」については、20市町村（54%）となっている。

離乳食について、市町村では、「発災後の物資のニーズ有」については、「男性」は2市町村（5%）、「女性」は9市町村（24%）となっている。「発災後のニーズなし」については、22市町村（60%）となっている。

成人用おむつについて、市町村では、「発災後の物資のニーズ有」については、「男性」は9市町村（24%）、「女性」は9市町村（24%）となっている。「発災後のニーズなし」については、23市町村（62%）となっている。

○物資の充足度

下着（女性用）について、市町村では、「県・国等の備蓄・応援物資で対応」、「不足気味だった」が4市町村（11%）と最も多く、次いで「比較的足りた」は3市町村（8%）となっている。

サニタリーショーツについて、市町村では、「不足気味だった」が3市町村（8%）と最も多く、次いで「県・国等の備蓄・応援物資で対応」は1市町村（3%）となっている。

中身の見えないゴミ袋について、市町村では、「県・国等の備蓄・応援物資で対応」、「比較的足りた」が5市町村（14%）と最も多く、次いで「不足気味だった」は3市町村（8%）となっている。

哺乳瓶用消毒機材について、市町村では、「不足気味だった」、「県・国等の備蓄・応援物資で対応」が3市町村（8%）と最も多く、次いで「比較的足りた」は2市町村（5%）となっている。

小児用紙おむつについて、市町村では、「県・国等の備蓄・応援物資で対応」が10市町村（27%）と最も多く、次いで「比較的足りた」は7市町村（19%）、「不足気味だった」は3市町村（8%）となっている。

アレルギー対応の離乳食について、市町村では、「県・国等の備蓄・応援物資で対応」が5市町村（14%）と最も多く、次いで「不足気味だった」は3市町村（8%）、「比較的足りた」は2市町村（5%）となっている。

○発災時の備蓄の有無

簡易トイレについて、県では、「備蓄がある」は1県（50%）となっている。市町村では、「備蓄がある」は22市町村（60%）、「備蓄がない」は11市町村（30%）となっている。

生理用品について、県では、「備蓄がある」は1県（50%）となっている。市町村では、「備蓄がある」は13市町村（35%）、「備蓄がない」は20市町村（54%）となっている。

粉ミルクについて、県では、「備蓄がある」は1県（50%）となっている。市町村では、「備蓄がある」は13市町村（35%）、「備蓄がない」は20市町村（54%）となっている。

小児用紙おむつについて、県では、「備蓄がある」は1県（50%）となっている。市町村では、「備蓄がある」は15市町村（41%）、「備蓄がない」は18市町村（49%）となっている。

成人用おむつについて、県では、「備蓄がある」は1県（50%）となっている。市町村では、「備蓄がある」は15市町村（40%）、「備蓄がない」は18市町村（49%）となっている。

図表 1-23-1 熊本地震発災後の物資のニーズ及び備蓄の状況について

		調査数	発災後のニーズの有無				物資の充足度				発災時の備蓄の有無		
			有		無	無回答	比較的足りた	不足気味だった	応県・物資等での備蓄・	無回答	有	無	無回答
			男	女									
簡易間仕切り	全体	39 100.0	8 20.5	11 28.2	20 51.3	8 20.5	6 15.4	2 5.1	11 28.2	23 59.0	11 28.2	22 56.4	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	8 21.6	11 29.7	20 54.1	6 16.2	6 16.2	2 5.4	11 29.7	21 56.8	11 29.7	21 56.8	5 13.5
段ボールベッド	全体	39 100.0	10 25.6	10 25.6	22 56.4	7 17.9	5 12.8	1 2.6	12 30.8	24 61.5	3 7.7	31 79.5	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	10 27.0	10 27.0	22 59.5	5 13.5	5 13.5	1 2.7	12 32.4	22 59.5	2 5.4	31 83.8	4 10.8
更衣室用ダンボール	全体	39 100.0	2 5.1	4 10.3	27 69.2	8 20.5	1 2.6	2 5.1	5 12.8	32 82.1	4 10.3	29 74.4	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	2 5.4	4 10.8	27 73.0	6 16.2	1 2.7	2 5.4	5 13.5	30 81.1	4 10.8	28 75.7	5 13.5
簡易トイレ	全体	39 100.0	8 20.5	8 20.5	24 61.5	7 17.9	6 15.4	1 2.6	7 17.9	27 69.2	23 59.0	11 28.2	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	8 21.6	8 21.6	24 64.9	5 13.5	6 16.2	1 2.7	7 18.9	25 67.6	22 59.5	11 29.7	4 10.8
防犯ブザー等	全体	39 100.0	1 2.6	1 2.6	30 76.9	8 20.5	1 2.6	0 0.0	1 2.6	37 94.9	2 5.1	32 82.1	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	1 2.7	1 2.7	30 81.1	6 16.2	1 2.7	0 0.0	1 2.7	35 94.6	2 5.4	31 83.8	4 10.8
下着(男性用)	全体	39 100.0	5 12.8	1 2.6	26 66.7	8 20.5	4 10.3	2 5.1	4 10.3	31 79.5	5 12.8	29 74.4	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	5 13.5	1 2.7	26 70.3	6 16.2	4 10.8	2 5.4	4 10.8	29 78.4	5 13.5	28 75.7	4 10.8
下着(女性用)	全体	39 100.0	1 2.6	6 15.4	25 64.1	8 20.5	3 7.7	4 10.3	4 10.3	30 76.9	5 12.8	29 74.4	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	1 2.7	6 16.2	25 67.6	6 16.2	3 8.1	4 10.8	4 10.8	28 75.7	5 13.5	28 75.7	4 10.8
ハンドクリーム	全体	39 100.0	0 0.0	2 5.1	28 71.8	9 23.1	1 2.6	1 2.6	3 7.7	35 89.7	1 2.6	32 82.1	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	0 0.0	2 5.4	28 75.7	7 18.9	1 2.7	1 2.7	3 8.1	33 89.2	1 2.7	31 83.8	5 13.5
リップクリーム	全体	39 100.0	0 0.0	0 0.0	29 74.4	10 25.6	1 2.6	1 2.6	2 5.1	36 92.3	1 2.6	32 82.1	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	0 0.0	0 0.0	29 78.4	8 21.6	1 2.7	1 2.7	2 5.4	34 91.9	1 2.7	31 83.8	5 13.5
化粧品	全体	39 100.0	0 0.0	1 2.6	29 74.4	9 23.1	0 0.0	1 2.6	2 5.1	36 92.3	1 2.6	32 82.1	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	0 0.0	1 2.7	29 78.4	7 18.9	0 0.0	1 2.7	2 5.4	34 91.9	1 2.7	31 83.8	5 13.5
生理用品	全体	39 100.0	0 0.0	10 25.6	22 56.4	7 17.9	5 12.8	2 5.1	9 23.1	26 66.7	14 35.9	20 51.3	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	0 0.0	10 27.0	22 59.5	5 13.5	5 13.5	2 5.4	9 24.3	24 64.9	13 35.1	20 54.1	4 10.8
サニタリーショーツ	全体	39 100.0	0 0.0	2 5.1	28 71.8	9 23.1	0 0.0	3 7.7	1 2.6	35 89.7	2 5.1	31 79.5	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	0 0.0	2 5.4	28 75.7	7 18.9	0 0.0	3 8.1	1 2.7	33 89.2	2 5.4	30 81.1	5 13.5
清掃綿	全体	39 100.0	5 12.8	7 17.9	24 61.5	8 20.5	4 10.3	0 0.0	7 17.9	30 76.9	3 7.7	30 76.9	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	5 13.5	7 18.9	24 64.9	6 16.2	4 10.8	0 0.0	7 18.9	28 75.7	3 8.1	29 78.4	5 13.5

図表 1-23-2 熊本地震発災後の物資のニーズ及び備蓄の状況について

		調査数	発災後のニーズの有無				物資の充足度				発災時の備蓄の有無		
			有		無	無回答	比較的足りた	不足気味だった	応県・物資等での備蓄・	無回答	有	無	無回答
			男	女									
おりものライナー	全体	39 100.0	0 0.0	3 7.7	27 69.2	9 23.1	2 5.1	2 5.1	3 7.7	34 87.2	2 5.1	30 76.9	7 17.9
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	0 0.0	3 8.1	27 73.0	7 18.9	2 5.4	2 5.4	3 8.1	32 86.5	2 5.4	29 78.4	6 16.2
中身の見えないゴミ袋	全体	39 100.0	4 10.3	7 17.9	25 64.1	8 20.5	5 12.8	3 7.7	5 12.8	29 74.4	8 20.5	25 64.1	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	4 10.8	7 18.9	25 67.6	6 16.2	5 13.5	3 8.1	5 13.5	27 73.0	8 21.6	24 64.9	5 13.5
尿漏れパッド	全体	39 100.0	4 10.3	5 12.8	26 66.7	8 20.5	4 10.3	1 2.6	7 17.9	30 76.9	7 17.9	26 66.7	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	4 10.8	5 13.5	26 70.3	6 16.2	4 10.8	1 2.7	7 18.9	28 75.7	6 16.2	26 70.3	5 13.5
粉ミルク	全体	39 100.0	4 10.3	11 28.2	21 53.8	7 17.9	8 20.5	1 2.6	10 25.6	24 61.5	14 35.9	20 51.3	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	4 10.8	11 29.7	21 56.8	5 13.5	8 21.6	1 2.7	10 27.0	22 59.5	13 35.1	20 54.1	4 10.8
アレルギー用ミルク	全体	39 100.0	1 2.6	5 12.8	26 66.7	8 20.5	2 5.1	2 5.1	4 10.3	32 82.1	5 12.8	28 71.8	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	1 2.7	5 13.5	26 70.3	6 16.2	2 5.4	2 5.4	4 10.8	30 81.1	4 10.8	28 75.7	5 13.5
乳幼児用飲料水	全体	39 100.0	1 2.6	6 15.4	25 64.1	8 20.5	5 12.8	0 0.0	5 12.8	31 79.5	3 7.7	31 79.5	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	1 2.7	6 16.2	25 67.6	6 16.2	5 13.5	0 0.0	5 13.5	29 78.4	3 8.1	30 81.1	4 10.8
哺乳瓶	全体	39 100.0	1 2.6	6 15.4	24 61.5	9 23.1	5 12.8	1 2.6	4 10.3	31 79.5	9 23.1	24 61.5	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	1 2.7	6 16.2	24 64.9	7 18.9	5 13.5	1 2.7	4 10.8	29 78.4	8 21.6	24 64.9	5 13.5
哺乳瓶用消毒機材	全体	39 100.0	1 2.6	5 12.8	25 64.1	9 23.1	2 5.1	3 7.7	3 7.7	32 82.1	2 5.1	31 79.5	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	1 2.7	5 13.5	25 67.6	7 18.9	2 5.4	3 8.1	3 8.1	30 81.1	2 5.4	30 81.1	5 13.5
湯沸かし器具 (乾電池式または発電式)	全体	39 100.0	2 5.1	4 10.3	27 69.2	8 20.5	2 5.1	1 2.6	4 10.3	32 82.1	4 10.3	29 74.4	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	2 5.4	4 10.8	27 73.0	6 16.2	2 5.4	1 2.7	4 10.8	30 81.1	4 10.8	28 75.7	5 13.5
小児用紙おむつ	全体	39 100.0	4 10.3	12 30.8	20 51.3	7 17.9	7 17.9	3 7.7	10 25.6	24 61.5	16 41.0	18 46.2	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	4 10.8	12 32.4	20 54.1	5 13.5	7 18.9	3 8.1	10 27.0	22 59.5	15 40.5	18 48.6	4 10.8
おしりふき	全体	39 100.0	4 10.3	12 30.8	20 51.3	7 17.9	8 20.5	2 5.1	10 25.6	24 61.5	9 23.1	25 64.1	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	4 10.8	12 32.4	20 54.1	5 13.5	8 21.6	2 5.4	10 27.0	22 59.5	8 21.6	25 67.6	4 10.8
乳児用着替え	全体	39 100.0	2 5.1	4 10.3	27 69.2	8 20.5	3 7.7	1 2.6	3 7.7	33 84.6	3 7.7	31 79.5	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	2 5.4	4 10.8	27 73.0	6 16.2	3 8.1	1 2.7	3 8.1	31 83.8	3 8.1	30 81.1	4 10.8
ベビーバス	全体	39 100.0	1 2.6	2 5.1	28 71.8	9 23.1	2 5.1	1 2.6	2 5.1	35 89.7	2 5.1	31 79.5	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	1 2.7	2 5.4	28 75.7	7 18.9	2 5.4	1 2.7	2 5.4	33 89.2	2 5.4	30 81.1	5 13.5

図表 1-23-3 熊本地震発災後の物資のニーズ及び備蓄の状況について

		調査数	発災後のニーズの有無				物資の充足度				発災時の備蓄の有無		
			有		無	無回答	比較的足りた	不足気味だった	応県・国等の備蓄・物資で対応	無回答	有	無	無回答
			男	女									
離乳食	全体	39 100.0	2 5.1	9 23.1	22 56.4	8 20.5	6 15.4	1 2.6	8 20.5	27 69.2	4 10.3	29 74.4	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	2 5.4	9 24.3	22 59.5	6 16.2	6 16.2	1 2.7	8 21.6	25 67.6	4 10.8	28 75.7	5 13.5
アレルギー対応の離乳食	全体	39 100.0	1 2.6	6 15.4	25 64.1	8 20.5	2 5.1	3 7.7	5 12.8	31 79.5	2 5.1	31 79.5	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	1 2.7	6 16.2	25 67.6	6 16.2	2 5.4	3 8.1	5 13.5	29 78.4	2 5.4	30 81.1	5 13.5
スプーン	全体	39 100.0	5 12.8	7 17.9	24 61.5	8 20.5	4 10.3	1 2.6	7 17.9	30 76.9	4 10.3	29 74.4	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	5 13.5	7 18.9	24 64.9	6 16.2	4 10.8	1 2.7	7 18.9	28 75.7	4 10.8	28 75.7	5 13.5
抱っこ紐	全体	39 100.0	0 0.0	0 0.0	30 76.9	9 23.1	0 0.0	1 2.6	2 5.1	36 92.3	0 0.0	33 84.6	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	0 0.0	0 0.0	30 81.1	7 18.9	0 0.0	1 2.7	2 5.4	34 91.9	0 0.0	32 86.5	5 13.5
授乳用ポンチョ	全体	39 100.0	0 0.0	1 2.6	29 74.4	9 23.1	0 0.0	1 2.6	2 5.1	36 92.3	0 0.0	33 84.6	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	0 0.0	1 2.7	29 78.4	7 18.9	0 0.0	1 2.7	2 5.4	34 91.9	0 0.0	32 86.5	5 13.5
成人用おむつ	全体	39 100.0	9 23.1	9 23.1	23 59.0	7 17.9	6 15.4	1 2.6	10 25.6	26 66.7	16 41.0	18 46.2	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	9 24.3	9 24.3	23 62.2	5 13.5	6 16.2	1 2.7	10 27.0	24 64.9	15 40.5	18 48.6	4 10.8
介護食	全体	39 100.0	3 7.7	3 7.7	27 69.2	9 23.1	2 5.1	2 5.1	2 5.1	34 87.2	4 10.3	29 74.4	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	3 8.1	3 8.1	27 73.0	7 18.9	2 5.4	2 5.4	2 5.4	32 86.5	4 10.8	28 75.7	5 13.5

問 24 男女共同参画の視点から支援物資や備蓄物資の中で、使い勝手がよかった／悪かったものなどはありませんか。（例： サイズ設定の細かいブラジャーよりも、カップ付インナーの方が、汎用性が高く、物資の管理や配布もしやすかった。基礎疾患等により食事制限のある方が食べられる食品が少なかった）

男女共同参画の視点から支援物資や備蓄物資の中で、使い勝手がよかった／悪かったものなどについて、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・数に限りがある化粧品等の公平な配布が難しかった。
- ・古着が送られてきたがニーズが無かった。
- ・自主避難であったので基本的には自己解決してもらった。
- ・ブラジャーよりもカップ付きインナーが好まれていた。
- ・高齢の方が多かったため、下着のデザインによっては困るようなものもあった（派手な色など）。
- ・食事制限のある方が食べられる食品が少なかった。

- ・生理用品全般、紙オムツ（乳児用含む）などは大変役立った。震災当初はオムツのサイズなど、きめ細やかなニーズに対応できないことが多々あった。
- ・県では直接把握していないが、サイズ設定の細かい下着は避難者一人ひとりの要望に合わせなければならず手間がかかり、S・M・Lサイズのための衣料量販店の下着の使い勝手が良かったとの例を聞いている。
- ・個人や団体から、育児・介護や女性のニーズに応じたきめ細やかな支援物資が届いた。

問 25 貴自治体における乳児用液体ミルク※の受入状況及び配布状況について、把握している範囲でお答えください。

乳児用液体ミルクの受入状況及び配布状況について、県では、「液体ミルクの受入があった」は1県（50%）となっている。市町村では、「液体ミルクの受入があった」は1市町村（3%）「液体ミルクの受入がなかった」は33市町村（89%）となっている。

図表 1-25-1 液体ミルク受入の有無

	調査数	有	無	無回答
全体	39 100.0	2 5.1	33 84.6	4 10.3
県	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
市町村	37 100.0	1 2.7	33 89.2	3 8.1

⑥ 在宅避難、テント泊避難、車中泊避難

問 26 貴自治体において、在宅避難、テント泊避難、車中泊避難がありましたか。（該当する番号1つを選択）

在宅避難について、県では、「在宅避難があった」は1県（50%）となっている。市町村では、「在宅避難があった」は18市町村（49%）、「在宅避難がなかった」は17市町村（46%）となっている。

テント泊避難について、県では、「テント泊避難があった」は1県（50%）となっている。市町村では、「テント泊避難があった」は10市町村（27%）、「テント泊避難がなかった」は25市町村（68%）となっている。

車中泊避難について、県では、「車中泊避難があった」は1県（50%）となっている。市町村では、「車中泊避難があった」は25市町村（68%）、「車中泊避難がなかった」は10市町村（27%）となっている。

図表 1-26-1 在宅避難、テント泊避難、車中泊避難の有無

		調査数	有	無	無回答
在宅避難	全体	39 100.0	19 48.7	17 43.6	3 7.7
	県	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	18 48.6	17 45.9	2 5.4
テント泊避難	全体	39 100.0	11 28.2	25 64.1	3 7.7
	県	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	10 27.0	25 67.6	2 5.4
車中泊避難	全体	39 100.0	26 66.7	10 25.6	3 7.7
	県	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	25 67.6	10 27.0	2 5.4

問 27 問 26 で 1 つでも「有」を選択した団体にお聞きします。在宅避難やテント泊、車中泊においての男女共同参画の視点からどのような課題がありましたか。（該当するものすべてに○）

在宅避難やテント泊、車中泊における男女共同参画の視点からみた課題について、県では、「ニーズの把握が困難だった」、「支援物資の提供が困難だった」、「支援情報の提供が困難だった」、「防犯対策の実施が困難だった」はそれぞれ 1 県（50%）となっている。

市町村では、「ニーズの把握が困難だった」が市町村（92%）と最も多く、次いで「支援情報の提供が困難だった」は 14 市町村（56%）、「支援物資の提供が困難だった」は 10 市町村（40%）となっている。

図表 1-27-1 在宅避難やテント泊、車中泊における男女共同参画の視点からみた課題

	調査数	ニーズの把握が困難だった	支援物資の提供が困難だった	支援情報の提供が困難だった	病気等の緊急時の対応が困難だった	防犯対策の実施が困難だった	その他	無回答
全体	26 100.0	24 92.3	11 42.3	15 57.7	6 23.1	9 34.6	2 7.7	0 0.0
県	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
市町村	25 100.0	23 92.0	10 40.0	14 56.0	6 24.0	8 32.0	2 8.0	0 0.0

問 27 で選択したそれぞれの課題への具体的な対応状況

在宅避難やテント泊、車中泊における男女共同参画の視点からみた課題について、それぞれの課題への具体的な対応状況については、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・市職員及びボランティア等による状況調査を早期に実施し、把握を行う。
- ・今後、県において避難所運営に関する説明会（車中泊の対応を含め）や各種マニュアル作成についての支援や指導、助言を仰ぐ。
- ・今回の避難については、地震に対する恐怖心から発生した夜間のみの避難行動で、一時的に公共施設等の駐車場に自家用車を乗り付け、避難をする方が殆どであった為、また周辺にあまり住宅が無かった事も幸いし、特段問題は起こらなかったが、住宅が被災し、自宅庭にテントを張って生活している家族に対し、子どもの生活環境としてどうかと言った問題提起があった。しかしながらこれも、テント避難生活が長期化しなかったのもそう問題にはならなかった。どちらのケースも地震被害が甚大で、自宅での生活ができず避難生活が長期化する場合には問題化する案件であるので、今回の地震災害の検証で、避難所の環境整備を含め災害時のテント、車中泊避難者の把握や避難者の健康管理の徹底等を行政として努めていくことを確認した。
- ・防災無線やホームページ等で、できるだけ多くの方に情報が伝わるようにした。
- ・保健師、警察官、消防団、ボランティア等による地域の巡回のほか、指定避難所の駐車場での車中泊者などに対しては、保健師がエコノミークラス症候群予防啓発のチラシ配布を実施した。
- ・民間支援団体等の協力を得ながら、アンケート（聞き取り）調査を行い、ニーズの把握や困っていること、要望などを取りまとめた。コンビニやスーパーなどの流通が復旧し、必要な物資や食糧などを調達する避難者も見受けられた。
- ・防災行政無線による情報の伝達、消防団による夜間警戒パトロールを行う。

- ・短期間の車中泊であり、また派遣できるような人員も割り当てることができず、特にニーズ調査などは実施していない。
- ・在宅テント、車中泊避難者で、指定避難所へ届け出た避難者へは充分ではないが対応はできたと思うが、未届の避難へは対応できなかった。
- ・町内の温泉施設を在宅避難所として指定し、温泉を無料開放した際、通常の顧客か避難者かを把握するのが困難だった。
- ・指定避難所以外の場所に滞在する被災者の把握、物資や情報の提供は困難であった。
- ・車中泊自体の把握が困難であったため、対策をする前に避難が終わっていた。

問 28 在宅、テント泊あるいは車中泊の避難において、女性や子供に対する防犯対策等、男女共同参画の視点から役立った取組・工夫にはどのようなことがありますか。

在宅、テント泊あるいは車中泊の避難において、女性や子供に対する防犯対策等、男女共同参画の視点から役立った取組・工夫として、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・市職員の巡視。
- ・今回の地震災害の対応では、災害対策本部会議の中に市の機関だけでなく、自衛隊、県の機関、警察署等、庁舎に詰めていただいた他機関の職員の方々にも参加いただいた。その中で車中泊避難等の協議が行われ、防犯対策の観点から、警察機関に警邏の依頼が直にできた。
- ・妊娠や出産に伴う女性の心や体の相談について、「妊婦とこころの相談室」を熊本県女性相談センターで実施した。

（４）応急仮設住宅

① 入居者への支援

問 29 男女共同参画の視点から応急仮設住宅（みなし仮設も含む）では、被災者に対してどのような支援を行っていますか。（該当するものすべてに○）

応急仮設住宅（みなし仮設も含む）における被災者への支援について、県では、「応急仮設住宅の計画・設計の段階において、意思決定の場に女性が参加した」「応急仮設住宅の敷地内での死角や暗い場所への対応など安全への配慮」「応急仮設住宅の入居者選定の際に、乳幼児のいる家庭、単身女性や母子世帯等の入居先や優先度について配慮」「住民同士の交流の場の設置・運営」「生活上の不具合や不便を聞くための戸別訪問」「悩み等を相談する窓口、専用電話等の設置」は 50%（1 県）との回答があった。

市町村では、「広報誌等による定期的な情報提供」が 10 市町村（27%）と最も多く、次いで「住民同士の交流の場の設置・運営」「生活上の不具合や不便を聞くための戸別訪問」が 9 市町村（24.3%）、「保健師等による巡回訪問（保健指導等）」は 8 市町村（21.6%）となっている。

図表 1-29-1 応急仮設住宅（みなし仮設も含む）における被災者に対する支援

	調査数	応急仮設住宅の計画に設計の参加階したお	応急仮設住宅の敷地内での死角や暗い	等幼児の入居先や優先度について母子世帯乳	保健師等による巡回訪問（保健指導等）	広報誌等による定期的な情報提供	住民同士の交流の場の設置・運営	別生活上の不具合や不便を聞くための戸	設置等を相談する窓口、専用電話等の	その他	特にな	無回答
全体	39 100.0	3 7.7	3 7.7	4 10.3	8 20.5	10 25.6	10 25.6	10 25.6	5 12.8	8 20.5	17 43.6	6 15.4
県	2 100.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0
市町村	37 100.0	2 5.4	2 5.4	3 8.1	8 21.6	10 27.0	9 24.3	9 24.3	4 10.8	8 21.6	17 45.9	5 13.5

（５）復旧・復興について

① 復興対策本部の設置

問 30 貴自治体の復興対策本部の状況について

復興対策本部の設置状況について、県では、「設置あり」は 1 県（50%）、「設置なし」は 1 県（50%）となっている。

市町村では、「設置あり」は 37 市町村のうち、10 市町村（27%）、「設置なし」は 26 市町村（70%）となっている。

図表 1-30-1 設置の有無

	調査数	有	無	無回答
全体	39 100.0	11 28.2	27 69.2	1 2.6
県	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0
市町村	37 100.0	10 27.0	26 70.3	1 2.7

復興対策本部について、代表者も含む常勤の構成員については、県では、16.0 人のうち、「男性」は 15.0 人（94%）、「女性」は 1.0 人（6%）となっている。

市町村では、20.1 人のうち、「男性」は 19.1 人（95%）、「女性」は 1.1 人（5%）となっている。

図表 1-30-2 構成員の数【常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	11 100.0	19.7	6.1	8.0	29.0
県	1 9.1	16.0	0.0	16.0	16.0
市町村	10 90.9	20.1	6.3	8.0	29.0

図表 1-30-3 構成員の数【常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	11 100.0	18.7	5.8	8.0	28.0
県	1 9.1	15.0	0.0	15.0	15.0
市町村	10 90.9	19.1	6.0	8.0	28.0

図表 1-30-4 構成員の数【常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	10 100.0	1.1	1.0	0.0	3.0
県	1 10.0	1.0	0.0	1.0	1.0
市町村	9 90.0	1.1	1.1	0.0	3.0

② 復興計画の作成

問 31 貴自治体の復旧・復興計画の策定状況について（該当する番号 1 つを選択）

復旧・復興計画の策定状況について、県では「策定済み」は 1 県、「現時点では策定の予定はない」は 1 県となっている。

市町村では、37 市町村のうち、「策定済み」は 5 市町村（14%）、「策定中」は 7 市町村（19%）、「現時点では策定の予定はない」24 市町村（65%）となっている。

図表 1-31-1 貴自治体の復旧・復興計画の策定状況について

	調査数	策定済み	策定中	現時点では策定の予定はない	無回答
全体	39 100.0	6 15.4	7 17.9	25 64.1	1 2.6
県	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0
市町村	37 100.0	5 13.5	7 18.9	24 64.9	1 2.7

問 32 復興計画の策定に向けた委員会等の男女別構成（オブザーバーは除く）について記入してください。分科会等、下部委員会がある場合には、そちらもそれぞれご記入ください。 《復旧・復興計画の策定状況が「1. 策定済み」、「2. 策定中」のいずれかを選択した場合に回答》

復興計画の策定に向けた委員会等のオブザーバーを除く男女別構成について、県では、7.0 人のうち、「男性」は 5.0 人（71%）、「女性」は 2.0 人（29%）となっている。

市町村では、20.0 人のうち、「男性」は 17.7 人（89%）、「女性」は 2.3 人（12%）となっている。

図表 1-32-1 委員会等 1～3（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	8 100.0	16.1	14.5	5.0	51.0
県	1 12.5	5.0	0.0	5.0	5.0
市町村	7 87.5	17.7	14.9	10.0	51.0

図表 1-32-2 委員会等 1～3（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	8 100.0	2.3	1.4	0.0	5.0
県	1 12.5	2.0	0.0	2.0	2.0
市町村	7 87.5	2.3	1.5	0.0	5.0

女性委員が 1 人以上いる場合の選出区分について、県では、「有識者として選出された者（例：学識経験者、企業経営者等）」が 1 県（100%）となっている。

市町村では、「指定した団体から選出された者（例：婦人会、商工会、社会福祉協議会等）」、「有識者として選出された者（例：学識経験者、企業経営者等）」、「行政関係者」がそれぞれ 3 市町村（25%）と最も多くなっている。

図表 1-32-3 女性委員が1人以上いる場合は、女性委員の選出区分

		調査数	婦人指定した団体から選出された者（例：人会、商工会、社会福祉協議会等）	医師・療育・福祉・看護・保健師等の専門職（例：医師、看護師、保育士等）	住んでいる地区から選出された者（例：地区代表等）	公募により選出された者	有識者として選出された者（例：学識経験者、企業経営者等）	行政関係者	その他	無回答
委員会等1～3	全体	13 100.0	3 23.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 30.8	3 23.1	1 7.7	6 46.2
	県	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	市町村	12 100.0	3 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 25.0	3 25.0	1 8.3	6 50.0

問 33 計画の中に男女共同参画の視点を反映させるためにどのような工夫をしましたか。（該当するものすべてに○）

復興計画の作成において、計画の中に男女共同参画の視点を反映させる工夫については、県では、「計画策定委員に女性委員を積極的に任命した」が1県となっている。

市町村では、「パブリックコメントを活用し、多様な意見を反映した」が5市町村（42%）と多く、次いで「計画策定委員に女性委員を積極的に任命した」が3市町村（25%）、「住民アンケートをとった」が2市町村（17%）となっている。

図表 1-33-1 男女共同参画の視点を反映させるための工夫

	調査数	計画策定委員に女性委員を積極的に任命した	住民アンケートをとった	男女共同参画の視点から支援を行う団体等にヒアリングを行った	パブリックコメントを活用し、多様な意見を反映した	その他	特になし	無回答
全体	13 100.0	4 30.8	2 15.4	1 7.7	5 38.5	3 23.1	6 46.2	0 0.0
県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
市町村	12 100.0	3 25.0	2 16.7	1 8.3	5 41.7	2 16.7	6 50.0	0 0.0

問 34 問 33 で行った工夫などにより、男女共同参画の観点から、計画には具体的にどのような取り組み、視点が反映されますか（又は、見込みですか）。以下に具体的にご記入ください。

計画の中に男女共同参画の視点を反映させるために行った工夫などにより、反映される具体的な取組や、反映される又は見込みの視点について、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・ 基本理念に男女共同参画の視点に基づいた取組を推進する旨を記載。
- ・ 女性の視点での意見が反映される見込み。
- ・ 女性委員や担当課の意見をもとに、復旧・復興プランの基本理念に、「女性など様々な視点に立った細かな配慮を継続」していくことの重要性を記載。〔復旧・復興プラン 9 ページ下部〕・担当課の意見をもとに、被災者の「心のケア」に関し、「仮設住宅等の被災地へ女性相談員を派遣し、女性が抱える不安・悩みの相談に対応」する旨を記載。〔復旧・復興プラン 27 ページ下部〕（3）被災者の生活再建支援等。
- ・ 男性・もしくは女性の役割を限定するような内容は盛り込まないこととし、性別による不利益が生じないようにしている。
- ・ 保健・医療・福祉・教育振興への取組の中に、子育て世代の意見を反映させた。
- ・ 復興計画のシンボルプロジェクトの一つとして、「子育て応援復興プロジェクト」を掲げ、その中で「子育てと仕事の両立支援」を行う取組を明記している。

【具体的な取組】 ⇒ ①育休取得啓発キャンペーンの推進
②企業主導型保育事業の推進
③出産等により離職した人等の円滑な職場復帰への支援 等

③ 被災者の生活再建支援等

問 35 貴自治体が、被災者の生活再建のために、男女共同参画の視点からみて、どのようなことが課題であるとお考えですか。（該当するものすべてに○）

被災者の生活再建について、男女共同参画の視点からみた課題については、県では、「災害復興住宅の整備などの住まいづくりにおける、女性の意見の反映」が 1 県（50%）となっている。

市町村では、37 市町村のうち、「平時以上に仕事と育児等と仕事の両立が困難になる」が 16 市町村（43%）と最も多く、次いで「生活再建支援に携わる関係者に男女共同参画の視点を持っている者が少ない」は 11 市町村（30%）、「災害復興住宅の整備などの住まいづくりにおける、女性の意見の反映」は 8 市町村（22%）となっている。

図表 1-35-1 被災者の生活再建のための男女共同参画の視点からみた課題

	調査数	災害復興住宅の整備などの住まいづくりにおける、女性の意見の反映	配偶者からの暴力の被害者等が世帯主として居し、住民票を有しないまま居住していた場合の被災認定が困難である	配偶者からの暴力の被害者等が世帯主として居し、住民票を有しないまま居住していた場合の被災認定が困難である	生業や就労の回復に、男性よりも女性の方が時間がかかりやすい	平時以上に仕事と育児等と仕事の両立が困難になる	災害直後は、女性の希望する仕事と求人の多い仕事にミスマッチが起こりやすい	生活再建支援に携わる関係者に男女共同参画の視点を持つていない者が少ない	相談窓口の設置等についての周知がいきわたっていない	その他	無回答
全体	39 100.0	9 23.1	6 15.4	4 10.3	16 41.0	2 5.1	11 28.2	5 12.8	6 15.4	12 30.8	
県	2 100.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	
市町村	37 100.0	8 21.6	6 16.2	4 10.8	16 43.2	2 5.4	11 29.7	5 13.5	5 13.5	11 29.7	

【その他（主な内容）】

- ・ 2～6については、事象は把握していないが課題であると考えている。

上記で回答した課題に対応するために取り組んでいること（該当するものすべてに○）

課題への対応のため取り組んでいることについては、県では、「住宅の整備にあたっては女性からの意見を聞く機会を設けている」、「臨時的な雇用創出策を講じる場合には女性の雇用機会も確保している」、「個々のニーズに応じたマッチング支援や就労相談を実施している」、「生活再建支援に携わる関係者に対して男女共同参画の視点からの災害対応に関する研修を実施している」、「生活支援員の配置や男女双方の支援員による訪問を実施している」、「男女共同参画センターや民間団体等と連携して、情報提供や相談対応を実施している」がそれぞれ1県（50％）となっている。

市町村では、「住民票がなくても居住の事実が確認されれば被災者生活再建支援金の支給対象であることを職員等に共有し、適切な対応に努めている」が6市町村（16％）と最も多く、次いで「男女共同参画センターや民間団体等と連携して、情報提供や相談対応を実施している」が5市町村（14％）、「生活支援員の配置や男女双方の支援員による訪問を実施している」が4市町村（11％）となっている。

図表 1-35-2 課題に対応するために取り組んでいること

無回答	その他	男女共同参画センターや民間団体等と連携して、情報提供や相談対応を実施している	生活支援員の配置や男女双方の支援員による訪問を実施している	生活再建支援に携わる関係者に対して男女共同参画の視点からの災害対応に関する研修を実施している	資金提供やノウハウ面のサポートにおいて女性を含む起業支援策を講じている	個々のニーズに応じたマッチング支援や就労相談を実施している	仕事を探す際に、子どもの一時預り支援を行っている	職業訓練を充実して実施している	臨時的な雇用創出策を講じる場合には女性の雇用機会も確保している	住民票がなくても居住の実状が確認されれば被災者生活再建支援金の支給対象であることを職員等に共有し、適切な対応に努めている	住宅の整備にあたっては女性からの意見を聞く機会を設けている	調査数	
18 46.2	9 23.1	6 15.4	5 12.8	1 2.6	1 2.6	4 10.3	1 2.6	0 0.0	3 7.7	6 15.4	1 2.6	39 100.0	全体
1 50.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	2 100.0	県
17 45.9	9 24.3	5 13.5	4 10.8	0 0.0	1 2.7	3 8.1	1 2.7	0 0.0	2 5.4	6 16.2	0 0.0	37 100.0	市町村

【その他（主な内容）】

- ・県が作成した熊本地震の検証結果を基に今後検討。
- ・これまで大きな震災がないため、男女共同参画の視点を含んだマニュアル等の策定を進めていく必要がある。
- ・今後、再建に携わる関係者に男女共同参画の意識を持ってもらうよう、啓発を進めていく必要がある。

（６）その他

問 36 貴自治体は、以下のそれぞれの課題への対応にあたり、男女共同参画の視点からの被災者支援等のため、どのような団体と連携しましたか（支援を受けましたか）。

以下のそれぞれの課題への対応に当たり、男女共同参画の視点からの被災者支援等のために連携や支援を受けた課題については以下の通りである。

○女性の支援のニーズへの対応

男女共同参画の視点からの被災者支援等のために連携や支援を受けた課題については、県では、「地方公共団体」、「警察」、「男女共同参画センター」、「ボランティアネットワーク」、「ボランティア団体（個別）」、「社会福祉協議会」、「NPO等民間支援団体」はそれぞれ1県（50%）となっている。

市町村では、37市町村のうち、「地方公共団体」が10市町村（27%）と最も多く、次いで「社会福祉協議会」が6市町村（16%）、「警察」が5市町村（14%）となっている。

○母子支援

県では、「地方公共団体」、「男女共同参画センター」、「NPO等民間支援団体」はそれぞれ1県（50%）となっている。

市町村では、「地方公共団体」が8市町村（22%）と最も多く、次いで「社会福祉協議会」が6市町村（16%）、「保育所・幼稚園」が4市町村（11%）となっている。

ODV・虐待

県では、「地方公共団体」、「警察」、「男女共同参画センター」、「配偶者暴力相談支援センター」、「ボランティアネットワーク」、「NPO等民間支援団体」、「弁護士・司法書士等」、「病院・診療所・医師会等」、「保育所・幼稚園」、「小学校」、「中学校」、「高等学校・専門学校・大学等」はそれぞれ1県（50%）となっている。

市町村では、37市町村のうち、「地方公共団体」が8市町村（22%）と最も多く、次いで「警察」が6市町村（16%）、「男女共同参画センター」が4市町村（11%）となっている。

図表 1-36-1 被災者支援等のため連携した団体

		調査数	地方公共団体	警察	消防	自衛隊	男女共同参画センター	配偶者暴力相談支援センター	ボランティアネットワーク	ボランティア団体（個別）	ボランティア（個人）	社会福祉協議会	NPO等民間支援団体	企業・経済団体	弁護士・司法書士等	病院・診療所・医師会等	保育所・幼稚園	小学校	中学校	高等学校・専門学校・大学等	介護施設・介護支援事業所	その他	無回答
女性の支援のニーズへの対応	全体	39	11	6	2	1	5	1	1	3	1	7	4	1	2	3	2	1	2	0	1	0	27
	県	2	1	1	0	0	1	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	市町村	37	10	5	2	1	4	1	0	2	1	6	3	1	2	3	2	1	2	0	1	0	26
	全体	39	27.0	13.5	5.4	2.7	10.8	2.7	0.0	5.4	2.7	16.2	8.1	2.7	5.4	8.1	5.4	2.7	5.4	0.0	2.7	0.0	70.3
母子支援	全体	39	9	0	1	0	4	0	1	3	1	6	4	2	1	3	4	2	1	0	0	1	26
	県	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	市町村	37	8	0	1	0	3	0	1	3	1	6	3	2	1	3	4	2	1	0	0	0	25
	全体	39	21.6	0.0	2.7	0.0	8.1	0.0	2.7	8.1	2.7	16.2	8.1	5.4	2.7	8.1	10.8	5.4	2.7	0.0	0.0	0.0	67.6
DV・虐待	全体	39	9	7	0	0	5	3	1	0	0	1	4	0	3	1	3	3	1	0	0	1	28
	県	2	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1
	市町村	37	8	6	0	0	4	2	0	0	0	1	3	0	2	0	2	2	2	0	0	1	27
	全体	39	21.6	16.2	0.0	0.0	10.8	5.4	0.0	0.0	0.0	2.7	8.1	0.0	5.4	0.0	5.4	5.4	5.4	0.0	0.0	2.7	73.0

問 37 問 36 で挙げた団体等との連携を行った団体にお聞きします。貴自治体とそれらの団体と支援の調整を行うため、公式・非公式を問わず会議体や連絡調整の場等を設置・運営するなどしていませんか。

問 36 で挙げた団体と支援調整における、公式・非公式を問わない会議体や連絡調整の場等の設置・運営の有無については、県では、「設置・運営あり」は1県（50%）となっている。

市町村では、「設置・運営あり」は2市町村（5%）、「設置・運営なし」は10市町村（27%）となっている。

図表 1-37-1 設置・運営の有無

	調査数	有	無	無回答
全体	39	3	10	26
	100.0	7.7	25.6	66.7
県	2	1	0	1
	100.0	50.0	0.0	50.0
市町村	37	2	10	25
	100.0	5.4	27.0	67.6

問 38 会議体等を設置・運営していた際に、男女共同参画の視点に関するニーズとしてどのようなことが挙げられましたか。 《問 37 設置・運営の有無が「1. 有」を選択した場合に回答》

会議体等の設置・運営について、男女共同参画の視点に関するニーズとして以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・ひとり親・女性家庭の被災による経済的な脆弱性への支援、DV 被害女性への緊急的支援対策、安全な場の速やかな提供等が必要。
- ・地域防災においては、女性が主体となって動く場面も多いため、会議の場に女性を入れることが重要である。
- ・避難所によっては、「女性専用の着替えスペースがない」「授乳専用スペースがない」「女性専用の物干しスペースがない」などの状況があった。

問 39 男女共同参画の視点から貴自治体職員と災害派遣職員及び民間支援団体との連携状況（該当するものすべてに○）

男女共同参画の視点から貴自治体職員と災害派遣職員及び民間支援団体との連携状況について、県では、「民間支援団体と概ね円滑に情報共有ができた」、「民間支援団体と概ね円滑に役割分担ができた」、「災害派遣職員及び民間支援団体へ概ね円滑に適切な指示ができた」がそれぞれ 1 県（50%）となっている。

市町村では、「災害派遣職員と概ね円滑に情報共有ができた」が 9 市町村（24%）と最も多く、次いで「民間支援団体と概ね円滑に情報共有ができた」は 7 市町村（19%）、「災害派遣職員と概ね円滑に役割分担ができた」、「民間支援団体と概ね円滑に役割分担ができた」は 6 市町村（16%）となっている。

図表 1-39-1 男女共同参画の視点から貴自治体職員と災害派遣職員及び民間支援団体との連携状況

	調査数	災害派遣職員と概ね円滑に情報共有ができた	災害派遣職員との情報共有に難しい面があった	民間支援団体と概ね円滑に情報共有ができた	民間支援団体との情報共有に難しい面があった	災害派遣職員と概ね円滑に役割分担ができた	災害派遣職員との役割分担に難しい面があった	民間支援団体と概ね円滑に役割分担ができた	民間支援団体との役割分担に難しい面があった	災害派遣職員及び民間支援団体へ概ね円滑に適切な指示ができた	災害派遣職員及び民間支援団体へ適切な指示を出すのに難しい面があった	その他	特になし	無回答
全体	39 100.0	9 23.1	4 10.3	8 20.5	0 0.0	6 15.4	2 5.1	7 17.9	1 2.6	4 10.3	2 5.1	1 2.6	15 38.5	8 20.5
県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0
市町村	37 100.0	9 24.3	4 10.8	7 18.9	0 0.0	6 16.2	2 5.4	6 16.2	1 2.7	3 8.1	2 5.4	1 2.7	15 40.5	7 18.9

問 40 災害派遣職員又は民間支援団体との連携に関する上記回答の背景、要因について、お気づきの点、考えられている点があれば下記にご記入ください。（例：受援体制が整っていた／いなかった。災害派遣職員の経験、研修等が十分であった／なかった。等）

災害派遣職員又は民間支援団体との連携に関する上記回答の背景、要因について、気づいたこと、考

えられることとして、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・県において情報連絡員等の体制構築を図っている。
- ・災害派遣職員の研修等が十分であった。
- ・全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）、県社協、県で、週 1 ～ 2 回の連携会議を開催して情報共有を行っていたことにより、民間支援団体との連携がとれていたと考えている。
- ・町職員がさまざまな対応に追われ、また災害対応のノウハウもなかったため、派遣職員や民間団体への適切な指示が出せなかったり、連携不足、情報共有不足も目立った。

2 応援自治体

(1) 職員の体制について

① 職員の体制

問1 貴自治体における防災を担当している部署の職員体制について (※平成28年12月1日時点)

防災を担当している部署の職員体制について、常勤の職員数については、都道府県では、44.9人のうち、「男性」は、40.9人(91%)、「女性」は、4.0人(9%)となっている。

市区町村では、7.9人のうち、「男性」は、7.0人(89%)、「女性」は、0.9人(11%)となっている。

図表 2-1-1 職員数【常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	856 100.0	9.6	12.2	1.0	157.0
県	39 4.6	44.9	34.3	11.0	157.0
市区町村	817 95.4	7.9	6.2	1.0	68.0

図表 2-1-2 職員数【常勤】(男性)

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	857 100.0	8.6	10.9	1.0	140.0
県	39 4.6	40.9	29.9	9.0	140.0
市区町村	818 95.4	7.0	5.4	1.0	64.0

図表 2-1-3 職員数【常勤】(女性)

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	843 100.0	1.1	1.8	0.0	22.0
県	39 4.6	4.0	4.9	0.0	22.0
市区町村	804 95.4	0.9	1.4	0.0	18.0

非常勤の職員の実人数については、都道府県では、6.8人のうち、「男性」は、4.2人(62%)、「女性」は、2.7人(25%)となっている。

市区町村では、1.3人のうち、「男性」は、0.8人(62%)、「女性」は、0.5人(38%)となっている。

常勤と非常勤の職員について、女性が一人もない市区町村は、318市町村(39%)となっている。

図表 2-1-4 職員数【非常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	831 100.0	1.5	3.2	0.0	39.0
県	39 4.7	6.8	8.4	0.0	39.0
市区町村	792 95.3	1.3	2.4	0.0	27.0

図表 2-1-5 職員数【非常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	828 100.0	1.0	2.4	0.0	24.0
県	39 4.7	4.2	5.7	0.0	24.0
市区町村	789 95.3	0.8	1.9	0.0	24.0

図表 2-1-6 職員数【非常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	822 100.0	0.6	1.5	0.0	17.0
県	38 4.6	2.7	4.2	0.0	15.0
市区町村	784 95.4	0.5	1.1	0.0	17.0

問2 貴自治体における男女共同参画を担当している部署の職員体制について（※平成28年12月1日時点）

男女共同参画を担当している部署の職員体制については、常勤の職員数については、都道府県では、11.7人のうち、「男性」は、5.8人（50%）、「女性」は、5.9人（50%）となっている。

市町区村では、6.8人のうち、「男性」は、4.4人（65%）、「女性」は、2.4人（35%）となっている。

図表 2-2-1 職員数【常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	852 100.0	7.0	4.4	0.0	33.0
県	39 4.6	11.7	5.1	4.0	25.0
市区町村	813 95.4	6.8	4.2	0.0	33.0

図表 2-2-2 職員数【常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	851 100.0	4.4	3.2	0.0	23.0
県	39 4.6	5.8	2.9	2.0	14.0
市区町村	812 95.4	4.4	3.2	0.0	23.0

図表 2-2-3 職員数【常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	848 100.0	2.6	2.1	0.0	17.0
県	39 4.6	5.9	2.7	2.0	12.0
市区町村	809 95.4	2.4	1.9	0.0	17.0

常勤の男女共同参画専任職員数については、都道府県では、6.1 人のうち、「男性」は 2.8 人（46%）、「女性」は 3.3 人（54%）となっている。

市区町村では、0.9 人のうち、「男性」は 0.3 人（33%）、「女性」は 0.6 人（67%）となっている。

図表 2-2-4 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	821 100.0	1.1	2.1	0.0	15.0
県	39 4.8	6.1	3.6	0.0	15.0
市区町村	782 95.2	0.9	1.6	0.0	14.0

図表 2-2-5 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	813 100.0	0.4	1.0	0.0	8.0
県	39 4.8	2.8	2.0	0.0	8.0
市区町村	774 95.2	0.3	0.7	0.0	6.0

図表 2-2-5 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	818 100.0	0.7	1.3	0.0	9.0
県	39 4.8	3.3	1.9	0.0	9.0
市区町村	779 95.2	0.6	1.1	0.0	8.0

常勤の男女共同参画兼任職員数については、都道府県では、2.0 人のうち、「男性」は 1.0 人（50%）、「女性」は 1.1 人（55%）となっている。

市区町村では、1.9 人のうち、「男性」は 1.1 人（58%）、「女性」は 0.8 人（42%）となっている。

図表 2-2-6 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	835 100.0	1.9	1.6	0.0	10.0
県	36 4.3	2.0	2.6	0.0	10.0
市区町村	799 95.7	1.9	1.5	0.0	9.0

図表 2-2-7 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	831 100.0	1.1	1.1	0.0	8.0
県	35 4.2	1.0	1.2	0.0	4.0
市区町村	796 95.8	1.1	1.1	0.0	8.0

図表 2-2-8 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	828 100.0	0.8	0.9	0.0	7.0
県	36 4.3	1.1	1.7	0.0	7.0
市区町村	792 95.7	0.8	0.9	0.0	5.0

非常勤の職員の実人数については、都道府県では、2.0人のうち、「男性」は、0.3人（15%）、「女性」は、1.7人（85%）となっている。

市区町村では、1.4人のうち、「男性」は、0.4人（29%）、「女性」は、1.0人（71%）となっている。

図表 2-2-9 職員数【非常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	820 100.0	1.5	3.0	0.0	36.0
県	38 4.6	2.0	3.1	0.0	16.0
市区町村	782 95.4	1.4	3.0	0.0	36.0

図表 2-2-10 職員数【非常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	809 100.0	0.4	1.1	0.0	11.0
県	37 4.6	0.3	0.7	0.0	3.0
市区町村	772 95.4	0.4	1.1	0.0	11.0

図表 2-2-11 職員数【非常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	813 100.0	1.1	2.2	0.0	28.0
県	38 4.7	1.7	2.6	0.0	13.0
市区町村	775 95.3	1.0	2.2	0.0	28.0

非常勤の職員の実人数の男女共同参画専任職員数については、都道府県では、0.7 人のうち、「男性」は、0.1 人（14%）、「女性」は、0.7 人（100%）となっている。

市区町村では、0.3 人のうち、「女性」は、0.3 人となっている。

図表 2-2-12 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	801 100.0	0.3	1.1	0.0	9.0
県	35 4.4	0.7	1.3	0.0	5.0
市区町村	766 95.6	0.3	1.1	0.0	9.0

図表 2-2-13 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	797 100.0	0.0	0.3	0.0	3.0
県	35 4.4	0.1	0.4	0.0	2.0
市区町村	762 95.6	0.0	0.2	0.0	3.0

図表 2-2-14 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	800 100.0	0.3	1.0	0.0	9.0
県	36 4.5	0.7	1.0	0.0	4.0
市区町村	764 95.5	0.3	1.0	0.0	9.0

非常勤職員の実人数の男女共同参画兼任職員数については、都道府県では、0.2 人のうち、「男性」は、0.1 人（50%）、「女性」は、0.1 人（50%）となっている。

市区町村では、0.2 人のうち、「女性」は、0.1 人（50%）となっている。

図表 2-2-15 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	799 100.0	0.2	0.6	0.0	10.0
県	35 4.4	0.2	0.7	0.0	4.0
市区町村	764 95.6	0.2	0.6	0.0	10.0

図表 2-2-16 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	793 100.0	0.0	0.2	0.0	4.0
県	35 4.4	0.1	0.4	0.0	2.0
市区町村	758 95.6	0.0	0.2	0.0	4.0

図表 2-2-17 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	798 100.0	0.1	0.6	0.0	9.0
県	35 4.4	0.1	0.4	0.0	2.0
市区町村	763 95.6	0.1	0.6	0.0	9.0

○男女共同参画センターが設置されている場合

男女共同参画センターの職員体制について、常勤の職員数については、都道府県では、7.3 人のうち、「男性」は 2.8 人（38%）、「女性」は 4.5 人（62%）となっている。

市区町村では、3.7 人のうち、「男性」は 1.2 人（32%）、「女性」は 2.6 人（70%）となっている。

図表 2-2-18 職員数【常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	214 100.0	4.3	5.1	0.0	40.0
県	32 15.0	7.3	4.7	0.0	19.0
市区町村	182 85.0	3.7	5.0	0.0	40.0

図表 2-2-19 職員数【常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	200 100.0	1.4	1.7	0.0	9.0
県	32 16.0	2.8	2.3	0.0	9.0
市区町村	168 84.0	1.2	1.4	0.0	6.0

図表 2-2-20 職員数【常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	206 100.0	2.9	4.0	0.0	38.0
県	32 15.5	4.5	3.0	0.0	11.0
市区町村	174 84.5	2.6	4.1	0.0	38.0

常勤の男女共同参画専任職員数については、都道府県では、6.3 人のうち、「男性」は 2.4 人（38%）、「女性」は 4.0 人（63%）となっている。

市区町村では、2.9 人のうち、「男性」は 0.7 人（24%）、「女性」は 2.3 人（79%）となっている。

図表 2-2-20 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	199 100.0	3.4	4.9	0.0	40.0
県	31 15.6	6.3	4.6	0.0	18.0
市区町村	168 84.4	2.9	4.7	0.0	40.0

図表 2-2-21 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	187 100.0	0.9	1.5	0.0	9.0
県	29 15.5	2.4	2.4	0.0	9.0
市区町村	158 84.5	0.7	1.1	0.0	6.0

図表 2-2-22 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	197 100.0	2.5	4.0	0.0	38.0
県	31 15.7	4.0	2.8	0.0	10.0
市区町村	166 84.3	2.3	4.2	0.0	38.0

常勤の男女共同参画兼任職員数については、都道府県では、1.0 人のうち、「男性」は 0.5 人（50%）、「女性」は 0.6 人（60%）となっている。

市区町村では、0.9 人のうち、「男性」は 0.4 人（44%）、「女性」は 0.5 人（56%）となっている。

図表 2-2-23 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	185 100.0	0.9	1.8	0.0	10.0
県	26 14.1	1.0	2.4	0.0	10.0
市区町村	159 85.9	0.9	1.7	0.0	9.0

図表 25-2-24 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	182 100.0	0.4	1.0	0.0	6.0
県	26 14.3	0.5	1.3	0.0	6.0
市区町村	156 85.7	0.4	0.9	0.0	6.0

図表 2-2-25 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	181 100.0	0.5	1.1	0.0	6.0
県	25 13.8	0.6	1.2	0.0	4.0
市区町村	156 86.2	0.5	1.1	0.0	6.0

非常勤の職員の実人数については、都道府県では、7.4人のうち、「男性」は0.7人（9%）、「女性」は6.7人（91%）となっている。

市区町村では、3.4人のうち、「男性」は0.5人（15%）、「女性」は2.9人（85%）となっている。

図表 2-2-26 職員数【非常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	208 100.0	4.0	4.2	0.0	22.0
県	31 14.9	7.4	5.6	0.0	22.0
市区町村	177 85.1	3.4	3.7	0.0	17.0

図表 2-2-27 職員数【非常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	195 100.0	0.5	1.3	0.0	9.0
県	27 13.8	0.7	1.9	0.0	9.0
市区町村	168 86.2	0.5	1.1	0.0	9.0

図表 2-2-28 職員数【非常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	205 100.0	3.5	3.8	0.0	19.0
県	31 15.1	6.7	5.0	0.0	19.0
市区町村	174 84.9	2.9	3.2	0.0	16.0

非常勤の職員の実人数の男女共同参画専任職員数については、都道府県では、6.1 人のうち、「男性」は 0.2 人（3%）、「女性」は 5.9 人（97%）となっている。

市区町村では、2.8 人のうち、「男性」は 0.4 人（14%）、「女性」は 2.3 人（82%）となっている。

図表 2-2-29 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	201 100.0	3.3	3.6	0.0	19.0
県	30 14.9	6.1	4.8	0.0	19.0
市区町村	171 85.1	2.8	3.2	0.0	14.0

図表 2-2-30 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	191 100.0	0.4	0.9	0.0	9.0
県	27 14.1	0.2	0.4	0.0	1.0
市区町村	164 85.9	0.4	1.0	0.0	9.0

図表 2-2-31 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	199 100.0	2.9	3.4	0.0	19.0
県	30 15.1	5.9	4.7	0.0	19.0
市区町村	169 84.9	2.3	2.8	0.0	14.0

非常勤の職員の実人数の男女共同参画兼任職員数については、都道府県では、1.2 人のうち、「男性」は 0.6 人（50%）、「女性」は 0.7 人（58%）となっている。

市区町村では、0.5 人のうち、「男性」は 0.1 人（20%）、「女性」は 0.5 人（100%）となっている。

図表 2-2-32 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	179 100.0	0.6	2.0	0.0	18.0
県	26 14.5	1.2	3.7	0.0	18.0
市区町村	153 85.5	0.5	1.6	0.0	10.0

図表 2-2-33 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	173 100.0	0.2	0.9	0.0	9.0
県	23 13.3	0.6	2.0	0.0	9.0
市区町村	150 86.7	0.1	0.5	0.0	4.0

図表 2-2-34 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	178 100.0	0.5	1.5	0.0	9.0
県	26 14.6	0.7	1.9	0.0	9.0
市区町村	152 85.4	0.5	1.4	0.0	9.0

（２）発災後の対応

①職員の派遣

問３ 貴自治体が被災地に派遣した職員の状況について

被災地に派遣した職員の状況について、派遣した職員数については、都道府県では 180.9 人のうち、「男性」は 147.4 人（81%）、「女性」は 27.8 人（15%）となっている。

市区町村では、31.6 人のうち、「男性」は 27.9 人（88%）、「女性」は 3.4 人（11%）となっている。

図表 2-3-1 派遣した職員の数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	846 100.0	38.3	245.9	0.0	6306.0
県	38 4.5	180.9	152.5	28.0	753.0
市区町村	808 95.5	31.6	247.5	0.0	6306.0

図表 2-3-2 派遣した職員の数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	834 100.0	33.1	215.0	0.0	5478.0
県	36 4.3	147.4	139.7	28.0	642.0
市区町村	798 95.7	27.9	216.4	0.0	5478.0

図表 2-3-3 派遣した職員の数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	824 100.0	4.5	32.3	0.0	828.0
県	36 4.4	27.8	21.2	0.0	111.0
市区町村	788 95.6	3.4	32.3	0.0	828.0

派遣した保健師の数については、都道府県では 18.7 人のうち、「男性」は 1.2 人（6%）、「女性」は 17.5 人（94%）となっている。

市区町村では、1.5 人のうち、「男性」は 0.1 人（7%）、「女性」は 1.3 人（87%）となっている。

図表 2-3-4 （うち）保健師

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	805 100.0	2.3	10.4	0.0	230.0
県	37 4.6	18.7	14.4	0.0	63.0
市区町村	768 95.4	1.5	9.5	0.0	230.0

図表 2-3-5 （うち）保健師（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	799 100.0	0.2	2.5	0.0	69.0
県	37 4.6	1.2	2.2	0.0	10.0
市区町村	762 95.4	0.1	2.5	0.0	69.0

図表 2-3-6 （うち）保健師（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	802 100.0	2.1	8.1	0.0	161.0
県	37 4.6	17.5	13.1	0.0	53.0
市区町村	765 95.4	1.3	7.0	0.0	161.0

派遣した看護師の数については、都道府県では 5.0 人のうち、「男性」は 2.2 人（44%）、「女性」は 2.7 人（54%）となっている。

市区町村では、0.2 人のうち、「男性」は 0.1 人（50%）、「女性」は 0.2 人（100%）となっている。

図表 2-3-7 （うち）看護師

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	802 100.0	0.5	2.6	0.0	54.0
県	37 4.6	5.0	6.0	0.0	25.0
市区町村	765 95.4	0.2	2.1	0.0	54.0

図表 2-3-8 （うち）看護師（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	799 100.0	0.2	0.9	0.0	12.0
県	37 4.6	2.2	3.2	0.0	12.0
市区町村	762 95.4	0.1	0.4	0.0	6.0

図表 2-3-9 （うち）看護師（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	799 100.0	0.3	2.0	0.0	48.0
県	37 4.6	2.7	3.9	0.0	18.0
市区町村	762 95.4	0.2	1.8	0.0	48.0

派遣した土木・建築職員の数については、都道府県では 30.2 人のうち、「男性」は 28.5 人（94%）、「女性」は 0.2 人（1%）となっている。

市区町村では、5.0 人のうち、「男性」は 4.8 人（96%）、「女性」は 0.1 人（2%）となっている。

図表 2-3-10 （うち）土木・建築職員

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	814 100.0	6.2	40.5	0.0	1032.0
県	37 4.5	30.2	24.5	0.0	94.0
市区町村	777 95.5	5.0	40.8	0.0	1032.0

図表 2-3-11 （うち）土木・建築職員（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	812 100.0	5.9	38.6	0.0	973.0
県	37 4.6	28.5	24.4	0.0	94.0
市区町村	775 95.4	4.8	38.8	0.0	973.0

図表 2-3-12 (うち) 土木・建築職員 (女性)

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	804 100.0	0.1	2.1	0.0	59.0
県	37 4.6	0.2	0.5	0.0	2.0
市区町村	767 95.4	0.1	2.2	0.0	59.0

女性職員の派遣が3割以上となった理由 (該当するものすべてに○) 《以下は、派遣した職員の数に占める女性の割合が3割以上の場合に記入してください》

女性職員の派遣が3割以上となった理由について、都道府県では、39 都道府県のうち、「派遣先に求められている要件に合う女性職員が多いから」が3 都道府県(8%)と最も多く、次いで「派遣の公募に女性職員が応募したため」、「育児・介護などの家庭の事情を考慮し、派遣期間を短くしている」はそれぞれ1 都道府県となっている。

市区町村では、820 市区町村のうち、「派遣先に求められている要件に合う女性職員が多いから」が47 市区町村(6%)と最も多く、次いで「派遣の公募に女性職員が応募したため」が19 市区町村(2%)、「職員に占める女性職員の割合と比例しているから」が8 市区町村(1%)となっている。また、そのほかの主な内容は以下のとおりである。

図表 2-3-13 女性職員の派遣が3割以上となった理由

	調査数	合職と員に例している女性職員の割合	ら件派に遣合先に女性求職者が多いか	研男修女し問ていずる派遣できるよう	募派遣のため	く情育しを児て考・介護・派遣の期間をの短事	行必女っ要性てな職員材の派遣環境を整えて、	その他	無回答
全体	859 100.0	8 0.9	50 5.8	5 0.6	20 2.3	2 0.2	0 0.0	24 2.8	768 89.4
県	39 100.0	0 0.0	3 7.7	0 0.0	1 2.6	1 2.6	0 0.0	2 5.1	34 87.2
市区町村	820 100.0	8 1.0	47 5.7	5 0.6	19 2.3	1 0.1	0 0.0	22 2.7	734 89.5

【その他(主な内容)】

- ・派遣を求められた職種(保健師)において女性職員割合が高いため。(14 件)
- ・被災地から求められている業務と人数に対し、当町として派遣可能な職種・人数を絞り出した結果の数字であり、男性・女性といった視点で職員を派遣出来るほどの余裕が無いのが現状です。派遣者3 名の内女性1 名ということで3割以上となっていますが、割合で傾向を見るには母体数字が小さい。
- ・男女の区別なく派遣者を決定した結果。
- ・被災地に必要であろう支援や職を検討した結果です。

- ・保健師、一級建築士の資格のある者を派遣。
- ・今回の熊本地震において要請があった職種が、保健師 1 名、被災家屋調査職員 2 名であり、保健師：女性 1 名、被災家屋調査職員：男性 2 名の内訳であったため。
- ・女性職員 2 名のうち、1 名は保健師である（要請あり）。残り 1 名は家屋調査ができる者の要請があり、該当の女性職員が被災家屋に関する研修を受講していたため。

女性職員の派遣が 3 割未満となった理由（該当するものすべてに○） 《以下は、派遣した職員の数に占める女性の割合が 3 割未満の場合に記入してください》

女性職員の派遣が 3 割未満となった理由について、都道府県では、「派遣職員は原則自主的に手を挙げた人の中から選定していたが、手を挙げる女性職員が少なかった」が 14 都道府県（36%）と最も多く、次いで「防災や災害対応の経験がある女性職員が少ない」、「派遣先での女性職員の活動環境を確保できなかった」はそれぞれ 8 都道府県（21%）となっている。

市区町村では、「派遣職員は原則自主的に手を挙げた人の中から選定していたが、手を挙げる女性職員が少なかった」が 242 市区町村（30%）と最も多く、次いで「防災や災害対応の経験がある女性職員が少ない」が 158 市区町村（19%）、「防災や災害対応の研修を受けている女性職員が少ない」が 80 市区町村（10%）となっている。

図表 2-3-14 女性職員の派遣が 3 割未満となった理由

	調査数	防災や災害対応の経験がある女性職員が少ない	防災や災害対応の経験が少ない研修を受けて	男性職員を中心にして派遣するものが	派遣した職員は原則自主的に手を挙げた	派遣先での女性職員が少ない	派遣先での女性職員の活動環境を確保できなかった	その他	無回答
全体	859 100.0	166 19.3	83 9.7	37 4.3	256 29.8	33 3.8	69 8.0	240 27.9	251 29.2
県	39 100.0	8 20.5	3 7.7	3 7.7	14 35.9	2 5.1	8 20.5	18 46.2	7 17.9
市区町村	820 100.0	158 19.3	80 9.8	34 4.1	242 29.5	31 3.8	61 7.4	222 27.1	244 29.8

【その他（主な内容）】

- ・派遣先での業務が、男性職員の比率が高い部署の担当業務であったため。（138 件）
- ・結果的に派遣した職員が男性のみとなったものであり、派遣する職員を決定するにあたり、特段職員の性別についての検討を加えた経緯はありません。（22 件）
- ・被災地の状況が不透明であり、防犯上・安全面を考慮したため。（15 件）
- ・派遣に係る日程調整を行った結果、派遣可能であったのが男性職員であったため。（14 件）
- ・県からの要請が、男性に限られていたため。（9 件）

- ・県などから派遣の要請がなかったため。
- ・女性職員からの派遣希望者は数名いました。
- ・県が主体となつて行つた被災地支援であつたため。
- ・保健師、看護師については、本県の同職員に占める女性職員の割合に比例して女性職員の割合が高くなつた。土木・建築職については、本県の同職員に占める女性職員の割合に比例して女性職員の割合が低くなつた。結果として、上記のとおり女性の割合が3割未満となつた。
- ・派遣を希望した女性職員がいなかった。（6件）
- ・先遣隊及び物資拠点支援の場合は、急性期であつたため。その他の派遣については、結果的にそうなつたもの。
- ・派遣した職種に占める女性職員が少ないため。
- ・被災市町のニーズ等に対応するため、各所属で分担して、所属業務の状況や職員個人の家庭事情等を考慮して、派遣職員を選定している。 ※看護師は、DMATとして市立病院から派遣
- ・支援先のニーズに自然体で対応したところ、保健師以外の女性比率がのびなかった。宿泊環境が劣悪であつたが、派遣先に改善を求めず、現実に合わせて対応した。建築士等技術支援は県が、被災市町村支援は市町村主体の県との合同チームで行つた。上記人数は県職員のためのため、市町村職員を入れると女性比率は上がる。町村会からの住宅被害認定調査ができる短期職員派遣依頼による。
- ・所属長からの推薦で派遣したが、今回派遣受け入れの機会がありませんでした。
- ・総務課男性職員1名対応。
- ・各所属から推薦された職員から要請数よりも多く班編成をし、要請に応じて派遣していたが、女性を含む班を派遣する前に派遣要請が終了したため。派遣対象（都市計画課職員）に女性の被災宅地危険度判定士資格登録者がいなかったため。
- ・派遣については大阪府等の取りまとめで募集されており、職種等が限定されていた。また、原則自主的に手を挙げた職員の中から選定した。
- ・女性職員の派遣を一定数確保することについて、特に方針として設定してはいなかったため。災害派遣にあたって、女性を3割以上とするよう、内閣府の方針等があれば、お示しいただきたい。（災害対応部署と協議済みのものに限る）そのような方針等がないとすれば、3割未満となつた理由を尋ねる理由に疑問が残る。

問4 被災地に職員を派遣した際の、災害派遣に関する説明会の実施や派遣者用のマニュアル等の作成状況について

① 災害派遣に関する説明会の実施

被災地に職員を派遣した際の災害派遣に関する説明会の実施について、都道府県では、「説明会の実施あり」は、33 都道府県（85%）、「説明会の実施なし」は、5 都道府県（13%）となっている。

市区町村では、「説明会の実施あり」は、190 市区町村（23%）、「説明会の実施なし」は、576 市区町村（70%）となっている。

図表 2-4-1 災害派遣に関する説明会の実施

	調査数	有	無	無回答
全体	859 100.0	223 26.0	581 67.6	55 6.4
県	39 100.0	33 84.6	5 12.8	1 2.6
市区町村	820 100.0	190 23.2	576 70.2	54 6.6

② 派遣者用のマニュアル等の作成

都道府県では、「派遣者用のマニュアル等の作成あり」は、25 都道府県（64%）、「派遣者用のマニュアル等の作成なし」は、13 都道府県（33%）となっている。

市区町村では、「派遣者用のマニュアル等の作成あり」は、97 市区町村（12%）、「派遣者用のマニュアル等の作成なし」は、670 市区町村（82%）となっている。

図表 2-4-2 派遣者用のマニュアル等の作成

	調査数	有	無	無回答
全体	859 100.0	122 14.2	683 79.5	54 6.3
県	39 100.0	25 64.1	13 33.3	1 2.6
市区町村	820 100.0	97 11.8	670 81.7	53 6.5

③ 災害派遣に関する説明会や派遣者用のマニュアルの内容に、男女共同参画の視点を踏まえた事項が含まれていた

都道府県では、「含まれていた」は6 都道府県（17%）、「含まれていない」は29 都道府県（83%）となっている。

市区町村では、「含まれていた」は13 市区町村（6%）、「含まれていない」は194 市区町村（93%）となっている。

図表 2-4-3 災害派遣に関する説明会や派遣者用のマニュアルの内容について

	調査数	有	無	無回答
全体	243 100.0	19 7.8	223 91.8	1 0.4
県	35 100.0	6 17.1	29 82.9	0 0.0
市区町村	208 100.0	13 6.3	194 93.3	1 0.5

男女共同参画の視点を反映させるための工夫等の内容 《③で「1. 有」を選択した場合に回答》

男女共同参画の視点を反映させるための工夫等の内容として、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・保健師については、平成 25 年 7 月日本衛生協会・全国保健所長会発行の「大規模災害における保健師の活動マニュアル」を使用しました。
- ・派遣職員の避難所業務従事記録に「要配慮者の状況」欄を設け、特に注意して、声掛け等を行い状況把握に努めるよう記載した。
- ・女性に配慮した避難所運営についての記載がある「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を派遣者に配布。（5 件）
- ・東日本大震災時の教訓から、男女共同参画の視点に立った避難所運営チラシを作成し派遣職員に持参してもらうとともに、災害派遣に関する説明会時に男女共同参画課より説明を行った。
- ・派遣者用のマニュアルに、本県の「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」（男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりに係る次のような事項を盛り込んでいる）を添付。男女が対等に意見を出し合える体制づくり・男女別の更衣室の確保・専用の授乳室の確保・女性専用の洗濯物干し場の確保・男女別の入浴・シャワー利用等の時間設定・避難所運営委員会への女性の参加。
- ・避難所での母子（授乳室等）や女性（衛生用品・パーテーションの利用等）に対応する内容。
- ・部屋が男女別であることをマニュアルに記載。
- ・宿泊施設の部屋を男女別に分け、活動しやすい環境づくりに努めた（被災地状況調査、避難所運営、建物被害認定調査、り災証明書発行業務、救援物資提供の支援にかかるもの）。
- ・女性を派遣する際には、寝泊り用としてホテルの個室を用意した。
- ・保健師の活動マニュアルに災害時要援護者として、「災害時の一連の行動に対して、ハンディを負う人々」の記述あり。
- ・①入浴、洗濯（コインランドリー）に関する事項 ②女性避難者への対応
注：②、③については保健師の派遣に関してのみ。それ以外の職員に対しては②は 2. 無。
- ・県からの保健師派遣公募に応募したため、県の派遣説明会に参加し、県作成のマニュアルに従って活動をした。保健師が活動しやすいよう、保健師 2 人に対して男性事務員が 1 人組まれ、派遣調整・班体制・役割等も示されており、活動しやすい内容であった。
- ・説明会ではなく、現地までの移動、現地状況、業務内容などの派遣者ミーティングであったため、事

務的な内容の説明資料でしかなかったが、男女を区別するような表現は一切加えていない点では配慮している。

- ・災害発生から現地の状況がめまぐるしく変化する中で、男女で異なる被災地での派遣生活から受ける影響に配慮するためや派遣職員の不安を解消できるよう、派遣先の状況をできるだけ細かく具体的にタイムリーに情報収集し、派遣職員へ周知し派遣を行った。2か月間の情報発信、更新は16回だった。

問5 女性職員を被災地に派遣した場合の状況について

女性職員を被災地に派遣した場合の状況について、女性職員の被災地への派遣に関して、必要な資機材の準備や環境整備などの取組や工夫等の対応については、都道府県では、「講じていた」は24都道府県（62%）、「講じていない」は13都道府県（33%）となっている。

市区町村では、「講じていた」は65市区町村（8%）、「講じていない」は631市区町村（77%）となっている。

図表 2-5-1 女性職員の被災地への派遣に関する対応の有無

	調査数	有	無	無回答
全体	859 100.0	89 10.4	644 75.0	126 14.7
県	39 100.0	24 61.5	13 33.3	2 5.1
市区町村	820 100.0	65 7.9	631 77.0	124 15.1

② 具体的な対応 《①で「1. 有」を選択した場合に回答》

女性職員の被災地への派遣に関する対応について、具体的な対応については、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・被災地での宿泊先について、女性専用の部屋を確保した。（6件）
- ・宿泊施設の確保。（15件）
- ・個室を確保した。（19件）
- ・男女別々の部屋で手配をした。（15件）
- ・宿泊先の配慮（事前に女性用トイレや浴室の有無等についても確認を行った。女性が安全に宿泊できる宿泊先の確認等）。（7件）
- ・中長期派遣者の居宅を前任の男性と入れ替わりにならないように要請した。
- ・活動中の安全管理に努めた（運転手・連絡員などとして男性職員を同行させる（4件）、女性は日勤のみの派遣、複数名での行動、事前の業務内容や宿泊先などの詳細説明など）。（8件）
- ・派遣先での女性職員の活動環境、生活環境を事前に確認・防犯ブザーの貸与。（2件）

- ・職員の家庭の事情を考慮し、対応可能な職員から派遣者を選定。（3件）
- ・宿泊施設がない可能性があったので、運転手を付けた。
- ・宿泊先から被災地への移動にレンタカーを利用。
- ・早朝、夜間の移動、長距離移動を想定していたこと、被災地での移動及び安全確保のため、運転技術のある男性職員をチームに加えていた。
- ・女性に限らずの対応となるが、県の対応として、派遣の初期から中期にかけては、派遣職員は夜行バスで現地へ参集したが、職員の健康管理等により、途中から飛行機での移動となった。
- ・保健師が保健活動に専念できるよう男性事務職員が主に運転業務を担った。
- ・少なくとも1日1回は県へ報告・相談をするようになっていた。必要に応じて、自治体（所属課）とも連絡・相談しやすい体制がとられていた。
- ・心のケア、定期健診など保健師業務。（2件）
- ・単独では派遣せず、必ず他職員とペアになるように指導。（4件）
- ・保健師派遣に際し、備蓄用の簡易トイレ、テントを持参した。（2件）
- ・派遣に際して、手挙げ方式により職員を募った中から、女性同士でチームを組めるよう手配した。
- ・県保健師チームの一員として、被災地支援を行った為、県にて対応を講じた。
- ・熊本県及び町村会等から保健師の派遣依頼があったため、避難所及び集会所等での被災者の健康支援を実施。
- ・男女共同参画の視点から、男女を問わず災害派遣への意欲を重視した職員募集を行った。
- ・女性職員を被災地へ派遣した実績をもとに女性職員へ被災地の対応を説明。
- ・保健師が女性。主に各避難所をまわり、健康相談等を行い、現地職員の負担軽減を行った。また、各支援団体との情報交換や、今後の方針等を決め後発の支援団体への引継ぎを行った。
- ・技師派遣にあたり、女性技師も含み派遣した。派遣者4名同行、1日のみの派遣。
- ・長靴等を女性職員が使用するには、既存のものでは大きく使用するのに不便であったため、新たに女性職員用に購入した。
- ・女性職員1名を被災地に派遣するにあたり、旅費の準備等の対応を講じた。
- ・避難所運営業務に従事する職員は、担当避難所での宿泊としていたため、女性職員は災証明発行受付、発行業務や家屋被害認定調査業務に配置するよう努め、熊本市が確保していた宿舎に宿泊できるよう配慮した。

（3）避難所等での支援について

①支援活動を行った市町村

問6 貴自治体の職員を派遣した市町村はどこですか。（該当するものすべてに○）

支援活動を行った市町村について、職員を派遣した市町村は、都道府県では、「益城町」が28都道府県（72%）と最も多く、次いで「南阿蘇村」は23都道府県（59%）、「熊本市」は21都道府県（54%）となっている。

市区町村では、「益城町」が335市区町村（41%）と最も多く、次いで「熊本市」は296市区町村（36%）、「御船町」は115市区町村（14%）となっている。

図表 2-6-1 職員を派遣した市町村（熊本県）

	調査数	熊本市	八代市	玉名市	山鹿市	菊池市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	和水町	南関町	大津町	菊陽町
全体	859 100.0	317 36.9	12 1.4	1 0.1	5 0.6	33 3.8	69 8.0	53 6.2	60 7.0	6 0.7	11 1.3	1 0.1	0 0.0	0 0.0	77 9.0	22 2.6
県	39 100.0	21 53.8	1 2.6	1 2.6	2 5.1	6 15.4	7 17.9	10 25.6	17 43.6	2 5.1	2 5.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	9 23.1	7 17.9
市区町村	820 100.0	296 36.1	11 1.3	0 0.0	3 0.4	27 3.3	62 7.6	43 5.2	43 5.2	4 0.5	9 1.1	1 0.1	0 0.0	0 0.0	68 8.3	15 1.8

図表 2-6-2 職員を派遣した市町村（熊本県）

	調査数	南小国町	小国町	産山村	高森町	南阿蘇村	西原村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	氷川町	その他	無回答
全体	859 100.0	2 0.2	3 0.3	3 0.3	8 0.9	125 14.6	93 10.8	130 15.1	75 8.7	363 42.3	32 3.7	1 0.1	35 4.1	150 17.5
県	39 100.0	1 2.6	1 2.6	3 7.7	2 5.1	23 59.0	9 23.1	15 38.5	6 15.4	28 71.8	6 15.4	1 2.6	3 7.7	1 2.6
市区町村	820 100.0	1 0.1	2 0.2	0 0.0	6 0.7	102 12.4	84 10.2	115 14.0	69 8.4	335 40.9	26 3.2	0 0.0	32 3.9	149 18.2

図表 2-6-3 職員を派遣した市町村（大分県）

	調査数	大分市	別府市	日田市	竹田市	宇佐市	由布市	その他	無回答
全体	859 100.0	0 0.0	1 0.1	1 0.1	1 0.1	0 0.0	3 0.3	15 1.7	838 97.6
県	39 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	39 100.0
市区町村	820 100.0	0 0.0	1 0.1	1 0.1	1 0.1	0 0.0	3 0.4	15 1.8	799 97.4

問7 避難所の支援を行った団体にお聞きします。貴自治体の職員が支援を行った避難所について、その数をご記入ください（把握している分だけで結構です）。また、貴自治体の職員が支援を行った避難所の種類についてご記入ください。

避難所の支援を行った団体において、職員が支援を行った避難所については、都道府県の平均では、7.5箇所（25%）となっている。

市区町村の平均では、3.0箇所（81%）となっている。

図表 2-7-1 職員が支援を行った避難所の数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	401 100.0	3.3	6.4	0.0	56.0
県	30 100.0	7.5	9.1	1.0	47.0
市区町村	371 100.0	3.0	6.0	0.0	56.0

職員が支援を行った避難所の種類については、都道府県では、「一般（一般住民対象）」が 30 都道府県（77%）、「母子を対象（母子、妊産婦、新生児、乳幼児対象）、女性専用」が 2 都道府県（5%）、「その他（福祉避難所 等）」が 9 都道府県（23%）となっている。

市区町村では、820 市区町村のうち、「一般（一般住民対象）」が 284 市区町村（35%）、「母子を対象（母子、妊産婦、新生児、乳幼児対象）、女性専用」が 18 市区町村（2%）、「その他（福祉避難所 等）」が 43 市区町村（5%）となっている。

図表 2-7-2 職員が支援を行った避難所の種類

	調査数	一般（一般住民対象）	母子、新生児、乳幼児、妊産婦を対象（女性専用）	その他（福祉避難所 等）	無回答
全体	859 100.0	314 36.6	20 2.3	52 6.1	529 61.6
県	39 100.0	30 76.9	2 5.1	9 23.1	9 23.1
市区町村	820 100.0	284 34.6	18 2.2	43 5.2	520 63.4

問 8 貴自治体の職員を派遣した避難所について、育児、介護、女性等の多様なニーズをどのように把握していましたか。（該当するものすべてに○）

職員を派遣した避難所における、育児、介護、女性等の多様なニーズについて、都道府県では、「保育士、介護士、看護師、保健師など専門職員を配置した」が 13 都道府県（33%）と最も多く、次いで「担当を決め、ニーズの聞き取りを行った」が 8 都道府県（21%）、「避難所の担当職員や避難所の運営体制に女性を配置した」が 7 都道府県（18%）となっている。

市区町村では、「保育士、介護士、看護師、保健師など専門職員を配置した」が 128 市区町村（16%）と最も多く、次いで「避難所の担当職員や避難所の運営体制に女性を配置した」が 50 市区町村（6%）、「担当を決め、ニーズの聞き取りを行った」が 39 市区町村（5%）となっている。

図表 2-8-1 職員を派遣した避難所における育児、介護、女性等の多様なニーズについて

	調査数	避難所の運営に 担当した職員や 女性を避難 配置	保健師、保健士、 介護士、専門 看護師、看護 員	担当を決めた ニーズの聞 き取り	同行した調査 を行う際に、 ニーズが調査 を行う際に、	ニーズを有する 派遣職員	その他	特に行っていない	無回答
全体	859 100.0	57 6.6	141 16.4	47 5.5	20 2.3	34 4.0	71 8.3	140 16.3	500 58.2
県	39 100.0	7 17.9	13 33.3	8 20.5	2 5.1	5 12.8	12 30.8	6 15.4	8 20.5
市区町村	820 100.0	50 6.1	128 15.6	39 4.8	18 2.2	29 3.5	59 7.2	134 16.3	492 60.0

【その他（主な内容）】

- ・保健師や看護師等の専門職などによる避難者からの聞き取り、巡回によりニーズ（避難所の衛生面、日中夜間避難者数、体調不良者、物品の要望、食事、その他困りごと等）を把握していた。（23 件）
- ・定時連絡会、保健師や看護師、避難所関係者などとの連携や情報共有。（8 件）
- ・複数の自治体と共同で被災市町と協議しながら、避難所運営支援にあたっている。
- ・専門職員（保健師など）の派遣。（5 件）
- ・掲示板の活用。
- ・避難者とのミーティング。
- ・避難者からの相談。（2 件）
- ・住民間で取りまとめて行政に伝えられた。
- ・熊本市職員や自治体の避難所運営をサポートする事務局（危機管理対策課）へ報告。
- ・ニーズ把握については、避難所に常駐(交代)する被災自治体職員、専門職が行った。（3 件）
- ・特別にニーズ把握の担当者を指定はしておらず、個々の派遣者において避難住民に寄り添ったニーズ把握に努めた。
- ・各避難所で対応は異なるが、被災自治体の女性職員が配置されていた避難所では、当該女性職員を通じて多様なニーズの把握に努めた。（2 件）
- ・（発災後 2 週間）病院の看護師が小学校の支援にきた際は、介護や女性の視点で相談できる環境があった。
- ・避難者各人に聞き取りをすることは支援職員の人数からして難しいため、少ない支援職員での運営におけるニーズ調査のすべを常に模索していた（物資の提供ブースを設け、物資の減り具合からニーズ調査を行う等）。
- ・性別や年齢などで分けてニーズを把握するのではなく、一人ひとり個別に状況を確認して対応した。
- ・業務に関する支援を行っただけで、ニーズや運営は市役所職員や当地のボランティアが行っていた。
- ・自主運営組織のリーダーによるニーズの把握。
- ・支援業務は給水業務のみ、水の使い道については、その都度確認し、授乳用ミルクの為の水と伺った場合は給水バグの劣化や汚れを確認し、早めの交換を心掛けました。

- ・避難所にいる要援護ケースの把握は、派遣先の自治体及び避難所の運営管理者が行っており、健康上のニーズが高いケースに対して個別に健康相談等を行った。
- ・課題の多い避難所に市の保健師と同行し、避難者全員（その場にいた方のみ）の健康調査及びニーズ調査を行ったが、当市の場合、全壊で避難している方がほとんどいないため、地震への恐怖で避難している方が多く、日中は自宅に戻って食事や入浴をされており日常生活に大きな支障がなかった。また、夜間の地震の恐怖で車中泊が多かった。一部、独居の高齢者や介護を要する方が一般避難所での生活が困難だったため、福祉避難所への誘導も行った。

問9 貴自治体が支援を行った避難所について、男女共同参画の視点を反映させるために行った取組や工夫があれば、具体的にご記入ください。また、男女共同参画の視点から課題が発生したことがあれば、以下に把握している範囲で結構ですので、その避難所の対象・特徴や課題等を記入してください。※いずれも、複数の避難所支援を行っていた場合には、どこの避難所であるかも記載してください。

男女共同参画の視点を反映させるために行った取組や工夫

支援を行った避難所について、男女共同参画の視点を反映させるために行った取組や工夫については、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

○女性（妊婦、子育て世代など）への配慮

- ・女性専用スペースの確保（トイレの配備、更衣室、授乳室、洗濯の物干し場所（御船町）、姿見の設置）（女子更衣室が2室あった（南阿蘇村南阿蘇中学））。（18件）
- ・子育て世帯への物資提供（粉ミルクやおむつ、ミルク用お湯ポットの確保など）。（2件）
- ・子どもが遊ぶスペースは子どもの声が迷惑にならないよう、場所等を配慮した。（宇土市）（2件）
- ・女性用備品の配布（女性用下着、生理用品を準備）。（熊本市北区龍田小学校、宇土市立鶴城中学校体育館避難所などほか）（4件）
- ・女性の避難生活時の安全面への配慮（相談窓口の連絡先ポスターを配布・掲示し、痴漢や性的暴力があった場合に対応する）。（2件）
- ・乳児のいる家族・寝たきり高齢者のいる家族には、教室を1部屋その家族専用として提供した（本人と、授乳・夜泣き・オムツ交換・車いすの乗り入れ等介護者への配慮の為）。
- ・物資配布係りに女性をあてた（益城町立広安西小学校、益城町総合体育館、益城町飯野小）。（5件）
- ・女性避難者からの相談窓口の設置。（2件）

○高齢者、障害者

- ・洋式便器の設置（男性、障害者、高齢者も使用できるように配慮する）。
- ・高齢者スペースへの配慮（畳敷きの部屋、段ボールベッドの設置、トイレ近くの入り口に配置、介護用トイレの設置（益城町末安小学校）等）。（5件）

○職員への配慮

◆女性

- ・女性職員の増員（6件）

◆全体

- ・派遣職員を対象とした事前説明会において、男女共同の視点に関する資料を配布し、説明を行った。
- ・役割分担の配慮（男女による偏りをなくし、それぞれ自主的に協力し合う）。（嘉島町ほか）（6件）
- ・避難所運営は、女性職員も含めたローテーション勤務とした。
- ・ボランティアでは、同性で組むことにより、作業しやすい環境を作った。

○その他

- ・プライバシーの確保（パーテーションの設置）。（南阿蘇村久木野総合センター、益城町広安西小学校など）（7件）
- ・感染症予防の周知（土足禁止など）。（2件）
- ・男女のニーズの違いに応じた物資の提供。
- ・児童虐待、DV が疑われる場合の配慮（町、警察、児相等と連携、専門職の常駐など）。（益城町グランメッセ熊本、益城町情報交流センター）（3件）
- ・避難者のニーズを聞き取るための窓口の設置（必ず女性1名を配置、健康相談、不安など）。（熊本市立隈庄小学校、下益城城南中学校、旭ヶ丘公民館、鰐瀬公民館、土鹿野公民館、築地公民館、杉上小学校、杉上コミュニティセンター、隈庄コミュニティセンター、豊田小学校、城南総合スポーツセンター、富合小学校、富合公民館、雁回館、下宮地コミュニティセンターほか）（5件）
- ・女性の意見の反映（女性が主任となり反映されやすいようにしたなど）。（益城町）（4件）
- ・避難所の地図、名簿を作成し、支援者が代わっても継続支援ができるようにした。
- ・防犯ブザー携帯の呼びかけ。（益城町ユニットハウス）
- ・避難者同士の交流を図るための集会所の周知。
- ・避難所支援に関する情報共有（複数の自治体で共同で避難所運営支援を行った、自治体保健師に情報提供など）。（2件）
- ・避難所のルールづくり（消灯時間、食事時間・場所、ゴミの収集、清掃等）。

男女共同参画の視点からの課題

男女共同参画の視点からの課題について、男女共同参画の視点を反映させるために行った取組や工夫については、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

○プライバシーへの配慮

- ・プライベート空間がなく、朝起きたら異性が横に寝ていたことがあった。（益城町エミナース）
- ・仕切り（カーテン、パーテーションなど）によるプライバシーの確保。（5件）
- ・体育館での共同生活となる為、プライバシーが保たれにくい。
- ・体育館等、1区画の大きな避難所で、家族単位以外に男性専用区画、女性専用区画など、避難者のニーズに応じた居住空間の確保ができなかった。
- ・避難所生活に慣れてくると、更衣室があっても使用しない女性（特に意識がない中学生等）、授乳をそのまま行ってしまう女性が見られた。女性同士や家族からの注意が必要。（嘉島町）
- ・プライバシー確保への配慮。（益城町保健福祉センター）（2件）

○女性や子供、高齢者への配慮

- ・女性への配慮のため、パーテーション等の仕切りの準備。(2件)
- ・女性や子育て世代に配慮したスペースの確保。(3件)
- ・女性のトイレ、更衣、授乳等におけるプライバシーの確保。(御船町のカルチャーセンターやアリーナ、老人福祉センター、益城町保健福祉センター)(10件)
- ・女性や子育て世代への避難所運営の配慮(生理用品、女性用下着の配布は女性により配布する、トイレ掃除など)。(益城町広安西小学校)(グランメッセ福祉避難所)(7件)
- ・女性専用コーナーが何のための場所か明確でなく、有効に活用されていなかった。
- ・女性に対する防犯(女性シャワー室の防犯対策をするなど)。
- ・せんとく物のほし場が共同であり、女性には干しにくかったように思う。
- ・小さな子どものいる家庭のストレスへの配慮(他の人の迷惑がかかることを恐れて泣き声や騒音等を考慮して自発的に自家用車で生活するなど)。(3件)
- ・子供の声に対する不満(泣き声、学校の再開、児童の活動スペースの分離等)。(宇城市内避難所【ウイングまっばせ】避難所)(3件)
- ・子供連れの避難者が、後片付け等のために避難所を離れることが困難であった。

○女性職員の不足

- ・女性職員の絶対数が少ない。(5件)
- ・女性の入浴時に見守りしてくれる人がいなかった(毎日ではなかった)。(2件)
- ・支援を行った職員について、技術職は基本的に絶対数として、土木系は男性、保健師は女性が多いため、どうしても男女比が偏っていた。
- ・女性職員増員による避難所運営の円滑化(小さな子供がいる女性や高齢者の意見をとりいれやすくする)。(3件)
- ・女性職員を避難所担当の長として配置した南阿蘇村内の最大の避難所では、当初から保健師と日赤を中心とした避難所運営を実施したため、女性・高齢者・子ども等に偏重した過剰支援となった感がある。そのため、本来必要とされる「住民による自主運営」の意識が全く芽生えず、3週間後でも支援職員を30人以上配置し続ける運営体制をとらざるをえなかった。

○派遣職員への配慮

- ・男女別の職員用休憩スペースの確保。(4件)
- ・1日の活動時間の制限。
- ・家庭、子育て等個人の状況を考慮した派遣者の選定。
- ・被災地の状況に応じた派遣者の選定(震災直後は女性を派遣しないなど)。

○性別による業務分担の固定化

◆女性

- ・トイレ掃除は男性トイレ、女性トイレとも、行政職員の女性が行うことになっていた。(嘉島町)(商工会)(3件)

- ・嫌なことを性別によって押し付けないことが大切であると感じた。(嘉島町)
- ・食事の配膳、弁当配布は女性がほとんどであった。(嘉島町)(商工会)(3件)
- ・女性職員は電話対応や住民対応を行っていた。
- ・避難者の視点に立った対応を考慮すると、女性特有の悩み、要望等を聴取し、アドバイスをする上で女性の配置は必要であり、男性に話づらい内容も女性には話しやすいと感じる。今回は、避難者の女性に協力を依頼したが、運営側に女性の配置が必要であると感じた。

◆男性

- ・男性が主体となって力仕事を行っていた。(3件)
- ・全体総括

○人手不足

- ・行政職員やリーダー不在の避難所では、ルールが決められず清掃もされていなかった。
- ・支援する人材がそろっていれば、女性に対応するなど一定配慮はできるが、震災発生時など混乱の中でマンパワーが不足していると充分対応しきれないと思う。

○避難所の衛生面・環境面・安全面への課題

- ・衛生的な環境の確保が必要。発災時は混乱もあり、区画整理や衝立を設置する時間もなく、体育館に毛布を直にひいており、そこで寝食をしている状況であった。
- ・指定避難所となる施設の耐震性の確保が重要であると痛感した。(益城町総合体育館)
- ・仮設トイレ内は大変暗いので、採光や電灯による明りの確保が重要。
- ・上下水道が使用できないときには仮設水道や仮設トイレを使用するが、男女別々のトイレの出入り口通路、歯磨き・化粧が遠慮なくできるような仮設水道の設置方法への配慮が望まれる。
- ・夜間、酔っ払った男性が避難所に立ち入ったケースがあり、女性看護師が対応に苦慮していた。このとき警備員も女性だったため、制止を振り切って避難所に押し入っていた場面があった。結果、周囲の男性達が制止し、事なきを得ていた。(益城町の避難所)

○高齢者・障害者への配慮

- ・高齢者に多かったが、個人のスペースが確保されるとそこからあまり出てこなくなり孤立する人が多かった。また、隣の人の顔が見えず不安という声も聞かれた。
- ・障害のある人を一般の避難所の中で介助する場合にはプライバシーの保護の面で課題がある。
- ・機能低下予防の運動等をさせる時に集団で声をかけると女性ばかりの参加になってしまうことから、男性にも意図的に声かけをし参加を促した。
- ・LGBTの方は外見ではわかりにくく、また自発的に困難さを訴えづらいと思われるため、課題として把握しづらいが、避難所等で配慮すべき課題はあると感じている。

○その他

- ・避難者からの要望を把握しやすくする仕組み作り
- ・虐待リスクの高い家庭に対するメンタルケア

- ・工夫をする一方で、昼間は職員の日も届きにくく閑散とする避難所環境においては、リスク管理等に気を配る必要がある。
- ・避難所運営に地域や避難者の参画があまり見られなかった。また、避難所には熊本市の女性の行政職員も配置されていたが、忙殺され、女性目線での気配りができる余裕がなかったように見受けられた。
- ・避難所での暮らしの様子を見てみると、女性同士では食事の配布の待ち時間等によく世間話をされていたが、男性同士で話しをされていることはまれであり、男性はかなり顔なじみでないと周りとの関わりを持ちにくいのかも感じました。高齢のご夫婦でも、妻は避難所にいて、夫は被災した自宅や自宅前で車中泊しているという方が何人か見られました。
- ・被災地までの輸送手段がほとんど車なので長時間運転の不安がある。
- ・今後の防災対策の強化
- ・男女共同参画の視点についての具体的な取組・工夫についての検討
- ・避難所で実際体験することとなる状況を広く周知することが重要
- ・男女協働参画センターからスタッフの派遣などによるアドバイス

問 10 避難所以外の支援で、育児・介護・女性・男性等の多様なニーズへの配慮を行った事例があれば具体的に記述してください。

育児・介護・女性・男性等の多様なニーズへの配慮を行った事例として、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

○子育て世帯に関する事例

- ・乳児を育児している母親への支援
- ・熊本市中央区保健子ども課において、乳児を持つ家庭へ被災後の育児状況確認の電話入れ・HAW データ入力作業を行った。
- ・ミルクや哺乳びん、オムツを支援物資として送った。なお、ミルクに関してはアレルギー対応の製品も送っている。また現地の水不足の情報を得たことから、体も拭くことのできる赤ちゃん用おしりふきも送った。
- ・被災者受け入れ支援を実施した。（①市営住宅提供については、県の対応と合わせて今後も継続 ②生活支援金等支給を実施した ③小中学生の受け入れ支援を実施した ④保育園・幼稚園への一時預かりを実施した）
- ・産後1か月の産婦と新生児が被災され、自宅が全壊し家族とともに倉庫で暮らされていたため、訪問を行い、育児環境の確認、精神的な負担の有無などを確認した。町の保健師の継続した見守りをお願いした。
- ・赤ちゃん一時避難プロジェクトの実施（大津町より1世帯避難）。
- ・授乳コーナーを設置、避難所の中に要配慮者を対象とした簡易ベッド使用スペース及び専用トイレを設置（阿蘇体育館内の会議室）。

○介護に関する事例

- ・個別訪問で、夫の介護と自宅の片付けで疲れがたまってきた不眠、体重減少を訴えていた妻をケアマネにつないだ。個別訪問で乳幼児がいる家庭に予防接種等の情報を提供した。
- ・認知症が進んだケースについては、ケアマネの関わりの確認と町への情報提供を実施。避難所から居住先を駐車場に移している事例について、民生委員からの情報収集と町への情報提供を実施。震災後、介護者である息子の転勤により独居となる要介護2の高齢者の住環境（水がでないなど）等独居の継続への課題について町への情報提供を実施。発達障害のある子どもを持つ保護者からの、震災による本児の反応や対応についての相談をうけた。
- ・介護が必要な事情を考慮し、自宅から近場の避難所への要望を出来る範囲で優先した。
- ・高齢者のいる世帯には、訪問時（必要な方に）栄養補助食品を配付。
- ・被害調査、仮設住宅募集受付業務の支援であったため、特に要配慮者に対して手続き上の配慮は出来なかった（相談の時に、よく話を聞く程度）。

○女性に関する事例

- ・被災地支援として職員を派遣した御船町への登米市長訪問の際に、登米市女性被災者支援団体「えがおねっと」代表の須藤明美氏が同行し、東日本大震災時に女性視点での支援物資の配布を行った経験について、情報提供を行った。
- ・益城町総合運動公園内に車中泊している避難者を救うべく、本市が主体となってテント村を開設した。そのテント村内の一角に女性専用のトイレを4基設置した。
- ・被災地への支援物資を提供したが、乳児用の粉ミルクや男女別の肌着セット、女性用の生理用品等の多様なニーズに対応した物資を選定した。
- ・生理用品等を切らさないように心掛けた。

○高齢者、子育て世帯、女性に関する事例

- ・家庭訪問を行い、独居の虚弱高齢者や乳幼児のいる家庭の困り事を聞き取り、支援につなげた。
- ・発災後速やかに、多様なニーズへ配慮するための支援物資として生理用品、粉ミルク、子ども用紙おむつ、大人用紙おむつなどを輸送した。
- ・女性用、高齢者用の衛生用品を中心に物資提供した。
- ・町が所有する備蓄物資を被災地に送ったが、その際、生理用品や大人用おむつなど、要配慮者に配慮した物資を送付した。
- ・支援物資の中に、大人、子供用のオムツ、生理用品を用意した。
- ・赤ちゃん・要介護者への対応：おむつのサイズを全て揃える等の配慮を行なった。
- ・派遣先にて二次避難の受付を行った。一次募集時に確保できていた施設数が少なく、要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者）に配慮できていなかった。そのため、要配慮者がいる世帯の募集をし、申請者の希望、優先度に応じ、マッチングしたリストを作成し、判定会議を行い、二次避難が必要な避難者から優先的に適切な施設へ入居できるよう配慮した。
- ・派遣された女性保健師が、健康上の問題や育児・介護等の問題で避難所や仮設住宅で生活できない世帯への戸別訪問を実施。不安を抱えながら生活している状態、今後も支援を必要としている世帯について現地の保健師に引き継いだ。
- ・仮設住宅の入居に関して、妊婦、3歳以下の子どもがいる家庭、介護の必要な家庭、障害を持つ人がいる家庭を優先していた。

- ・子どもや高齢者等で配食を分けて食べる時などに使う、使い捨ての食器具を支援物資倉庫の中から探し出して必要な避難所の支援職員へ配付することがあった。

○その他

- ・支援活動の内容は、物資拠点での仕分け・拠出等支援、こころのケア支援（D P A T）であったことから、育児・介護・女性・男性等のニーズへの配慮を行った事例はありませんでした。
- ・保健師活動：家庭訪問によりニーズを把握し、必要な支援の提供につなげる活動を実施。
- ・育児・介護・女性も含めて、多様なニーズに対して、複数の自治体で共同で、被災市町と協議しながら被災地支援にあたっている。
- ・密封式簡易トイレ「ラップボン」のニーズ調査。
- ・当市における避難所以外の支援は、被災地への支援物資搬送、被災地宅地危険度判定士の派遣、農業施設・農地の災害復旧業務等の職員派遣を行った。
- ・ボランティア募集を市社会福祉協議会と連携して対応した。
- ・義援金・募金の取組を実施した。
- ・被災自治体に実際に必要な物資のニーズを確認したうえで、水や食糧以外のマスクや使い捨て歯ブラシ等の日用品の物資支援を実施しました。
- ・全国から届く支援物資を整理する際、タブレット端末を使用し、「女性」「男性」「高齢者」「アレルギー」「その他」等の項目を作成し、管理していた。
- ・アレルギー対応の食糧・保存水の提供を行いました。
- ・食事支援において、容器等の個別要望に対応例：食事内容に応じてお椀ではなくカップ、プラ弁当ケースでなくお椀、はしではなくスプーン等。
- ・ウエットティッシュ、入れ歯洗浄剤などの補充を心掛けた。
- ・物資配給の場所に女性職員や女性のボランティアを配置し、女性が気兼ねなく訪れることができるようにしていた。（2件）
- ・被災した自宅での生活を余儀なくされている方で、入浴、トイレなどを近所の方々の協力を得る必要があった。
- ・昼食、夕食など1ヶ月間の無料提供（土日・祝日の昼食のみ各自負担）。
- ・必要な家電製品の貸し出し、日用品・生活必需品の貸出・支給。
- ・市内温泉無料券を発行（1か月間のみ）。
- ・健康相談窓口の設置、保育所、学校教育の支援。
- ・公営住宅の無料貸出（家賃及び敷金なし、水道費無料、6ヶ月から1年貸出）。
- ・家族から「精神的に不安定な家族（男性）がいる」との連絡を受けて訪問し、行政職員、警察等と協力・連携しながら対応（医療保護入院）しました。
- ・建物の家屋調査（二次調査）の点で、個人の部屋を調査する際には、了解を得るなど配慮を行った。
- ・多様なニーズという点では、ペットと一緒に避難できる住宅を民間団体よりご提供いただいた。
- ・外国人への支援として、熊本市内に開設された外国人用の避難所の通訳要員を派遣するとともに、り災証明書の翻訳を支援した。
- ・日本赤十字社を通じて募金活動を行った。
- ・町で把握する避難行動要支援者名簿をもとに、各家庭を訪問し、健康状態の把握、困りごとの有無、

保健・福祉の対応の必要性について確認するとともに、町の社会資源情報の提供、食中毒・熱中症予防・こころのケア等の啓発を行った。また、民生委員の依頼を受け、地域住民の週2回の集いの場で、参加者の健康相談・こころのケア等のサポートを行った。

- ・車イス利用者の車イスが不足し、役所へ問い合わせた上で車イスを余分に配置した。
- ・派遣期間が長期間に渡らぬよう留意した。
- ・民生委員からの依頼で、認知症を疑う高齢者夫婦世帯の在宅訪問を実施。派遣日数の関係で担当を引き継ぐことになったが、受診につなぐ支援が中断しないように留意した。
- ・被災による不安を語る方に対しては、男女に関係なく傾聴的な態度で寄り添い、必要時、DPAT（災害派遣精神医療チーム）に支援を引き継いだ。

（４）その他

問 11 男女共同参画の視点から貴自治体職員と被災自治体職員及び民間支援団体との連携状況について（該当するものすべてに○）

男女共同参画の視点から自治体職員と被災自治体職員及び民間支援団体との連携状況について、都道府県では、「被災自治体職員と概ね円滑に情報共有ができた」が13都道府県（33%）と最も多く、次いで「被災自治体職員と概ね円滑に役割分担ができた」が10都道府県（26%）、「被災自治体職員との情報共有に難しい面があった」、「民間支援団体と概ね円滑に情報共有ができた」が7都道府県（18%）となっている。

市区町村では、「被災自治体職員と概ね円滑に情報共有ができた」が243市区町村（30%）と最も多く、次いで「被災自治体職員と概ね円滑に役割分担ができた」が205市区町村（25%）、「被災自治体職員との情報共有に難しい面があった」が81市区町村（10%）となっている。

【その他（主な内容）】

○情報共有が難しかった

- ・避難所の規模や運営を任されている自治体の職員や指示体系の違いにより情報共有が難しい面があった。（9件）
- ・役割分担、打ち合わせ時間の確保が難しい。
- ・被災自治体職員等は、オーバーワークの状況にあり、連携に関しては限界が認められた。
- ・確認・声かけが毎回必要であった（役割分担や避難住民の支援需要等）。
- ・情報が周知されないこともあった。
- ・男女共同参画の視点からの連携状況はいずれも困難な面があったと思われる。危機管理等も含め、男女共同参画の視点でさらに検討すべき問題と考える。
- ・民間支援団体は参入していなかった。
- ・被災自治体職員、県、市町村と役割分担がはっきりしており、交流する場面がなかった。
- ・限られた期間での支援については、各種報告書作成・提出などの対応ができたが、引き揚げ後のマンパワー不足には不安が残った。

○情報共有が可能だった

- ・県と県内市町が一体となった派遣であったため県職員を経由して連携が図られた。
- ・県職員による全体コーディネートのもと、各支援団体（市町村やボランティア団体）が避難所運營業

務を行った。

- ・概ね円滑に連携できた（り災証明発行業務及び家屋被害認定調査業務においては円滑であった、など）。（3件）

- ・派遣数日後には情報が随時更新され、ある程度の情報共有はできたと考える。
- ・地元保健師、派遣保健師と連携し業務を遂行できた。（2件）
- ・ミーティングを行うことにより情報共有や役割分担ができた。

○その他

- ・ニーズに基づく物的支援ができなかった。
- ・支援物資搬送のみ。ほかは被災状況を調査。
- ・一支援自治体が被災自治体、民間支援団体と個々に連携を図ることは実質的に意味を持たず（現場に混乱を招き、マイナスにしか働かない）、また不可能です。当然都道府県が間に入り交通整理することになりますが、そこで男女共同参画の視点で思考することが可能かと思います。
- ・連携や情報共有は行わなかった。（2件）
- ・医療機関による過剰支援を統制する手段がなかった。
- ・ボランティアの身勝手な行動（売名行為に近い）を統制するのに苦労した。

図表 2-11-1 男女共同参画の視点から自治体職員と被災自治体職員及び民間支援団体との連携状況

	調査数	被災自治体職員と概ね円滑に情報共有ができた	被災自治体職員との情報共有に難しかった	民間支援団体と概ね円滑に情報共有ができた	民間支援団体との情報共有に難しかった	被災自治体職員と概ね円滑に役割分担ができた	被災自治体職員との役割分担に難しかった	民間支援団体と概ね円滑に役割分担ができた	民間支援団体との役割分担に難しかった	被災自治体職員と適切な民間支援が連携できた	被災自治体職員及び民間に支援し面が適切な指示を出すのに支援し面が適切であった	被災自治体職員と民間に支援し面が適切であった	その他	特にな	無回答
全体	859 100.0	256 29.8	88 10.2	83 9.7	36 4.2	215 25.0	52 6.1	83 9.7	28 3.3	48 5.6	39 4.5	48 5.6	48 5.6	391 45.5	91 10.6
県	39 100.0	13 33.3	7 17.9	7 17.9	4 10.3	10 25.6	6 15.4	6 15.4	5 12.8	5 12.8	3 7.7	3 7.7	3 7.7	17 43.6	2 5.1
市区町村	820 100.0	243 29.6	81 9.9	76 9.3	32 3.9	205 25.0	46 5.6	77 9.4	23 2.8	43 5.2	36 4.4	36 4.4	45 5.5	374 45.6	89 10.9

問 12 被災自治体職員又は民間支援団体との連携に関する上記回答の背景、要因について、お気づきの点、考えられている点があれば下記にご記入ください。（例： 受援体制が整っていた／いなかった。被災自治体職員の経験、研修等が十分であった／なかった。等）

被災自治体職員又は民間支援団体との連携に関する上記回答の背景、要因について、お気づきの点、考えられている点として、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

○受援体制について

- ・受援体制が整っていなかった。（19件）
- ・女性職員用の更衣室や寝室の整備ができていなかった。
- ・知識やノウハウの不足（職員の研修等が十分でなかった。など）。（16件）
- ・事務処理についてのマニュアルがなかったため、派遣職員同士での事務分担に苦慮した。（3件）

- ・一般的な研修は不要で、作業の研修のみ行うのがよいのではないか。
- ・職員の役割分担が明確でなかった。(10 件)
- ・物的・人的ともに支援の受け入れ体制は整っていた（避難者のケアを目的に職員（保健師）の派遣されたため、経験のある支援自治体職員に権限と地域情報を共有し任せたためなど）。(17 件)
- ・被災自治体側の受入体制に期待をしたり、受入体制の不備を指摘する時点で、被災者支援を行う者（応援自治体職員）としての心構えが不十分であるとする。被災自治体側の受入体制に不備があるのであれば、その不備ごと、自らの責任として受け止め対応する姿勢が重要であると感じた。

○情報共有・連携について

- ・情報共有は行っていた。(7 件)
- ・被災後 1 か月以上経過したため情報共有ができた。(11 件)
- ・LINE グループを作成したため情報共有ができた。(2 件)
- ・定期的なミーティングや密にコミュニケーションを取ることで情報共有ができた。(16 件)
- ・情報の共有や引継ぎが十分でなかった。(21 件)
- ・職員同士の連携が難しかった。(2 件)
- ・短期間の派遣職員が多いため、出来ることが限られてしまう。中長期的に派遣されれば、より被災自治体職員との連携が出来た。(2 件)
- ・自治体庁舎が被災したことから情報共有がむずかしかったのではないか。
- ・本部でどの程度の支援物資を持っているのか情報をつかめず、支援物資に関しても避難所のニーズとのミスマッチがあった。(4 件)
- ・情報共有に時間がかかった。
- ・被災者支援台帳のシステム化により、被災支援を円滑に行うことができたのではないか。

○女性職員について

- ・派遣職員は女性の参画が少なかった。増員をしたほうがよい。(3 件)
- ・女性職員の活躍により業務を円滑に行えた。(2 件)
- ・女性リーダーにより女性の意見が反映されやすい。
- ・業務に応じて女性が役割を担う方が合理的。

○その他

- ・被災自治体側で男女の役割を分担していた。
- ・職員の人手が不足していた。(2 件)
- ・押しかけボランティアでトラブルがあった。
- ・業務が円滑に行っていた。(6 件)
- ・避難所運営側の組織体制を他支援団体にも理解できるような工夫があれば連携がとりやすく、医療・保健衛生面で支援が必要な事例への支援や環境的な配慮要因を整えることにつながったと思う。
- ・お互いにできることを分かり合い、協力しようとの姿勢があった。
- ・被災地の状況やニーズの変化を把握するのは難しい。(2 件)
- ・職員の就業体制（疲労や精神的ストレスによる体調悪化）。
- ・派遣要請の業務（住家被害認定調査）が、男女共同参画の視点からの防災とあまり関係の無い業務であった。

- ・応援県が避難所の責任者となっていたが、避難の長期化を考慮すると、熊本県職員が避難所の責任者となった方が良いと思われる。
- ・支援団体に委託できる内容等決定しておくことが重要だと感じた。
- ・自治体職員 2 名 1 班の編成で行うことで被災地での業務の精神的なストレスを軽減することができるのではないか。
- ・ボランティアが住民に入り込みすぎている感じがあり、支援職員が入りづらく感じる部分があった。
- ・被災自治体の受援体制は未整備であったが、カウンターパート制により全面的、継続的な支援ができたことから、被災自治体との連携の強化が図られ、信頼関係が深まった。
- ・短期間のうちに多くの人員を派遣したため、過剰支援と感じた。（2 件）
- ・現場では、男女共同参画の視点からの支援というよりも、保健師（二次的健康被害の予防、公衆衛生対策）としての支援が主眼にあった。

問 13 貴自治体における備蓄の状況、各品目の被災地への支援の状況について

○備蓄の状況

簡易間仕切りについて、都道府県では、「備蓄がある」は 10 都道府県（26%）、「備蓄がない」は 28 都道府県（72%）となっている。市区町村では「備蓄がある」は 417 市区町村（51%）、「備蓄がない」は 387 市区町村（47%）となっている。

簡易トイレについて、都道府県では、「備蓄がある」は 33 都道府県（85%）、「備蓄がない」は 6 都道府県（15%）となっている。市区町村では「備蓄がある」は 690 市区町村（84%）、「備蓄がない」は 115 市区町村（14%）となっている。

生理用品について、都道府県では、「備蓄がある」は 20 都道府県（51%）、「備蓄がない」は 18 都道府県（46%）となっている。市区町村では「備蓄がある」は 468 市区町村（57%）、「備蓄がない」は 335 市区町村（41%）となっている。

粉ミルクについて、都道府県では、「備蓄がある」は 18 都道府県（46%）、「備蓄がない」は 20 都道府県（51%）となっている。市区町村では、「備蓄がある」は 392 市区町村（48%）、「備蓄がない」は 411 市区町村（50%）となっている。

哺乳瓶について、都道府県では、「備蓄がある」は 18 都道府県（46%）、「備蓄がない」は 20 都道府県（51%）となっている。市区町村では、「備蓄がある」は 358 市区町村（44%）、「備蓄がない」は 445 市区町村（54%）となっている。

小児用紙おむつについて、都道府県では、「備蓄がある」は 25 都道府県（64%）、「備蓄がない」は 13 都道府県（33%）となっている。市区町村では、「備蓄がある」は 487 市区町村（59%）、「備蓄がない」は 315 市区町村（38%）となっている。

成人用おむつについて、都道府県では、「備蓄がある」は 20 都道府県（51%）、「備蓄がない」は 18 都道府県（46%）となっている。市区町村では、「備蓄がある」は 480 市区町村（59%）、「備蓄がない」は 322 市区町村（39%）となっている。

○各品目の被災地への支援の状況

生理用品について、都道府県では、「提供がない」は 37 都道府県（95%）となっている。市区町村では「提供がある」は 111 市区町村（14%）、「提供がない」は 683 市区町村（83%）となっている。

小児用紙おむつについて、都道府県では、「提供がある」は4都道府県（10%）、「提供がない」は33都道府県（85%）となっている。市区町村では、「提供がある」は129市区町村（16%）、「提供がない」は666市区町村（81%）となっている。

成人用おむつについて、都道府県では、「提供がある」は3都道府県（8%）、「提供がない」は34都道府県（87%）となっている。市区町村では、「提供がある」は117市区町村（14%）、「提供がない」は677市区町村（83%）となっている。

図表 2-13-1 備蓄の状況、各品目の被災地への支援の状況について

		調査数	備蓄の有無			被災地への提供の有無		
			有	無	無回答	有	無	無回答
簡易間仕切り	全体	859 100.0	427 49.7	415 48.3	17 2.0	22 2.6	810 94.3	27 3.1
	県	39 100.0	10 25.6	28 71.8	1 2.6	1 2.6	36 92.3	2 5.1
	市区町村	820 100.0	417 50.9	387 47.2	16 2.0	21 2.6	774 94.4	25 3.0
段ボールベッド	全体	859 100.0	118 13.7	724 84.3	17 2.0	8 0.9	823 95.8	28 3.3
	県	39 100.0	4 10.3	34 87.2	1 2.6	1 2.6	36 92.3	2 5.1
	市区町村	820 100.0	114 13.9	690 84.1	16 2.0	7 0.9	787 96.0	26 3.2
更衣室用ダンボール	全体	859 100.0	63 7.3	778 90.6	18 2.1	3 0.3	826 96.2	30 3.5
	県	39 100.0	3 7.7	35 89.7	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	60 7.3	743 90.6	17 2.1	3 0.4	789 96.2	28 3.4
簡易トイレ	全体	859 100.0	723 84.2	121 14.1	15 1.7	49 5.7	784 91.3	26 3.0
	県	39 100.0	33 84.6	6 15.4	0 0.0	7 17.9	31 79.5	1 2.6
	市区町村	820 100.0	690 84.1	115 14.0	15 1.8	42 5.1	753 91.8	25 3.0

図表 2-13-2 備蓄の状況、各品目の被災地への支援の状況について

		調査数	備蓄の有無			被災地への提供の有無		
			有	無	無回答	有	無	無回答
防犯ブザー等	全体	859 100.0	40 4.7	801 93.2	18 2.1	2 0.2	827 96.3	30 3.5
	県	39 100.0	1 2.6	37 94.9	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	39 4.8	764 93.2	17 2.1	2 0.2	790 96.3	28 3.4
下着(男性用)	全体	859 100.0	136 15.8	705 82.1	18 2.1	14 1.6	815 94.9	30 3.5
	県	39 100.0	10 25.6	28 71.8	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	126 15.4	677 82.6	17 2.1	14 1.7	778 94.9	28 3.4
下着(女性用)	全体	859 100.0	141 16.4	701 81.6	17 2.0	15 1.7	814 94.8	30 3.5
	県	39 100.0	10 25.6	28 71.8	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	131 16.0	673 82.1	16 2.0	15 1.8	777 94.8	28 3.4
ハンドクリーム	全体	859 100.0	3 0.3	838 97.6	18 2.1	3 0.3	826 96.2	30 3.5
	県	39 100.0	1 2.6	37 94.9	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	2 0.2	801 97.7	17 2.1	3 0.4	789 96.2	28 3.4
リップクリーム	全体	859 100.0	4 0.5	837 97.4	18 2.1	4 0.5	825 96.0	30 3.5
	県	39 100.0	1 2.6	37 94.9	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	3 0.4	800 97.6	17 2.1	4 0.5	788 96.1	28 3.4
化粧品	全体	859 100.0	14 1.6	827 96.3	18 2.1	4 0.5	825 96.0	30 3.5
	県	39 100.0	1 2.6	37 94.9	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	13 1.6	790 96.3	17 2.1	4 0.5	788 96.1	28 3.4
生理用品	全体	859 100.0	488 56.8	353 41.1	18 2.1	111 12.9	720 83.8	28 3.3
	県	39 100.0	20 51.3	18 46.2	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	468 57.1	335 40.9	17 2.1	111 13.5	683 83.3	26 3.2
サニタリーショーツ	全体	859 100.0	35 4.1	806 93.8	18 2.1	10 1.2	819 95.3	30 3.5
	県	39 100.0	2 5.1	36 92.3	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	33 4.0	770 93.9	17 2.1	10 1.2	782 95.4	28 3.4
清掃綿	全体	859 100.0	87 10.1	754 87.8	18 2.1	10 1.2	819 95.3	30 3.5
	県	39 100.0	3 7.7	35 89.7	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	84 10.2	719 87.7	17 2.1	10 1.2	782 95.4	28 3.4

図表 2-13-3 備蓄の状況、各品目の被災地への支援の状況について

		調査数	備蓄の有無			被災地への提供の有無		
			有	無	無回答	有	無	無回答
おりもののライナー	全体	859 100.0	35 4.1	806 93.8	18 2.1	11 1.3	818 95.2	30 3.5
	県	39 100.0	2 5.1	36 92.3	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	33 4.0	770 93.9	17 2.1	11 1.3	781 95.2	28 3.4
中身の見えないゴミ袋	全体	859 100.0	135 15.7	705 82.1	19 2.2	7 0.8	822 95.7	30 3.5
	県	39 100.0	1 2.6	36 92.3	2 5.1	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	134 16.3	669 81.6	17 2.1	7 0.9	785 95.7	28 3.4
尿漏れパッド	全体	859 100.0	127 14.8	714 83.1	18 2.1	34 4.0	795 92.5	30 3.5
	県	39 100.0	5 12.8	33 84.6	1 2.6	1 2.6	36 92.3	2 5.1
	市区町村	820 100.0	122 14.9	681 83.0	17 2.1	33 4.0	759 92.6	28 3.4
粉ミルク	全体	859 100.0	410 47.7	431 50.2	18 2.1	75 8.7	755 87.9	29 3.4
	県	39 100.0	18 46.2	20 51.3	1 2.6	2 5.1	35 89.7	2 5.1
	市区町村	820 100.0	392 47.8	411 50.1	17 2.1	73 8.9	720 87.8	27 3.3
アレルギー用ミルク	全体	859 100.0	245 28.5	596 69.4	18 2.1	36 4.2	794 92.4	29 3.4
	県	39 100.0	12 30.8	26 66.7	1 2.6	7 17.9	30 76.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	233 28.4	570 69.5	17 2.1	29 3.5	764 93.2	27 3.3
乳幼児用飲料水	全体	859 100.0	94 10.9	747 87.0	18 2.1	18 2.1	812 94.5	29 3.4
	県	39 100.0	4 10.3	34 87.2	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	90 11.0	713 87.0	17 2.1	18 2.2	775 94.5	27 3.3
哺乳瓶	全体	859 100.0	376 43.8	465 54.1	18 2.1	22 2.6	808 94.1	29 3.4
	県	39 100.0	18 46.2	20 51.3	1 2.6	1 2.6	36 92.3	2 5.1
	市区町村	820 100.0	358 43.7	445 54.3	17 2.1	21 2.6	772 94.1	27 3.3
哺乳瓶用消毒機材	全体	859 100.0	63 7.3	778 90.6	18 2.1	5 0.6	825 96.0	29 3.4
	県	39 100.0	3 7.7	35 89.7	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	60 7.3	743 90.6	17 2.1	5 0.6	788 96.1	27 3.3
湯沸かし器具 (乾電池式または発電式)	全体	859 100.0	87 10.1	753 87.7	19 2.2	6 0.7	823 95.8	30 3.5
	県	39 100.0	3 7.7	35 89.7	1 2.6	1 2.6	36 92.3	2 5.1
	市区町村	820 100.0	84 10.2	718 87.6	18 2.2	5 0.6	787 96.0	28 3.4

図表 2-13-4 備蓄の状況、各品目の被災地への支援の状況について

		調査数	備蓄の有無			被災地への提供の有無		
			有	無	無回答	有	無	無回答
小児用紙おむつ	全体	859 100.0	512 59.6	328 38.2	19 2.2	133 15.5	699 81.4	27 3.1
	県	39 100.0	25 64.1	13 33.3	1 2.6	4 10.3	33 84.6	2 5.1
	市区町村	820 100.0	487 59.4	315 38.4	18 2.2	129 15.7	666 81.2	25 3.0
おしりふき	全体	859 100.0	157 18.3	683 79.5	19 2.2	56 6.5	774 90.1	29 3.4
	県	39 100.0	4 10.3	34 87.2	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	153 18.7	649 79.1	18 2.2	56 6.8	737 89.9	27 3.3
乳児用着替え	全体	859 100.0	22 2.6	818 95.2	19 2.2	5 0.6	824 95.9	30 3.5
	県	39 100.0	1 2.6	37 94.9	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	21 2.6	781 95.2	18 2.2	5 0.6	787 96.0	28 3.4
ベビーバス	全体	859 100.0	6 0.7	834 97.1	19 2.2	2 0.2	827 96.3	30 3.5
	県	39 100.0	1 2.6	37 94.9	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	5 0.6	797 97.2	18 2.2	2 0.2	790 96.3	28 3.4
離乳食	全体	859 100.0	70 8.1	770 89.6	19 2.2	19 2.2	811 94.4	29 3.4
	県	39 100.0	5 12.8	33 84.6	1 2.6	1 2.6	36 92.3	2 5.1
	市区町村	820 100.0	65 7.9	737 89.9	18 2.2	18 2.2	775 94.5	27 3.3
アレルギー対応の離乳食	全体	859 100.0	48 5.6	792 92.2	19 2.2	13 1.5	817 95.1	29 3.4
	県	39 100.0	4 10.3	34 87.2	1 2.6	2 5.1	35 89.7	2 5.1
	市区町村	820 100.0	44 5.4	758 92.4	18 2.2	11 1.3	782 95.4	27 3.3
スプーン	全体	859 100.0	186 21.7	654 76.1	19 2.2	17 2.0	813 94.6	29 3.4
	県	39 100.0	9 23.1	29 74.4	1 2.6	2 5.1	35 89.7	2 5.1
	市区町村	820 100.0	177 21.6	625 76.2	18 2.2	15 1.8	778 94.9	27 3.3
抱っこ紐	全体	859 100.0	11 1.3	829 96.5	19 2.2	3 0.3	826 96.2	30 3.5
	県	39 100.0	1 2.6	37 94.9	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	10 1.2	792 96.6	18 2.2	3 0.4	789 96.2	28 3.4
授乳用ポンチョ	全体	859 100.0	7 0.8	833 97.0	19 2.2	2 0.2	827 96.3	30 3.5
	県	39 100.0	1 2.6	37 94.9	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	6 0.7	796 97.1	18 2.2	2 0.2	790 96.3	28 3.4

図表 2-13-5 備蓄の状況、各品目の被災地への支援の状況について

		調査数	備蓄の有無			被災地への提供の有無		
			有	無	無回答	有	無	無回答
成人用おむつ	全体	859 100.0	500 58.2	340 39.6	19 2.2	120 14.0	711 82.8	28 3.3
	県	39 100.0	20 51.3	18 46.2	1 2.6	3 7.7	34 87.2	2 5.1
	市区町村	820 100.0	480 58.5	322 39.3	18 2.2	117 14.3	677 82.6	26 3.2
介護食	全体	859 100.0	153 17.8	687 80.0	19 2.2	18 2.1	812 94.5	29 3.4
	県	39 100.0	5 12.8	33 84.6	1 2.6	3 7.7	34 87.2	2 5.1
	市区町村	820 100.0	148 18.0	654 79.8	18 2.2	15 1.8	778 94.9	27 3.3

問 14 男女共同参画の視点から支援物資や備蓄物資の中で、使い勝手がよかった／悪かったものなどはありませんでしたか。（例： サイズ設定の細かいブラジャーよりも、カップ付インナーの方が、汎用性が高く、物資の管理や配布もしやすかった。基礎疾患等により食事制限のある方が食べられる食品が少なかった）

男女共同参画の視点から支援物資や備蓄物資について、使い勝手がよかった／悪かったものなどについては、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

乳幼児

○食べ物

- ・飲料水については、乳児でも飲めるような軟水を被災地に支援した。
- ・粉ミルクは、湯を使わず水でも作れるものが有用。
- ・月齢毎の離乳食があるとよい。（2件）
- ・妊婦や乳児を考慮した支援物資が少なかった。（2件）

○おむつ

- ・支援物資は、おむつ（大人・幼児含む）、生理用品を多く届けることができた。
- ・おむつは種別管理が困難であった（サイズの偏り、男女別）。（3件）

○粉ミルク

- ・物資の支援時に、粉ミルクを缶のタイプではなくスティックタイプのものとした。
- ・女性の視点からの配慮として、東日本大震災の経験から女性職員が発案して物資を備蓄していた。また、水を使わずに洗浄することができる哺乳瓶洗浄用具を支援物資として提供した（現地での評価は不明）。

女性

○生理用品

- ・水道が使えず、洗濯できなかったため、生理用品は薄手のものの需要があった。
- ・女性用生理用品は、ナプキンだけではなく、おりものシートも必要であると感じた。
- ・女性用のインナーや生理用品は女性更衣室のスペースに置いており、管理も女性のリーダーがしていた。
- ・紙おむつやおしりふき、生理用品、ウエットティッシュなどはニーズが高く、喜ばれていた。
- ・組立トイレは、マンホールの位置に設置が限られるため、女性に配慮されない。
- ・生理用品があまった。
- ・生理用品の管理、仕分け、配布について（防災担当職員に女性職員がいなかったため備蓄方針等が不明瞭で管理に苦慮した、生理用品やおむつなど配布数への配慮等）。（５件）
- ・今後、生理用品やおむつ等をそろえていく予定。（２件）

○衣類

- ・ポンチョ型雨合羽は、避難所などで女性が着替える際に重宝していた。
- ・簡易的な女性用の更衣室や授乳室は使い勝手がよかった。
- ・女性用下着の不足。（２件）

○その他

- ・コラーゲン、整腸作用物質等が含まれた食品等があり、女性には人気であった。
- ・女性用トイレの数をふやしてほしい。
- ・プライベートの確保（女性の着替え、授乳等）をするための間仕切り（パーテーション、組立式更衣室など）が必要。（12件）

高齢者

- ・介護食は多く準備されており、高齢者の方には良かった。
- ・洋式トイレは使い勝手がよかった（高齢者にも使いやすい）。（３件）
- ・高齢者向け便利グッズ（ふたをあけやすくするオープナーなど）。
- ・穿くタイプの大人用紙オムツは使い勝手がよかった。
- ・尿漏れパッドは使い勝手がよかった。
- ・尿取りパットの不足。

全体

○食べ物

- ・食事制限のある疾患対応の食事の不足。（７件）
- ・アレルギー対応の食品が不足していた。（５件）
- ・おかゆ缶詰は、開ければすぐ食することができ、食物アレルギーをお持ちの方や幼児の離乳食としても好評だった。
- ・脱水予防のイオン水や高カロリー補助食のようなものが、適応外の疾患の人にも一律に配布されるようなことがあった。
- ・物資の配布等が適切になされていないことがあった。

- ・インスタント、野菜不足、味付けが濃いなどにより長期にわたると健康面が心配である。(5件)
- ・避難所では生野菜など生ものは出さないことにしているため、特に女性は便秘がちになる人が多かった。
- ・支給される食べ物が偏っていることに対する不満(パンや肉が多いなど)。(4件)
- ・支給された食べ物が自分に適切な量が選べるように、サイズ等多様なものがあれば良いと思う。
- ・保存の問題もあるが、おにぎりの方が人気が高かった。
- ・フリーズドライご飯は調理時間が短縮できた。
- ・アルファ化米は避難所の運営が落ち着いて弁当などの配布が定着してくるともう使用することが無く、山積みとなっていた。
- ・カンパンなど堅い食料品は配給する際に対象者を選ぶ必要があり、手間がかかった。
- ・温めて食べるものは、調理が必要になるので困った。

○飲み物

- ・飲料水はペットボトルが被災者にとっても運営側にとっても利用しやすかった(配布方法や衛生面)。(5件)
- ・支援物資の飲料はお茶等ではなく水を届けた(色々な用途で使えるため)。
- ・お茶については、冷たいペットボトルのお茶ではなく、ティーバックのお茶を要望する避難者が多かった。
- ・熱中症予防に啓発掲示物とともに、熱中症予防用の飲料水を配布を行った。

○口腔ケア

- ・子ども用歯磨き粉など、大人用と子ども用が併存する製品に係る要望もあった。
- ・入れ歯洗浄剤など、高齢者に対する口腔ケア用品が少なかった。

○衣類

- ・古着が支援物資で送られてきたが、需要が少なく保管に困った。
- ・認知症や精神疾患の1人暮らしで避難所に滞在している人のため、各被災者に合った衣類の調達をおこなった。
- ・男女とも靴下が不足していた。
- ・衣類等について、サイズがなく着られない方がいたり、サイズが合わないものは余っていた。(2件)

○ごみ

- ・中身のわからないエチケッポリ袋も備蓄すべきだと感じた。(2件)

○トイレ

- ・簡易トイレは使い勝手がよかった。
- ・ポータブルトイレは感染症対策にも有効であったが、使用方法が分からない方がいた

○入浴

- ・体拭きシートは、季節柄男性用(メントール入り)のほうが必要が高かった。
- ・ウエットティッシュは居住スペースの清掃や乳児のおしりふきにも代用でき使い勝手がよかった。
- ・メディカルボディタオル(石鹸の香り)は、汗をかいた時や入浴困難者の清拭等に使用できた。

○その他

- ・畳、簡易間仕切り、段ボールベッドは使い勝手がよかった。

- ・給水バッグについては、リュックのように背負えるようになっていたため、使い勝手が良かった
- ・物資によって（おむつ、生理用品、賞味期限など）は備蓄、管理が困難。（3件）
- ・輸送に時間を要したため、必要物資の内容が変化していた。
- ・大きな余震が続く中、建物内での生活を怖がり、車中泊をする人が多かった。エコノミークラス症候群予防のため、弾性ストッキングも備蓄物資に加える必要性を感じた。
- ・支援物資としては、ガスコンロや給水タンクが使い勝手がよかった。

（５）事前の備え・予防体制について

① 地方防災会議

問 15 貴自治体の地方防災会議の状況について記入してください。

地方防災会議の状況について、委員の人数については、都道府県では、59.9 人のうち、「男性」は 51.2 人（85%）、「女性」は 8.8 人（15%）となっている。

市区町村では、30.4 人のうち、「男性」は 27.6 人（91%）、「女性」は 2.8 人（9%）となっている。

図表 2-15-1 委員の人数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	840 100.0	31.8	13.6	0.0	90.0
県	39 4.6	59.9	7.4	47.0	80.0
市区町村	801 95.4	30.4	12.3	0.0	90.0

図表 2-15-2 委員の人数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	840 100.0	28.7	11.9	0.0	75.0
県	39 4.6	51.2	7.0	37.0	72.0
市区町村	801 95.4	27.6	11.0	0.0	75.0

図表 2-15-3 委員の人数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	837 100.0	3.1	3.4	0.0	39.0
県	39 4.7	8.8	7.7	2.0	39.0
市区町村	798 95.3	2.8	2.7	0.0	22.0

女性委員の選出区分について、都道府県では「8号」が 5.1 人と最も多く、次いで「7号」が 5.0 人、「1号」が 2.6 人となっている。

市区町村では、「8号」が 1.5 人と最も多く、次いで「5号」「7号」が 0.5 人、「1号」が 0.3 人となっている。

図表 2-15-4 女性委員の選出区分_1 号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	692 100.0	0.5	1.8	0.0	21.0
県	39 5.6	2.6	5.9	0.0	21.0
市区町村	653 94.4	0.3	1.0	0.0	15.0

図表 2-15-5 女性委員の選出区分_2 号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	690 100.0	0.1	0.6	0.0	7.0
県	39 5.7	0.2	0.4	0.0	1.0
市区町村	651 94.3	0.1	0.6	0.0	7.0

図表 2-15-6 女性委員の選出区分_3 号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	688 100.0	0.1	0.3	0.0	3.0
県	39 5.7	0.2	0.4	0.0	1.0
市区町村	649 94.3	0.1	0.3	0.0	3.0

図表 2-15-7 女性委員の選出区分_4 号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	690 100.0	0.2	1.0	0.0	11.0
県	39 5.7	0.2	0.4	0.0	1.0
市区町村	651 94.3	0.2	1.1	0.0	11.0

図表 2-15-8 女性委員の選出区分_5 号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	701 100.0	0.6	1.5	0.0	19.0
県	39 5.6	2.4	3.1	0.0	12.0
市区町村	662 94.4	0.5	1.3	0.0	19.0

図表 2-15-9 女性委員の選出区分_6 号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	690 100.0	0.2	0.7	0.0	6.0
県	39 5.7	0.7	1.4	0.0	4.0
市区町村	651 94.3	0.2	0.6	0.0	6.0

図表 2-15-10 女性委員の選出区分_7 号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	696 100.0	0.8	2.7	0.0	33.0
県	39 5.6	5.0	8.0	0.0	33.0
市区町村	657 94.4	0.5	1.7	0.0	19.0

図表 2-15-11 女性委員の選出区分_8 号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	725 100.0	1.7	2.6	0.0	24.0
県	39 5.4	5.1	4.1	1.0	21.0
市区町村	686 94.6	1.5	2.3	0.0	24.0

問 16 貴自治体の地方防災会議において、女性委員の割合を高める具体的な取組があれば以下に記入してください。

地方防災会議において、女性委員の割合を高める具体的な取組として、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

○推薦

- ・委員の推薦依頼をする際、女性を積極的に推薦してもらえよう働きかけている。(31 件)
- ・委員の推薦依頼をする際、可能な範囲で女性の推薦を依頼する旨の文言を記載し、女性の推薦を促している。(6 件)
- ・委員の推薦依頼をする際、女性委員の割合を高める必要性等（防災対策に女性の意見を反映させるため等）を記載し、女性の推薦を依頼している。(4 件)

○公募

- ・市防災会議における公募委員を女性に限定している。
- ・市民公募委員として女性委員の参画をすすめている。
- ・公募委員の募集の際に提出してもらう作文のテーマを男女共同参画についてのものとしている。
- ・公募委員区分を設定

○選出

- ・委員選出の際、女性委員の積極的な選出の働きかけをしている（呼びかけ、委員機関の個別訪問等）。(14 件)
- ・調査票を送付時、女性の積極的な選出を呼びかけている。
- ・女性委員の参画が見込める機関に対して委嘱を行った。
- ・関係機関、指定公共機関及び指定地方公共機関以外から委員を任命する際は、女性を任命するように努めている。
- ・学識経験のある者から積極的に女性の選出を行った。(11 件)
- ・自主防災組織から女性委員を選出するよう促進している。(3 件)

○任命

- ・積極的に女性委員の任命に努めている。(3件)
- ・女性の消防団員(女性消防団長を含む)を任命した。(5件)
- ・選出区分において女性委員を任命している。(14件)

○登用

- ・委員の改選・変更時に女性委員の必要性を説明(文書、訪問、電話等)し、女性の登用を依頼している。
- ・女性委員の積極的な登用を促している。(10件)
- ・女性管理職の積極的登用を促進している。(2件)
- ・女性職員の管理職への登用の促進。
- ・部局長級に限定せず、課所長級まで対象を拡大することで、女性が委員となるよう努めている。

○条例

- ・防災会議条例を改正し、増員の上で、女性の登用を促進した。(6件)
- ・防災会議条例を改正し、多様な主体(地域防災協議会、福祉関係者等)に委員を委嘱して、女性を委員に登用する機会の拡大を図った。
- ・条例に基づき、選出している(男女の比率を調整している。第8号、9号の活用等)。(13件)
- ・条例に基づき市長がその部門の職員のうちから指命する者については、積極的に女性を指名するようにしている。(2件)(10号委員:医療機関、要配慮者関係施設、ボランティアセンター運営連絡会)

○女性団体へのはたらきかけ

- ・女性団体(婦人連合会、商工会女性部等)に委員として積極的な参加・選出を依頼している。(27件)
- ・女性団体の代表者を依頼、任命している。(23件)
- ・女性の有識者の先生を防災会議に選定するようにしている。

○変更時

- ・任期の更新の際は女性委員をお願いしている。(3件)
- ・異動等による新たな委員の推薦にあたり、女性の適任者を検討することを依頼。
- ・年度当初及び任期満了時に防災会議委員の変更の際に、女性委員の登用等積極的な選出を行っている。
- ・毎年度当初に実施する人事異動の確認や、任期満了に伴う更新の依頼の際には、後任に女性を推薦いただくよう、文書により依頼している。(2件)

○その他

- ・委員就任依頼を行う際、女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点の必要性(防災体制の確立、減災対策の推進等)を記載し、協力を求めている。(2件)
- ・民生委員・児童委員から新たに女性委員を加えている。
- ・女性委員の定員の増員を図った。(5件)
- ・男女共同参画主管部長と事前に協議を行い、女性委員の割合が高まるように努めている。
- ・男女共同参画プランの施策に「審議会等への委員の登用」を掲げ、市民危機管理対策会議(当市地方防災会議)を含め、全体として男女とも4割を下回らないように啓発等に努めている。
- ・「審議会等への女性委員の登用促進規程」を定め、その目標に向け、毎年、審議会等における女性委員の登用状況を調査し、市のHPで公表をしている。

- ・男女共同参画計画の中で、基本施策として防災における女性の参画促進を盛り込み、防災に係る政策・方針の決定過程への女性参画を推進している。
- ・法による宛職以外は女性の割合を 30%以上とする審議会等の運用内規に従っている
- ・イベントの開催（女性リーダー養成講座、防災・減災に関するイベント）。
- ・女性防災会議の開催。
- ・ダイバーシティ推進の観点から多様な主体（女性や高齢者、障がい者など）による防災・減災対策への参加・参画の充実を図るため、新たに 4 名の女性委員の委嘱を行った。
- ・東日本大震災を受けて、女性の視点を取り入れるため、男女共同参画の知見がある人物を委員として委嘱した。
- ・市の防災会議において、市内の女性防災士にオブザーバーとして出席してもらい、避難所運営等の意見をいただいている。

問 17 貴自治体の地方防災会議において、女性委員の割合が平成 23 年度以降増えている、もしくは減っている場合、該当する番号 1 つを選択。

地方防災会議において、平成 23 年度以降の女性委員の割合については、都道府県では、「増えている」は 38 都道府県（97%）となっている。

市区町村では、「増えている」は 452 市区町村（55%）、「減っている」は 111 市区町村（14%）となっている。

図表 2-17-1 平成 23 年度以降の女性委員の割合について

	調査数	増えている	減っている	無回答
全体	859 100.0	490 57.0	111 12.9	258 30.0
県	39 100.0	38 97.4	0 0.0	1 2.6
市区町村	820 100.0	452 55.1	111 13.5	257 31.3

女性委員の数が変化したことによる影響・効果があれば以下にその内容を記入してください。

女性委員の数が変化したことによる影響・効果として、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・地域防災計画修正にあたり、女性の視点（避難所におけるプライバシーへの配慮や安全面の確保、避難に当たって女性や乳幼児に対する優先的な避難や避難ルート、備蓄品の配慮等）から意見を多くいただけるようになり、より女性に配慮した計画を作成できるようになった。（98 件）
- ・女性委員の意見を地域防災計画に反映し、「女性センター」をDV被害者等が集える場所として二次避難所に位置づけた。
- ・男女双方の視点を考慮した防災（避難所運営）訓練を実施するようになった。（3 件）

- ・影響・効果については特にありませんが、防災会議委員の過半数以上は、災害対策基本法で定められた職相応が構成委員であるため、任意に女性を指名することができないため、女性委員の登用に繋がらない。
- ・女性管理職の増減。(10件)
- ・女性委員登用推進。(3件)
- ・女性委員が増えたことによる影響・影響はない。(6件)
- ・現時点では具体的にご意見を反映した事項等はないが、今後、女性の視点からのご意見等が期待される。(3件)

② 地域防災計画

問 18 貴自治体の地域防災計画において、平成 23 年以降に、男女共同参画の視点から新たに書き加えたことがありますか。

地域防災計画において、平成 23 年以降に男女共同参画の視点から新たに書き加えたことについては、都道府県では、「新たに書き加えたことがある」は 35 都道府県 (90%)、「新たに書き加えたことがない」は 4 都道府県 (10%) となっている。

市区町村では、「新たに書き加えたことがある」は 470 市区町村 (57%)、「新たに書き加えたことがない」は 344 市区町村 (42%) となっている。

図表 2-18-1 男女共同参画の視点から新たに書き加えた内容の有無

	調査数	有	無	無回答
全体	859 100.0	505 58.8	348 40.5	6 0.7
県	39 100.0	35 89.7	4 10.3	0 0.0
市区町村	820 100.0	470 57.3	344 42.0	6 0.7

② ①で「1. 有」と回答した場合、具体的な内容（該当するものすべてに○）

男女共同参画の視点から新たに書き加えたについて、都道府県では、「男女共同参画の視点からの避難所運営など防災対応マニュアル等の作成」が 24 都道府県 (69%) と最も多く、次いで「男女のニーズに配慮した備蓄」、「女性防災リーダーの育成」が 18 都道府県 (51%)、「地方防災会議などへの女性の参画促進」が 13 都道府県 (37%) となっている。

市区町村では、「男女共同参画の視点からの避難所運営など防災対応マニュアル等の作成」が 282 市区町村 (60%) と最も多く、次いで「男女のニーズに配慮した備蓄」が 250 市区町村 (53%)、「地方防災会議などへの女性の参画促進」が 143 市区町村 (30%) となっている。

図表 2-18-2 男女共同参画の視点から新たに書き加えた内容について

	調査数	地方防災会議などへの女性の参画促進	男女のニーズに配慮した備蓄	男女共同参画の視点から避難所運営などの防災対応マニュアル等の作成	男女共同参画の視点から防災について、職員や住民を対象に研修・訓練を実施	女性防災リーダーの育成	その他	無回答
全体	505 100.0	156 30.9	268 53.1	306 60.6	127 25.1	133 26.3	114 22.6	0 0.0
県	35 100.0	13 37.1	18 51.4	24 68.6	12 34.3	18 51.4	15 42.9	0 0.0
市区町村	470 100.0	143 30.4	250 53.2	282 60.0	115 24.5	115 24.5	99 21.1	0 0.0

【その他（主な内容）】

- ・女性の避難生活への配慮（女性や子育て家庭のニーズに配慮した救援物資、仕切りの確保、安全の確保、女性専用更衣室、授乳室の設置等）を図る。（32 件）
- ・女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営を行う。（5 件）
- ・セクシャルハラスメント、犯罪防止のため注意喚起や巡回警備の実施に努める。
- ・要配慮者や高齢者への配慮（生活必需品等の確保等）。（8 件）
- ・外国人への対応等に配慮した相談体制。
- ・女性の避難所運営等への参画の促進。（42 件）
- ・女性消防団員活動の推進。（9 件）
- ・女性防災リーダーの育成。
- ・復興計画策定に際して障害者。
- ・高齢者の参画促進。
- ・男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。（更衣室や男女別トイレの設置等）。（23 件）
- ・避難所でのプライバシーや安全性の確保・調達物資選定時の配慮。
- ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を参考にした。
- ・男女共同参画の視点を取り入れた体制の確立。（6 件）
- ・【市地域防災計画から抜粋】（4）女性の参画
市は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。また、避難所における女性への配慮としては、避難所におけるトイレ、更衣室、授乳室等について、女性専用スペースとその安全の確保、性暴力・DV・セクハラ・ストーカーなどの被害防止、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮なども必要である。なお、女性相談窓口については、市の男女共同参画センターにおける相談事業を活用し、必要に応じ相談員の増加等に努め、開設・運営にあたる。
- ・ボランティアの啓発。
- ・女性の意見を反映させる。（5 件）

- ・避難所運営計画への記載。
- ・避難所担当者を男性1名、女性1名とし配備をしている。
- ・生活環境の整備。
- ・避難所運営における炊き出しの役割について、女性を限定しない表現とした。
- ・平成29年修正に際し、「女性の視点部会」を設立。提言書をまとめた。

問19 内閣府男女共同参画局では、平成25年に過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防（平時）、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」やこれに基づくチェックリストを作成・公表しています。貴自治体の男女共同参画主管課及び防災・危機管理主管課はこの冊子の存在を認識・活用していますか。

○男女共同参画主管課

冊子の認識については、都道府県では「認識がある」は36都道府県（92%）、「認識がない」は2都道府県（5%）となっている。市区町村では「認識がある」は547市区町村（67%）、「認識がない」は254市区町村（31%）となっている。

冊子の活用については、都道府県では「活用している」は24都道府県（62%）、「活用していない」は14都道府県（36%）となっている。市区町村では「活用している」は181市区町村（22%）、「活用していない」は619市区町村（76%）となっている。

○防災・危機管理主管課

冊子の認識については、都道府県では「認識がある」は34都道府県（87%）、「認識がない」は5都道府県（13%）となっている。市区町村では「認識がある」は498市区町村（61%）、「認識がない」は307市区町村（37%）となっている。

冊子の活用については、都道府県では「活用している」は25都道府県（64%）、「活用していない」は14都道府県（36%）となっている。市区町村では「活用している」は253市区町村（31%）、「活用していない」は552市区町村（67%）となっている。

図表 2-19-1 男女共同参画主管課及び防災・危機管理主管課はこの冊子の認識・活用について

			調査数	有	無	無回答
【男女共同参画主管課】	認識の有無	全体	859 100.0	583 67.9	256 29.8	20 2.3
		県	39 100.0	36 92.3	2 5.1	1 2.6
		市区町村	820 100.0	547 66.7	254 31.0	19 2.3
	活用の有無	全体	859 100.0	205 23.9	633 73.7	21 2.4
		県	39 100.0	24 61.5	14 35.9	1 2.6
		市区町村	820 100.0	181 22.1	619 75.5	20 2.4
【防災・危機管理主管課】	認識の有無	全体	859 100.0	532 61.9	312 36.3	15 1.7
		県	39 100.0	34 87.2	5 12.8	0 0.0
		市区町村	820 100.0	498 60.7	307 37.4	15 1.8
	活用の有無	全体	859 100.0	278 32.4	566 65.9	15 1.7
		県	39 100.0	25 64.1	14 35.9	0 0.0
		市区町村	820 100.0	253 30.9	552 67.3	15 1.8

活用している団体はどのように活用しているか、活用していない団体はその理由をこちらに記入してください。

活用している団体はどのように活用しているか、活用していない団体はその理由として以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

（男女共同参画主管課）

◆どのように活用しているか

○避難所運営に活用

- ・男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営ガイド、マニュアルを作成の際の参考とした。(6件)
- ・チェックリストを活用して避難所の運営状況を確認した。
- ・避難所運営などを考える際の業務の参考に活用している。
- ・男女共同参画センターの役割を考えるための資料としている。
- ・避難所運営における意見書を作成した際に活用した。

○女性への対応

- ・女性リーダー育成に向けた取組（研修会など）の参考として活用している。(3件)
- ・防災委員等への女性登用の働きかけ。

- ・防災会議における女性委員の選出について。
- ・女性アドバイザー主体による防災研修会を実施。
- ・女性向けの講習会・セミナーの実施。
- ・災害時に女性のための相談室を開設し、女性の専門相談員による電話カウンセリングの実施や DV 相談等が必要な場合は専門機関の紹介を防災組織計画に明記している。
- ・子育て支援施設での学習会などにおける出前講座において、「避難所チェックシート」を活用している。

○講演や講座で活用

- ・防災に関する講演や講座（防災リーダー、防災講座等）で活用し、防災の啓発に努めている。（28 件）
- ・防災教室の参加者に取組指針を参考にした備蓄リストを抜粋して配布した。
- ・避難所における女性専用スペースの開設やチェックシートを講座開催の際に紹介している
- ・防災に関する講演や講座の企画に活用。（2 件）
- ・職員向けに研修を行った際の資料に活用。（3 件）
- ・ワークショップ（避難所運営、避難所生活等）実施の際に参考とした。（2 件）
- ・防災に関する講座を開講する際、取組指針も参考にして、講師と打ち合わせを行っている。
- ・講座の受講者資料に指針の内容を記載し、防災、復興の取組指針について周知する。（3 件）
- ・防災に関する必要な男女共同参画の視点について周知する。
- ・防災事業において冊子の配布説明を行った。

○男女共同参画推進計画に活用

- ・男女共同参画推進計画に指針の内容等を反映・活用している。（4 件）
- ・男女共同参画推進計画の改定時に活用している。
- ・「防災分野における男女共同参画の推進」を掲げ、防災分野における女性の視点の必要性を啓発していく。
- ・災害対策に男女双方の視点を反映するよう取り組んでいる。
- ・男女共同参画計画に「女性の視点を生かした避難所運営」という項目を入れている。
- ・男女共同参画基本計画において、女性や高齢者等に配慮した防災の取組が為されるよう計画している。
- ・男女共同参画基本計画の進捗状況の把握や評価の際に活用する。
- ・①防災に関する政策・方針決定過程への女性の拡大②防災分野への女性の参画推進③男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進④避難所運営担当職員への女性職員の配置⑤男女共同参画の視点に立った避難所運営担当職員への研修の実施を定め取り組んでいる。

○防災計画策定時に活用

- ・防災計画策定時に活用している。（18 件）
- ・各市町村防災計画への男女共同参画の視点からの助言等を行っている。
- ・防災に関する項目を作成する際の参考とした。
- ・自主防災組織、防災活動への女性の参画の促進等の施策を策定する際に活用した。
- ・指針の内容を参考に行っている。（3 件）

○防災計画修正・改定の際に活用

- ・防災計画修正・改定の際に取組指針等を参考に行っている。（14 件）

- ・見直しの際にチェックリストを活用している。
- ・女性に対する配慮等についての記載を具体的に明記するよう担当職員に働きかけた。
- ・毎年見直しをする市防災計画において、表現や体制について男女共同の視点から加除のお願いをしている。
- ・避難所運営会議等への女性の参画拡大を図ることを新たに取り入れた。

○広報による周知

- ・防災に関する内容を掲載し広報における啓発に活用している。(4件)
- ・防災や復興に関するパンフレット、チラシの作成の際に参考にした。(4件)
- ・チェックリストを人権啓発誌に掲載。
- ・情報誌の作成で活用。(4件)
- ・情報誌の作成で活用し、市内全世帯ほか関係機関など広く配布した。
- ・避難所に関する紙芝居を作成し、避難所の開設や運営等において男女共同参画の視点を取り入れることの重要性を分かりやすく伝えた。
- ・「女性の視点からの防災・減災ガイド」の作成時に活用した。
- ・防災ハンドブックを作成する際の参考とした。また、ハンドブックに避難所チェックシートや備蓄チェックシートを掲載している。

○情報共有

- ・各関係部署、団体へ情報提供して共有している(冊子の配布、指針、チェックリスト等の周知等)。(8件)
- ・防災・危機管理担当課と情報共有し、施策の参考にした。
- ・「男女共同参画推進デー」をつくり、庁内LANに推進デーの周知と合わせ、男女共同参画に関する情報を掲載し職員に周知を行った。
- ・ロビー等に置き、住民に周知している。
- ・男女共同参画の視点からの防災・減災に関する書籍等を男女共同参画センター図書コーナーに設置し、市民に啓発している。

○その他

- ・自主防災組織の訓練などにおいて活用している。(2件)
- ・意見交換・市町への取組働きかけを実施。
- ・防災事業等において意見を求められた際に活用(参考としている)。(4件)
- ・男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営ガイドを作成し、それを活用した避難所設営体験講座を府内全域で実施。
- ・災害時に増大するさまざまな女性相談に対応するため、専門相談員をサポートする女性相談サポーターの養成講座、フォローアップ講座を実施。
- ・「男女の視点に配慮した避難所運営」や「女性等のニーズに対応した災害時備蓄品の確保」などに取り組む際に活用している。
- ・防災関係部局へ、平時及び災害時における女性視点の重要性や防災会議などへの女性登用の意識づけを図るなどしている。
- ・地域の防災等に女性の視点を取り入れ、誰もが安全・安心に暮らすことができるまちづくりに努めて

いる。

- ・避難所の設営を担当する職員に女性職員を多く配置し、地域防災計画に定める女性等への配慮に努めている。
- ・男女共同参画に係る取組事例の参照等に活用している。(2件)
- ・男女共同参画を推進する条例策定時に活用した。
- ・備蓄物資の管理や整備に活用。(3件)
- ・避難所の開設・運営、防災備蓄品の整備等において、男女参画の視点から同指針、チェックリストに基づく意見提出を防災担当部署に実施している。
- ・男女共同参画協議会で参考としている。
- ・本県男女共同参画基本計画において、防災分野等における女性の活躍の場の拡大を重点目標のひとつにかかげ、平時からの男女共同参画の推進に向けた取組の参考としている。
- ・事業の企画・立案時、また事業の実施時に、同冊子チェックシートを抜粋して印刷し、参加者に配布した。

◆活用していない理由

○活用予定

- ・今後活用する予定。(4件)
- ・今後男女共同参画推進計画作成の際に活用予定。(5件)
- ・今後の地域防災計画修正時には参考としたい。
- ・男女共同参画の視点に基づく防災対策のための参考資料として活用予定。
- ・今後、防災担当部署と連携を図りながら活用していく予定。
- ・女性リーダーの育成講座において活用する予定。
- ・啓発講座等で活用できる機会があれば活用したい。
- ・今後取組指針を参考に男女共同参画の視点から、災害準備を行っていききたい。
- ・来年度改定予定の男女共同参画基本計画策定時に活用する予定であるが、現在はまだ準備途中であるため活用できていない。

○検討中

- ・今後活用を検討したい。(4件)
- ・活用を検討中。(6件)
- ・今後、防災担当部署と連携を図りながら活用を検討していく予定。

○活用できていない

- ・参考にはしているが、活用までに至っていない。(4件)
- ・認識はしており、男女共同参画の視点から取組の方向性について検討しているが、活用ができていない。
- ・認識はあったが、それを活用し施策・立案に役立てるところまでは、現状において手が回っていないため。
- ・認識はあったが、これまで大きな災害がなかったため活用してこなかった。
- ・認識はしているが、活用できていない状況である。
- ・認識不足のため活用していなかった。

- ・残部数が少なくなっていることもあり、有効活用できていない。
- ・これまで担当部署において、防災関連の業務に直接関わることが少なく、活用する機会があまり無かったため。
- ・災害に関する対応については、防災・危機管理主管課が担当しているが、男女共同参画主管課においては、特別な対策や啓発等を行えていない。
- ・男女共同参画に関する情報提供や共有を関係各課へ適宜行っているが、防災に関する実務においては防災・危機管理主管課が主担となっているため。（５件）
- ・防災・危機管理主管課で活用している。（３件）
- ・男女共同参画主管課としては、現在、活用できる状況にない。（２件）
- ・認識はしているが、専任職員もなく他業務に追われ、実際に活用するまでに至っていない。
- ・活用に至るまでの体制が整っていないため。
- ・防災等に関しては、機会があれば男女共同参画フォーラム等で防災に関する分科会に関係職員や市民で参加する等の活動は行っているものの、男女共同参画に関する事項は幅広いものがあるので、具体的にこの冊子を活用するということとはできていない。
- ・活用のための詳細な検討をするに至っていない。（２件）
- ・活用の方、機会がない。（６件）
- ・災害対応における男女共同参画の視点が必要である旨は危機管理主管課に言及しているものの、職員の知識不足であることから活用等を行っていない。
- ・男女共同参画の視点を入れる必要性について、庁内の会議や住民に対する啓発の機会に話の中に取り入れるなどしているが、具体的な活用までには至っていない。
- ・実例があまりなく活用できていない。
- ・災害対策（防災事業）については、主体の部署が危機管理課であり、認識は持っているが活用するまでには至っていない。
- ・男女共同参画室としては、活用する機会はなかったが、防災管理室において地域防災計画等を作成をするうえで、「避難所の環境整備」や「備蓄計画」に男女共同参画の視点を取り入れる際に参考とした。

（防災・危機管理主管課）

◆どのように活用しているか

○講座や講演等で活用

- ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」をもとに、パンフレット、講座資料を作成し、これを使って講座、セミナー等の啓発を行っている。（２件）
- ・職員を対象に防災研修等を実施（男女共同参画視点に配慮する重要性と必要性を取り入れた研修等）。（２件）
- ・防災・減災啓発イベントにおいて、参加者に指針を基に作成された手引きを配布し、担当者による説明を行っている。
- ・防災に関する講座での指針内容等の紹介。
- ・自治会に対し行う防災講和等で男女共同参画の視点の話も加えている。（２件）

○女性への対応

- ・女性向けの講演会の実施。
- ・女性向けの専門委員会等で参考資料として活用した。(2件)
- ・女性講師(自主防災組織代表)の招聘。
- ・女性防災リーダーの育成(研修への参加促進等)に取り組んでいる。(6件)
- ・女性管理職を登用した。(2件)
- ・女性委員の登用(8号委員の登用も含む)。(3件)
- ・防災会議の女性委員の増加。(8件)
- ・自主防災組織の女性の参加。
- ・避難所運営について、女性に配慮するよう努める。(2件)
- ・避難所の運営を担当する職員に女性職員を多く配置し、地域防災計画に定める女性等への配慮に努めている。
- ・女性の避難所運営への参加や配慮について、記載を追加している(各班に女性を配置し、積極的に活躍できるようにする等)。(4件)
- ・地域防災計画に、自主防災組織や消防団への女性の参加促進など、地域防災力への女性の積極的な参画等について盛り込むよう修正を行っている。
- ・災害対策本部の本部員として、女性が長となることが多い部署である保健センター所長などを指定している。
- ・避難所開設時には、女性の着替えや授乳スペースを設けるように防災訓練・講座等で周知・啓発を行っている。

○避難所運営

- ・避難所運営マニュアルの策定にあたり、参考資料として活用している。(31件)
- ・避難所運営マニュアルを作成時、男女共同参画の視点や男女のニーズの違いなどを反映する際に活用した。(10件)
- ・指針に基づき、男女共同参画の視点による避難所運営ガイドを作成し、これを参考に福祉避難所設営訓練を実施した。
- ・避難所運営マニュアルを作成時、男女共同参画の視点や男女のニーズの違いなどを反映する際に活用した。
- ・避難所運営時の女性、高齢者等への配慮(スペース)。
- ・男女のニーズの違い等に配慮した避難所運営にかかる記述について、取組指針等を参考にした。(3件)
- ・避難所運営マニュアルにおいても女性の視点を加味する内容とした。
- ・マニュアル作成にあたり参考資料とし、女性が避難所運営に参加しやすくなるよう配慮した。
- ・避難所に関する女性や要援護者の視点を取り入れたガイドブックの作成。
- ・避難所開設の際に配置する避難所勤務要員については、可能な限り男女1名ずつを配置するようにした。
- ・避難所運営マニュアルの改訂にあたり、参考資料として活用している。(9件)
- ・避難所整備計画を策定する際に活用している。

- ・男女共同参画の視点を意識した避難所運営に活用している。(6件)
- ・避難所運営の方針を立てる際に活用している。(2件)
- ・男女共同参画の視点を意識した避難所整備に活用している。
- ・女性に配慮した避難所運営(暴力対策、プライバシー確保、更衣室や授乳室の設置、備品配布等)になるように活用。(3件)

○地域防災計画策定

- ・地域防災計画策定の際に男女共同参画の視点や男女のニーズの違いなどを反映する際活用している。(45件)
- ・避難所の運営管理において、相談体制の整備、保健師等の専門職と連携した健康相談の実施について地域防災計画に反映した。
- ・避難所運営における女性の視点の重要性を地域防災計画に記載した。
- ・地域防災計画改訂・見直しの際に活用している。(48件)
- ・地域防災計画改訂の際に活用し、避難所の環境整備の推進を図った。

○備蓄について

- ・備蓄計画
 - ・備蓄計画の際に参考になっている。(6件)
 - ・備蓄品の内容検討の際、意見を受けている。
 - ・備蓄品目(生理用品、間仕切りや生理用品、粉ミルク、パーテーション等)の拡充。(5件)
 - ・備蓄に関して、男女のニーズ、女性や乳幼児等への配慮を伴う物資の提供。(9件)
 - ・粉ミルクの備蓄について、乳幼児の好みの有無に配慮し、4メーカー4種類の粉ミルクを備蓄している。
 - ・コンビニや生活量販店と協定を結び、物資の優先調達ができる体制の確保(女性用品等を含むスーパー等との協定締結)。
- ・備蓄品購入時の参考としている。(10件)
- ・備蓄品選定するに当たり、備蓄品チェックリスト等を参考とした。(9件)
- ・チェックリストを参考に備蓄の整備に活用している。(3件)
- ・備蓄の方針等を決める際に活用した。
- ・物資の備蓄等に係る根拠、参考として活用。
- ・取組指針を踏まえ、備蓄品に授乳用品を加えたほか、女性や子育て家庭に配慮した避難所用資機材の年次的な整備を検討している。(授乳室・更衣室など)

○その他

- ・県内各所で「避難所運営ゲーム(HUG)」を実施の際に活用し、男女共同参画の視点を反映した避難所運営体制の啓発を行っている。
- ・自主防災組織が活用している。(2件)
- ・消防団や自主防災組織の形成、避難所の運営等に女性の参画や多様な立場の住民の参画を推進することを計画に明記した。
- ・各種マニュアルの作成・修正時に活用している。(8件)
- ・防災初動マニュアルに反映し活用している。

- ・災害対応マニュアル作成の際に活用している。
- ・防災に関する業務の参考資料として利用している。(5件)
- ・国が示す取組の内容確認等の際利用している。
- ・自主防災組織設立時に配付している。
- ・消防団活動に活用。
- ・自主防災会、PTA、乳幼児を持つ家庭、妊産婦などへの防災講座開催による積極的な啓発、男女共同参画を念頭に置いた避難所マニュアルの作成。
- ・防災訓練や避難所運営時に女性の視点を考慮するようにしている。
- ・防災訓練の際の避難所運営の際、福祉避難所設置訓練に活用している。
- ・避難所開設訓練等の参考資料として活用している。
- ・自主防災リーダー(防災士)の育成において積極的に女性の参加を働きかけている。
- ・安心・安全まちづくりアドバイザーに女性を委嘱し、女性ならではの視点で指導助言をいただいている。
- ・地震対策検討委員会において活用し、報告書へ反映させた。

◆活用していない理由

○活用予定

- ・今後、各計画等の作成・見直し(地域防災計画修正時等)にあたって活用することを検討する。(10件)
- ・今後取組指針を参考に男女共同参画の視点から、災害に備えた準備を行っていききたい。
- ・認識がなく、活用していないが、今後避難所運営の検討等の場で活用していききたい。
- ・認識していたが、チェックリスト等の十分な理解ができていなかったため。今後、防災研修会等の場において活用したい。
- ・今後活用できるよう活用方法を検討中。
- ・今後、活用を検討したい。(7件)
- ・津波災害時における当町の浸水域は、住宅地の約90%以上となっており、まずは一次避難場所の確保が最優先となっている。現在取り組んでいる一次避難場所が整備された後、必要に応じた取組を行っていく予定。

○検討中

- ・活用を検討中(6件)
- ・本方針を活用した取組を検討中であるため。

○活用はしていないが参考にしている

- ・参考としているが、活用できていない。(5件)
(参考にしているもの：避難所におけるマニュアル、地域防災計画、女性に配慮した備蓄物資の充実など)

○活用していない

- ・活用をする機会がない。(2件)
- ・認識しているが、活用するまでに至っていない。(6件)
- ・活用したいと考えているが、そこまでに至っていない。

- ・活用のための詳細な検討をするに至っていない。

○活用していない理由

- ・認識していなかったため。(51 件)
- ・職員が理解，知識不足のため。(2 件)
- ・活用する研修等を実施していないため。
- ・職員研修等による意識啓発を行っている準備段階である。
- ・対応が困難であった。
- ・職員数に限りがある。
- ・残部数が少なくなっていることもあり、有効活用できていない。
- ・現時点で具体的な活用例はありません。
- ・県や市町村で作成している防災対策のリーフレットや防災計画等を活用しているため。(4 件)
- ・阪神淡路大震災や東日本大震災の経験を反映し地域防災計画を作成したため、本冊子を活用したとはいえない。
- ・これまで大規模な災害や活用に至る事象が発生していないため。(4 件)
- ・必要に応じ適宜活用を図る。(2 件)
- ・取組指針の内容は、具体的なものが多く、市町村業務が多いと思われる。
- ・チェックリストに掲載してある備蓄をしていないため。
- ・男女共同参画課との役割分担を踏まえ対応している。
- ・担当主管課と連携する必要があるため。
- ・各部署との連携不足。
- ・活用できるまで組織が成熟されていない。
- ・防災知識の普及に重点を置いているため。
- ・避難所として、男女が共同生活するのは当然のことで、最低限の物品や配慮は必要なことではあるが、予算や備蓄場所が限られている為、後回しにならざるを得ない。
- ・他業務（備蓄品整備、防災計画、避難行動要支援者の支援や業務継続計画の作成、BCP 作成や高齢者等要配慮者対策に関する議論・対応等）を優先し取り組んでいたため。(4 件)
- ・県の防災担当課は、内閣府（防災）や消防庁から指示される膨大な施策に対応する必要があるが、その中に具体的に含まれていないため。
- ・備蓄チェックシートに関しては、町独自の様式を使用している。
- ・他の未整備事項と共に今後取り組む予定であるため。
- ・計画やマニュアル等を作成する時は、人権政策課に意見を聞いて取り入れているため。
- ・職員向けに開催する研修等において、女性への配慮を心がけるよう指導を行っているため。
- ・女性用品の備蓄や市の女性職員で組織する「防災対策検討女性チーム」の設置をして防災対策に女性の視点を入れるようにした。
- ・活用の有無について、男女共同参画は当然のものと捉え、地域防災計画において対応・対策を講じている。よって、マニュアルは参考とする。
- ・財源不足により、男女共同参画の視点からの新たな備蓄について進んでいない。
- ・女性用のトイレ、専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及びその場所の工夫、生理用品、女性用下

着の女性による配布等、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保し、女性及び子育て家庭のニーズに配慮した避難所等の運営に努めている。

- ・男女と言うよりも、有資格、経験者を優先する。

○その他

- ・同じ内閣府で作成のものであり、ガイドラインと指針の整合がとれていれば、一方のみの認識及び活用で問題は無いと考える。市町村単位で、多くの指針やガイドラインを全て熟知し反映させることは大変な労力を必要とするほか、漏れ落ちがあることも懸念されるため、国で策定するものは一つにまとめていただけると、より普及・浸透すると考えます。

③ 自主防災組織の育成等

問 20 貴自治体の自治会や町内会等を基礎とする自主防災組織について、女性の参画促進や女性防災リーダーを育成するための取組を行っていますか。（該当する番号 1 つ）

自治会や町内会等を基礎とする自主防災組織について、女性の参画促進については、都道府県では、「行っている」は 22 都道府県（56%）、「行っていない」は 17 都道府県（44%）となっている。

市区町村では、「行っている」は 263 市区町村（32%）、「行っていない」は 548 市区町村（67%）となっている。

図表 2-20-1 女性の参画促進

	調査数	行っている	行っていない	無回答
全体	859 100.0	285 33.2	565 65.8	9 1.0
県	39 100.0	22 56.4	17 43.6	0 0.0
市区町村	820 100.0	263 32.1	548 66.8	9 1.1

女性防災リーダーの育成については、都道府県では、「行っている」は 9 都道府県（23%）、「一般的なリーダー研修の中で行っている」は 20 都道府県（51%）、「特に行っていない」は 10 都道府県（26%）となっている。

市区町村では、「行っている」は 85 市区町村（10%）、「一般的なリーダー研修の中で行っている」は 242 市区町村（30%）、「特に行っていない」は 484 市区町村（59%）となっている。

図表 2-20-2 女性防災リーダーの育成

	調査数	行っている	修一般的でな行っている研	特に行っていない	無回答
全体	859 100.0	94 10.9	262 30.5	494 57.5	9 1.0
県	39 100.0	9 23.1	20 51.3	10 25.6	0 0.0
市区町村	820 100.0	85 10.4	242 29.5	484 59.0	9 1.1

※上記取組を行っている自治体は、以下にその内容を記入してください。

自治会や町内会等を基礎とする自主防災組織について、女性の参画促進や女性防災リーダーを育成するための取組として、以下のような回答が挙げられた。

○女性の参画促進

◆呼びかけ

- ・会議、連絡会において、女性の参画を呼びかけている。(3件)
- ・協議会等普段の活動において、女性の参画を呼びかけている。
- ・研修、セミナーにおいて、(防災講座、防災セミナー等) 女性の参画を呼びかけている。(17件)
- ・女性構成団体(女性防火クラブ、女性消防隊等) への参加の呼びかけ。(2件)
- ・組織への女性の積極的な参加の呼びかけ。(8件)
- ・女性役員等の育成・登用を呼びかけ。(4件)

◆研修会などの開催

- ・男女共同参画計画の中で、自主防災訓練の実施について女性の参画促進について定めている。(2件)
- ・避難場所運営マニュアルにおいて、避難所運営への女性の積極的な参画を促している。(4件)
- ・男女共同参画に関する講習会、研修の開催。(21件)
- ・男女共同参画週間に合わせたイベント(パネル展、ワークショップ等)の開催。(2件)
- ・パネルの掲示等を行い、啓発を行った。
- ・避難所運営ゲームを利用した研修の開催。(2件)
- ・女性団体による避難所での劇などを実施している。

◆メディアを活用

- ・ハンドブック、自主防災組織向け「自主防災組織だより」等に、女性参画促進の記事の掲載。(2件)
- ・自治会への案内文に女性の参加依頼を記載する。
- ・運営ガイドラインに、自主防災組織の協力が必要となる避難所運営訓練について、女性の運営役員への参画を明記。
- ・避難所運営マニュアルに、女性視点の重要性、女性防災リーダーの必要性等を記載。

◆その他

- ・研修への参加募集の呼びかけの際、「役職」の記入欄を無くした。
- ・女性がより参加しやすくなるよう促進した（活動カリキュラムの計画づくり等）。（3件）
- ・女性の参画促進に関する講座開催に対して自治体が後援している。
- ・自治体の防災会等に女性の防災士資格取得推進（候補者の発掘を含む）を依頼している。（2件）
- ・防災リーダー講座を数値目標化している。
- ・女性限定の講座会場に託児所を設けた。
- ・一般公募枠を設けた。
- ・防災士資格取得支援について女性の枠を作り、資格取得を支援している。（3件）

○女性防災リーダーの育成

- ・委員の選任にあたって、女性の積極的な選任（女性役員も含む）を依頼している。（10件）
- ・講習会（防災士講習等）への参加を呼びかけ。（13件）
- ・防災訓練で実施する炊き出しの手伝いの依頼。
- ・組織における積極的な訓練の実施。（2件）
- ・防災に関する実技指導等の実施。
- ・講演会の講師として、男女共同参画財団の理事長や代表を招き、女性の参画を推進している。
- ・女性リーダーの研修を開催し、女性リーダーの育成を推進。（40件）
- ・防災士育成講座の開催。（3件）
- ・女性限定の講座を設けた。（3件）
- ・子育て世代の女性を対象とした防災等の講座の実施。（2件）
- ・女性構成団体（女性防火クラブ、女性消防隊等）を対象とした防災等の研修を実施。（2件）
- ・各地区から1名以上の女性の研修会参加を依頼。
- ・女性防災士・防災リーダー養成の推進・拡充。（22件）
- ・防災訓練参加促進。（6件）
- ・女性の視点を入れた訓練の実施。
- ・女性の防災士養成講座、研修会への参加促進（女性が参加しやすいプログラムを取り入れる等）。（12件）
- ・女性防災士に対する研修・講座の開催。（13件）
- ・災害時の男女共同の重要性をテーマとしたイベントの開催（講演会、ディスカッション、防災めしコンテスト等）。（4件）
- ・自治会の女性部に対して防災講話の実施。
- ・女性の枠を作り、資格取得を支援、補助している。（5件）
- ・防災士資格取得者に対し助成金や補助金の交付を行っている。（9件）
- ・女性リーダーの選任への働きかけ。
- ・各地域からの積極的な女性の推薦。（5件）
- ・女性団体（女性消防隊、女性部等）の結成、組織づくり（団体加入の促進等）。（16件）
- ・女性団体（女性消防隊等）活動の促進。（3件）

- ・避難所運営の女性参画。
- ・高齢者宅の防火診断訪問や防火啓発家庭訪問。
- ・研修を希望される方に資格認証を行っている。
- ・男女混合の防災リーダー養成講座において防災リーダーを養成している。（４件）
- ・自主防災組織リーダー養成講座において女性講師を派遣・登録を依頼（２件）
- ・市町村地域防災計画への反映促進。
- ・支援物資提供による防災意識の醸成。
- ・防災人材育成等を目的とした組織を岐阜大学と共同で設置。
- ・防災計画に項目を設けている。
- ・避難所運営のノウハウがある日本財団の協力により避難所の設置・運営訓練の実施。

○全体

- ・講習会・説明会で避難所運営における女性の必要性（女性リーダーの育成や女性参画促進等）を説明している。（32件）

（６）防災・災害対応に関する教育・啓発

問 21 貴自治体における職員及び住民に対する防災関係の研修（防災訓練を含む。）の実施状況について

① 研修実施について

職員向けの研修実施について、都道府県では、「研修をしている」は 38 都道府県（97%）、「研修をしていない」は 1 都道府県（3%）となっている。市区町村では、「研修をしている」は 677 市区町村（83%）、「研修をしていない」は 138 市区町村（17%）となっている。

住民向けの研修実施について、都道府県では、「研修をしている」は 36 都道府県（92%）、「研修をしていない」は 3 都道府県（8%）となっている。市区町村では、「研修をしている」は 747 市区町村（91%）、「研修をしていない」は 68 市区町村（8%）となっている。

② 防災対策の検討や災害対応における男女共同参画の視点を踏まえた研修の実施有無

職員向けの研修実施について、都道府県では、「研修をしている」は 7 都道府県（18%）、「研修をしていない」は 31 都道府県（82%）となっている。市区町村では、「研修をしている」は 141 市区町村（21%）、「研修をしていない」は 536 市区町村（79%）となっている。

住民向けの研修実施について、都道府県では、「研修をしている」は 20 都道府県（56%）、「研修をしていない」は 16 都道府県（44%）となっている。市区町村では、「研修をしている」は 233 市区町村（31%）、「研修をしていない」は 514 市区町村（69%）となっている。

図表 2-21-1 職員及び住民に対する防災訓練を含む防災関係の研修の実施状況

			調査数	有	無	無回答
①研修の実施の有無	職員向け	全体	859 100.0	715 83.2	139 16.2	5 0.6
		県	39 100.0	38 97.4	1 2.6	0 0.0
		市区町村	820 100.0	677 82.6	138 16.8	5 0.6
	住民向け	全体	859 100.0	783 91.2	71 8.3	5 0.6
		県	39 100.0	36 92.3	3 7.7	0 0.0
		市区町村	820 100.0	747 91.1	68 8.3	5 0.6
②防災対策の検討や災害対応において女性の参画が必要であることなど、男女共同参画の視点を踏まえた研修の実施有無	職員向け	全体	715 100.0	148 20.7	567 79.3	0 0.0
		県	38 100.0	7 18.4	31 81.6	0 0.0
		市区町村	677 100.0	141 20.8	536 79.2	0 0.0
	住民向け	全体	783 100.0	253 32.3	530 67.7	0 0.0
		県	36 100.0	20 55.6	16 44.4	0 0.0
		市区町村	747 100.0	233 31.2	514 68.8	0 0.0

③ 男女共同参画の視点を踏まえた研修の内容・頻度及びその効果等 《②で「1. 有」を選択した場合に回答》

○職員向け

◆防災訓練の実施 (30 件)

〈訓練内容〉

- ・女性の視点に立った防災訓練を行っている。
- ・平成 28 年度は市職員及び地域住民が参加し、避難所開設・運営訓練を含めた内容であった。
- ・女性の役割等の再確認を行った。
- ・HUGを女性も参画し行っている。
- ・地域防災訓練の打ち合わせ会等で話をしている。
- ・水防訓練や防災訓練に男性職員だけでなく、女性職員も参加するようにしている。
- ・男女共同参画の視点を踏まえた避難所開設訓練を実施している。(2 件)
- ・女性参画の必要性等を講話の中で事例紹介等を行っている。
- ・男女の区別のない災害対応を経験し、実災害でも同じような行動がとれた。
- ・女性職員を避難場所(施設)に配置し、避難者のケアや体調チェックの実施。
- ・4 月に新入職員研修での防災研修を実施した。
- ・5 月に市総合防災訓練に向けた職員説明会を実施した。

〈頻度〉

- ・年1回。(13件)
- ・年2回。
- ・年1～2回程度。
- ・年数回。(2件)
- ・年5回。

〈効果〉

- ・効果があった。
- ・多様性に配慮したシナリオを付与し意識の向上につなげている。
- ・女性職員が対応することで、避難者の緊張の緩和が図られた。

◆内閣府防災研修プログラム（4件）**〈効果〉**

- ・市町担当者（防災部局・男女共同参画部局）から認識が改まったと声が多かった。

◆防災研修**〈訓練内容〉**

- ・防災部局と男女共同参画の部局が共同で、男女共同参画の視点からの防災研修を実施した。
- ・災害時の具体的な対応を定めるマニュアルの策定を担当する各部の職員を対象として、男女共同参画の視点からの防災研修を初めて実施した。
- ・避難所に配置する現地配備員4名の内1名を女性にし研修を実施している。
- ・公民館長等を対象に男女共同参画視点での地域防災に関する研修会を実施した。
- ・災害時の動きの確認している。
- ・今年度は県主催・町共催で男女共同参画の視点を踏まえた防災実践講座を開催した。

〈頻度〉

- ・年1回。(2件)
- ・1回（平成29年1月、平成28年9月）。

〈効果〉

- ・防災実践講座を開催し、住民（各団体）と職員が共に避難所運営のワークショップに取り組んだ。実践的な内容で意識付けが出来た。
- ・職員の男女共同参画の視点からの防災意識の向上につながった。

◆HUG研修（10件）**〈訓練内容〉**

- ・女性の視点を踏まえた避難所運営について考える。
- ・女性や要配慮者の視点を取り入れた避難所運営について考える機会としている。毎年70名程度の職員が参加。
- ・避難生活における女性の視点の重要性や、実際に被災者が困った経験等を伝えている。(2件)
- ・男女共同参画の意識啓発を行っている。

〈頻度〉

- ・年1回。(3件)

- ・年1回程度。
- ・年2回程度。
- ・年1～2回。

〈効果〉

- ・実際に体験する事で、男女共同参画の視点の必要性を実感し、知識・技法の習得につながった。
- ・男性職員に女性の生活習慣を理解していただけたと感じる。

◆避難所運営研修（40件）

〈訓練内容〉

- ・間仕切りの設置や、避難者の配置、備蓄物資について説明。
- ・女性や要配慮者に配慮した避難所開設・運営について説明会及び訓練を実施している。（7件）
- ・授乳室などの設定を行う。
- ・職員向けに男女共同参画をテーマに研修をしている中で、阪神淡路大震災から20年の年度は男女共同参画の視点から災害対策を考える研修を実施。
- ・平成29年2月に具体的な避難所運営について問う講演会開催予定。
- ・女性目線の避難所運営検討会（一般参加者を含む）を一度行い、広報紙で検討内容を周知する。
- ・男女共同参画の視点も踏まえた職員向けの避難所運営訓練を実施。訓練内容を各避難所の運営マニュアルに反映。
- ・女性の視点に立った避難所運営について、新任地区担当者への研修を開催している。
- ・避難所担当職員の研修会で、女性への配慮についての資料を配布し説明している。
- ・新採用職員及び係長昇任者向けに、女性の視点を取り入れた、防災拠点の運営マニュアルやビデオを用いた研修を実施。
- ・新規採用職員には必ず研修を行い、災害が起こった際には、要配慮者の対応についてなどの講義を行っている。
- ・新規採用職員を対象に、市内の災害、計画、対策についての研修を行っている。
- ・職員防災研修において、男女共同参画の視点を踏まえた研修テーマを設定し、避難所運営等における女性を含む、要配慮者への配慮の視点の重要性について説明している。
- ・災害時に地域に派遣される職員に向けた研修時に男女共同参画の重要性について話す。
- ・避難所指定職員の研修では、女性目線を考えた避難所運営を行うように指導している。25施設48名（内女性14名）。
- ・職員研修において被災地において活動したNPO法人を講師に招き、避難所における妊婦等への配慮等も講話に含めました。
- ・防災主管課では、避難所担当職員研修等の度に、女性の視点からの避難所運営の重要性を説明している。また男女共同参画主管課では、男女共同参画職員研修会を「災害と男女共同参画について一どうして災害政策に『女性の視点』が必要なのか」というテーマで開催。
- ・住民向けセミナー、講演会について職員研修を兼ねて実施した。
- ・全職員を対象に危機管理研修を実施し、職員の防災意識の高揚を図っている。
- ・新人職員研修、災害対応研修、避難所設営運営研修等を特別研修としての研修を実施している。
- ・女性職員を対象に、災害時や避難所運営に関わる自治体職員としての役割を理解するための研修を行

った。

- ・避難所運営の図上訓練を含む階層別研修を実施し、危機発生時の迅速かつ的確な対応力の向上を図っている。※H28 受講者 46 人(うち女性 12 人)。
- ・町会・自治会等の市民と市参集職員が連携して、男女共同参画の視点を踏まえた避難所設置運営訓練や資機材(ワンタッチパーテーション)の組み立て訓練等を行っている。
- ・避難所従事者職員を対象に、避難所運営などにおいては、男女のニーズの違い、避難所運営への女性の参画などを説明。
- ・避難所担当職員(チーフ・サブチーフ)を対象とした避難所運営に関する講義のなかで、避難所運営本部に女性を入れることの必要性について説明を行った。
- ・管理職及び避難所運営に携わる班長・副班長を中心とした職員対象に「大規模災害時の被災の実態と避難所運営に求められること」というテーマで実施。
- ・避難所で各避難拠点の初動職員を対象に実施訓練では、避難所の対応として、仮設トイレや着替え、入浴等で、災害時でも、照明を付ける等、防犯を考慮に入れた避難所作りが重要であること盛り込んでいる。
- ・避難所における女性、高齢者、子ども、障がい者等の社会的弱者の避難生活について協議し、意見を求めている。
- ・本庁及び地域局職員を対象とした非常招集訓練を行なっている(こども園及び給食センター等に勤務する職員は訓練の対象から除外)、回を重ねるたびに参集率は向上してきている。

〈効果〉

- ・避難所の運営に女性の参画が必要であることを認識してもらう効果があった。(2 件)
- ・避難所での女性への配慮などについて、研修を行い少しずつ浸透している。
- ・職員向けに男女共同参画をテーマに研修をしている中で、阪神淡路大震災から 20 年の年度は男女共同参画の視点から災害対策を考える研修を実施。性別役割分担の弊害、女性の参画も必要など研修を通して改めて気づかされたとの感想が多かった。
- ・女性目線の避難所運営検討会(一般参加者を含む)を一度行い、広報紙で検討内容を周知することで、防災の男女共同参画の視点の大切さを周知できた。
- ・新規採用職員を対象に、市内の災害、計画、対策についての研修を行い、避難所運営等について、男女共同参画の視点を踏まえる意識付けができた。
- ・避難所運営上、女性の視点から女性への配慮に柔軟に対応することへの期待感が高まっている。
- ・全課・全職種の職員を対象とすることで、通常業務では防災や男女共同参画に関わらない職員にまで必要性を周知することができた。
- ・本庁及び地域局職員を対象とした非常招集訓練を行なっている(こども園及び給食センター等に勤務する職員は訓練の対象から除外)、回を重ねるたびに参集率は向上してきている。

〈頻度〉

- ・毎年。
- ・年 1 回。(3 件)
- ・年 1 回程度。(2 件)
- ・年 2 回。(3 件)

- ・年に数回。
- ・年数回。(2件)
- ・年3回。
- ・概ね3年1回程度。

◆避難所開設研修(2件)

〈訓練内容〉

- ・避難所開設訓練において、福祉避難コーナー開設(授乳ルームの開設等含む)を行った。
- ・各町要員・避難所開設要員説明会において、男女共同参画の視点による避難所運営ガイドを紹介し啓発する。

〈効果〉

- ・女性リーダーを増やし、これまでよりも視点を広げた位置での避難者対応ができるようになった。

〈頻度〉

- ・年1回。

◆リーダー研修(4件)

〈訓練内容〉

- ・避難所での女性リーダーの育成研修を実施している。
- ・避難所運営リーダー養成講座(大規模災害時の避難所運営を円滑にするため、避難所派遣職員及び自主防災組織の会長など避難所運営リーダーを対象に避難所運営訓練や講義を実施。その中で避難所生活における女性に対する配慮について啓発)。
- ・職員を対象とした防災マイスター養成講座の開催。

〈頻度〉

- ・年1回。

◆講演会(5件)

〈訓練内容〉

- ・男女協働参画の視点の重要性を問う講演会を開催し、地域防災を担う職員も受講対象にした。
- ・男女共同参画推進講演会を実施した。
- ・被災地支援経験のある女性職員からの講義(体験談)を実施している。
- ・「平成28年熊本地震」に関する支援活動報告会を開催。
- ・熊本地震被災地での避難所運営について、自主防災組織や各地区公民館長そして地区住民の集会などでその実状を伝え、災害時において特に男女共同参画の重要性が問われることを説明している。

〈効果〉

- ・男女共同参画推進講演会を実施し、避難所運営における男女平等の視点について、実際の現場の状況や課題等を知ることができ、多くの学びがあった。
- ・「平成28年熊本地震」に関する支援活動報告会を開催。避難所運営に従事した職員から、男女共同参画の視点を踏まえた問題点等について報告。課題への認識の共有が図られた。
- ・熊本地震被災地での避難所運営について、自主防災組織や各地区公民館長そして地区住民の集会などでその実状を伝え、災害時において特に男女共同参画の重要性が問われることを説明している。これを受けて、地区住民の、特に既存自主防災会内で女性の防災訓練への積極的な参加等、動きが始まっ

ている。

〈頻度〉

- ・年1回（平成28年6月）。

◆その他

〈訓練内容・効果・頻度〉

- ・今年度、eラーニングシステムを活用し、男女共同参画の視点を踏まえた職員向け研修を実施。3,077人が研修を修了し、98.4%が「理解できた」「まあ理解できた」と回答した。
- ・全庁的に男女共同参画についての研修（男女共同参画推進員研修、管理職研修）を行い、防災に限らず、あらゆる分野での女性の視点や参画の重要性について周知している。
- ・1回男女共同参画の視点を踏まえた研修を行い、女性が参画する必要性について理解してもらえた。
- ・平成26年度に職員・市民向けに市の男女共同参画推進のための研修会を実施した。
- ・平成28年度中に、男女共同参画の視点を踏まえた研修を実施予定。
- ・平成28年3月3日に「男女共同参画社会づくり啓発研修」を実施した。
- ・平成27年度、防災についての意識に関する男女共同参画推進セミナーを開催し、52人が参加した。
- ・平成27年度に防災男女共同参画に関する講演会を実施し、住民も参加した。
- ・年1回、男女共同参画の視点を踏まえた研修を行っているが、あまり効果が表れていない
- ・年数回、非常動員訓練や災害対策本部運営訓練などを行っている。男性と女性を隔てる訓練ではなく、職員としての訓練を行っている。
- ・不定期開催で、法改正、防災基本計画や県地域防災計画の修正状況等について周知し、関係事項の見直し等に反映していただいている。
- ・男女共同参画の視点を踏まえた研修について、避難所担当職員を、男女同数割り当てている。
- ・女性の視点での準備用品について研修をおこなった。
- ・防災女性プロジェクトを立ち上げ、様々な訓練、視察、体験を実施した。平成28年1月～12月の間に24回実施し、防災施策に関する提言書を市長に報告した。
- ・広域避難所運営連絡会で多様な視点によるマニュアルの改訂をすすめている。
- ・熊本地震で被災した自治体への支援活動の模様を報告
- ・1回男女共同参画の視点を踏まえた訓練を行い、女性が参画する必要性について理解してもらえた。
- ・年1回、水防訓練を実施し、男女関係なく災害対応に取り組む意識を醸成している。
- ・平成27年度の市防災総合訓練以降、年1回であるが訓練に参加する市民・職員の全員がグループ毎に学習型訓練に参加し、その中で、男女の視点を踏まえた意見交換を行い、訓練に生かしている。
- ・平成28年度1回、職員対象に、女性への配慮等について重点を置いた図上訓練及び講習を実施した。
- ・年1回程度、男女の人権を尊重しての安全・安心の確保を取り入れ学んでもらう。
- ・机上訓練をおこなっている。
- ・状況付与型訓練を通じ、女性が抱える困難を理解した。

○住民向け

◆防災実践講座（4件）

〈訓練内容〉

- ・男女共同参画の視点を踏まえた備蓄や防災訓練等の重要性を周知・啓発している。
- ・外国人、子どもの視点、男女共同参画・多様な視点から考える地域の防災・減災について
- ・男女共同参画・多様な視点からの防災実践講座を実施し、子供や女性の視点から地域の防災・減災を考える。

〈頻度〉

- ・年1回。
- ・平成28年度は6市町で7回。

◆防災講座、防災セミナー（8件）

〈訓練内容〉

- ・女性対象の講座を実施し、女性の視点による避難所運営など女性の参画が必要なことの啓発を行った。
- ・住民、町職員合同で男女共同参画の視点に基づいた避難所運営、最近起こった災害に学ぶ講座を開催した。
- ・男女共同参画センターと防災まちづくり課との共催で開催し、男女共同参画の視点を踏まえた市民意識の向上を図っている。
- ・市民向けの講座を実施。
- ・防災出前講座メニューに、災害時にも役立つ簡単調理と称し、時間や水を節約できるクッキングを実習に加え、多くの女性から自主防災活動に参画してもらえよう働きかけるとともに、講師として女性のスタッフを派遣するなど配慮をしている。
- ・女性参画の重要性についての項目をもうけている。
- ・防災のノウハウに関するセミナーの開催。
- ・災害時の性別や様々な立場の違いによる防災の知識を学ぶ講演会を実施。
- ・男女共同参画社会の実現を目的に、様々なテーマで市民活動団体と協働で実施。
- ・防災ライセンス講座。男女共同参画の視点や要援護者（高齢者・障害者等）の視点を取り入れた防災対策の演習を取り入れている。全6回のうち、1回を女性限定の講座とし、女性の参加を促進した。
- ・災害時の対応・問題点を男女共同参画の視点で考える。

〈頻度〉

- ・年1回。（5件）
- ・平成28年度は、2回セミナーを実施した。
- ・年度6回開催。
- ・昨年1回開催

◆ワークショップ

〈訓練内容〉

- ・男女共同参画の視点を活かした防災をテーマとした講演、ワークショップ等を実施。
- ・県主催・町共催で男女共同参画の視点を踏まえた防災実践講座を開催し、住民（各団体）と職員が共に避難所運営のワークショップに取り組んだ。
- ・男女共同参画センターでは、地域の防災力の向上と男女がともに支え合える関係づくりのため、図上型の避難所運営訓練等を行うワークショップを実施している。
- ・「指定避難所の開設」「避難所運営における地域の連携」「協働のあり方」について、自主防災組織や

地域の事業所など関係者がワークショップにより課題やノウハウを整理し、地域特性に応じた避難所運営マニュアルを策定する避難所運営ワークショップを実施している。

- ・男女共同参画・子育てファミリーのための防災・減災に関するワークショップの開催

〈効果〉

- ・男女共同参画の視点を活かした防災をテーマとした講演、ワークショップ等を実施。男女の違いを認識できた、自分の地域で参考にしたいとの声が聴かれた。
- ・県主催・町共催で男女共同参画の視点を踏まえた防災実践講座を開催し、住民（各団体）と職員が共に避難所運営のワークショップに取り組んだ。実践的な内容で意識付けが出来た。
- ・男女共同参画センターでは、地域の防災力の向上と男女がともに支え合える関係づくりのため、図上型の避難所運営訓練等を行うワークショップを実施している。ワークショップの中では、災害時の暴力問題、要配慮者の支援などについて、参加者同士で活発な意見交換が行われた。男女共同参画センターのワークショップでは、男性より女性の参加者が多く、地域防災の担い手として、今後の女性活躍が期待できる結果となった。

〈頻度〉

- ・年3回程度。

◆出前講座（8件）

〈訓練内容〉

- ・約4,000～5,000名程度の方に参加いただいている。
- ・啓発講演会の実施。
- ・社会的弱者の平常時からの備蓄等含む備えや避難所での生活について講義を行っている。
- ・多様な人への配慮を必要とする旨の話をしている。
- ・住民からの依頼に基づき実施するほか、自主防災組織向けに実施している。
- ・女性団体主催により講師を招いて市内女性団体を対象とした出前講座を実施。7団体、26人が参加した。
- ・市内のまちづくり協議会役員会へ、男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害対応に関する出前講座の実施。
- ・災害時における固定的な性別役割分担意識にとらわれない組織運営の必要性について説明を行っている。

〈頻度〉

- ・年間約100回実施。
- ・随時実施。
- ・年1回（平成28年7月）。
- ・年3回程度。
- ・年間約20回開催。
- ・年15～20回程度実施。
- ・年30回程度。

◆その他講座（18件）

〈訓練内容〉

- ・防災士スキルアップ講座。
- ・防災対策に関する研修会を実施。
- ・自主防災組織員、防災士等を対象とした研修会・講演会等実施。
- ・男女共同参画支援センターの事業として、防災・避難所運営などに男女共同参画の視点を入れるための市民向け講座を実施している。
- ・年間 150 件以上行っている出前講座において、自主防災組織への女性の参画を促す内容や、災害時の避難所運営において女性に配慮する内容など、地域住民に対して男女共同参画の意識啓発を行っている。
- ・町会・自治会の女性役員を対象に女性の防災行動力向上講座を実施した。
- ・今年度初めて、災害発生・避難時における女性の困難・不利益などや、災害時こそ女性の視点を取り入れた支援が必要であることなどに関する講座を開催。
- ・男女共同参画セミナーにて、災害時に大切な人の命を守るために何が必要かをテーマに実施した。
- ・男女共同参画講座として、消防署に講師を依頼し、防災の講座を初めて開催した。
- ・「男女共同参画の視点で取り組む防災ハンドブック」を用いた出張セミナーを実施している。
- ・子育てネットにて講座を一度行った。
- ・男女共同参画の視点に立ち、他者・他機関との連携・ネットワークを図りながら積極的に活動できる女性の育成・支援を目指すためのセミナー等、片付け術やポリ袋を使った料理方法などの防災対策についての講演を行った。
- ・女性アドバイザー主催による研修会を実施。
- ・県災害対策コーディネーターを講師に迎え安全・安心のまちづくりに関する講座を開催。
- ・男女共同参画推進のための研修会を実施。
- ・民生委員、保護司、人権擁護委員等、人権研修の一環として委員向け研修として実施した。
- ・沿岸地区を主な対象として男女共同参画の視点からの防災・復興に関する研修を行っている。アンケート結果は概ね好評である。

〈効果〉

- ・自主防災組織員、防災士等を対象とした研修会・講演会等実施し、男女で考える避難所運営等をテーマとすることで、地域に持ち帰り検討するきっかけとなっている。
- ・自主防災組織への女性の参画を促す内容や、災害時の避難所運営において女性に配慮する内容など、地域住民に対して男女共同参画の意識啓発を行っている。
- ・男女共同参画セミナーにて、災害時に大切な人の命を守るために何が必要かをテーマに実施した。女性の視点を生かすことの大切さや避難所における地域の協力体制の必要性を確認できた。
- ・男女共同参画講座として、消防署に講師を依頼し、防災の講座を初めて開催した。その中で、地域防災協議会女性班の活動発表も行い、防災に関する男女共同参画の視点を学んだ。
- ・子育てネットにて講座を一度行い、子育て支援に関わる方の防災意識を高めることができた。
- ・男女共同参画の視点に立ち、他者・他機関との連携・ネットワークを図りながら積極的に活動できる女性の育成・支援を目指すためのセミナー等・片付け術やポリ袋を使った料理方法などの防災対策についての講演により、多くの市民にとって防災対策の意識向上に繋がることが出来た。
- ・沿岸地区を主な対象として男女共同参画の視点からの防災・復興に関する研修を行っている。（アン

ケート結果は概ね好評である。

〈頻度〉

- ・年1回（4件）。
- ・年に2～3回程度。
- ・平成27年度に1回実施。
- ・年1～2回程度。

◆防災談話（5件）

〈訓練内容・効果〉

- ・男女のニーズの違いや女性の参画、女性の視点からの備蓄物資、女性に配慮した避難所運営についての説明を実施している。
- ・避難所運営等について開催し、意識向上につながった。
- ・女性向けに開催。

〈頻度〉

- ・年に数回程度。
- ・合計で30回から40回程度実施。
- ・年7回。

◆その他講演・談話（10件）

〈訓練内容〉

- ・男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の手引きパンフレットを活用し地域での講座、セミナー等の啓発を行っている。
- ・県の男女共同参画センターの職員より過去の災害から避難所運営等の対応に男女共同参画の視点が必要な理由を講演。
- ・女性講師を招き、女性の視点から見た防災・減災対策について講演。
- ・自主防災組織の避難所運営の方法の説明・啓発を行っている。
- ・地域自主防災会を対象とした防災に関する勉強会や講演会などにおいて、避難所運営などで男女それぞれのニーズに十分に配慮した行動が必要であることを説明。
- ・男女双方の視点による地域防災活動の推進に関する講演会を実施。
- ・住民防災組織育成研修会では、町会・自治会、消防団の役員に対して、避難所運営における女性の参画をテーマに講演を行った。
- ・平成28年度男女共同参画フォーラムで防災・減災に関する講演会を開催。
- ・防災体制の講話を行う。
- ・女性参画の必要性等を講話の中で事例紹介等を行っている。

〈効果〉

- ・男女双方の視点による地域防災活動の推進に関する講演会を実施。東日本、熊本での震災時の実体験による内容は、多くの市民の意識変革に役立ち、自主防災会への女性副会長の登用、防災備蓄品の見直しなどを進めている自治会も見られた。

〈頻度〉

- ・年1回。（2件）

- ・年1～2回。
- ・年2～3回。
- ・年5回。

◆リーダー研修（22件）

〈訓練内容・効果〉

- ・女性リーダーの育成に関する研修を開催。（3件）
- ・防災リーダー養成講座を開催している。（8件）
- ・自主防災組織啓発研修自主防災組織リーダースキルアップ研修。
- ・市の教育委員会と連携し、次世代防災リーダー育成事業を全市立小・中学校において実施している。
- ・避難所運営の際に女性の参画や女性の視点を取り入れることの重要性を伝えている。（2件）
- ・防災出前講座や防災リーダー認定講習等の際、女性の視点から訓練を計画したり、防災備蓄品を考える事の重要性や、女性の視点からの避難所運営の重要性を説明している。（2件）
- ・女性防災士による女性目線の防災活動に関する講演を行っている。
- ・女性、要配慮者への配慮。（2件）
- ・女性防災リーダーの必要性について説いている。（2件）
- ・平成21年4月に、震災対策推進条例に基づき、地域や事業所における防災リーダーとして、宮城県防災指導員を育成しており、本事業の中で女性の防災指導員も育成している。

〈頻度〉

- ・年1回。
- ・年2回。（2件）
- ・年2～3回。
- ・年5回

◆避難所運営訓練（24件）

〈訓練内容・効果〉

- ・避難所運営訓練を実施し、その中で運営委員会に女性を選出するようにしている。
- ・女性用衛生用品の配付窓口を設置し、担当員として女性を配置した。
- ・避難所運営に関する説明の中で、女性や要配慮者等への配慮に関する視点を含めている。（3件）
- ・自主防災組織や各地区公民館長そして地区住民の集会などでその実状を伝え、災害時において特に男女共同参画の重要性が問われることを説明している。（4件）これを受けて、地区住民の、特に既存自主防災会内で女性の防災訓練への積極的な参加等、動きが始まっている。
- ・更衣室の設置は有効などのアンケート結果を得た。
- ・女性や要配慮者に配慮した避難所設営の必要性などを啓発している。効果としては、防災対策に男女共同参画の視点を踏まえることの大切さを市民の方々が知り、必要性を感じていくきっかけになっていくことが考えられる。
- ・女性が抱える困難を理解した。
- ・女性の視点を取り入れることの重要性を説明している。（2件）
- ・町会・自治会等の市民と市参集職員が連携して、男女共同参画の視点を踏まえた避難所設置運営訓練や資機材（ワンタッチパーテーション）の組み立て訓練等を行っている。

- ・避難所設置運営訓練

〈頻度〉

- ・年1回。(7件)
- ・年3回。
- ・市内で10回程度。

◆避難所開設訓練 (3件)

〈訓練内容・効果〉

- ・意識の高揚を図っている。(2件)
- ・男女共同参画の視点を踏まえ実施している。
- ・本部運営委員会に女性部を設置、女性の視点が必要なことを周知している。

〈頻度〉

- ・年1回。(2件)

◆防災研修 (3件)

〈訓練内容〉

- ・地域防災計画の説明に含む。
- ・男女共同参画に取り組むNPO法人による防災研修を実施。
- ・女性団体向けと小学生向けに実施。
- ・女性の視点や参画の重要性について周知。
- ・実技・体験・見学等。
- ・女性防火・防災クラブにおいて防災に関する研修や炊き出し訓練の実施。
- ・消火器の使い方や家具の固定や食器の飛散防止対策など。

〈効果〉

- ・女性団体向けと小学生向けに実施し、家庭内・地域内の女性の役割を認識していただいた。
- ・女性の視点や参画の重要性について周知し、地区防災計画づくりなど女性の視点を取り入れるよう働きかけている。

〈頻度〉

- ・年1回。
- ・年に2、3回。

◆防災訓練 (32件)

〈訓練内容〉

- ・女性でも取り扱いが可能である消火器やAEDの取り扱いについての研修を実施。(2件)
- ・市職員が男女共同参画の視点を踏まえた訓練を指導する。
- ・市職員及び地域住民が参加し、避難所開設・運営訓練を含めた内容であった。
- ・自主防災組織が実施する防災訓練への職員の派遣。
- ・防災訓練の中で、女性の参画促進のため、女性が参画しやすい炊出し及び応急手当等、実動的な訓練から、女性が指揮を執るよう実施している。(2件)
- ・避難所解説訓練で女性への配慮について啓発するとともに、訓練の指導者として女性を活用している。
- ・男女で役割を分けることなく、同じ内容で訓練を行っている。

- ・女性防火クラブ指導のもと、空き缶、アルミホイル、ティッシュ、サラダ油、マッチ等を使用しての炊飯訓練を主に女性を中心に行った。
- ・女性や要配慮者も含めて取り組むように自主防災組織に促す。
- ・女性に対する部屋割りやトイレ設置の配慮、授乳室の確保、心の相談室設置など、女性の目線にそった訓練を実施した。
- ・水防訓練。

〈頻度〉

- ・年1回。(13件)
- ・年1～2回程度。
- ・不定期。

〈効果〉

- ・効果があった。
- ・改訂した「避難所運営マニュアル」に沿って、避難所の開設・運営・炊出し等の訓練を行ない、少しの時間であったが、参加した住民に避難所生活を体験してもらうことが出来た。
- ・女性団体による災害食の実演を行った。行政では対応しきれない部分を民間（団体）に担ってもらうためのきっかけとなった。
- ・運営側に女性も参加しており、女性の視点からの避難所運営の訓練を行うことができた。
- ・実災害でも慌てずに行動ができた。
- ・効果として、避難勧告等を発令した際に避難所設営運営がスムーズに実施することができた。

◆HUGの実施（9件）

〈訓練内容〉

- ・男女の違い、弱者に配慮した避難所について考えた。
- ・災害が発生し、避難所生活を余儀なくされたとき、女性、子ども及び高齢者に配慮した避難所運営ができるリーダー（特に女性）を育成することを目的とし行った。

〈頻度〉

- ・年1回。（3件）
- ・年間全6回講座のうち2回。
- ・年間6件程度。
- ・年に数回。

〈効果〉

- ・助成への配慮について啓発。
- ・参加者の声から、多くの人が「災害時に女性の視点が必要」と感じた様子であった。
- ・女性ならではの気づきを参加者全員で共有することができた。
- ・男女共同参画の意識が高まった。

◆その他（30件）

〈訓練内容・効果・頻度〉

- ・年2回、自主防災組織研修を行っている。

- ・自主防災組織に対する研修会において、女性目線での防災への取組、体制整備の必要性を説明している。効果としては、防災組織のメンバーや防災訓練参加者に女性が多く参加するようになった。
- ・年1回、防災啓発研修会を実施。災害時の多様なニーズの発生に備え、避難所生活の「質」の向上に寄与。
- ・地域で開催される勉強会や防災カレッジ事業等において、女性が積極的に避難所運営に携わることの重要性や、避難所での妊婦等への配慮について、過去の事例を参考にしながら周知を図っている。
- ・避難所運営等において、運営委員に女性の参画は必須であることなどを伝えている。また、各自主防災会独自で様々な訓練を行っており、多い自主防災会では年6回程度研修会を行っている。
- ・男女共同参画の視点に立った避難所運営が行われるよう避難所運営マニュアルの改訂や実効性の高い訓練を行っている。
- ・避難所運営マニュアルを作成する地域において、作成委員会を立ち上げ、女性委員が必ず入るようにしていただいている。その他、男女共同参画担当が主催する講座等での熊本地震現地支援に赴いた女性職員の報告や避難所運営マニュアルの紹介等を行っている。(平成28年度3回)
- ・女性目線を採り入れたマニュアルの作成にあたり、避難所運営マニュアルの作成説明会を行った。
- ・家庭用備蓄(男女共同参画の視点)の推進。
- ・避難所体験訓練における図上訓練において、妊婦等の要配慮者への対応がありました。
- ・「避難所体験」の様子を収録した安心できる避難所づくりに関するDVDの上映を行った。
- ・防災センター啓発コーナーにおいて関連書籍等を配架。
- ・平成27年2月に、男女共同参画の視点からの防災対策に関する啓発紙を全戸配布した
- ・ブースを設置し、パネル・百円均一防災グッズ・手作り防災グッズの展示を行っている。
- ・机上訓練の実施。
- ・訓練では、男性が非常食を作るなど訓練の幅が広がった。
- ・若い子育て世代のママを対象とした研修や、仲間づくりを支援している。
- ・校区别人権問題研修会を11回、校区人権啓発推進委員研修会を1回開催し、男女共同参画の視点で防災について考える機会とした。
- ・ボランティア研修を行った。被災時は、自助・共助が大切であること、年齢性別に関わらず「おたがいさま」の気持ちをもって助け合うことの大切さを学ぶ。
- ・自主防災組織長や防災士を対象に研修会を年1～2回開催し、住民の意識向上を図っている。
- ・防災区民組織を対象とした研修制度、「防災学校」防災区民組織コースを年5回実施。
- ・避難行動要支援者体制の構築補助を防災区民組織5団体に実施。
- ・年度内に1～2回実施している。今年度は前県知事を講師に招き、熊本地震から見てきたことから、改めて「防災と男女共同参画」について考える内容の講座を実施した。実施後のアンケートでは、「防災の現場に女性の意見が反映されるのはとても重要だと思う」との声があり、参加者に気づきの機会を提供することができた。
- ・年1回、女性の視点を生かした防災知識と防災力を高め、被害をできるだけ小さくする取組(減災)を考える。地域での女性の防災力が高まり、女性の積極的な防災活動への参画及び意識の向上が少しずつ推進している。
- ・熊本地震を経験された、市男女共同参画センター長の講演を行った。男女共同参画が必要だと感じて

いただけた講演だった。

- ・ 不定期で自主防災組織の対応・役割の確認に関する研修を開催。
- ・ 災害時の女性の困りごとなどテーマを決めて討論する防災カフェを来年度より毎月開催予定。
- ・ 年3回、市民向けに女性の視点を入れた防災活動を実施。
- ・ 年に1度の市民防災大学を、平成29年1月に実施予定。
- ・ 避難時行動要支援者の避難時の仕組みづくりに関する研修会を2回実施。女性も多数参加し、地域の1人暮らし高齢者の避難時行動の支援について、地域の仕組みをつくり、実践の場として避難時訓練も実施した。

3 民間支援団体

貴団体、回答者の団体種別 （該当する番号 1 つを選択）

回答者の団体種別について、50 団体のうち、「NPO」が 17 団体（34％）と最も多く、次いで「社会福祉法人」が 14 団体（28％）、「公益社団・公益財団法人」「一般社団・一般財団法人」がそれぞれ 6 団体（12％）となっている。

図表 3-1 団体種別

	調査数	NPO	社会福祉法人	公益社団・公益財団法人	一般社団・一般財団法人	医療法人	学校法人	宗教法人	営利法人	その他の法人	個人	無回答
全体	50 100.0	17 34.0	14 28.0	6 12.0	6 12.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 4.0	1 2.0	2 4.0	2 4.0

（１）普段の活動状況について

① 貴団体の体制

問 1 貴団体の職員やボランティア等の体制について （※平成 28 年 12 月 1 日時点）

職員やボランティア等の体制について、常勤の職員数については、42.7 人のうち、「男性」は 15.5 人（36％）、「女性」は 29.2 人（68％）となっている。

非常勤の職員の実人数については、21 人のうち「男性」は 4.6 人（22％）、「女性」は 17.2 人（82％）となっている。

ボランティア等の人数については、1019.6 人のうち、「男性」は 33.0 人（3％）、「女性」は 131.0 人（13％）となっている。

※職員やボランティア等の体制について、男性と女性の合計の人数、男性の人数、女性の人数が不明（無回答）の団体を除いて、それぞれの平均値を算出しているため、男性と女性の人数の合計は、男性と女性の合計の人数と必ずしも一致していない。

図表 3-1-1 職員数【常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
職員数【常勤】	47	42.7	91.5	0.0	540.0
男性	45	15.5	30.9	0.0	156.0
女性	45	29.2	64.1	0.0	384.0
職員数【非常勤】	47	21.0	51.2	0.0	321.0
男性	43	4.6	18.3	0.0	120.0
女性	46	17.2	35.8	0.0	200.0
ボランティア等の人数	44	1019.6	4015.2	0.0	21221.0
男性	41	33.0	91.4	0.0	488.0
女性	43	131.0	457.9	0.0	2813.0

② 普段の活動内容について

問2 貴団体が普段行っている活動の状況について（該当するものすべてに○）

普段行っている活動の状況について、「防災・被災者支援に関係した活動」が30団体（60%）と最も多く、次いで「社会福祉」が22団体（44%）、「まちづくりのための活動」が19団体（38%）となっている。

図表 3-2-1 普段の活動状況について

	調査数	に女性や子どものエンパワメントに関する活動	社会福祉	障がい者を対象とした活動	介護予防や介護サービスに関係した活動	健康や医療サービスに関する活動	教育活動	宗教活動	自然や環境を守るための活動	国際交流・国際協力に関する活動	多文化共生に関する活動	安全な生活のための活動	防災・被災者支援に関係した活動	まちづくりのための活動	スポーツ・文化・芸術に係る活動	健全な成長を対象とした活動	NPO等の中間支援組織	その他	無回答
全体	50 100.0	16 32.0	22 44.0	11 22.0	16 32.0	12 24.0	15 30.0	0 0.0	6 12.0	13 26.0	7 14.0	17 34.0	30 60.0	19 38.0	12 24.0	18 36.0	7 14.0	9 18.0	0 0.0

問3 防災・復興に際して男女共同参画の視点が重要とされていますが、こうした視点について、貴団体の事業全体の実質的な責任者（代表もしくは専務理事、事務局長）は認識していますか。また、実際の災害対応に当たって実践していますか。

男女共同参画の視点から、防災・復興の認識について、「認識がある」は42団体（84%）、「認識がない」は6団体（12%）となっている。

図表 3-3-1 男女共同参画の視点からの防災・復興についての認識の有無

	調査数	有	無	無回答
全体	50 100.0	42 84.0	6 12.0	2 4.0

どのようにして認識したか。（該当するものすべてに○） 《男女共同参画の視点からの防災・復興についての認識が「1. 有」を選択した場合に回答》

「東日本大震災や新潟中越地震等の後に研修やシンポジウム等 各種の情報に接して知った。」が 14 団体 (33%) と最も多く、次いで「東日本大震災や新潟中越地震等の経験の際に知った」が 12 団体 (29%)、「スフィア・プロジェクト等、国際的な人道支援の基準を通して知った」が 9 団体 (21%) となっている。

図表 3-3-2 男女共同参画の視点からの防災・復興についての認識について

	調査数	た地東 震日 等本 の大 経験 のや 際新 に潟 知中 つ越	にボ地東 接ジ震日 しウ等本 てムの大 知等後震 ったに災 。種修新 のや潟 情シン中 報ン越	中ア熊 で団本 知体の ったの たネ災 ッ害 トボ ワー ンケ のイ	除に熊 く）行本 ）っ地 ）て震 ）知の ）つ被 ）た災 ）た地 ）へに ）3支 ）.援	照知内 ）っ閣 ）た府 ）（の ）下ホ ）記ーム ）（ペ ）参ー ）考ジ ）参で	で報 知道 つや たイン ター ネット 等	基等ス 準、フ を国イ 通際ア して・ 知な ったプロ たジェ った支 た援 のクト	その他	無回答
全体	42 100.0	12 28.6	14 33.3	7 16.7	8 19.0	6 14.3	8 19.0	9 21.4	9 21.4	1 2.4

【その他（主な内容）】

- ・平時にできていないことは非常時にできないことが多いため、平時からあらゆる意思決定の場に女性が参画できるよう啓発事業等を行ってきた。また、阪神淡路大震災等に関する情報も得ており、東日本大震災の経験からも再認識した。
- ・防災・復興に限らず、男女共同参画は必要。
- ・外国人への差別、女性への差別の問題を意識して活動している。
- ・以前から男女共同参画の視点が必要だと認識していた。
- ・セーブ・ザ・チルドレンは日本を含む 29 か国の独立したメンバーが連携し、約 120 か国で子ども支援活動を展開しており、日本国内での経験に加え、世界各地での災害・紛争地での緊急・復興支援活動の経験と知見を共有している。また子どもの権利の推進団体として、あらゆる差別の禁止は組織の理念から職員の行動規範、また事業設計の基準の中に重要な原則として位置づけられている。
- ・これまでの活動や経験から当然視点として持っている。
- ・特定非営利活動法人の活動を通じて知った。
- ・男女を問わず、災害救護のための救護訓練を実施している。
- ・男女共同参画の視点に立った活動を理念に掲げ設立した。
- ・緊急救援活動や防災活動を通じて、重要性を認識してきている。

男女共同参画の視点を踏まえた防災・復興の実践について、「実践がある」は 26 団体 (52%)、「実践がない」は 22 団体 (44%) となっている。

図表 3-3-3 男女共同参画の視点を踏まえた防災・復興の実践の有無

	調査数	有	無	無回答
全体	50 100.0	26 52.0	22 44.0	2 4.0

実践している団体はどのような取組を行っているかをこちらに記入してください。 《男女共同参画の視点を踏まえた防災・復興の実践が「1. 有」を選択した場合に回答》

実践している団体の取組として、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

○子供への支援

- ・地震で傷ついた心のケアについて子供の活動や親の会など相談活動。（2件）
- ・「こどもひろば」の開設・運営。
- ・「避難所でできる遊び」に関する特設サイトの開設。
- ・給食支援。
- ・学用品、学校備品の配布。
- ・子供の貧困支援（給付型緊急子どもサポート、給付型奨学金）。
- ・子どもまちづくりリーダーツアーや報告会の開催。
- ・職業体験バス支援等。
- ・子どものためのPFA研修。
- ・イベントの開催（キッズサッカー大会、トランポリン体験、輪なげ、ボールなげ、ゴルフ親子体験など）。

○女性対象

- ・子育て世代の女性に対する心のケア。
- ・子育て世代の女性に対するイベントの開催（交流会、防災講座等）。（2件）
- ・交流会開催時に子供を預かるコーナーの設置。
- ・組織の意思決定に女性の視点・意見を取り入れている。（2件）
- ・パネル調査の実施（震災が女性のライフコースに与える影響等）。
- ・女性の就労支援（スキルアップセミナー、女性管理職育成の実施）プログラム。（3件）
- ・ワークショップの実施（防災、減災、DVについて等）。（2件）
- ・シングルマザーへの支援（被災した外国籍のシングルマザーへのインタビュー調査、シングルマザーの居場所づくり）。
- ・物資の提供（お尻ふき、離乳食等）。（2件）
- ・避難所の環境整備（トイレ、洗濯、授乳、子どものスペースなど）。

○その他

- ・広報誌、パンフレットの作成と配布（テーマは東日本大震災からの復興と男女共同参画、防災等）。
- ・イベントの開催（女性のエンパワーメントの必要性、防災、外国人被災者救援活動の取組と課題についてのシンポジウム、仮設住宅で「おしゃべり」カフェの開催、地域リーダー育成プログラム、男女平等先進国視察研修など）。（5件）
- ・災害時のセンター同士の相互支援システムを構築し、全国女性会館協議会全国大会分科会において、システム運用の疑似体験を実施。
- ・支援物資の運搬・配布。（3件）
- ・がれきの撤去など災害支援を行う団体の中間支援。
- ・ネットワークづくり（まちづくりや復興に取り組む女性たちを対象としたスタディツアーの実施）。
- ・連絡会議の開催地元のニーズの把握。
- ・行政との調整農業。
- ・森林ボランティア活動。
- ・スタッフの採用、配置にあたって男女の共同を意識して取り組んでいる。
- ・アンケート調査（震災後の支援活動について等）。
- ・専門機関と連携する体制づくり。

（２）発災後の対応

① 職員やボランティア等の派遣

問４ 貴団体が被災地に派遣した職員やボランティア等の状況について

被災地に派遣した職員の延べについて、167.5 人のうち、「男性」は 75.0 人（45%）、「女性」は 54.5 人（33%）となっている。

派遣したボランティア等の延べ人数について、1133.0 人のうち、「男性」は 81.9 人（7%）、「女性」は 102.3 人（9%）となっている。

図表 3-4-1 派遣した職員の延べ人数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
派遣した職員の延べ人数	44	167.5	635.4	0.0	3636.0
男性	44	75.0	343.9	0.0	2152.0
女性	44	54.5	248.3	0.0	1484.0
派遣したボランティア等の延べ人数	42	1133.0	5856.3	0.0	37900.0
男性	41	81.9	321.6	0.0	1800.0
女性	41	102.3	338.5	0.0	1609.0

派遣した職員について（該当するものすべてに○）

派遣した職員について、「平時から、男女問わず被災現場に派遣できるよう研修している」が 13 団体（41%）と最も多く、次いで「災害担当者の中に女性職員がいた」が 12 団体（38%）、「災害担当者で

はないが、過去の災害で現場経験のある女性職員を（も）派遣した」が10団体（31%）となっている。
また、「女性職員の派遣について、必要な資機材、環境整備」についての具体的な内容、その他については以下の通りである。

図表 3-4-2 派遣した職員について

無回答																							
その他																							
女性職員の派遣に際して、必要な資機材、環境整備を行っていた。																							
派遣職員の男女比は、職員の男女比とほぼ同じである。																							
育児・介護などの家庭の事情を考慮し、派遣期間を短くしている。																							
派遣先に求められている要件に合う職員が女性だった。																							
派遣職員を公募した結果、女性を採用し現地に派遣した。																							
職員の都合により、たまたま女性職員を（も）派遣した。																							
災害担当者ではないが、過去の災害で現場経験のある女性職員を（も）派遣した。																							
男女両方の拠点から支援が可能となるよう、あえて男女両方の職員を現地に派遣するようにした。																							
平時から、男女問わず被災現場に派遣できるよう研修している。																							
被災地の状況から女性職員を派遣する必要性があった。																							
被災地から女性職員の派遣要請があった。																							
災害担当者の中に女性職員がいた。																							
女性職員の派遣に際して、必要な資機材、環境整備を行うことが難しかった。																							
育児や介護等を担っている職員が男性と比較して多く、女性職員を派遣できなかった。																							
派遣職員は原則自主的に手を挙げた人の中から選定していたが、手を挙げた女性職員がいない・少なかつた。																							
被災地から男性職員の派遣要請があつた。																							
男性職員を中心に派遣するのが団体としての方針であつた。																							
防災や災害対応の経験がある女性職員がいない・少なかつた。																							
調査数																							
全体	32	3	0	0	2	3	0	12	2	9	13	9	10	6	3	5	1	5	3	7	0		
	100.0	9.4	0.0	0.0	6.3	9.4	0.0	37.5	6.3	28.1	40.6	28.1	31.3	18.8	9.4	15.6	3.1	15.6	9.4	21.9	0.0		

【具体的な内容（女性職員の派遣について、必要な資機材、環境整備）】

- ・男女関係なく、災害対応できる職員が対応した。
- ・宿泊場所の確保（男女別々、個室の確保等）。（3件）
- ・防犯対策。
- ・相談体制の整備。

【その他（主な内容）】

- ・当会は、2016年4月16日から4月30日まで外国人向け避難所になった熊本市国際交流会館で炊き出し活動を担った。熊本市内在住の外国人女性（主に結婚移住者）がボランティアで協力してくれ、1日10名前後のボランティアでまかなう。（その7-8割は女性）、外国籍のシングルマザーへの調査も女性ボランティアスタッフが担っており、当会の事務局ボランティアスタッフの男女比はほぼ半々であるが、救援支援の対象となる、被災者やボランティアとして協力してくれる方の7-8割が女性で、女性を中心とした活動となっている。
- ・避難所となった施設（体育館等）の指定管理者としてもともと勤務し、営業ができなくなり、避難所運営に入る熊本市職員の補助に回っており、派遣とは異なる。（当該施設に勤務する職員がシフトを組み、男女比への配慮あり）。
- ・問10に記載した被災地への支援を、女性の副館長が主導し、男性の職員とともに被災地への輸送までを行ったもの。
- ・男女を問わず研修等を実施。
- ・派遣職員は女性の方が多くなった。（2件）
- ・災害発生の場合、行政からの要請を受け、災害ボランティアセンターを立ち上げ、センター運営業務にあたるのが主であり、職員を現場に派遣する場合は男女を問わず、対応できる職員を派遣した。

派遣したボランティアについて（該当するものすべてに○）

派遣したボランティアについて、「性別にこだわらずボランティアを公募した」が16団体（70%）と最も多く、次いで「被災地の状況から、女性ボランティアの派遣の必要性があつた」が6団体（26%）、

「派遣先に求められている要件に合うボランティアに女性が多かった」「女性ボランティアの派遣に際して、必要な資機材、環境整備を行っていた」が5団体（22%）となっている。また、「女性ボランティアの派遣について、必要な資機材、環境整備」についての具体的な内容、その他については以下の通りである。

図表 3-4-3 派遣したボランティアについて

	調査数	性別にこだわらずボランティアを公募した	派遣先に求められている要件に合うボランティアに男性が多かった	被災地の状況から、男性ボランティアの派遣の必要性があった	女性ボランティアの派遣に際して、必要な資機材、環境整備を行っていた	性別を意識してボランティアを公募した。	派遣先に求められている要件に合うボランティアに女性が多かった	被災地の状況から、女性ボランティアの派遣の必要性があった	男女両方のボランティアがバランスよく派遣されるよう努力した	現地では、意識して男女両方のボランティアリーダーを立てた	女性ボランティアの派遣に際して、必要な資機材、環境整備を行っていた	その他	無回答
全体	23 100.0	16 69.6	1 4.3	3 13.0	0 0.0	0 0.0	5 21.7	6 26.1	3 13.0	2 8.7	5 21.7	7 30.4	2 8.7

【具体的な内容（女性ボランティアの派遣について、必要な資機材、環境整備）】

- ・がれきの撤去については、女性がいる場合はトイレの確認が必須であった。
- ・宿泊場所（男女別々、女性専用宿泊場所の確保）。（2件）
- ・防犯対策。
- ・相談体制の整備。
- ・生活備品の提供。
- ・活動資機材の提供。
- ・交流会会場での女性ボランティアが子連れで行けるよう、会場を選んだ。
- ・知り合いを通してお願いした。男女問わず協力できる方。
- ・地域に根ざした活動等で炊き出し等を積極的にした。

【その他（主な内容）】

- ・当団体に女性しかいなかったため。
- ・当会の日常的な活動対象も、また、熊本地震での被災者救援や支援活動の対象も、外国籍、特に移住女性達であり、また、当会へボランティアとして協力してくれる人々も、移住女性らが中心となっているため。
- ・盛岡と熊本を車で往復するというハードな行程であり、それに対応出来るボランティアは男性しかいなかった。
- ・性別にこだわらず、ボランティア訓練を実施している。
- ・子ども及びその保護者を対象とした、子どもにやさしい遊びの空間の設置・運営をおこなったため、男女両方の利用者（幼児、児童）に対応が可能になるよう、性別のバランスがとれるよう考慮してボランティア人員の選定派遣をおこなった。

- ・会として公募等を行っていない。本会事務局へ連絡してきた活動希望者に対応した。
- ・リーダーは理事の中からとボランティアで経験のある方をお願いした。
- ・国際機関やNPOから応援の職員を派遣してもらった。その際に、可能であれば女性の派遣も含めて依頼し、女性の応援スタッフを確保できた。

問5 被災地に職員やボランティア等を派遣した際の、災害派遣に関する説明会の実施や派遣者用のマニュアル等の作成状況について

① 災害派遣に関する説明会の実施

災害派遣に関する説明会の実施について、「実施がある」は10団体（20%）、「実施がない」は36団体（72%）となっている。

図表 3-5-1 災害派遣に関する説明会の実施

	調査数	有	無	無回答
全体	50 100.0	10 20.0	36 72.0	4 8.0

② 派遣者用のマニュアル等の作成

派遣者用のマニュアル等の作成について、「作成がある」は12団体（24%）、「作成がない」は33団体（66%）

図表 3-5-2 派遣者用のマニュアル等の作成

	調査数	有	無	無回答
全体	50 100.0	12 24.0	33 66.0	5 10.0

③ 災害派遣に関する説明会や派遣者用のマニュアルの内容について

災害派遣に関する説明会や派遣者用のマニュアルの内容について、「男女共同参画の視点を踏まえた事項が含まれていた」は5団体（33%）、「男女共同参画の視点を踏まえた事項が含まれていない」は10団体（67%）となっている。

図表 3-5-3 災害派遣に関する説明会や派遣者用のマニュアルの内容について

	調査数	有	無	無回答
全体	15 100.0	5 33.3	10 66.7	0 0.0

男女共同参画の視点を踏まえた事項を反映させるための工夫等の内容を記入してください。
《③で「1. 有」を選択した場合に回答》

男女共同参画の視点を踏まえた事項を反映させるための工夫については、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・体力面での女性の負担を軽減するような役割分担。
- ・写真なども用いて説明し、男女共同参画の視点を持ってもらえるよう工夫した（物資配布、トイレ、体力の問題、プライバシーの問題等）。
- ・当団体は避難所にて入浴の機会がない被災者を対象とした介護車を用いた入浴支援事業を行っており、女性の入浴希望者も安心してサービスを利用できるようボランティアの性別を合わせた。
- ・通常業務において、男女共同参画の視点を踏まえた活動を行っているため、災害派遣に特化せずに説明を行っている。

（３）避難所等での支援について

① 支援活動を行った市町村

問 6 貴団体の職員を派遣した市町村はどこですか。（該当するものすべてに○）

職員を派遣した熊本県の市町村については、「熊本市」が 28 団体（56％）と最も多く、次いで「益城町」が 20 団体（40％）、「西原村」は 12 団体（24％）となっている。

図表 3-6-1 職員を派遣した熊本県の市町村

	調査数	熊本市	八代市	玉名市	山鹿市	菊池市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	和水町	南関町	大津町	菊陽町
全体	50 100.0	28 56.0	4 8.0	1 2.0	2 4.0	2 4.0	6 12.0	6 12.0	6 12.0	4 8.0	0 0.0	0 0.0	1 2.0	0 0.0	3 6.0	5 10.0

図表 3-6-2 職員を派遣した熊本県の市町村

	調査数	南小国町	小国町	産山村	高森町	南阿蘇村	西原村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	水川町	その他	無回答
全体	50 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	10 20.0	12 24.0	11 22.0	7 14.0	20 40.0	6 12.0	0 0.0	6 12.0	3 6.0

職員を派遣した大分県の市町村については、「由布市」が 1 団体（2％）となっている。

図表 3-6-3 職員を派遣した大分県の市町村

	調査数	大分市	別府市	日田市	竹田市	宇佐市	由布市	その他	無回答
全体	50 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.0	0 0.0	49 98.0

問7 避難所の支援を行った団体にお聞きます。貴団体の職員やボランティア等が支援を行った避難所について、その数をご記入ください（把握している分だけで結構です）。また、貴団体の職員やボランティア等が支援を行った避難所の種類についてご記入ください。

職員やボランティア等が支援を行った避難所について、11.3 箇所となっている。

図表 3-7-1 職員やボランティア等が支援を行った避難所の数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	39	11.3	25.4	0.0	129.0

職員が支援を行った避難所の種類について、「一般（一般住民対象）」が 28 箇所（56%）と最も多く、次いで「母子を対象（母子、妊産婦、新生児、乳幼児対象）、女性専用」、「その他（福祉避難所等）」がそれぞれ 10 箇所（20%）となっている。

図表 3-7-2 職員が支援を行った避難所の種類

	調査数	一般（一般住民対象）	母子を対象（母子、妊産婦、新生児、乳幼児対象）、女性専用	その他（福祉避難所等）	無回答
全体	50 100.0	28 56.0	10 20.0	10 20.0	16 32.0

問8 貴団体が支援を行った避難所について、育児、介護、女性等の多様なニーズをどのように把握していましたか。（該当するものすべてに○）

支援を行った避難所における育児、介護、女性等の多様なニーズについては、「保育士、介護士、看護師など専門職員を配置した」が 14 団体（28%）と最も多く、次いで「担当を決め、ニーズの聞き取りを行った」が 12 団体（24%）、「ノウハウを有する派遣職員を担当とするようにした」が 11 団体（22%）

となっている。

図表 3-8-1 支援を行った避難所における育児、介護、女性等の多様なニーズについて

	調査数	避難所の運営体制に職員や女性を避難配置した	保育士、専門職員を配置し、看護師など専門職を配置した	担当を決めた、ニーズの聞き取りを行った	同性が調査を行う際に、配慮した	ニーズを担う有るよう派遣した職員を担うよう派遣した	その他	特に行っていない	無回答
全体	50 100.0	8 16.0	14 28.0	12 24.0	4 8.0	11 22.0	8 16.0	8 16.0	15 30.0

【その他の内容】

- ・避難所の責任者にニーズを聞いたので、直接の聞き取りは行っていない。
- ・子どもあそび場の運営の補助など。
- ・熊本市国際交流会館が日本人避難所も含む、外国人向け避難所となり、外国籍の避難者の中には、乳幼児を連れた外国人女性、DV 被害者、シングルマザーも含まれており、女性の避難者の方が多く、多言語対応だけでなく、個々の事情に応じた相談や対応が求められた、また、避難所の運営にあたった熊本市国際交流会館の指定監理団体だった熊本市国際交流振興事業団の職員にも女性職員が多くいたこと、これまで外国人相談員として日常的な相談業務にあたっていた女性相談員もいて、女性の相談に対応できた。
- ・避難所にいるスタッフやボランティアから協力を得て情報を把握した。
- ・保健所（地域コーディネート本部）との連携。
- ・物資配布時、赤ちゃん用関連物資（オムツや離乳食など）、生理用品配布の近くには女性職員を配置し、物資の配布以外にもニーズの聞き取りや相談事を受けられる体制を確保した。
- ・スフィアスタンダード等に基づく災害支援の国際基準に照らし合わせて調査票を作成・記入。
- ・避難所の担当職員や支援者（NPO 等）に災害ボランティアニーズキャッチの協力を求めるとともに、チラシ配布・ニーズ調査、運営支援を目的としたボランティア派遣を行った。また、ボランティアのグルーピングの際には、出来るだけ男女混合となるよう調整した。
- ・行政が乳幼児家庭の避難所として開設したところに加わって私が居たという立場（町の委託事業として子育て支援をやっているということから）での支援というスタンス。

問9 貴団体が支援を行った避難所について、男女共同参画の視点を反映させるために行った取組や工夫があれば、具体的にご記入ください。また、男女共同参画の視点から課題が発生したことがあれば、以下に把握している範囲で結構ですので、その避難所の対象・特徴や課題等を記入してください。※いずれも、複数の避難所支援を行っていた場合には、どこの避難所であるかも記載してください。

男女共同参画の視点を反映させるために行った取組や工夫

男女共同参画の視点を反映させるために行った取組や工夫について、具体的な内容として以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・外国人被災者への配慮（災害情報など多言語対応、各国大使館や領事館への対応自宅へ戻れない被災者の避難所からの転居先の確保等）（熊本市国際交流会館）。
- ・女性への配慮（相談窓口の設置、生理用品や下着などの配布）。
- ・プライバシーの確保（更衣室、トイレの区分け、授乳室の設置）。（3件）
- ・共用トイレの設置。
- ・防犯（暗がりの場所に防災センサーライトの設置、男性職員の夜間警備）。
- ・専門家に避難所の衛生面や環境改善に関するアドバイスをもらった。
- ・役割分担（食事の配膳、清掃は男女両方行う。物資配布は内容を考慮する）。（2件）
- ・子供への配慮（読み聞かせ、手遊びなど子供向けの活動に職員を派遣した）。
- ・高齢者への配慮（介護予防運動を職員が指導）。
- ・中間支援的な活動が多かったため、できる人が行った。

男女共同参画の視点からの課題

男女共同参画の視点からの課題として、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・震災後早急なプライバシーの確保（仕切り、簡易ベッド等）。（2件）
- ・震災後早急な避難所の環境整備（男女別のトイレ、更衣室等）。（3件）
- ・女性リーダーの不足。（3件）
- ・女性運営委員の不足（女性目線の意見が反映されない、生理用品などの配布を男性がしているなど）。（3件）
- ・避難者同士のトラブルに対する対応（ストーカー疑惑、男性避難者から女性職員に対しセクハラ等）
- ・妊婦や乳幼児家庭に対する配慮不足（他人に迷惑をかけることを恐れて避難所か活用せず実家や親せき宅に疎開していた。）（熊本市東区ママたちの声）。（2件）
- ・分かりやすい避難所運営のマニュアル（文字だけの構成でなく図解や絵などで女性や要援護者に配慮したことをまとめておくべき。マニュアル軽視の傾向は、一生に一度レベルの経験値しか積めない各地の自治会自主防災会にとって課題の一つ）。
- ・避難所の物理的なスペースの不足。

問 10 避難所以外の支援で、育児・介護・女性・男性等の多様なニーズへの配慮を行った事例があれば具体的に記述してください。

避難所以外の支援で、育児・介護・女性・男性等の多様なニーズへの配慮を行った事例として、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・熊本地震の被災地を訪れ、市や県の男女共同参画センター等の方々と情報交換し、東日本大震災の経験（主に避難所運営や男女共同参画センターの役割）等を伝えた。

- ・被災し、心身共に疲れた母親への育児支援・ママ時間支援として、託児支援を主に行った。心のケアが必要となり、母親にも自分と向き合う時間が必要であると感じ、現地の支援者と連携し、母親の時間を作ることをおこなった。託児専門スタッフを派遣し、子どもも遊びを通し、思いっきり楽しむ時間を提供した。
- ・在宅や駐車場や空き地などで車中泊している外国籍の女性被災者の安否確認や相談対応、又警察の留置所で拘留中に被災した外国人女性被害への面会や差し入れ(お金など)、住宅の被災により転居を迫られたり、働き先が被災し休業や操業できなくなり休職や解職を余儀なくされ収入を失った外国籍のシングルマザーへの寄付金を財源とする緊急融資の提供を行った。
- ・熊本市民病が被災したため、児童発達・障害児の預かりが不可能となり、熊本市内にある民間の「おがた内科・小児科」が、トレーラーハウスを用いて預かり場所を設置した。そこへ当団体の有資格者(保育士、社会福祉主事、サービス管理士、相談支援専門員など)を派遣した。
- ・地震後、保育園や学校が休校・休園となり子どもを預ける施設がなく、多くの子育て中の先生方が医療現場に向かうことができない状態が懸念されたため、会員の先生からの発案で、熊本市医師会館内に併設している一時預かり保育所「メディッコクラブ」において、医師の子どもを対象に、4/21~5/9の12日間(日曜・祝日を除く)、保育所の臨時無料開放を実施した。また、開放の際、昼食・おやつも無料提供した。
- ・対象地域での小中学校、学童、保育園などにおいて配布した防災ずきんは、男女別の色分けなどせず、全員統一した。
- ・こどもへの支援
大きな地震によるこども達が受けた心的被害はあまりにも大きすぎた。また、避難所での生活はストレスを蓄積し、行き場のない憤りを感じている様子がいたるところで見て取れた。そこで、すぐさまにYMCAとして出来るアクションを起こした。
- ・わくわくワーク隊の結成
こども達のボランティア組織を立ち上げた。物資係り、掃除係り、配布係りなどこども達が参加できる活動を提供した。また、その組織づくりには、YMCAがキャンプで行うグループワークの手法が用いられ、ベテランのキャンプディレクター経験者が行った。
- ・プレイルームの設置
室内外にこども達が集え遊べる場所の確保を行った。幼児教育の専門家や、スポーツの指導者、また専門的な学びをしている学生などが主体となってこども達をサポートした。
- ・学習スペースの設置
受験生や高学年のこども達への学習をするスペースを設け、学校再開に向けて、また避難所においても学習ができる環境を整えた。
- ・こどもが楽しめるボランティア支援
ゆるキャラやマジックショー、お笑いやパフォーマンスなどの支援団体や個人を優先的に受け入れて、こども達が少しでも地震の恐怖や不安を払拭できる機会を設けた。
- ・女性への支援
女性の更衣室を設け、プライベートの確保スペースを設置した。避難所では、ダンボールベットや布の間仕切りなどで女性が着替えたりすることが困難なケースが多々予想されたことから、早急に専用

スペースを設けた。

- ・授乳室を設置。

女性が安心して授乳できる環境と、同じ境遇の母親同士が触れ合う機会の場を創出することを目的に設置した。

- ・女性の下着などの配給に際しては、女性専用のブースを設け配布する配慮を行った。女性の権利は当然とし、安心感を与える上で、別専用スペースにて配布した。また、このことは犯罪への抑制も考慮しての対応であった。

- ・高齢者への支援

高齢者の現状把握を実施した。医療スタッフ、介護スタッフ、ボランティアと連動し高齢者への調査を進めながら、避難者の方々のニーズ調査やヒアリングや問診などからパーソナルレコードを作成し、実態の把握を行った。

- ・専門スタッフの配置

医師や医療スタッフとの連携、介護の専門スタッフによる排せつや入浴介助や様々なケアを行った。また、介護福祉においては、熊本 YMCA 老人ケア科の講師、卒業生の支援により専門的な支援を実施した。・健康体操など健康維持のための機会を設けた。資格者によるエクササイズの機会や、ラジオ体操の推奨から専門スタッフによるウォーキングなどを定例化させた。また、掃除タイムを設け、体を動かす機会を設けた。・多団体との協働により、交流スペースを設け、孤独感や閉塞感を無くすことと楽しみを見つけ生きる力を与える環境を整えた。

- ・特別ニーズへの対応を実施

自閉症スペクトラムの傾向や、コミュニケーションが苦手な方々への専門スタッフからのアプローチや支援を行い、実態の把握に努めた。また、医療機関や行政への細かな報告を行いながら必要な支援を行った。アレルギーを持っている方々への配慮とし、早い段階からアレルギー対応の食事を支援物資として頂いたことにより、対応が出来た。

- ・当財団は、特定非営利活動法人全国女性会館協議会の会員館として、同協議会が運営する「大規模災害時における男女共同参画センター相互支援システム」に登録している。地震発生後は、同システムへのアクセスにより、熊本市男女共同参画センターが情報発信した「被災地で主に女性が必要とされている物資」の種類を把握でき、当財団では職員や女性団体等から寄せられた支援金でこれらの物資を購入し、集まった支援物資とともに熊本市男女共同参画センターへ届けることができた。また、熊本市男女共同参画センターから当財団に、『更衣室』『授乳室』等、避難所での女性に配慮した表示例の情報提供があり、佐賀県職員が被災地支援に活用できるよう、当財団から佐賀県庁に情報提供を行った。

- ・民間支援団体に被災地が求めている物資の情報提供 性犯罪を防ぐ防犯ブザーやペンライトなど

- ・支援おんぶ紐の配布

熊本地震直後、SNS 等を通して、無料おんぶ紐「もっこ」貸出しを行った。

- ・交流会開催

育児中の被災者のママたちを交流会に無料で招待。無料おんぶ紐を配布地震でのつらい体験を共有。精神的なサポート。震災での問題点を話す。育児の問題を共有。みんなで解決。専門家のお話、わらべうたなどママと赤ちゃん向けイベントなど

- ・問3にて回答しているハグプロジェクト及び社会的保育実践者派遣プロジェクト④自ら被災者であり支援者でもある方々（保育者、親御さん、子どもに関する支援者など）に向けた、すぐに実践できる心のケアセミナー（ハグプロジェクト）を実施。⑤現状として、女性が職員として多く関わる保育園への被災後の社会的保育実践者の派遣。特に、今回は指定避難所ではない保育園が、私設避難所として園を開き、そのまま、保育に戻ったため、不安定な子どもたちや親御さんを支える保育士が疲弊してしまっていた。そんな中で、新人保育士の離職を防ぐため、また子どもや親御さん、そして保育士たちが安定した日常を取り戻す為、試験的な派遣事業を専門家のアドバイスを元に企画、9月から県内外より18名を県内7つの園に派遣を行い、その成果を取りまとめ、今後の仕組みづくりを目指す。
- ・地震後、自治体内の子育て施設が被災し一時的に機能を停止したこと受け、教育委員会等の行政機関と連携しつつ、子どもが安心安全に遊ぶ空間を設置し、ボランティアによる見守り活動を実施した。また同空間には専門家ボランティアとして、臨床心理士や看護師を派遣し、地震による子ども及び保護者への心理的影響、ストレスを最小限に抑えるためのケアを提供した。とりわけ、女性を中心とする保護者に対しては、臨床心理士が子育てや子供の心理に関する不安や悩みについて相談に応じ、専門的見地からのアドバイスを行った。更に、被災地の保護者や教育関係者が地震後の子どもの心理的变化に対応できるよう、臨床心理士や児童精神科医による講習を開催し、保護者や子育て関係者の支援をおこなった。
- ・益城町で車中泊の被災者支援の際、駐車場を利用した物資配布所で活動。日中は物資支援、夜は簡易休憩所（のちにカフェ）運営を行った。
- ・女性及び男性の居場所づくり被災しても職場の片づけ、地域の消防団としての活動で外出が多くなりがちな男性にくらべ、女性は子供と共に一日中車中泊の駐車場で過ごしていることが分かってきた。狭い車中の中で一日中子どもと過ごすことに母親がストレスを感じ、それが伝わる子どもたちも次第にストレスを高めていったとき、物資支援で山積みになっていた雑誌や本を集めて簡易図書館を設置した。次第に人が集まり、被災のつらさやストレスを話し合える場になった。夜はテント内にこのテーブルとベンチを移動したところ、仕事から戻った男性がくつろげるような場所となった。話を聴くと家族には漏らせないストレスを抱えている方がほとんどだった。日中と夜間でそれぞれに過ごすことのできる場になった。
- ・衛生管理簡易トイレが和式、洋式に分かれて一列に並べられていたが、男女別になっておらず、非常に使いづらい状況になっていた。4月でも日中非常に暑くなる時期だったため、水分補給をよびかけるもトイレに行きたくないという子どもが多く、簡易トイレの汚さが問題になっていた。（トイレへの恐怖心からおねしょをする小学生以上の子どもが増えた。特大サイズ、大人用小サイズのおむつの需要が一気に増えた）男女別の貼り紙をし、きれいに保てるよう呼びかけた。また少しでも悪臭を軽減するため医療チームに脱臭剤を依頼した。
- ・ジャパン・プラットフォームの加盟団体の一つである「JAR」という団体は被災外国人や性的マイノリティへなど多様なニーズへの配慮がなされているかの調査をしていた。また、同じく加盟団体のピース・ウィンズ・ジャパンはペット連れ家族のためのテント等を用意していた（ペットがいて避難所へ入らず車中泊する被災者が多数いたため）。
- ・障害者に対する相談支援を中心に行ったが、女性からの依頼には必ず女性に対応した。家の片づけを

行う際にも、主な片付けの現場は男性の力で行い、女性が相談者に寄り添うような形で行った。

- ・学校や公民館等でロコモシンドロームにならないためにも体操を行った
- ・避難所以外においては、十分なニーズの把握も困難だったため、今後の災害では、これらのニーズをどう把握し、その情報を誰と共有し、どのように対策をとるか、事前の準備が必要と思われる
- ・月の連休明けより子育て支援事業再開。その中で通常事業と併せて、母子対象の遊び、お喋り会（ピアサポート）、支援者向けのプレイセラピーを実施した。

（４）その他

問 11 男女共同参画の視点を踏まえた支援等の取組を実施するにあたり、貴団体職員・ボランティアと被災自治体職員及び災害派遣職員との連携状況について（該当するものすべてに○）

男女共同参画の視点を踏まえた支援等の取組を実施するにあたり、団体職員・ボランティアと被災自治体職員及び災害派遣職員との連携状況について、「民間支援団体と概ね円滑に情報共有ができた」が 22 団体（44%）と最も多く、次いで「被災自治体職員と概ね円滑に情報共有ができた」が 20 団体（40%）、「民間支援団体と概ね円滑に役割分担ができた」が 17 団体（34%）となっている。

図表 3-11-1 団体職員・ボランティアと被災自治体職員及び災害派遣職員との連携状況について

	調査数	被災自治体職員と概ね円滑に情報共有ができた	被災自治体職員との情報共有に難しかった	民間支援団体と概ね円滑に情報共有ができた	民間支援団体との情報共有に難しかった	被災自治体職員と概ね円滑に役割分担ができた	被災自治体職員との役割分担に難しかった	民間支援団体と概ね円滑に役割分担ができた	民間支援団体との役割分担に難しかった	被災自治体職員及び民間支援団体の両方とも適切な指示が出すのに難しかった	被災自治体職員及び民間支援団体の両方とも適切な指示が出すのに難しかった	その他	特になし	無回答
全体	50 100.0	20 40.0	12 24.0	22 44.0	3 6.0	10 20.0	6 12.0	17 34.0	3 6.0	6 12.0	3 6.0	3 6.0	7 14.0	2 4.0

【その他の内容】

- ・熊本市から派遣された自治体職員は一人で国際課の職員が夜間常駐しているだけで、避難所運営は指定監理団体であった熊本市国際交流振興事業団が実質的に運営にあたっており、熊本市国際交流振興事業団職員らと 日頃から人的信頼関係があり、そのような「やわらかい官」と当会など民間団体との連携がうまくいき、（日本で最初の？）外国人向け避難所が誕生した。
- ・自治体や担当者、団体によってできたり、できなかったりした。
- ・NPO くまもとや JVOAD が中心となり早い時期から「火の国会議」を立ち上げてくれたのは情報共有、連携調整、男女共同参画等、あらゆる面からとても効果的だった。
- ・一般避難所では避難所派遣職員（被災自治体ではなく他県からの応援職員）との情報共有が難しく、改善が必要な部分になると「上からの指示がないとできない」と言われたり、応援職員なので判断できないということも多々あった。
- ・障害のある女性への配慮については、丁寧に話をすればきちんと対応して頂けた。逆に自治体職員の相談を聴かせて頂くこともできた。小さな出来事でも本人にとっては重大な心の負担になるが、非常時の混乱期には被災自治体職員に期待するのではなく、外部支援団体、外部支援者がうまくかわる

べき。

問 12 被災自治体職員又は災害派遣職員との連携に関する上記回答の背景、要因について、お気づきの点、考えられている点があれば下記にご記入ください。（例： 受援体制が整っていた／いなかった。被災自治体職員の経験、研修等が十分であった／なかった。等）

被災自治体職員又は災害派遣職員との連携に関するの背景、要因について、お気づきの点、考えられている点として以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・連絡会議を定期的開催し、情報共有と役割分担を明確にすることでうまく連携ができた。
- ・長期間避難所の担当でいたため、住民や NPO からの信頼ができ、円滑な対応が実施できた。
- ・被災自治体職員とは概ね良好な情報交換ができたが、なかには民間の派遣職員へ不信感を抱いている職員もいた。
- ・短期間（1 日～1 週間）での交代になり、引継ぎができていなかった。
- ・避難所や仮設住宅への支援を行う上での行政職員ではない住民リーダーの必要性（行政職員だと即決できない。受援体制の整備のため、不公平感をなくすため等）。
- ・被災者の声に耳を傾けず、課題を課題と捕らえていなかったため、対応に遅れもしくは対応されなかった。（2 件）
- ・途中から、避難所運営に関する運営者会議に NPO を入れるようになった。
- ・災害派遣職員・災害対応経験のある職員は、一定レベルのノウハウや民間組織に対する理解があった。
- ・先災地の派遣職員の事例にとらわれ、熊本地震に合わない災害対応の提案や対応を行っていた。
- ・相互支援システムに登録していたことで、地震発生後、男女共同参画センターから物資や情報提供があり、全国の会員がこれらの情報を支援活動に活用することができた。
- ・女性職員に対する配慮（避難所に女性職員を一人で回診に行かせるなど）。
- ・女性視点の意見の反映がされにくい。
- ・事前の準備（事前の受援体制のシミュレーション、研修の実施、他の既存の被災自治体職員から受援時の話を聞いておく等）。（2 件）
- ・受援という言葉の理解不足。
- ・被災自治体職員の経験や知識、ノウハウの不足（災害救助法も含む）。（3 件）
- ・民間 NPO への理解不足。
- ・被災した家族において業務にあたる姿勢には心から同情した。
- ・災害支援コーディネーターの役割が市民レベルで必要であると感じた。民間資格の防災士会などによる災害対応の知識（女性を含む要援護者対策）とコーディネーションのスキルアップを期待する。
- ・熊本市国際交流会館での避難所は、外国人向け避難所として、文化に配慮した食事の差し入れの受け入れ、食事の提供、温かい食事の提供や差し入れ品の直接受入など、指定監理団体と民間団体の連携による自習的な運営をおこなった避難所があった。そして、マスコミを通じて全世界に報道され、又自国民保護を求める各国の大使館や領事館等への期待に応え、市民外交や自治体外交の拠点ともなり高く評価され、国際的信用を高めるうえで貢献した。

問 13 貴団体における支援物資の提供の状況について

支援物資の提供の状況について、生理用品について、「提供あり」は 19 団体（38%）、「提供なし」が 25 団体（50%）となっている。

粉ミルクについて、「提供あり」は 16 団体（32%）、「提供なし」が 28 団体（56%）となっている。

小児用紙おむつについて、「提供あり」は 21 団体（42%）、「提供なし」が 23 団体（46%）となっている。

おしりふきについて、「提供あり」は 19 団体（38%）、「提供なし」が 23 団体（46%）となっている。

離乳食について、「提供あり」は 17 団体（34%）、「提供なし」が 26 団体（52%）となっている。

図表 3-13-1 被災地での支援物資としての提供について

	調査数	有	無	無回答
簡易間仕切り	50 100.0	4 8.0	36 72.0	10 20.0
段ボールベッド	50 100.0	2 4.0	38 76.0	10 20.0
更衣室用ダンボール	50 100.0	1 2.0	39 78.0	10 20.0
簡易トイレ	50 100.0	7 14.0	34 68.0	9 18.0
防犯ブザー等	50 100.0	2 4.0	38 76.0	10 20.0
下着(男性用)	50 100.0	9 18.0	33 66.0	8 16.0
下着(女性用)	50 100.0	13 26.0	30 60.0	7 14.0
ハンドクリーム	50 100.0	12 24.0	30 60.0	8 16.0
リップクリーム	50 100.0	9 18.0	33 66.0	8 16.0
化粧品	50 100.0	12 24.0	31 62.0	7 14.0
生理用品	50 100.0	19 38.0	25 50.0	6 12.0
サニタリーショーツ	50 100.0	5 10.0	35 70.0	10 20.0
清掃綿	50 100.0	10 20.0	31 62.0	9 18.0
おりものライナー	50 100.0	10 20.0	31 62.0	9 18.0
中身の见えないゴミ袋	50 100.0	8 16.0	34 68.0	8 16.0
尿漏れパッド	50 100.0	10 20.0	32 64.0	8 16.0
粉ミルク	50 100.0	16 32.0	28 56.0	6 12.0

	調査数	有	無	無回答
アレルギー用ミルク	50 100.0	7 14.0	33 66.0	10 20.0
乳幼児用飲料水	50 100.0	10 20.0	32 64.0	8 16.0
哺乳瓶	50 100.0	8 16.0	33 66.0	9 18.0
哺乳瓶用消毒機材	50 100.0	4 8.0	36 72.0	10 20.0
湯沸かし器具 (乾電池式または発電)	50 100.0	2 4.0	39 78.0	9 18.0
小児用紙おむつ	50 100.0	21 42.0	23 46.0	6 12.0
おしりふき	50 100.0	19 38.0	23 46.0	8 16.0
乳児用着替え	50 100.0	9 18.0	31 62.0	10 20.0
ベビーバス	50 100.0	1 2.0	39 78.0	10 20.0
離乳食	50 100.0	17 34.0	26 52.0	7 14.0
アレルギー対応の離乳食	50 100.0	7 14.0	33 66.0	10 20.0
スプーン	50 100.0	7 14.0	33 66.0	10 20.0
抱っこ紐	50 100.0	5 10.0	36 72.0	9 18.0
授乳用ポンチョ	50 100.0	2 4.0	38 76.0	10 20.0
成人用おむつ	50 100.0	12 24.0	30 60.0	8 16.0
介護食	50 100.0	7 14.0	35 70.0	8 16.0

問 14 男女共同参画の視点から支援物資や備蓄物資の中で、使い勝手がよかった／悪かったものなどありましたか。（例： サイズ設定の細かいブラジャーよりも、カップ付インナーの方が、汎用性が高く、物資の管理や配布もしやすかった。基礎疾患等により食事制限のある方が食べられる食品が少なかった）

男女共同参画の視点から支援物資や備蓄物資について、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

○食品

- ・食品の賞味期限。
- ・支援物資における健康上の問題（乳幼児にとってお菓子は健康上よくない）。
- ・野菜をとる機会がほとんどないため、缶かパウチパックの野菜ジュースが一日1本でも取れると健康上、また精神的にも落ち着く。

○女性向け

- ・女性用下着（ショーツ・ブラジャー）。
- ・女性の大きいサイズの下着等、東日本大震災の時より格段と改善された。
- ・下着 男女さまざまな方が大勢物資を必要とする中で、異性の目（物資配布担当の大勢は男性職員であった）がある中女性用下着を手にとって選ぶことに抵抗がある。サイズ別（M, L, LL を多めに）に3枚〜5枚などまとめて透けない袋に入っていると手に取りやすい。緊急時なので間に合わせでも構わないから複数枚必要という人は多かった。
- ・ブラジャーよりもカップ付きインナーの方がよかった（幅広い年齢に好評だった）。（3件）
- ・日焼け止めや化粧水は喜ばれた。
- ・基礎化粧品が好評だった。
- ・デリケートゾーン用のウェットティッシュやデオドラントの入った汗拭きシートは女性にはありがたかった。

○乳児、子供向け

- ・オムツのサイズがないときには、パンツ型よりテープ型の方が汎用性が高かった。
- ・サイズがあるのであれば、パンツ型の方がよい。
- ・使い捨て哺乳瓶が重宝された。
- ・子供が遊べるもの（絵本や塗り絵、おりがみなど）により、お母さんの息抜きの時間をつくることができた。
- ・おしりふきの需要が高かった。

○高齢者向け

- ・介護用おむつはテープ式よりサイズ別パンツタイプのほうが使い勝手がよかった。
- ・老眼鏡：多くの高齢者が老眼のため新聞を読めない、情報が得られないと苦勞されていた。良く使われる度数のものはすぐになくなってしまっていた。

○日用品

- ・飲料水が不足している中、車中泊をしている人にとっては歯ブラシで磨くよりもマウスウォッシュで口をゆすぐだけですっきりするという声があった。
- ・一回使い切りの洗浄液は使い勝手が良かった。
- ・洗濯ができないため、下着や寝巻になるTシャツの希望が多かった。入浴ができない状況の中、男女問わず着用できるごくシンプルなものがあると間違いない。

○その他

- ・使い古した物の余り処分。
- ・避難所へ行きにくい人たちの物資の受け取り場所が必要だった。
- ・季節にあった物資を配付。
- ・特大サイズのパンツタイプのオムツは日に日に需要が高くなっていった。

- ・質問外のコメント：物資配布については例えば生活必需品を除いて1か月で終了する、また家庭の構成メンバー（乳幼児、高齢者、障害者）に合わせた物資配布クーポンのようなものを世帯へ配り、一定程度の支援で終了することも必要ではないかと感じた。発災から3週間ほど経過した段階で、まだまだ困窮した被災者を支援する必要を痛感する一方で、特に被災とは全く関係のない他県から車で集団で物資を取りに来るといったことも少なくなかった。（あまりにも不適切な数量を持ち出す方へは「ご家族で使用する分だけでお願いします」と声掛けをおこなった。）緊急救援時の物資配布については今後も工夫が必要だと感じた。
- ・布のパーテーション。段ボールのパーテーションと組み合わせるべき。更衣室用の段ボールパーテーションを男女共有の居住スペースにおいてある避難所が多くみられたが、女性のための更衣室の中にパーテーションを置くべき。
- ・生理用品を受付の男性が配っていたが、男性に配らせてはいけない。おいてある場所を案内すればよい。男性の関わり方に対し女性の運営側のスタッフが少ないので発言権が得られにくい。日ごろから地域の自治会における女性のメンバーの参画がないと非常時だけ変わることはできない。

V. ヒアリング調査結果（詳細）

益城町役場	
団体名	益城町役場
実施日時	平成 29 年 1 月 23 日（月） 10：00～11：45
実施場所	益城町役場 本庁社内会議室
先方出席者	益城町役場 総務課（男女共同参画センター）

男女共同参画の視点から実施した主な取組	①男女共同参画センターでの女性に配慮した環境づくり（女性用更衣室、洗濯物干しスペース確保） ②トレーラーハウスによる居住スペース確保（ひとり親家庭、DV 等要配慮世帯の入居誘導） ③指定避難所への男女職員の配置 ④専門職臨時雇用による巡回相談の実施
取組内容・実施方法、経緯・背景、趣旨、成果・課題	①男女共同参画センターでの女性に配慮した環境づくり（女性用更衣室、洗濯物干しスペース確保） ・参画センター「輝（きら）めき館」（旧：婦人の家）は発災～4 月中は遺体安置所等として使用。大規模避難所（総合体育館）の混雑解消のため、5 月初旬（5/6 頃）から小規模の指定避難所として開設。 ・避難者は女性が 7 割（33 名＝男性 10 名・女性 23 名）。女性優先としたわけではないが、小規模施設への移動希望者が「一人暮らし女性」や「子育て世帯」、「元々のセンター利用者」が多く、結果的に女性比率が高くなった。 ・避難者もセンター職員も女性が多かったため、女性目線での気づきにより、早い段階で自然発生的に女性に配慮した取組がなされた（女性用更衣室、洗濯物干しスペース（女性下着が隠れるように配慮））。 ・このほか、栄養の偏り解消のために調理室で自炊が行われたり、子どもの世話や、引きこもりがちな一人暮らし高齢男性への声掛けが行われるなど、女性避難者の主体的な取組が多かった。 ②トレーラーハウスによる居住スペース確保（ひとり親家庭、DV 等要配慮世帯の入居誘導） ・外部からの支援提案を受けて、トレーラーハウスをグランメッセに設置（設置 30 台、1 台に 1～2 世帯入居可能）。 ・設置当初は対象を限定せずに利用希望者を募集したが応募が少なく、テント村閉鎖に伴いひとり親家庭からの希望があがってきたので、ひとり親や DV 被害者等の要配慮世帯に絞って希望をとったところ、結果的にこのような世帯の入居が多い福祉避難所的な居住スペースとなった（感染系疾病罹患者や体調不良者の居住スペースとしても利用）。 ・各避難所を巡回相談していた保健師や医療関係者から要配慮世帯の情報が入り、保健師・医療関係者と男女共同参画センター、トレーラーハウス所管の避難所対策チームで協議し、移動が必要と思われる世帯を順次入居させた。 ・ハウスへの入居は 10 数世帯、このうち半数がひとり親や DV 等、男女共同参画的な視点での入居で、利用者からは好評であった。 ・女性の一人暮らしや、子どもの夜泣き等が気になる乳幼児がいる世帯などで小規模避難所にも入りにくく車中泊しか選択肢が無いという人がおり、一方で行政がそのための専用の避難施設を確保できないという状況において、トレーラーハウスは有効だった。費用の問題はあるが、今後の取組としても必要と感じる。 ③指定避難所への男女職員の配置 ・発災直後（4/15・16 頃）から各避難所の担当職員には必ず女性職員を配置した。 ・発災時は緊急配備として「行ける人が行ける場所に行く」という方針で人員を送り、その直後に防災・人事担当が配置職員名簿を集約、男女の偏りを調整した。方針決定の経緯は不明だが女性職員からの提案によるものかもしれない（女性用物資の配布時等に配慮）。 ・女性職員で子育て・介護のために業務に支障が出る者はほとんどいなかった（三世帯世帯が多く、家族で対応可能）。乳幼児がいる職員は自宅待機や短時間出勤にするなど、各部署で配慮して対応していた。

	④専門職臨時雇用による巡回相談の実施 男女共同参画の視点からのみの取組ではないが、発災後、看護師・理学療法士等の専門職を非常勤職員として臨時雇用し、避難所の巡回相談や要支援者のリストアップを行った。女性が話しやすいため、保健医療以外のニーズ把握や要配慮世帯の発見にも役立った。
その他の課題など	＜男女共同参画の視点からの行政の対応＞ - 参画センター等の避難所で女性に配慮した取組がなされたのは、各避難所の女性（配置職員、避難者、ボランティア等）が、女性目線で気づいたことの改善に取り組んだ自然発生的な結果だと認識している。 - 男女共同参画の視点から町（参画センター）主導で取組を推進したという実感はほぼ無い。 - 町役場内でも災害発生時に男女共同参画センターがその視点から特別な役割を担うような規定はされていない。センターとしてのBCPはなく、災害対策における男女共同参画センターの役割は明確化されてはいない。 - 男女共同参画センターの業務は役場内でも忘れられがち。非常時は「それどころではない」とあしられがちだが、避難所運営等の災害対応において男女共同参画の視点は非常に重要。 - 男女共同参画の視点での避難者ニーズや課題について対策本部まであがったものはほとんどなかった。現場の職員レベルでは女性特有のニーズもあったと思われるが、現場で解決していたのかもしれない。解決できたものについても報告をあげてもらうなど今後のための事例収集と検証が必要だった（時間がたつと記憶が曖昧で詳細な検証が困難）。 - 県の応援職員からも男女共同参画の視点での取組について特段の話はなかった。内閣府チェックリストについては、少なくとも現場担当者レベルでは震災前・後通じて周知されていない。 ＜発災後のDV・児童虐待等の増加＞ - 発災前に比べDV相談は増えた。避難生活によるストレスのためか過去に相談がなかった新規の人の相談が発生している。 ＜要配慮世帯の居住スペース確保＞ - 要配慮世帯の避難先として、トレーラーハウスのほか、ホテルの活用も有効と思われる。 - ホテル「エミナス」を福祉避難所にしたが、利用者、行政・ホテル側ともに、福祉避難所＝高齢・障害者のイメージが強かったが、ホテル（個室）利用は、医療介護的ケアが必要な高齢者等よりも、ひとり親・DV等事情を抱える要配慮世帯向き。 - ひとり親家庭やDV等の要配慮世帯の専用避難先として、今後、男女共同参画センターのような小規模施設を確保したり、ホテルに協力依頼をするなどの対応は必要と思われる。また、母子避難所を開設するなら設備や位置づけ的にも参画センターが妥当だと思う（調理室、託児室等あり）。福祉避難所の1タイプとして母子専用も必要だと思う。 ＜保育所の早期開設＞ - 発災後の保育所開所については、発災2週間頃から子どもや保護者、周辺の避難者のストレスが見て取れ要望もあったため、そこから急ぎ開設の準備を進めた。保護者の職場復帰の問題もあるので、個人的には発災後2週間後くらいまでには開所したほうがよいのではないかと感じた。
その他	＜総合体育館テント村＞ - 総合体育館横のテント村は、総社市及びボランティア団体主導で開設・運営され、町で担当職員の配置はしていない。 - ひとり親世帯や小さい子どものいる世帯、一人暮らし女性など、女性の利用の方が多かった。テント村のメリットは大規模避難所の間仕切り空間よりも、プライバシーや子どもの鳴き声等が気にならないことである。その一方で、緊急対策としては有効だったが梅雨の時期や夏場、真冬等、時期によっては過酷な環境になることには注意が必要である。 ＜物資の状況＞ - 総合体育館（大規模避難所）を物資集積所にした。 - 子ども用品（離乳食、粉ミルク、哺乳瓶、おむつ）等も比較的潤沢にあった。町が要請しなくても個人・ボランティア等から物資が直接避難所に送られてくる状況であった。 - 物資希望者は避難所利用者だけでなく、車中泊や在宅の人も多く、子ども用品を取りに来る子育て世帯には何度も来なくて良いように多めに渡すなどの配慮をした。 - SNSで必要物資の情報が拡散されるとすぐに物資が集まり、供給過多気味になった。流通が戻ると子育て世帯は自分で買いに行くので後半は関連物資が余った。 - 乳幼児ではおむつやミルク、離乳食、高齢者は介護食のニーズが高かった。液体ミルクは町が把握している範囲では利用無し。 ＜災害救助法適用での物資購入＞ - 女性用品等の物資購入段階で「法適用物品なのか」を気にして判断に迷うことはなかった。常識的に考えて現状で必要なものは躊躇せず購入した。精算においても特に問題は発生してい

	ない。 <備蓄> ・風水害への備えとして、1～2 日程度の備蓄しかしていなかった。 ・SNS等ですぐに集まるものは除き、保存性が高い物（離乳食、粉ミルク等）や特殊用品等は備蓄拡充が必要と考える。 <仮設住宅> ・ひとり親や独居世帯等は仮設住宅へ優先順位を上げる配慮をした。 ・選定委員会は設置していないが、仮設担当部局へ申請があった際に、福祉部局や避難所担当からの申し送り等を参考に優先順位付した。
--	--

益城町総合体育館(指定管理者:YMCA)	
----------------------	--

団体名	益城町総合体育館（指定管理者：YMCA）
実施日時	平成 29 年 1 月 23 日（月） 13：30～14：50
実施場所	益城町総合体育館 会議室
先方出席者	公益財団法人 熊本 YMCA 益城町総合運動公園担当

避難所の概況	・ピーク時避難者 1,500 人超の大規模避難所（車中泊、テント村含む）。 ・指定管理者の YMCA が発災当初から自主的に避難所として運営。事前の町との避難所協定は無く、5～6 月末に後付けで覚書を取り交わした。7 月以降は YMCA のみで運営。 ・大規模のため住民による自主運営は断念し、指定管理者 YMCA が運営を主導。最大 40 人体制で対応（シルバー人材センターや人材派遣会社等からの派遣含む）。 ・YMCA の全国ネットワークにより、神戸、東日本等の震災経験スタッフが派遣されるなど、組織全体としてのバックアップ体制があったことが円滑な運営に寄与。
男女共同参画の視点から実施した主な取組	①女性・子ども専用スペースの確保 ②男女に配慮した環境づくりの検討（トイレ、物資配布など） ③スタッフ・意思決定者の男女配置
取組内容・実施方法、経緯・背景、趣旨、成果・課題	①女性・子ども専用スペースの確保 <授乳室> ・発災直後（4/17）には職員控室を活用して授乳室を設置した。男性スタッフから「目のやり場に困るし、配慮しては」との意見があったことが契機となった。 ・子育て経験のあるスタッフに授乳室づくりを任せたことで、ベビーバス等の必要備品の確保や授乳時の母親の動線を考えた環境づくりができた。 <女性専用スペース> ・YMCA のネットワークで建築士等の指導により「女性専用スペース」を作ったが、あまり活用されなかった（∵家族単位での避難が多く、夫・息子等と離れなければならない）。 ・ひとり暮らし女性の利用を意図していたが、若年の一人暮らし女性の避難者がおらず、高齢女性の利用もなかった。ただし、女性の談話・交流スペースとしては活用され、設置したことで「女性に配慮している避難所」として安心感は持ってもらえた。 ・ただし、他避難所で性犯罪が発生していると聞いたときは専用スペースを作るかどうか迷った。∵「専用スペース」とすると女性だけがいることを教えることになるため。 <乳児世帯専用スペース> ・トレーニングルームに畳を入れ、1 歳未満児のいる世帯（5 世帯）が家族単位で入れる専用スペースを確保した（∵母子だけでなく、家族単位の方が母親も安心）。 <子どもスペース> ・母親のストレスへの配慮として、NPO 等と連携し「子どもスペース」を設置し、子どもの一時預かりや親子で過ごせる場の提供、母親の悩み相談等を行った。 ②男女に配慮した環境づくりの検討（トイレ、物資配布など） <仮設トイレ> ・発災から時間が経過した後に、避難者から男女別に分けて欲しいとの要望がでてきたため、仮設トイレを男女別に分けた（貼り紙表示）。 ・性犯罪防止のために女性専用を死角に配置しない等の配慮を行った。 <洗濯物干しスペース> ・男女別にする必要性を検討したが、あえて男女分けず共同のスペースとして設置した（∵下着類は自分の居住スペースに干すだろうし、女性専用としたほうが危険）。要望があがってきたら男女で分ける予定だったが特に要望はなかった。 <シャワー> ・管理者がおり、個室で覗きの心配もないので、男女別に分けて、出入口も対面で分けた。

	<物資の配布> ・下着がなく困っていたため、メーカー（グンゼ）に直接交渉して取り寄せた。到着後、女性用はイベントテントで配布した。ただし、2回目以降は体育館内で配布しても問題なかった。 ・生理用品は別スペースを確保できなかったため、物資置き場の隅に置き、配布は女性スタッフが行った。物資置き場には男女スタッフを必ず配置した。 <間仕切り> ・発災後しばらく経ってから、坂設計事務所から間仕切り提供の話があり、町役場、県庁と話し合い、導入を決めた。 プライバシーの保護にはつながったが、1日中カーテンを下したままの避難者が多く、普段の様子が見えなくなってしまうため、健康状態の把握や覗き防止等のための見守りといった課題も増えた。設置する前にルールとして昼間はカーテンを上げることを決めていたが、守らない人が多数いた。 ③スタッフ・意思決定者の男女配置 ・スタッフは男女ほぼ半数ずつ、男女共同参画の視点から偏りがでないよう、意思決定者（所長・副所長）も男女1名ずつ配置した。 ・女性スタッフが主になって運営に係る場面も多く、結果的に女性目線での気づきを避難所運営に反映することができた。女性同士であり避難者も相談しやすい環境にあったことも奏功。 ・「男女共同参画」を特に意識したわけではなく、女性が生活上必要だと思ったことを実施しただけ。発災直後で混雑していた状況でも「授乳室をつくる努力をするかしらないか」という対応の差は出てくる。運営側に女性がいると優先順位は高まる。
その他の課題など	<男女共同参画の視点からの対応> ・県・町から男女共同参画の視点からの助言・支援は特になかった。県のよろず相談窓口は設置され、資料はもらった（性犯罪注意喚起の掲示物等）。 ・内閣府が県を通じて各避難所への周知を依頼した「避難所運営指針」もよく覚えていない。 ・災害支援も地域にあった取組であることが大切。女性専用スペースは設置したが当町では利用ニーズがなかったなど、地域性がある。そこに「こうあるべき」という主張の強すぎる支援団体が入ると温度差が大きく対応が難しい。決めつけずにその現場の状況に応じた判断で支援してほしい。「男女共同参画」という意識が強すぎると、自然にできていたことができなくなる懸念もあるため、柔軟性のある対応をしてもらいたい。 <女性専用避難所の確保> ・女性専用避難所については、都会であればニーズも対応可能な施設もあるので、施設単位で専用としたほうが効率的かもしれない。一つの施設の中で途中から女性専用スペースを作るのは苦勞する。 ・（当町では家族単位の居住希望が多くニーズは少ないかもしれないが）あえて女性専用を設置するなら保健福祉センターが良いと思う。 ・若年ひとり暮らし避難者は男性はいたが女性はおらず、女性専用スペースのニーズはなかった。避難所の環境は居づらいのかもしれない。ひとり暮らし若年女性への対応は必要と思われる。 <働き盛り層へのケア> ・災害時は普段の家庭問題が露呈したり、悪化しやすくなるように感じる。 ・仕事でストレスをためた父親が子ども打つ場面にも遭遇し、高齢者等のいわゆる要支援者だけでなく、働き盛りの男女へのケアも必要だと感じた。 <女性スタッフに対するつきまとい> ・女性スタッフに対して、男性避難者がスタッフにちょっかいを出したり、電話番号を渡してくるなどのケースが発生した。 ・スタッフ間で注意喚起があったり、YMCA のリスクマネジメントマニュアルに基づき対応した。 <行政等との連携> ・テント村にネグレクト気味の母子がおり、町子ども未来課に連絡して対処依頼した。 ・YMCA、町、支援団体（行政、民間）、テント村関係者等での連携のために、定期的にミーティングを行い、ネグレクトの子ども等の要配慮事例についても情報共有や対応のつなぎ、検討を行った（発災当初は1日3回の高頻度で開催、以後、徐々に回数や時間減） ・YMCA が役場の会議に参加していなかったため情報がなく、他自治体の役割がよくわからなかった。 ・5月から総合体育館やテント村等周辺 3~4 施設の医療介護関係ミーティングを別途開催（益コム会議）。巡回している保健師や看護師等の専門職とのケース会議として個別事例を検討する場とした。避難所での様々な問題が契機となり情報共有の必要性が高まったため、通常ミーティングと分けて実施した。

その他	<物資の状況> ・避難者等の SNS 拡散で全国から一斉届いて供給過多状態になり、保管に困った（赤ちゃん 5 人に大量のおむつ）。コントロールの必要性を痛感。発信は簡単だが止めるのが難しい。
	<ボランティアの受入れ> ・災害支援以外の目的で来る団体や犯罪者、ニセ看護師が発生し、民間支援団体やボランティアの受入れの難しさを感じた。
	<避難者のニーズ把握> ・避難者と接する機会が多い巡回保健師や運営スタッフを通じてのニーズ把握が主であった。 ・アンケートも 1 回実施したが要望はほぼ「食事」と「トイレ」に関することでその他の要望は拾えず、避難者会議も検討したが出席が見込めないため開催しなかった。
	<自治的運営> ・当避難所レベルの大規模避難所では住民による自主運営は難しい。 ・自治会長を集めて運営関与を提案したが、自身も被災者であり大規模運営の負担感が大きく拒否された。 ・居住スペースの区割りを自治会等の近隣単位で分けることも検討したが、高齢者（トイレ近く希望）や乳幼児への配慮を考慮すると難しく、断念した。

益城中央小学校

団体名	益城中央小学校
実施日時	平成 29 年 1 月 23 日（月） 15 : 30~16 : 50
実施場所	益城町テクノ仮設団地 D 集会場
先方出席者	益城だいすきプロジェクト きままに

避難所の概況	・町内で最後に指定された避難所（4/15 午後）、地縁関係が薄い人が集まる ・ピーク時（4/18）避難者数 400 人（車中泊含む） ・発災 2 か月後から住民自治で運営 ・吉村氏（益城だいすきプロジェクト きままに 代表）は平成 4 年に地域づくり活動団体を設立し、活動。町内外にネットワークあり。自身も避難者として 4/16 から中央小で避難生活を送り、現在はテクノ仮設団地居住。 <開設から閉所までの経緯> <table border="1"> <tr> <td>4/16</td><td>吉村氏避難所入り、余震が続いていたため危険と判断ラインテープで避難通路と非常口の設置協力呼びかけ</td></tr> <tr> <td>4/17</td><td>・ラジオ体操 開始（第 1・2 体操後、拍手） ・外出時の布団畳み＋掃除（コロコロローラーかけ）＋隣に渡す、周りの掃除を呼びかける⇒住民が動き出す</td></tr> <tr> <td>（2 週目頃）</td><td>・トイレや床を掃除してくれているのは行政職員（福岡、奈良、京都等）ということ避難者に伝えたことで感謝の言葉かけがあり、サポートする側とサポートされる側の交流がはじまった。⇒避難者も一緒になって掃除をするようになった。</td></tr> <tr> <td>（1 か月目頃）</td><td>・自主運営できる雰囲気が出てくる ⇒自主運営に向けて行政職員の支援を漸減 ・段ボールベッド、間仕切りの導入 ⇒プライバシーの確保に導入された間仕切りカーテンは、安否確認・危険防止のために昼間は開けるように声かけを行なっていった。カーテンのひもはみんなて編んで設置した。 ・共有スペース「コミュニティカフェ」「子どもコーナー」「相談コーナー」「学習ルーム」を設置（孤立化防止、交流促進） ・野菜不足のため自炊開始（自己責任で食べてもらう前提で配布）</td></tr> <tr> <td>（1.5 か月目頃）</td><td>・「食事スペース」設置（町営住宅復旧による帰宅者のスペース活用）</td></tr> <tr> <td>（2 か月目頃）</td><td>・自主運営に切り替え ・洪水発生（中学生のバケツリレーで排水）、支援物資等中学生が大活躍。住民全員参加で段ボールベッド移動。 ・全員参加の草刈り実施</td></tr> <tr> <td>（3 か月目頃）</td><td>・仮設住宅の抽選開始 ⇒中央小としてコミュニティが形成されているので役場と交渉し中央小避難者で当選した人が仮設において近隣に居住できるよう交渉 ・3 か月の追悼の集いとスタートの会⇒子どもたちそれぞれに表彰状渡し</td></tr> <tr> <td>7/31</td><td>・8/18 避難所閉所を役場と交渉 ・大掃除、お別れ会開催</td></tr> <tr> <td>8/18</td><td>避難所閉鎖。後片付けも避難者全員で行った。</td></tr> </table>	4/16	吉村氏避難所入り、余震が続いていたため危険と判断ラインテープで避難通路と非常口の設置協力呼びかけ	4/17	・ラジオ体操 開始（第 1・2 体操後、拍手） ・外出時の布団畳み＋掃除（コロコロローラーかけ）＋隣に渡す、周りの掃除を呼びかける⇒住民が動き出す	（2 週目頃）	・トイレや床を掃除してくれているのは行政職員（福岡、奈良、京都等）ということ避難者に伝えたことで感謝の言葉かけがあり、サポートする側とサポートされる側の交流がはじまった。⇒避難者も一緒になって掃除をするようになった。	（1 か月目頃）	・自主運営できる雰囲気が出てくる ⇒自主運営に向けて行政職員の支援を漸減 ・段ボールベッド、間仕切りの導入 ⇒プライバシーの確保に導入された間仕切りカーテンは、安否確認・危険防止のために昼間は開けるように声かけを行なっていった。カーテンのひもはみんなて編んで設置した。 ・共有スペース「コミュニティカフェ」「子どもコーナー」「相談コーナー」「学習ルーム」を設置（孤立化防止、交流促進） ・野菜不足のため自炊開始（自己責任で食べてもらう前提で配布）	（1.5 か月目頃）	・「食事スペース」設置（町営住宅復旧による帰宅者のスペース活用）	（2 か月目頃）	・自主運営に切り替え ・洪水発生（中学生のバケツリレーで排水）、支援物資等中学生が大活躍。住民全員参加で段ボールベッド移動。 ・全員参加の草刈り実施	（3 か月目頃）	・仮設住宅の抽選開始 ⇒中央小としてコミュニティが形成されているので役場と交渉し中央小避難者で当選した人が仮設において近隣に居住できるよう交渉 ・3 か月の追悼の集いとスタートの会⇒子どもたちそれぞれに表彰状渡し	7/31	・8/18 避難所閉所を役場と交渉 ・大掃除、お別れ会開催	8/18	避難所閉鎖。後片付けも避難者全員で行った。
4/16	吉村氏避難所入り、余震が続いていたため危険と判断ラインテープで避難通路と非常口の設置協力呼びかけ																		
4/17	・ラジオ体操 開始（第 1・2 体操後、拍手） ・外出時の布団畳み＋掃除（コロコロローラーかけ）＋隣に渡す、周りの掃除を呼びかける⇒住民が動き出す																		
（2 週目頃）	・トイレや床を掃除してくれているのは行政職員（福岡、奈良、京都等）ということ避難者に伝えたことで感謝の言葉かけがあり、サポートする側とサポートされる側の交流がはじまった。⇒避難者も一緒になって掃除をするようになった。																		
（1 か月目頃）	・自主運営できる雰囲気が出てくる ⇒自主運営に向けて行政職員の支援を漸減 ・段ボールベッド、間仕切りの導入 ⇒プライバシーの確保に導入された間仕切りカーテンは、安否確認・危険防止のために昼間は開けるように声かけを行なっていった。カーテンのひもはみんなて編んで設置した。 ・共有スペース「コミュニティカフェ」「子どもコーナー」「相談コーナー」「学習ルーム」を設置（孤立化防止、交流促進） ・野菜不足のため自炊開始（自己責任で食べてもらう前提で配布）																		
（1.5 か月目頃）	・「食事スペース」設置（町営住宅復旧による帰宅者のスペース活用）																		
（2 か月目頃）	・自主運営に切り替え ・洪水発生（中学生のバケツリレーで排水）、支援物資等中学生が大活躍。住民全員参加で段ボールベッド移動。 ・全員参加の草刈り実施																		
（3 か月目頃）	・仮設住宅の抽選開始 ⇒中央小としてコミュニティが形成されているので役場と交渉し中央小避難者で当選した人が仮設において近隣に居住できるよう交渉 ・3 か月の追悼の集いとスタートの会⇒子どもたちそれぞれに表彰状渡し																		
7/31	・8/18 避難所閉所を役場と交渉 ・大掃除、お別れ会開催																		
8/18	避難所閉鎖。後片付けも避難者全員で行った。																		
男女共同参画の視点から実施した主な取組	①女性の視点による避難所自主運営 ②固定的性別役割分担意識の解消 ③女性・子ども専用スペースの確保 ④働く女性への互助的サポート																		
取組内容・実施方法、経緯・背景、趣旨、成果・課題	①女性の視点による避難所自主運営 ・女性だからこそできたことが多い。男性は組織的にやろうとし、その負担を感じる人がでてくる。「できる人が、できることを、できた分をする」という雰囲気になっていった。この方針について男性																		

	からの反対もなかった。 ・「できる人が…」という緩やかで自発的な活動は男性では無理だったと感じる。男性は災害後の落ち込みがひどい人が多かったが女性は切り替えが早かった。 ・住民活動を促すタイミングは発災後 2 週間頃まで。1 か月経過すると支援を受けることに慣れて自発的に活動しなくなる恐れがある。「布団畳み」「掃除」「挨拶」といった日常生活に戻る取組を実施しただけで避難者も元気になっていった。 ・避難所＝自分の住む場所なので快適にしたいという思いで活動した。役場職員や支援行政の職員には物資や保健・衛生管理等を担ってもらい、吉村氏をはじめとした避難者はコミュニティ・住民自治の基盤づくりに専念できた。行政と住民がこのような役割分担で両輪として機能することが大切。 ・自主運営への切り替えに際し 2 回ほど避難者で全体集会として話し合いをした。自主運営切り替えについては吉村氏が意識的に推進し、避難者に説明し理解を得ながら取り組んだ。 ② 固定的性別役割分担意識の解消 ・トイレも含めた掃除や食事配りなど、男女がともにやるような雰囲気づくりを行った。 ・仕事で平日不在の男性陣を土日に集めて「トイレ掃除体験」として掃除をお願いした。 ・仮設住宅入居後も「トイレ掃除はご主人の仕事」と啓発しているが実践されているかは不明。 ③ 女性・子ども専用スペースの確保 <乳幼児世帯用スペース> ・小学校内の避難スペースは、当初、体育館と一般教室 1 室のみであり、教室は乳幼児のいる世帯（8 世帯）の専用スペースとした（町役場主導で学校と調整）。ただし、学校再開に伴い 5/9 で教室利用終了。 ・体育館移動後も乳幼児世帯は居住スペースを固めて確保した。 <女性専用スペース> ・体育館のミーティングルームを 5/9 から相談のできる女性専用スペースとした。シャワールーム、着替えや清拭ができるスペースとし、段ボールの着替え室ができた。 ④ 働く女性への互助的サポート ・3 人の子がいる共働き家庭に対して、周りの避難者がサポートしていた。 ・中央小としてコミュニティが形成されているので役場と交渉し中央小避難者で当选した人が近隣に居住できるよう交渉した（テクノ団地、木山団地）。顔見知りで隣同士になったことで、仕事で不在にしている家庭の洗濯物を雨のときに取り込んであげるなどの活動が自然になされている。
その他の課題など	<仮設住宅での引きこもり等への対応> ・仮設住宅での課題は、自宅再建など個人の今後の生活に係る様々な分野で、今後発生が見込まれる（入居後半年～）。 ・支え合いセンターが開設され、一人暮らし等への巡回相談を実施しており、その中で顕在化してくるのではないかと。 ・男性の孤立化も現時点で顕在化していないが、予備軍はいるため、引きこもり傾向のある男性を外に引き出す取組は必要である。 <自主運営に関する行政との連携> ・避難所運営委員会はあったが役場へ相談・協議したことへのフィードバックがあまりなかった。 ・保健師等の専門職により保健・衛生管理が行われて良かったが、反面、派遣職員が入れ替わるごとに避難者が同じ質問（チェックシート）を何度も受けることになった。申し送りや引き継ぎがされておらず、前回結果を受けてのフィードバックもなく、調査だけという感じがかった。 ・内閣府アドバイザーが発災後 1 か月弱頃（連休明け）に来て、避難所の状況をよく確認せずに「自主運営の代表者を置くように」等の指導があったが、既に自主運営の基盤ができており、タイミングが遅かったと感じる。2 週間目まででないと遅いし、現場の状況はよく確認して指導したほうが良い。
その他	<物資の状況> ・女性や子育て世帯から物資等の要望があがってくるというより、そのような人を見ていれば必要なことに気づける。女性目線で気づいたことは町役場に相談して必要な物資を取り寄せるなどして、解決した。 ・自主運営切り替え後は、各自が必要な生活物資は自分で購入する雰囲気になっていった（シャンプーや紙コップ等）。最低限の共有物（トイレ用品等）は町に要望して確保したが、原則、自主購入としたが異論は出なかった。物資は比較的潤沢にあり、当初から確保にあまり苦労しなかった。アマゾンの欲しい物リストも活用した。

	<避難所の自治的運営> ・避難所の住民による自主運営は総合体育館のような大規模避難所でもできる。避難所全体ではなく、建屋や施設の居住スペースごとにコミュニティ化すれば良い。 ・100 人以上の規模の避難所ではなく、地域単位でコミセンや公民館を耐震や備蓄がしっかりした避難所にできれば、自主運営もしやすく、行政の負担も減る。 <仮設住宅でのコミュニティ活動> ・今後は仮設住宅でのコミュニティ支援に取り組む予定。テクノ仮設団地は6ブロックあり、各ブロックで既に自治会が立ち上がり（Dブロックのみ運営委員会組織）、各自治会長との会議を月1回開催。Dブロックは今後50代を中心に運営委員を確保しながら組織づくりを行う。
--	---

御船町役場	
団体名	御船町役場
実施日時	平成 29 年 1 月 24 日（火） 10：00～：12：10
実施場所	御船町役場 会議室
先方出席者	御船町役場 福祉課 社会福祉係、総務課 地域・防災係、こども未来課

男女共同参画の視点から実施した主な取組	① 乳児世帯専用避難所の開設 ② 保育園の早期再開 ③ 親子の心のケアの実施
取組内容・実施方法、経緯・背景、趣旨、成果・課題	① 乳児世帯専用避難所の開設 ・乳児がいる世帯が夜泣きのために避難所に居づらく車中泊しているという情報があり、災害対策本部において問題となった。災対本部からの乳児世帯専門避難所開設の要望を受けて、こども未来課において早期開設に取り組んだ。 ・受け入れスペースも限られるため、「2 歳以下の乳児の保護者、兄弟」(祖父母等その他の親族は除く)に限定して、希望者を募った。 ・妊婦は想定外だったが、2 歳児の母親がたまたま妊婦で結果的に利用することとなった。その他の妊婦にも巡回保健師が呼びかけたようだが、祖父母等親族といたいとのことでその他の妊婦の利用はなかった。 ・乳児世帯専用避難所は、(旧) 御船幼稚園の施設の半分を利用して開設されていた「子育てふれあい館」内に設置。残り半分を利用して開設されていた「観光交流センター」は高齢者・障害者等の福祉避難所となった。※乳幼児世帯専用避難所と福祉避難所が隣接。 ・「子育てふれあい館」は旧幼稚園時代の遊戯室・研修室の 2 部屋 100 平米（20 畳）程度であり、最大 25 組収容可能な程度の区切りとした。ピーク時は 11 世帯・48 人が生活した。 ・ふれあい館での乳児世帯専用避難所の支援スタッフはすべて町職員（休園中の公立保育園 3 園の保育士等職員、こども未来課職員）。町の正規職員の保育士をローテーションで常時 2 名配置した。 ・保護者もゆっくりでき、子どもも保育士と遊べるなど好評だった。避難者同士の交流もでき、保健センターの沐浴サービス中止に伴い、外部から沐浴だけのために通う人もいた。 ・世帯間の区切りは子どもでも跨げる程度の低いものにし、乳児に対して常時スタッフや周囲の避難者が見守りできるように配慮した。 ・「子育てふれあい館」は地域子育て支援拠点事業・ファミリーサポートセンター事業等を実施し、「子どもの遊び場の提供」を主目的とした施設であるため、親子で遊べて保護者も話ができて不安も解消できる場としての早期再開を目指し、GW 明けから本来目的で稼働するため、乳児専用避難所としての利用は 4/28 までとした。 ・世帯ごとの利用期間は長短さまざまであったが、保育園再開までのつなぎの場として専用避難所は有効だった。今後の防災計画・マニュアルにも専用避難所の早期開設について取り入れられたら良いと思う。 ・乳児世帯としての入所というより自宅のある町内に居場所がないなどの別の理由で移動してきた世帯もいた。 ② 保育園の早期再開 ・公立保育園 3 園のうち、山間部で断水中の 1 園以外の 2 園を 4/25 に再開し、民間保育所もほぼ同時に再開した。 ・4/18 時点で 1 週間以内の再開を目指す方針をこども未来課で決定し、災害対策本部に報告。事前に町長とも協議を行った。 ・4/25 の早期再開により、子どものストレスが比較的少なかったと感じる。 ・また、保育所再開により子どもの昼間の預け先ができたことで、保護者も仕事復帰や避難所を出てからの居住先の目途をつけることができ、結果として乳児世帯専用避難所の閉所も早期にできた。専用避難所は希望者がいれば延長検討の余地はあったが予定通り閉所できた。 ・再開当初は延長保育無し（18 時まで）で、5/9 から延長保育（19 時まで）を再開したが当初は利用は少なかった。6 月からは通常の出席に戻った。 ・発災後、一時預かり（私立 2 園で実施）や、トワイライト・ショートステイのニーズが増えたということはない。「地震緊急型一時預かり」に関する通知が来たのは遅かった。保育園の再開が早かったので一時預かりのニーズはなかったと思う

	・親子にとっては早期に元の状態に戻してあげることが大事である。 ③ 親子の心のケアの実施 ・保育所再開後、長崎大学の申し出を受けて親子の心のケアのアンケートや母親の相談を実施中（月2回）。相談から精神科受診につながったケースもある。 ・子どものストレスは一定期間たってから深刻化するケースがでてきている（10月に5歳児が円形脱毛、「死にたい」などの発言によりPTSDと診断される、6月時点は異常なし）。継続フォローの必要性を感じている。
その他の課題など	<男女共同参画の視点からの行政の対応> ・町として男女共同参画の視点からの取組はほとんどできていない。4・5月は「男女」よりも「人権」を重視して取り組んだ。 ・県の男女共同参画関連部署から6月初に男女共同参画の視点からの相談会の提案があったが、それまで思いつかなかった。ただし、現実には避難所でのわいせつ問題等、男女共同参画に関わるような課題は出ていた（女性へののぞき、女兒に関心の強い高齢者など）。 ・各避難所へは当初は地元在住職員を配置したり、課ごとに担当避難所を決め、課内でローリングで行ってもらっていた。当初は「行ける職員を各避難所2名ずつ行かせる」という方針で配置し、人員不足もあって男女の別なく役場の床に雑魚寝しながら対応した。ただし、乳児がいる家庭（母親）は夜間対応から外すなど、各課の判断で配慮した（乳児のみ。2～3歳児の幼児家庭は親族に預けるなどして出勤）。 <避難所での更衣室等の確保> ・更衣室の設置など、避難所での女性に配慮した環境づくりについて、町で主導して進めることはできていなかった。6月以降の最終集約避難所となったスポーツセンターでは授乳室や更衣室が設置されたが、5月以前の指定避難所、自主避難所では、ボランティア等の発案で自発的に簡易パーティションで更衣スペースを確保したところが一部あったものの、全体的に町から指示はしていない。 <震災後のDVや虐待等の増加> ・震災後、転入転出が増え、転入ではひとり親世帯が地元に戻るケースが増えた。 ・DVをはじめ、さまざまな問題を抱える世帯も増え、今までにない複雑な課題を抱えるケースが増加している。震災による家族（夫婦、親子）間の関係が変化したことによるものと思われる。 ・複合課題を抱える家庭が多いため、福祉・保健・教育関連部署で情報共有し、ケース会議も開催して対処している。相談件数も増え、ケース会議も昨年より増加している。 ・震災によりももとの家庭問題が露呈してしまう傾向がある（介護、夫婦不和等）。夫婦問題より親子関係に関するものが多い（要介護の親と子）。相談は圧倒的に女性からが多い。家庭問題のほか隣人問題に関する相談も多い。 ・DVだけでなく、モラハラに関する事案もある（モラハラがあるから家に帰らず避難所で生活など）。男尊女卑の考えが依然強い地域性も一因かもしれない。 ・今後もDV、子育て、生活困窮等に関する福祉系の相談は増えてくるとされる。 <女性の仕事への影響> ・地震による転倒等で親が入院・入所、または要介護となって面倒を見なくてはならなくなった女性が解雇されたり、休職を余儀なくされた事例が出ていている。介護等では女性のほうに仕事の影響が出やすい。 ・サービス業のパート女性が震災で仕事なくなり解雇されたケースもある。 ・町職員でも子育て（乳幼児）と仕事（災害対応や住民からの苛烈なクレームへの対応等）で心労がたたり、うつ状態で一時休職したケースもある。
その他	<災害対策> ・避難所運営マニュアルは策定済だったが災害対応を想定した研修や具体的な職員配備についてはできていなかった。当町において、災害＝水害で、地震の視点が薄く、備蓄も今年度予算がついたばかりで購入前で準備ができていなかった。 <物資の状況> ・プッシュ型の物資提供も善し悪しである。大量の物資が日々届いても保管スペースもなく、物資の荷下ろしを24時間体制で対応するなど、職員の負担が大きかった。 ・物資は供給過剰気味で、生理用品やウェットティッシュ等は大量にあった。物資で届く女性下着は年配者用が大半で若年層は利用していなかった（下着類は自宅に取りに帰る）。 ・化粧品も送られてきたが平等に配布できるほどの量がなく、ニーズはあったと思うが配布に苦慮した（配布できず復興イベントのときに使用）。 ・粉ミルク、離乳食、おむつ等の子ども用品も大量にあり、余ったものは保健センターでの検診時に配った。液体ミルクは町が把握している範囲では利用無し（各避難所直送のものは不明）。

	・防災無線がないため、物資等の情報を適時うまく発信できなかった。町 HP 掲載やエリアメール発信、地区の掲示板、広報の号外（3 回）、FM ラジオ（直線で 10 キロ圏内のみ）等で情報発信したが高齢者や山間部等は届きにくかった。 ・SNS 拡散での物資収集もタイムラグがあったり、止めるのが難しかったりすることが課題である。 ・災害救助法の対象になるか躊躇して購入控えたものはなかった。 ・必要な品物を発注し、代金支払いを肩代わりしてくれるスタイルの支援もあり、大変助かった（こども未来課）。
	<仮設住宅> ・ひとり親世帯に対する優先入居などの配慮はしていない。県基準に入っていなかったから。優先入居は障害、乳幼児、妊婦、高齢者（一部） ・PTSD になって自宅で暮らせない子どもの入居について県に照会したが不可だった。
	<避難所の仕切り> ・段ボールのパーティションは国からの伴設計事務所からの紹介で、スポセンに導入した。 ・昼間は開けておくことをルールとして推奨したがあまり実施されず、一人暮らしの見守り上は問題となった。
	<ボランティア受け入れ> ・ボランティア等との連携は 4 月末～5 月上旬以降、「避難所連絡会議」を週 1 回開催して実施。応援行政の避難所巡回保健師等からも各避難所の情報を得ながら調整を行った。 ・支援の申し出があっても各団体に対する知識がなく、情報も錯綜しており、どの団体が信頼できて、どこまで行政情報を開示してよいのか判断が難しかった。 ・「レスキュー・ストックヤード」からの東日本大震災の経験に基づく避難所運営・支援方法の助言が大変有効だった（不足物資の情報収集や確保の提案、集約避難所となったスポーツセンター避難所マニュアルの作成など）。
	<応援行政> ・他自治体からの応援職員の男女比は 8 : 2 で男性中心。 ・罹災証明に関わる家屋調査や避難所応援はほぼ男性（避難所応援はすべて山口県対応）。 ・女性は窓口業務が主。避難所は 24 時間対応が必要で発災当初は女性も泊まっていたが、山口県の応援が入ってからは、女性は危険なので避難所支援で入っても日中のみで夜間は無しとした。 ・福祉避難所には女性専門職（TMAT,DMAT）の応援が入り、そちらは夜勤もしていた。

御船町スポーツセンター(指定管理者:YMCA)

団体名	御船町スポーツセンター（指定管理者：YMCA）
実施日時	平成 29 年 1 月 24 日（火）14：00～：15：50
実施場所	御船町スポーツセンター
先方出席者	公益財団法人 熊本 YMCA 御船町スポーツセンター担当

避難所の概況	・ピーク時避難者 258 人 ・4 月 14 日の最大震度 7 を観測した地震によるアリーナ天井破損により当初避難所として使用予定はなかったが、4 月 16 日の最大震度 7 を観測した地震により隣接する指定避難所（御船町カルチャーセンター）が被害を受け避難者が移動してきたため、急遽、自主避難所として開設〔4～6 月初旬〕。 ・6 月以降は、主に大規模半壊以上の住民（仮設住宅対象者）を受け入れる指定避難所として、他の町内避難所の避難者を集約〔6 月初～10 月末〕。 ※集約前のセンター避難者で集約後も残った人は多くは無い。 ・集約後は集約前の避難所ごとに 6 班（最大 18 世帯 30 人程度）に分けて居住スペースを区割りし、班長も配置。定期的に行う班長会でニーズの把握を行った。 ・益城町総合体育館同様、YMCA の全国ネットワークによる組織的なバックアップあり。集約前後ともスタッフ 10 人弱（男女ほぼ半数）が常駐。
男女共同参画の視点から実施した主な取組	①乳幼児スペースの確保 ②更衣室・シャワー室の確保 ③女性用洗濯物干しスペースの確保 ④固定的役割分担意識にとられない避難所運営 ⑤女性スタッフへの配慮
取組内容・実施方法、経緯・背景、趣旨、成果・課題	① 乳幼児スペースの確保 ・発災直後は、乳幼児世帯は 0 歳児世帯 1 組のみだったが、センターのベビーベッドやカーテンで目隠しできるスペースを確保するなど、できる範囲で配慮を行った（ただし、1 週間で親類宅等に移動）。 ・6 月の集約後は乳幼児世帯のための乳幼児室（授乳スペース、夜泣きなどの避難スペース）を設け、ベビーベッド、電気ポット、紙おむつを設置した。 ② 更衣室・シャワー室の確保 ・発災～集約前は、とにかく避難者を受け入れることを優先し、従来の更衣室も避難者の居住スペースとして開放し、着替えはトイレ等で行ってもらっていたが、発災 1 か月後、日赤より簡易更衣室が提供され、2 階ロビーに設置した。集約後は更衣室として利用できるようにした。 ・シャワー室（男女 3 室ずつ）も集約後に開放し、近隣の温泉施設への移動が困難な人等を中心に利用された。集約前は自衛隊の入浴支援や近隣温泉施設の利用が主。 ③ 女性用洗濯物干しスペースの確保 ・集約会議で男女別にしたほうがよいという提案を受けてテント 1 張り分のスペースを作ったが、下着等は自分の居住スペースに干しており、ほぼ利用が無かった。 ④ 固定的性別役割分担意識にとられない避難所運営 ・集約前は避難者の受入れと安全確保、生活支援、高齢者ケアが優先事項となり、男女共同参画の視点での取組は優先順位が低かった。ただし、食事の配食の手伝いや掃除などは男女での固定的役割分担は行わず、男女とも関わってもらえた。 ・集約後の班長（6 人）も特に指示はしていないが結果的に男女半数ずつとなった。班長会でも女性班長も積極的に発言しており、意見が言いにくいという雰囲気はなかった。 ⑤ 女性スタッフへの配慮 ・女性スタッフも宿直を担当していたため、女性スタッフスペースを確保し、防犯のため鍵もつけた。
その他の課題など	<避難生活の長期化による家庭・隣人トラブルの発生> ・避難生活が 1 回目の避難所と集約後の避難所で半年以上と長期化したころから、避難所での大人のいじめに近い隣人トラブルや、女兒に対するのぞき疑惑など、が発生した。 ・DV まではいけない夫婦・家庭不和の相談の増加や、元々複雑な事情を抱えた家庭の問題が悪化した特殊ケースも見られた（父母の不和と、母親の飲酒トラブル、子どもへのネグレクト

	の疑い等)。家族間の問題は難しいが、周囲に迷惑がかかる場合には介入した。 ・トラブルについては必要に応じて町の関係部署へ報告し、支援の可能性などを相談した。
その他	<顔が見える関係づくりによる避難者ニーズの把握> ・益城町総合体育館等の大規模避難所に比べ比較的避難者も少なかったことから、避難所運営において「顔が見える関係づくり」を意識して取り組んだ。避難者からの相談対応のほか、行動を見ての気づきや、気になる人への声掛けを行い、ニーズをこまめに拾った。 ・思春期の子どもにも声掛けを行うよう配慮していた。 <日誌による情報共有> ・YMCA や行政からの応援で人員交替が頻繁であったため、5 月以降、関係者間の引継ぎや申し送りのための日誌をつけ、情報共有を行った。 <パーティションの設置> ・6 月の避難所集約時に町役場においてパーティション (2m×2m) の導入が決定された。 ・カーテン (布) をめくれば簡単の中が見えてしまうため、ウレタン素材の床マットを隣との壁として使用する人もいたが、一定のプライバシー保護対策としては有効だった。 ・一方、運営側として高齢者等の見守りがしにくくなったというデメリットはあった。高さが 2mだと完全に外から見えないので、プライバシーを守りつつ安否確認ができる高さ (立てば頭の先端が見える程度) であれば安心できる。なお、カーテンは日中開けておくというルールにしていたがほぼ守られなかった。 <物資の状況> ・物資は主に YMCA 本部と町役場から調達。 ・生理用品や粉ミルク、おむつ等の女性・子ども用品は大量にあり、困ることは無かった。 ・化粧品やハンドクリーム等は物資もなかったが、ニーズも無かった (自宅に取りに帰れた)。 ・液体ミルクは把握している範囲では利用無し。 ・簡易トイレも提供されたが、施設内のトイレが利用できたため、利用していない。 <ボランティアによる支援> ・レスキュー・ストックヤードが発災直後から定期巡回による見守り入り、衛生管理や傾聴ボランティア等へのつなぎや、6 月の避難所集約に向けたコーディネートでも支援をもらった。「流し (調理スペース)」の設置など、避難所の環境整備についての具体的な助言等も参考になった。 ・衛生管理 (土足禁止処置による感染症対策) では、保健センターの仲介で TMAT (徳洲会の医療チーム) が実施サポート。 ・その他、医療、介護などの支援チームが定期的に避難所を訪問し避難者の支援を行った (保健センター、保健所の仲介あり)。 ・また、傾聴ボランティアとして地元御船町の僧侶からの支援の申し出があった。 <行政との連携> ・YMCA が主体的に避難所運営したが、役場とも適宜情報共有や相談を行い、連携はとれていた。 ・避難所集約や閉鎖の日程が準備の日程が少ない状況で通告されることがあった。見通しを含め余裕をもって情報共有できればより円滑に対応できたと思う。

熊本学園大学

団体名	熊本学園大学
実施日時	平成 29 年 1 月 25 日（水）10：00～12：00
実施場所	熊本学園大学
先方出席者	熊本学園大学 水俣学研究センター、社会福祉学部

避難所の概況	4 月 14 日に避難者の緊急受け入れをはじめ、4 月 16 日以降最大 750 名受け入れ、ホールは障がい者とその家族を最大 60 名収容。5 月 28 日の閉所まで 24 時間体制で支援。（避難所の特徴） ・避難者の支援に当たり理事長はじめ職員、教員、卒業生が参加、福祉系大学ということもあり女性が多く、避難所運営の意思決定に女性の意見が反映された。 ・「管理はしないが、配慮はする」方針を掲げた。これは、最大 750 名のも避難者を収容することになった今回の避難所運営に当たり、マニュアルに沿って支援する側の役割を決め、各避難者を管理するということは、とてもできないと判断。ルールを作って、その取り組みのためにエネルギーを使うということより、自主的に動いていく中で自然に秩序ができてくるものと考え、各自の自主性を重んじるという意味で「管理はしない」、ただし障がいのある方や、いろいろな困りごとがある方に対しては、その声を聴きながら「配慮していく」こととしたものである。 ・男女の違いに配慮し、障がいのある人の受け入れを行った。 ・外部から来た協力者が、何をすればいいかわかるような活動一覧を本部に置いた。また、授業の関係等で入れ替わる運営スタッフが、多くのボランティアを効果的にコーディネートするために、時間を問わず基本的な活動内容が確認できるように掲示物を張り出した。 ・拠点病院に患者が集中しないよう、限られた医療資源を有効活用した。疾病の緊急度や治療の決定も医師、看護師資格を持つ教員が実施。 ・冷所保存が必要な薬の保管を実施。保管に当たり病児の名簿を別に作成、医師・看護師による体調管理を実施。 ・乳幼児室・女子更衣室を開設 ・近隣施設からシャワーの提供があり、女性教員が主体となって乳幼児を抱える女性、障がいのある方、避難者であり避難所運営に関わる女子学生の希望を優先した。 ・障がい者の方々のスペースを検討し、本人の意思を聞きながら運営会議を通して配置換えを行った。 ・支援ボランティアの就寝・休息スペースを男女別に設置。 ・「最後の一人になるまで閉鎖しない」方針を掲げた。 ・障がいを持つ避難者の帰宅支援まで実施した。
男女共同参画の視点から実施した主な取組	①避難所運営の意思決定に女性が参画 ②男女に配慮した障がい者の受け入れ ③乳幼児室・女子更衣室を開設 ④ボランティア用に、男女別の就寝・休息スペースを設置
取組内容・実施方法、経緯・背景、趣旨、成果・課題	①避難所運営の意思決定に女性が参画 ・本大学が福祉系であることもあり、職員、教員、卒業生には女性の数も多く、これらの人たちが運営される避難所の意思決定には、必然的に女性の視点と配慮が盛り込まれることとなった。 ②男女に配慮した障がい者の受け入れ ・障がいのある人を受け入れるために、高橋守雄記念ホールの整備を実施。体育館や介護実習室から教材を持ち込み環境を整え、照明器具を下げシートを張り男女別の避難スペースを確保した。 ③乳幼児室・女子更衣室を開設 ・4 月 16 日の最大震度 7 を観測した地震の翌日という早い時期から、乳幼児室・女子更衣室を開設。利用者に要望等の聞き取りも行っていたが、それよりも早い開設であり、運営する職員側に当初より必要との認識があった。 ・乳幼児室に敷き詰めたジョイント可能なスポンジマットは、学内の駐車場で車中泊をしていた女性の乳幼児の“はいはい”ができるスペースのニーズに対応できた。

	・乳幼児用の支援物資は、乳幼児室で自由に使えるよう配備した。 ・熊本市より助産師が毎日見回りに来て乳幼児を抱える母親の悩みに寄り添っていただいた。 ・看護資格を有する教員が助産師と毎日情報交換を行い、必要に応じて運営本部、熊本市と連携し支援に当たった。女子更衣室は、女性の避難者が更衣するのみならず、女性の個別相談の場や、車中泊をしていた女子高生が、夜間勉強をする場ともなった。 ・介護ボランティアなど支援する側の更衣室とするなど、臨機応変に利用した。 ・ここはシェルターのような役割も果たしており、人の目が気になる人の避難所のような意味合いもあったが、部屋を占拠する人など課題もあった。
	④ボランティア用に、男女別の就寝・休息スペースを設置 ・避難者であり避難所運営に携わる学生ボランティアには、キャンプ用ドーム型テントを男女別に2つ設営。プライバシー保護と休息に活用した。外部から来た専門職ボランティアに対しては、14号館ホール内に男女別の区切りを設けて就寝・休息して頂いた。
その他の課題	＜避難所の運営に関する女性の参画について＞ ・避難所の運営に女性の意見が反映されないケースがある。その要因としては、女性が参加していないことが大きいと考えられる。運営に関わる行政の職員も男性が多く、運営主体が自治会で、自治会長はリタイヤした60歳代後半から70歳代の男性が多い。 ・母子で避難してきた方が、本学の女性を指名して相談したいと言ってきたケースがあった。それは少し困難を抱えている感じであったが、女性に相談ができるという選択肢があるかないかというのは、大きいのかかもしれないと思った。災害時にどこまで対応できるかというのは別にしても、女性が女性に相談したいことも、中にはあるのではないかと思う。 ＜行政との連携について＞ ・避難所のサポートに入る行政の職員の方にも、男女共同参画の視点を持って頂いた方がいいと感じた。本学避難所の後半に常駐された熊本市の交通局の方たちが来られたが、皆さん男性。県外からも行政の方がおいでになるが、ほぼ男性である。本学の場合は学生を含めて女性教員が多く、避難者も声をかける対象が多かったと思うが、本部に男性だけがいるとなると、なかなか声をかけづらいかと思う。
その他	＜「避難所の熊本学園モデル」紹介＞ ・本学園での取組を教訓とするため、全国の教育機関、自治体などから講演の要請があり、「避難所の熊本学園モデル」を紹介しているが、この活動には、当然ながら運営に関わった女性教員も含まれる。

熊本県助産師会

団体名	熊本県助産師会
実施日時	平成 29 年 1 月 25 日（水）13：00～14：30
実施場所	熊本大学医学部保健学科 E 棟 4 階
先方出席者	熊本県助産師会

避難所（支援）の概況	＜支援活動の経緯＞	
	4/14	最大震度 7 を観測した地震発生
	4/15	助産師会員へ安否確認の一斉メール。動ける人間を把握し、益城町へ派遣。避難している母子に聞き取りを行う必要な物資を調達。
	4/16	最大震度 7 を観測した地震発生。50 人の熊本市在住の助産師も被災。
	4/17	・益城町に助産師派遣。女性、母子に関する避難所支援を行った。 ⇒町内の施設「エミナース」の避難状況把握を益城町より依頼される。 ・管理者に、女性、母子に配慮した避難所運営を依頼。 ・エミナースの派遣について会員に情報発信したところ、各会員が近くの避難所を把握・巡回。
	4/18	・各会員が担当地区の避難所を巡回。管理者に対し、母子、女性の支援をして頂くよう依頼。助産師会では、熊本市の「こんにちば赤ちゃん事業」を受託しており、1 人あたり小学校区内ごと 2 ～ 3 か所を担当しており、そこを巡回。
	4/22	・熊本市子ども支援課より、福祉避難所の中に乳幼児版として、数人ずつ預かれるようになった旨連絡あり。
	4/23～5/21	・熊本地震緊急周産期医療対策プロジェクトにより、母子避難所開設
男女共同参画の視点から実施した主な取組	①避難所の女性・母子に対する健康支援 ②母子避難所の開設 ③母子の心理支援	
取組内容・実施方法、経緯・背景、趣旨、成果・課題	①避難所の女性・母子に対する健康支援 ・4 月 14 日の最大震度 7 を観測した地震時には、益城町からの要請で避難所に会員を派遣し、困りごとなどの聞き取りを行った。その後も支援の継続を予定していたが、4 月 16 日の最大震度 7 を観測した地震により、全会員数 50 名のうち 20 名の熊本市在住の会員が被災して、動けなかった ・4 月 17 日に益城町より「エミナース」の状況把握要請。管理者に、女性、母子に配慮した避難所運営を依頼。避難者の中には、妊婦、赤ちゃん連れもたくさんいたが、一度に大勢避難しているので女性への配慮はできていないということだったが、後に結婚式場の写真室を女性専用にして頂き、女性の着替え、休息、授乳ができるようになった。広い駐車場もあったため車での避難も多く、少ないお湯で赤ちゃんの清拭、沐浴に関する指導等を実施した。 ・4 月 18 日より熊本市の担当地区避難所を会員が巡回開始。聞き取り、相談、行政への連絡などを実施。また、女性、母子に配慮した運営のお願いに関するチラシの配布を行った。 ・巡回中、ケースごとにアセスメントを行い、困窮度が高い人については市の保健師に連絡。行政が把握していない特定妊婦などの情報を提供できた。その際、疲労した母親の姿も見られたため、市に母子の避難所の必要性について相談した。その後市の福祉避難所に乳幼児版開設。 ・助産師が訪問した避難所の数は 215 施設、対応した母子は 960 ケース。	
	②母子避難所の開設 ・熊本県産婦人科医会と産婦人科学会から、母子避難所の開設について相談があった。熊本地震周産期緊急対策プロジェクトが立ち上がり、助産師会も参加。このプロジェクトの一環として開設されたものである。 ・入所の対象は、お産が終わって退院されたお母さんのうち、避難所に戻らざるを得ない母子と	

	する。熊本県助産師会が運営し、産後のケアを助産師が 24 時間体制で対応、入所期間は 1 週間。 ・当初は母子のみの入所としていたが、後に上の子どもも受け入れ可、妊婦の受け入れも可としたが、4 月 23 日から 5 月 21 日までの開設期間中、実際の入所は 3 組であった。 ・当初 20 組くらいの受け入れを想定していたが、これを下回ったのは、母子のニーズとサービスにミスマッチがあったのではないかと。 ・ミスマッチの要因としては、当初上の子どもが預けられなかったこと、パートナーが入所できないことで、家族が離れ離れになることへの抵抗。一週間という期間が短い。半壊であっても家財道具の残る家が心配。車が一家に一台はあるため車中泊を選択。などがあったと思われる。 ・また、親類・知人や地域の支えで対応できる方はそれを選択するが、それが難しい方が対象となることも一因ではないか。潜在的なニーズは高いと思われるので、このミスマッチの解消は今後の課題である。 ・福祉避難所として、母子避難所（宿泊型）は必要である。育児支援者がいない母子、育児不安が強いなど、災害によって地域でのサポート力が弱まった中で、養育を支援するためには必要な避難所である。
	③母子の心理支援 ・震災後、母親の抑うつ傾向が強くなる。これは東北でもそうだった。今回熊本市での 1 か月健診時に産後うつに関するスクリーニングを実施。要注意が 9 ポイントを超える出現率で、平常時 10%であったものが 20%になっていた。日常生活に戻っても、心理的な問題、疲労などなかなか解決されずにいる。 ・その解消に向けた支援として、お母さんの癒しサロンなど実施している。熊本県助産師会、子育て中のお母さんたちのネットワーク（うみつき）と一緒に 20 か所で実施し 474 組の参加があった（今年の 1 月まで実施）。 ・参加人数は 10 人くらいから、大きいイベントになると 100 人近く集まって、話を聞いたり、お母さん同士での交流で癒しを行う取組。 ・日本助産師会の支援を受け、これから一年スパンで実施していく。
その他の課題など	＜男女共同参画に対する理解＞ ・避難所の管理者の中には、男女共同参画への理解もあり、助産師からの呼びかけについて快く対応してくれるところもあれば、緊急時にそこまで受け入れられないと断られることもあった。女性の管理者の方が理解して頂きやすかった。 ＜母子支援拠点の必要性＞ ・母子避難所の開設は必要だが、どこにあるか震災が起こってからでなく、普段から災害時にはここに開設されるという広報、周知が必要だろう。 ・今回母子避難所となった建物と共に、熊本市の災害協定等もこれから結んでいくことが必要。 ・母子の支援拠点は、宿泊型でなくても良いが、小学校区単位にいくつかずつあることが重要だと思った。厚生労働省が包括母子支援センターの開設を働き掛けているが、そのセンターには、助産師がいて、そこで母子支援が継続的に受けられるという形になれば、今回のような災害時には母子支援拠点として繋がっていくのではないかと。フィンランドのネウボラの組織のように、単に行政で交通整理するのではなく、切れ目なく、そこで母子支援が受けられるという施設を平常時から作っていくことが必要である。
その他	＜車中泊の問題＞ ・熊本では、移動手段として車が欠かせず一家に一台は所有しているが、今回そのこともあって、車中泊による避難者も多かった。母子保健の視点からは、エコミークラス症候群や、赤ちゃんの皮膚のケア、日焼けなどの懸念がある。車中泊避難者の把握が困難であり、また車中泊の避難者には災害支援情報や支援物資が届かないケースがあった。 ＜保育所の開設・再開＞ ・仕事をしている看護師が、職場から出勤の要請があったが、子どもを預けると場所が無いという問い合わせがあった。早く子どもを預けることができるようになることで、復興・復旧に関わる仕事ができるという人も多いと思う。

マザーズハローワーク熊本

団体名	マザーズハローワーク熊本
実施日時	平成 29 年 1 月 25 日（水） 15：00～16：00
実施場所	マザーズハローワーク熊本
先方出席者	マザーズハローワーク熊本

男女共同参画の視点から実施した主な取組	①子育て中の女性に対する就労支援
取組内容・実施方法、経緯・背景、趣旨、成果・課題	①子育て中の女性に対する就労支援 ・子育て中の女性に対する就労支援は従来からの取組であり、震災の発生により、特別にマザーズハローワークで支援を実施したという経緯は無い。 ・4 月 14 日の最大震度 7 を観測した地震、16 日の最大震度 7 を観測した地震を挟んで求職に来られた方の状況として、4 月は前年度比を大幅に下回った。余震が落ち着いて、その反動で 5 月には求人が増え、その後徐々に落ち着いていった。地震の発生直後は、ほぼ 0 であった。 ・利用対象者が子ども連れのお母さんなので、まずは生活基盤、安全の確保が第一で、外に出ていける状態ではなかった。避難所にいる方は一層である。連休明けまでは、仕事を探すことができる状況ではなかった。 ・男女共同参画の観点からみれば、子どもがお母さん頼りで、余震も続き、不安で外に出られない。併せて保育所が休園、小学校・中学校は休校で、子どもは日中家にいる状況の中、仕事探しに出かけることはできなかったと思う。ライフラインが復旧し、保育所、学校が再開して、初めて職探しに出てこられた。 ・地震に伴う休業、事業縮小により離職者が増加したかということについては、雇用保険の適用等数字を持っていないのでわからないが、窓口の感覚では、そのような状況は感じられなかった。 ・当方で大まかに把握している状況としては、例年 4 月は求職者が増える月であるが、そのピークが 28 年にはなかった。その反動が 5 月、6 月に出てきて、あとは対前年比程度に戻った。 ・平成 27 年度の数字で月別の男女求職者比率をみると、4、5、6 月くらいで女性の比率が高かった気がする。 ・雇止めということについて、テナントの営業が無くなったのでどうしようかという話は聞いている。これは雇用保険の窓口で誘導したが、今回は雇用調整助成金を大いに活用するよう進めていたので、大量の離職は防げたのではないかと。一部中小企業等、雇止めで雇用保険の受給者が増えた可能性はあるかもしれない。 ・窓口の感覚では、女性の雇止めがあったとは思えない。たまたま女性の多い職場が災害に遭ったという可能性はあると思うが、女性をターゲットに雇止めが行われたという感じは無い。 ・子どもがいる家庭で、子どもをみるために離職された方もいるのではないかと。企業によっては子ども連れでの就労を認めた所もあるが、子どもをみる人がいないので、休むまたは辞めたということはあると思う。 ・熊本は元々求人が少なかったが、復興や景気の回復等で昨年 10 月から全国平均を抜いた。現在は人手不足で、企業側も離職者を出さないよう配慮しているという。 ・熊本は、数字の上では女性経営者の数も多く、先進的であるといわれている。だが中小企業が多く、所得が低い現状もある。
その他の課題など	<子育て家庭への支援> ・こうした災害が起こった際に、子どもをみるために女性が仕事を休む、または仕事を辞めざるを得ないケースがあると思う。今後、女性が不利益を被らないために必要なこととして、子どもの保育に対する支援、そのほか時短勤務などの実施と所得保障を行うことが必要である。一旦仕事を辞めると再就職は難しいので、雇用継続に関する支援を充実しないと、男女の溝は埋まらないと思う。

南阿蘇村役場

団体名	南阿蘇村役場
実施日時	平成 29 年 2 月 1 日（水）10：00～12：00
実施場所	南阿蘇村役場
先方出席者	南阿蘇村役場 総合調整課、健康推進課、住民福祉課、人権対策課

男女共同参画の視点から実施した主な取組	①保育所の早期再開 ②指定避難所への男女職員配置
取組内容・実施方法、経緯・背景、趣旨、成果・課題	① 保育所の早期再開 ・保育所（公立 3 園）は 4/26 から早期再開した。 ・再開以前は避難者が多い南中学校体育館等に「キッズコーナー」を設け、村保育士を派遣して保育を行った。 ・保育所の早期再開もキッズコーナーの設置も、住民からの要望ではなく、職員が避難所の状況等を見て必要性を感じ、住民福祉課、保育所長の判断で実施した。 ② 指定避難所等への男女職員の配置 ・避難所は道路寸断のため当初は参集可能な職員を最寄の避難所に配置。その後、指定避難所 12 か所に課ごとに場所を決めて職員を配置した。 ・特に明確な指示はしていないが、多くの課では男女双方いるため、自然と避難所の男女のバランスも取れた。 ・物資配布所は生理用品等の女性用品の配布に配慮し、男女ともバランスよく配置するよう意識していた。
その他の課題など	<男女共同参画の視点からの行政の対応> ・行政としては、男女共同参画を意識する余裕は全くなかった。ただ、熊本県より男女共同参画の視点への配慮の通知とチェックシートが届いたため、それは参考にした。 ・町役場として男女共同参画の視点から主体的に指示したことは無いが、各避難所において、授乳室やプライバシー保護の間仕切り、更衣室スペースの設置が行われていた。（※林野庁の組み立て式更衣室を利用したり、自衛隊の簡易トイレを男女兼用更衣室にした事例あり。） ・各地域の避難所のまとめ役は男性区長が主だったが女性の意見が反映されないということとはなかった（女性も結構意見を言っていた）。 ・発災当初は道路が寸断され、食糧と水不足に苦慮した。「もやい」（助け合い）の精神で個人からの食糧調達や炊き出しなど住民の自主活動で乗り切った感が強い。公民館等の自主避難所では男女ともに炊き出しをやっていたが、避難所への炊き出し支援を自主的に始めた食生活改善グループ（主に女性）については途中で止めるに止められず、負担がかかった。 ・女性職員や避難女児へのつきまとい事案が各 1 件あったが他に女性関連のトラブルの情報は入っていない。性犯罪については東日本大震災の教訓により住民が自主的に注意していた。 <女性の仕事への影響> ・仕事が無くなり離職を余儀なくされたとの相談が 10 件程度発生しており、女性からの相談がやや多い。観光業への風評被害や大病院閉鎖による影響と思われる。また、道路被害が大きく、被災山道での通勤に不安を覚えて離職する人（主に女性）も見られる。
その他	<女性の地域防災リーダー育成（消防団女性分団の設立）> ・地域の消防団に女性分団（16 人）を組織し、女性の視点による防災の取組を促進している。女性分団は主に連絡係等の後方支援と啓発広報活動だが、今回の震災では女性分団の幹部も支援物資の搬送をはじめ、子どもの勉強会の手伝いや離乳食が必要な家庭への配達をしたり、避難者の話し相手等をするために毎日、夜交代で避難所を巡回したりした。 <物資の状況> ・発災当初は道路寸断で 2 日間物資が到着せずに備蓄でしのいだが、食糧と水不足に苦慮した。その後から大分経由やヘリ輸送で物資が入ってくるようになったが徐々に供給量が増え荷捌きに苦労した（自衛隊も搬入支援 ※後述）。 ・SNS 拡散でも物資が集まったが一気に特定の物資が集中し、止め時が難しかった。 ・液体ミルクは村が把握している範囲では利用は無かった。発災当初、ミルクのニーズがあったが自衛隊が必要物資の聞き取りを行っており、自衛隊経由で取り寄せた。

	・自衛隊が発災 3 日目頃から自宅避難者を各戸訪問し物資ニーズをヒアリングし調達してくれた。自主避難者で注意を要する世帯の情報提供や、物資搬入等も自衛隊に支援してもらい助かった。 ＜災害救助法適用での物資購入＞ ・「必要なものは購入する」というスタンスで判断し、特に法適用範囲か否かで躊躇することは無かった。 ＜車中泊の状況＞ ・最大避難所（南中学校）でピーク時 1300～1500 人程度の避難者が発生し、収容しきれず、駐車場・グラウンドでの車中泊が発生した。車中泊をしている人への支援として、アウトドア用品会社（モンベル）からテントの提供があった。コンビニ駐車場等でも車中泊が発生しており、正確な数はわからない。 ・子ども連れの車中泊の多くは「道の駅」に集中していた（火炊き出しあり）。 ・車中泊避難者の状況把握・声掛けは主に医療支援チームで行ってもらった。 ＜間仕切り＞ ・間仕切りについては、各避難所で賛否両論あり、設置したところ/しなかったところ両方あった。田舎で近所づきあいが残っている地域では間仕切り不要との意見が多く、新しい転入者が多い地区ではプライバシーのための個別スペースの希望が多かった。間仕切りが無いところは女性更衣室をつくるなどの配慮を行った。 ・坂設計事務所の間仕切りも活用していて、「昼間は開ける」というルールもある程度は守られていた。間仕切りごとの部屋割り名簿を作り、それをもとに安否確認は昼食配布等の際にできるので無理に開けておく必要もなかった。 ＜保健師巡回によるニーズ把握＞ ・村役場の保健師と応援行政の保健師が避難所を巡回し、避難者の状況やニーズの把握を行った。 ＜生活困窮への対応＞ ・生活困窮者の増加を予測した応援行政からケースワーカーも多く派遣されたが、発災当初～現在まで生活保護申請や相談が目立って増えたということはない。 ・今回の震災の影響による生活困窮が深刻化するのとは 3 年後くらいからと予測される（現在は支援金あり）。 ＜仮設住宅・見なし仮設住宅への対応＞ ・仮設住宅は大まかな集落ごとに入居させるなど、近隣関係に可能な限り配慮している。状況確認や引きこもり対策として、地域支え合いセンターで訪問を行っているほか、高齢者に対しては地域包括支援センターで引きこもり傾向者を訪問している。仮設での生活不活発状態が課題であり、12 月のエコミークラス症候群検診では約 4 割が「要注意」と判定された。村外の見なし仮設入居者には訪問活動も難しく、今後のフォローが課題である。 ＜応援行政＞ ・応援行政は、東京都や島根県、千葉県、宮城県など全国から入ってもらったが、カウンターパートである大分県や山鹿市等の熊本県内自治体として長期間継続的に支援してもらった。応援行政の配置は災対本部で決定していたが当初は避難所支援が中心であった。 ・避難所運営や災害対策本部運営について、発災当初は東日本大震災の支援経験者等の熱意ある人が多く派遣され、具体的なアドバイスを受けることができ、助かった。特に東京都からは防災のプロフェッショナルの職員が派遣され、本部会議の進行も主導してもらった。 ・地震災害が少ない地域であり、今回の被害規模は防災計画の想定以上だった（道路寸断で役場に職員が参集できない、電気等のライフラインが長期間停止するなど）。村職員全員も初めてのことでノウハウがなかったため、東京都からの支援は大変有効だった。
--	--

社会福祉法人順和会（特別養護老人ホーム 陽ノ丘荘）	
---------------------------	--

団体名	社会福祉法人順和会（特別養護老人ホーム 陽ノ丘荘）
実施日時	平成 29 年 2 月 1 日（水） 13：30～14：50
実施場所	特別養護老人ホーム 陽ノ丘荘 会議室
先方出席者	社会福祉法人順和会

男女共同参画の視点から実施した主な取組	①被災後の女性職員への配慮 ②入居者に対する男女共同参画の視点からの配慮 ③在宅介護者のデサービスニーズへの対応
取組内容・実施方法、経緯・背景、趣旨、成果・課題	①被災後の女性職員への配慮 ・乳幼児を抱えた女性職員は休み、小中学生の子どもを抱えた女性職員は学校再開までは職場に連れてきていた。子連れ出勤の場合、当直室を子どもの居場所にするなどの配慮は行なった。 ・職員の心のケアの一環として、震災に関するストレスチェック・専門医相談を実施している。特に女性は仕事と家庭との両立問題を抱える人が多いため配慮したいと考えている。 ②入居者に対する男女共同参画の視点からの配慮 ・発災時は入所者を食堂ホールへ避難させたが当初は生命・安全の確保を最優先した。その中でも最低限の配慮としておむつ交換時の目隠しは実施したが、断水等のためトイレも男女共同となり、男女共同参画の視点での配慮が必ずしも十分ではなかった。5月上旬までは男女ともに同じホール内で介護を行っていた。男女別に区分けするなどの配慮が必要だったかもしれない。 ・4月末時点で、5月上旬までに従来居室（4人1部屋の男女別多床室）に入所者を戻すという目標を立てて取組、5/2～7の間に元の居室に全員戻すことができた。 ・入居者の8割が女性だが他施設からの応援職員やボランティアは大半が男性で同性介助は困難であった。また、女性入居者のニーズとして着替えや身だしなみを気にする人がいたが、断水やスタッフ不足で、十分な配慮ができなかった。 ③在宅介護者のデサービスニーズへの対応 ・デサービスも早期再開を目指し、5/9から実施した。介護のために仕事に行けない、避難生活のために入浴だけでも施設でさせたい、介護してもらっている間に自宅の片づけをすませたい等のニーズがあったため、再開を急いだ。デサービス利用申請のキーパーソンは主に男性（夫・息子等）だが、実際の在宅介護は女性（妻・嫁等）が担っていることが多く、その負担軽減のニーズがあった。 ・震災以前は定員50名（実利用者120人程度）で実施していたが再開当初は利用が半減した。原因は村外への避難（老人ホームへの入居等含む）や入院など。その後、新規利用者も増えて復調傾向にある（27～28人/日）。仮設住宅からのデ通所も多い。
その他の課題など	<女性職員の離職とスタッフ補充難> ・職員の多くは女性で、ほとんどが大津町・菊陽町等の村外からの通勤者であり、阿蘇大橋崩落の影響で通勤ができなくなって離職した者が多くいた。事業所の勤務形態としてフルタイム・パート、日勤・夜勤等さまざまな形態があるが、特に夜勤のみの職員は夜間の被災山道の通勤への不安から退職する人が多かった。 ※平成28年8月現在の退職（予定）者21人中女性18人、通勤難や避難・移転など震災の影響による退職16人 ・介護事業所は通常時でも人員不足だが、震災の影響でさらにスタッフ補充が課題となっているが、交通インフラが復旧しない限り状況は変わらない。 <ボランティアの受入れ> ・通勤困難者が発生したうえに入所者以外の避難者受入れ等で人員不足が発生したが、法人内で近場の施設に通勤するように一時的に配置換えしたり、専門ボランティアを受け入れて対応した。 ・専門ボランティアは関西方面からが多く（後藤委員によるコーディネートあり）、4～8月で延べ400人から支援いただいた。当初は車中泊しながらという状況であり、自動車の運転ができないと難しいところもあったため、男性ボランティアも比較的多かった。発災時は職員と専門ボランティア併せスタッフ全体で概ね男女半々だった。

	・受援側としてボランティア等に対する男女別の宿泊場所の確保には苦慮した。 ・ボランティア受入れに際しては、当初、女性職員が男性ボランティアと二人だけで夜勤することを不安に思ったり、「教えることが増えて大変」などの否定的な意見も聞かれたが、派遣されたボランティアが優秀な人材だったこともあり、職員の受入れに対する理解も徐々に進んだ。
その他	<地域の避難者等の受入れ> ・村との福祉避難所協定の話はできていたが締結はしていなかった。ライフラインも途絶えたなかで一般高齢者の受入れは難しく、福祉避難所としては機能していない。 ・ただし、定員超過やショートステイにより、地域の独居高齢者や従来の利用者等の受入れは行った。 ・定員超過の受入れは、原則、自宅が全壊または半壊で罹災証明がでている要介護3以上の人を対象とした。自宅の被災により避難所に入ったが心身の状況から避難所での生活継続が困難な人が移ってくるケースが目立った（家族が避難所で介護できない、認知症で徘徊し他の入所者に迷惑がかかる等）。相談は家族やケアマネジャーからが多かった。 ・また、発災直後は、危険地域に立地していた養護老人ホーム（湯の里荘）の入居者（45人）の避難場所として、事業休止中だった小規模デイサービスの実施スペースを提供した。 <物資の状況> ・水道の復旧が遅く6月中旬まで断水が続いて水の確保は大変だったが、ボランティア団体等からもペットボトルの提供が多数あり助かった。 ・流動食や介護用品等の高齢者施設として必要な専門物資は、必要物資をリスト化して行政に渡したり、行き来するボランティアに次回訪問の際に持参してもらうよう依頼したほか、NPO団体等からのプッシュ型支援により送られてくるもので確保した。

南阿蘇村久木野総合福祉センター（指定管理者：南阿蘇村社会福祉協議会）

団体名	南阿蘇村久木野総合福祉センター（指定管理者：南阿蘇村社会福祉協議会）
実施日時	平成 29 年 2 月 1 日（水）15：00～16：30
実施場所	南阿蘇村久木野総合福祉センター 会議室
先方出席者	南阿蘇村社会福祉協議会

避難所の概況	・福祉避難所と一般避難所（村の指定避難所）を兼ねて運営。 ・ピーク時避難者 320 人、車中泊 100 人。 ・職員 27 人（男性 5 人、女性 22 人）。 ・社会福祉協議会のデイサービス・ホームヘルプ事業スタッフも各事業再開までは避難所運営に関わり、ほぼ 24 時間体制で避難所を運営。 ・4/20 からはボランティアセンターも同施設内に開設し、避難所と並行して運営。 ・5/20 に避難所閉鎖（二次避難所に集約）。
男女共同参画の視点から実施した主な取組	①女性・子ども専用スペースの確保 ②生活スペースの区分け、更衣室、授乳室等の設置 ③要介護者に対する男女共同参画の視点からの配慮
取組内容・実施方法、経緯・背景、趣旨、成果・課題	①女性・子ども専用スペースの確保 ・一般避難所も兼ねていたため発災当初から施設内が混雑していたが、乳幼児・妊婦への配慮が必要と考えて職員で協議し、発災後 1 週間程度で母子専用のスペースを確保した。利用者は最大時で 5 世帯程度。基本的に男性は入れない規程となっていたが、扉を開けた先にある一般の避難スペースや外の駐車場の車の中に夫がいるという状況であったため、大きな問題にはならなかった。 ・上記のほかに小学生以下の子どもがいる世帯などの世帯単位での居住スペースも確保した。※要介護者、ペットがいる世帯も別スペースを確保 ②生活スペースの区分け、更衣室、授乳室等の設置 ・上記①の母子専用スペースと併せて、発災後 1 週間程度で避難所内のスペースの区分けやトイレ等への動線の確保等を行った。 ・発災当初は避難所の隅で授乳している母子もいたため、授乳室や更衣室等も同時期に設置した。 ・更衣室は作ったが、洗濯機の利用や女性専用の洗濯干しスペースは特にニーズはなかった（昼間に自宅に帰って洗濯や着替をしていた模様）。 ③要介護者に対する男女共同参画の視点からの配慮 ・福祉避難所として要介護高齢者を受け入れ、24 時間体制でトイレ誘導等を含む支援を行った（本人のみ優先して館内受入れ、家族は自宅や車中泊など）。発災当初数日間は近隣のグループホーム入居者（20 人）も受け入れた。 ・車いす利用者等、特に配慮が必要な人については、夜も当人の近くで社協職員が眠るなど、常時目配りができるように配慮した。停電で浄化槽が動かず、特に車いす利用者等のトイレ介助には苦労した。（デイサービスの大浴場のお湯をトイレの排水に利用した。） ・要介護者は男女ともに避難してきており、要介護 4・5 の重度者もいた。オムツ交換や着替えの際に衝立やパーテーションを使うなどの配慮は行った。
その他の課題など	<福祉避難所としての位置づけ> ・福祉避難所として運営したが、事前に村との協定もなく、防災計画上の位置づけも無かった。 ・既存のセンター利用者の要介護者等を放置できないという社会福祉協議会としての思いから福祉避難所として運営を開始したが、福祉避難所・一般避難所の運営にボランティアセンターの運営も加わり、職員の負担も大きく、大変だった。事前に行政との協定締結は必要だと思う。 <仮設住宅での引きこもり等への対応> ・5 月に避難所を閉鎖し、残っていた避難者には二次避難所に移動してもらった。二次避難所はファームランド等の観光施設（7 か所）で、個室で食事もホテル仕様であるなど、やや旅行気分でも過ごせる環境があり、個室への引きこもりが発生した。また、そこから仮設住宅に移動した際の生活環境の落差が大きいことや、引きこもりが懸念されるため、各二次避難所を戸別訪問したり、サロンバスで巡回し、お茶会を開き、閉じこもり予防などを行った。

	・仮設住宅での引きこもり予防等のため地域支え合いセンターでも巡回訪問を実施している。地域支え合いセンターの生活支援相談員は被災離職者等の女性 7 名を雇用。
その他	<避難所の運営> ・発災当初は食糧確保や停電に苦慮した。スタッフの他、地域婦人会や避難者（男女とも）の協力により炊き出しを実施して対応した。※4 日目の昼食から自衛隊の炊き出し開始 ・避難者は通常のデイサービス利用者も多く、スタッフと顔見知りで声掛けしやすい人が多かった。女性避難者からの特別な要望はなかったが、女性スタッフが多いため、相談しやすい雰囲気はあったと思われる。
	<物資の状況> ・発災当初はミルクやおむつ、女性用品が不足し、地域の自主避難所から当センターへの問い合わせも多かった。これらの用品は当センターでは備蓄していなかった。 ・液体ミルクの利用については把握している限り無かった。 ・必要な物資は村役場に依頼して提供してもらい、当センターでは購入していない。 <行政等との連携> ・避難所には村役場職員 2 名（男女）が常駐し、他自治体の応援職員（男性が主）も入った。行政職員は主に物資受け渡しや窓口業務を担当。 ・運営に際し NPO 等の支援は受けていないが、福祉避難所として医療・福祉系の専門職ボランティアの応援は多かった（看護協会や D-MAT 等）。 <被災スタッフへの配慮> ・職員も被災したが出勤可能な者で避難所運営を開始した。女性職員が多いが、遠方から通勤している小さい子どもがいる職員はしばらく休んだ。

熊本市役所	
-------	--

団体名	熊本市役所
実施日時	平成 29 年 2 月 7 日（火） 10：00～11：45
実施場所	熊本市 男女共同参画課
先方出席者	熊本市 男女共同参画課

避難所（対応）の概況	・男女共同参画課の職員は 5 人、熊本市男女共同参画センター「はあもにい」の中に相談室があり、ここに 8 人いる。 ・防災計画の中では、局単位で担当が振り分けられており、市民局は物資担当なので、当初は物資の集積場所に行って仕分け作業に従事していた。今回の避難対応については、圧倒的に人が不足しており、発災当初、男女共同参画に特化した取組はできなかった。 ・各避難所の状況については、「はあもにい」に対し、巡回して状況を把握・報告するよう要請した。 ・避難所に対し、内閣府のチェックシートを使って男女共同参画に関する配慮が行われているかチェックして頂きたい旨を、災害対策会議の中でも出し、各区役所の方へも周知を図った。のちにシートの内容は熊本市版に改定した。 ・4 月末からゴールデンウィーク前後は、「はあもにい」が各避難所をキャラバンで回った。当初避難所は 300 以上あったので、全部は無理だということで、15 か所ぐらいだった。その時点では現場も混乱しているし、4 月の時点では避難所によって対応に差があった。そこで男女共同参画課と「はあもにい」で協議した結果、連休明けに、集約避難所単位で管理しようということになった。 ・「はあもにい」は、5 月 8 日から拠点避難所になり、それ以降集約避難所を巡回した。 ・女性に関わる生理用品、おむつ等の配慮について、発災直後にはできてなかったが、その後できるようになった。
男女共同参画の視点から実施した主な取組	①母子専用避難所の開設 ②親子向けプレイルームの開設 ③取組指針チェックシートの周知 ④意見箱の設置
取組内容・実施方法、経緯・背景、趣旨、成果・課題	①母子専用避難所の開設 ・熊本市の男女センター「はあもにい」に、母子専用避難所を開設した。シングルの母親等の利用も想定していたが、実際は単身の高齢者が多く、若い世代の利用者はいなかった。 ②親子向けプレイルームの開設 ・5 月中旬ごろに熊本市の男女センター「はあもにい」に親子向けの遊べるスペースを設置した。当初は熊本市職員のための保育スペースとする予定だったが、前例がないということと、職員のみを対象とするのはどうかという意見から、一般の親子向けのスペースとなった。最終的には、益城、御船からも利用があった。月に一回臨床心理士が来て、メンタルのサポートも実施した。 ③取組指針チェックシートの周知 ・指定避難所の巡回時にチェックシートの活用を呼びかけ、災害対策本部に対しても周知徹底するよう働き掛けを行い、各区役所にも直接依頼した。そのため、早い段階で男女共同参画の視点に配慮された取組を行った避難所も見受けられた。 ④意見箱の設置 ・集約避難所のトイレに意見箱を設置した（男女共）。すべての避難所には設置できなかったが、設置箇所では一週間に一回回収。行政の担当と情報共有の必要がある場合には、相談を行った。出された意見は多くはなかったが、その中から意見を反映させて、男性と子育てのファミリーのエリアを分けていくような取組もできた。
その他の課題	<DV 等の相談> ・発災直後、女性の悩み相談のチャリンを配った。避難所で DV 等が発生したとは聞いていない。ただ、発災直後よりも今の方が相談が増えている。特に東区など、震災の大きかったところで増

	えているようだ。もともと多いが去年の同時期と比較しても増えている。東日本大震災の時にも、1年後くらいから相談が増えたということであった。
	<市職員の子どもの預かり> ・災害対応に従事すべき市職員で、子どもの預け先が無く困っている人もいた。隣の課では、子ども連れで仕事していた。 ・子どもを心配しながら働いている職員もあり、何かあった場合、メンタルの部分でも被害を受けることになり、仕事を辞めるという選択を考えていた人もいた。この部分のサポートは必要ではなかったかと思う。
	<女性の配置> ・拠点避難所に移ってからは、女性の嘱託職員が配置されており、女性の配置に関する配慮はなされていたと思う。 ・チェックシートを使った女性のへの配慮を呼びかける際にも、避難所のトップが女性であったり、女性が運営に参加していると、話がしやすかった。女性リーダーの育成は重要である。

さくらんぼ保育園

団体名	さくらんぼ保育園
実施日時	平成 29 年 2 月 7 日（火） 14 : 00~15 : 45
実施場所	さくらんぼ保育園
先方出席者	さくらんぼ保育園

避難所（対応）の概況	・発災後、建物を園長が確認し、被災者の受け入れを開始。避難施設として、地下水、プロパンガス利用等ライフラインの確保ができたことが大きかった。また施設も築 3 年と新しく、比較的強固に作られていた。川も近くにあり、トイレの水も確保できた。 ・2 回目の最大震度 7 を観測した地震後、園は無事で、避難を受け入れた。職員に連絡を取り、可能な人に収集をかける。近隣と日頃からのつながりもあり、炊き出し、受け入れの体制を整える。 ・職員は保育士 45 人。子どもの定員は 130 人。 ・ホール、乳児室、1 階の教室を全部開放。益城からも相談があり共働き家庭の保育を受け入れた。 ・「保育園」という、元々が子どもと保護者を対象とした施設であるため、授乳、沐浴など子育て中の母親に必要なスペースがスムーズに確保できた。また、支援にあたった職員自身に、子育て中、子育て経験者がおり、自然に女性に対する配慮が行われた。 ・発災後は休園していたが、両親共働き、公務員、消防署等、出勤の必要性がある家庭について、子どもの預かりを実施した。朝連れてきて、夕方両親どちらかが迎えに来る。その間、食事も提供。 ・近隣の高齢者の日中の預かり、宿泊対応。 ・避難者及び近隣住民への炊き出しを実施。対応した給食室の職員も、全部保護者であり、園に 2、30 年勤務している。かつ近隣の住人でもある。 ・炊き出しは、毎日 100 から 120 食ぐらい。 ・園の保護者も夫婦共働きで、小学校よりも保育園の再開が早かった。そのため小学校の子どもの居場所が無くて困る。これについても受け入れを行った。 ・避難者名簿は作成していない。困った人が、来たいときに来て、食べて帰ればいいというスタンス。近所のお年寄りに対し、帰宅後食事だけを職員が届けるケースもあった。 ・基本、4 月 24 日まで避難所として運営。25 日から保育所として再開。 ・ここ以外で預かりを行った被災地の保育園は、認可園では少ない。 ・小中学校は、公立は大体避難所になるが、保育園はならない。 ・保育関係のボランティア、職員の友達等の受け入れも行った。また乳児室、ベビーバスもあるので、沐浴を受け入れた。そういうケアは、小学校よりもこういう園の方が適している。
男女共同参画の視点から実施した主な取組	①発災直後からの保育の提供 ②更衣室、授乳室等の設置
取組内容・実施方法、経緯・背景、趣旨、成果・課題	①発災直後からの保育の提供 ・4 月 16 日の最大震度 7 を観測した地震後すぐに建物の状態を園長が確認。問題ないとの判断で周囲の被災者たちを受け入れた。園の保育士も近くに住んでいたため、避難してきた。その保育士を中心に、避難してきていた乳幼児たちの保育をすぐに再開。うわさを聞いて、益城町からも乳幼児を抱えた被災者が避難しに来た。 ②更衣室・授乳室等の設置 ・もともと更衣室や授乳室があり、プライバシーを守りやすい環境にあった。4 月 25 日から通常の保育業務を再開したが、行き場のない人に教室の一部を開放して、引き続き避難所として利用できる環境を維持した。
その他の課題	<地域とのつながりについて> ・従来から保護者、卒園者ほか地域住民、関係者等との結びつきが強く、利用者、近隣住民だけでなく、益城方面からの共働き家族の子どもの受け入れなど、幅広い受け入れが行われた。そのほか避難者、近隣の方々への炊き出しも実施。発災以前からの地域とのつながりが、

	独自の避難所運営に結びついていた。
	<避難所の開設について> ・避難所の開設に当たっては、公民館、コミュニティセンター等の規模で、調理等のできる設備を備えたような施設が適当ではないか。小学校規模になると、収容人数も多くなり、トイレやプライバシーの確保など、大変なことも多いと思われる。 ・保育園とか幼稚園に避難所としての機能を持たせ、ある程度の設備を備えること。そして、そういう意識を育てていくことも大事なのではないか。

応援自治体① 岐阜県	
団体名	岐阜県
実施日時	①平成 29 年 3 月 15 日（水）13:30~15:10 ②平成 29 年 3 月 16 日（木）17:00~18:00 平成 29 年 3 月 17 日（金）10:30~10:45
実施場所	①岐阜県庁 ②電話
先方出席者	①（派遣女性職員）商工労働部商工政策課、教育委員会事務局教育総務課 （2 名とも、4/25~4/29 の間現地で活動） 女性の活躍推進課 ②人事課、保健医療課、防災課
派遣の概要	（女性職員の派遣） 東日本大震災の際にも女性職員を派遣しており、その結果、避難所運営が円滑に行えたことや、女性職員の視点によるノウハウの蓄積が本県の防災対策を考える上でも有意義であったことから、今回の派遣においても積極的に女性を派遣することとした。 なお、保健師の派遣に当たっては男性事務職員を運転業務等、保健師の支援として配置した。 （派遣者選定の考え方） 避難所運営支援については、女性職員を積極的に派遣する方針のもとで募集を行い、人事課において人選を行った。 （派遣実績） 避難所運営支援のため、36 名（男性 15 名、女性 21 名）を派遣。 1 チーム 5 名程度とし、男女バランス良く編成した。 なお、派遣者には東日本大震災における支援活動の経験を有する者が一部いた。 派遣先は南阿蘇村（南阿蘇中学校、南阿蘇村役場白水庁舎）。
現地での対応状況 （避難所運営支援関係に限る。）	（女性職員の派遣環境） 当初は女性職員も避難所で寝泊まりする予定であったが、急遽近隣のホテルが再開することになったため、女性のみホテルに宿泊。その他、防犯面から女性職員に笛を持参させた。 なお、保健師の派遣にあたっては、男性の一般事務職員が同行し、派遣先までの運転及び現地での保健師業務の補助等を行った。 （避難所運営の状況） ヒアリングした女性職員の派遣時期では、他の自治体からの派遣職員は男性中心だった。指揮に当たる被災自治体の職員にも、女性が数名配置されていた。 避難所においては、食料、物資、衛生など、運営の統括部門も含めて 9 班編制。 避難者数はヒアリングした女性職員が派遣されていた時期では最大で 435 名。 ヒアリングした女性職員によると、 ・班編制において、女性による支援が必要な班への配置を打診された。 ・被災自治体の職員に女性がいたこともあり、女性であることを理由に発言や相談がしにくいといったことは無かった。 ・被災自治体との連携面において情報伝達ができない、意見が受け入れられないといったことはなく、良好な連携状況であった。 ・女性だからこそ気づける面もあり、女性職員の派遣は重要であると感じた。 （支援活動の事例） ヒアリングした女性職員が派遣されていた期間は、感染症対策のため、24 時間体制でトイレに職員を配置し、消毒等の指導に当たったが、男女とも人員が十分にいたため、男性用、女性用トイレとも人員を配置することができた。

	応援派遣の女性職員によって、高齢女性のトイレ介助をすることができたほか、女性被災者からの更衣室や姿見の設置といった要望を受けとめ、被災自治体と相談して設置を実現できた。
その他	(職員の支援体制) ヒアリングした女性職員によると、避難所において被災自治体の女性職員から、「自分も被災者なので、家の片付けや家事・育児等が気にかかる」という声があり、地元の職員自身も被災者であることに配慮が必要であると感じた。 (男女共同参画の視点からの研修の実施) 避難所運営の支援に従事した職員から、県庁職員を対象に支援活動の報告会を開催し、男女共同参画の視点を踏まえた問題点等について報告し、課題への認識の共有を図った。また、今回の取組で女性職員の派遣の重要性を再確認したことを踏まえ、地方公共団体の職員及び自主防災組織等を対象として女性と男性の視点で避難所運営を考えることをテーマとした防災啓発研修会を開催した。

応援自治体② 仙台市	
団体名	仙台市
実施日時	平成 29 年 3 月 16 日（木）①10:30～12:00、②15:00～15:45、③16:00～17:00
実施場所	仙台市役所
先方出席者	①危機管理課、防災計画課、減災推進課 ②男女共同参画課 ③（現地派遣女性職員）高齢企画課（5/4～5/12 の間現地で活動）
派遣の概要	（派遣実績） 避難所運営の支援は、3 回に分けて派遣。1、2 回目とも 26 名の職員を派遣しており、1、2 回目とも女性の派遣は 3 名。 （第 1 回目：4 月 26 日～5 月 4 日） （第 2 回目：5 月 4 日～11 日） （第 3 回目は避難所の集約時期に当たったため、小規模の派遣で女性の派遣はなし。） 派遣に当たってはベテランと若手を組むように編成。 派遣先（避難所運営支援）は熊本市北区内の避難所（全 11 箇所）。 （派遣者選定の考え方） 防災担当から庁内に対し、各局・区から 2～4 名で募集を実施。女性に限定した募集は行っていない。 （派遣に当たっての男女共同参画の視点の説明） 防災担当が開催した職員派遣の説明会において、男女共同参画担当課が避難所運営における男女共同参画の視点からの注意事項を記載した資料を配布し、職員に対し、男女共同参画の視点から活動に当たるよう依頼。 配布資料は、男女共同参画担当課と外郭団体の（公財）せんだい男女共同参画財団が連携して作成。資料には「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の抜粋やチェックシートを含め、発災直後に内閣府男女共同参画局が熊本県及び熊本市宛てに発出した通知の写し（HP 上で公開していたもの）も添付。 （平時からの男女共同参画の視点からの防災への取組） 東日本大震災の後、仙台市では指定避難所の担当課を割り振っている。毎年 4 月に避難所担当の職員を集めて説明会を実施しており、「男女共同参画の視点に立った避難所づくり」という内容も含まれる。説明会において、防災担当、男女共同参画担当といった各担当が説明を実施。同説明会の資料は前述の職員派遣の説明会においても配布。
現地での対応状況 （避難所運営支援関係に限る。）	（避難所運営の状況） ヒアリングした女性職員が派遣された避難所（植木文化センター）では、被災自治体職員 1 名、施設職員 3 名に加え、仙台市からの派遣職員 6 名程度で運営に当たった。このうち女性は仙台市からの派遣職員の 2 名であった。 派遣時期の避難者数は最大で 85 名。 派遣チームで協議し、常時避難所には運営に女性職員が配置されるようにした。 ヒアリングした女性職員によると、チェックシートなどの資料を避難所運営担当者に手交しようとしたが、同職員の派遣時期には、既に活用されており、授乳室などの環境が整備されていた。 （支援活動の事例） 派遣された女性職員が、生理用品を物資として配布するよりもトイレに置いた方がよいと考え、もう 1 人の女性職員とも相談してトイレに配置することとした。 また、女性の被災者から、避難所に履き物を脱ぐスペースがないとの意見を受け、避難所の入口付近に履き物を置くスペースを設置したが、女性職員にあえて声をかけたのは、生活に関わる細かいことだったので、男性職員には言いづらかったのではないかと感じたとのこと。 （支援活動に当たっての職員の意識） ヒアリングした女性職員によると、女性として役に立てることがあると意識はしていたが、男女共同参画の視点についての事前説明は有効で、こうした研修は大切だと感じたとのことだった。

	また、東日本大震災において、支援経験のある先輩女性職員から、被災地では性犯罪なども過去あったことから、身の回りに気を付けるようアドバイスを事前に受けたことが心強かったとのことだった。
その他	(防災部局における女性職員) 平成 19 年から防災業務に直接従事する女性職員を配置し始めた。熊本地震での物資支援に際して女性職員の意見によりほ乳瓶の洗浄用具等も送った。 (男女共同参画担当における平時の取組) 外郭団体の(公財)せんだい男女共同参画財団は、実際に避難所で起こった問題などを題材にして、多様性に配慮した避難所運営について考えるワークショッププログラム「仙台版防災ワークショップ みんなのための避難所作り」を開発し、地域の町内会などから要望があれば出かけて行ってワークショップを開いている。 防災だけでなく、日頃から地域で女性がリーダーシップを発揮できるように、エンパワーメントしていくことが大事だということで、今年度から仙台市と(公財)せんだい男女共同参画財団が共同で「女性と防災まちづくり 決める・動く」という研修を行っている。